

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2023年12月31日現在	
～2024年1月30日	2024年1月31日～
目次 第1章～第4章 (略) 第5章 契約 第1節 電話等利用契約 第7条～第12条 (略) 第12条の2 国際一般電話等サービスに係る利用限度額 …………… 18 第13条～第14条 (略) 第2節 (略) 第3節 携帯電話等国際利用契約 …………… 19 第14条の19 契約の単位 …………… 19 第14条の20 携帯電話等国際利用契約申込の方法 …………… 19 第14条の21 携帯電話等国際利用契約申込の承諾 …………… 19 第14条の22 国際一般電話等サービスの利用の一時中断 …………… 19 第14条の23 削除 第14条の24 携帯電話等国際利用権の譲渡 …………… 20 第14条の25 携帯電話等国際利用契約者が行う携帯電 話等国際利用契約の解除 …………… 20 第14条の26 当社が行う携帯電話等国際利用契約の解除 …………… 20 第14条の27 携帯電話等契約の解除等に伴う携帯電話 等国際利用契約の扱い …………… 20 第14条の28 利用限度額 …………… 20 第14条の29 その他の提供条件 …………… 21 第4節 他社直加入電話等国際利用契約 …………… 21 第14条の30 他社直加入電話等国際利用契約の締結等 …………… 21 第14条の31 国際一般電話等サービスの利用の一時中断 …………… 21 第14条の32 削除 第14条の33 他社直加入電話等国際利用権の譲渡 …………… 21 第14条の34 他社直加入電話等国際利用契約者が行う他 社直加入電話等国際利用契約の解除 …………… 22 第14条の35 当社が行う他社直加入電話等国際利用契約 の解除 …………… 21 第14条の36 他社直加入電話等契約の解除等に伴う他社 直加入電話等国際利用契約の取扱い …………… 22 第14条の37 国際一般電話等サービスに係る利用限度額 …………… 22 第2 その他の提供条件 …………… 22 第5節～第9節 (略) 第6章～第9章 (略) 第10章 通話 第1節～第4節 (略) 第5節 通話の取扱い等 第28条の2 国際通話の取扱い地域 …………… 33 第28条の3 デジタル通信モードによる国際通話 …………… 33 第28条の4 (略) 第11章 料金等 第1節 (略) 第2節 料金等の支払義務 第30条～第31条 (略) 第32条 同上 …………… 36 第33条～第34条 (略) 第35条 登録料の支払義務 …………… 37 第36条～第36条の2 (略) 第3節 (略) 第4節 保証金 第38条の2 携帯電話等国際利用契約又は契約者指定 番号発信サービス利用契約に係る保証金 …………… 38	目次 第1章～第4章 (略) 第5章 契約 第1節 電話等利用契約 第7条～第12条 (略) 第12条の2 削除 第13条～第14条 (略) 第2節 (略) 第3節 削除 第14条の19 削除 第14条の20 削除 第14条の21 削除 第14条の22 削除 第14条の23 削除 第14条の24 削除 第14条の25 削除 第14条の26 削除 第14条の27 削除 第14条の28 削除 第14条の29 削除 第4節 削除 第14条の30 削除 第14条の31 削除 第14条の32 削除 第14条の33 削除 第14条の34 削除 第14条の35 削除 第14条の36 削除 第14条の37 削除 第14条の38 削除 第5節～第9節 (略) 第6章～第9章 (略) 第10章 通話 第1節～第4節 (略) 第5節 通話の取扱い等 第28条の2 削除 第28条の3 削除 第28条の4 (略) 第11章 料金等 第1節 (略) 第2節 料金等の支払義務 第30条～第31条 (略) 第32条 削除 第33条～第34条 (略) 第35条 削除 第36条～第36条の2 (略) 第3節 (略) 第4節 保証金 第38条の2 契約者指定番号発信サービス利用契約に係る 保証金…………… 34

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2023年12月31日現在	
～2024年1月30日	2024年1月31日～
第38条の2の2～第38条の3 (略) 第5節 (略) 第12章～第13章 (略) 第14章 雑則 第42条の2～第44条の2 (略) 第44条の3 利用上の制限 …………… 43 第44条の4～第45条の2 (略) 第45条の3 携帯電話等国際利用契約者からの通知 …………… 44 第45条の4 他社直加入電話等国際利用契約者からの通知 …………… 44 第45条の5～第53条の3 (略) 第15章 (略) 別記 1～2の2 (略) 2の3 携帯電話等国際利用契約者の氏名等の変更の届出 …………… 49 2の3の2～13 (略) 料金表 通則～第4表 (略) 第5表 登録料 …………… 602 第6表～第7表 (略) 附則 (略)	第38条の2の2～第38条の3 (略) 第5節 (略) 第12章～第13章 (略) 第14章 雑則 第42条の2～第44条の2 (略) 第44条の3 削除 第44条の4～第45条の2 (略) 第45条の3 削除 第45条の4 削除 第45条の5～第53条の3 (略) 第15章 (略) 別記 1～2の2 (略) 2の3 削除 2の3の2～13 (略) 料金表 通則～第4表 (略) 第5表 削除 第6表～第7表 (略) 附則 (略)

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2023年12月31日現在																																																	
～2024年1月30日	2024年1月31日～																																																
第1章 総則 (約款の適用) 第1条 当社は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、条約附属国際電気通信規則（平成2年6月郵政省告示第408号）、国際海事衛星機構（インマルサット）に関する条約（昭和54年条約第5号）並びに電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき、この電話等サービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これにより電話サービス及び総合デジタル通信サービス（当社がこの約款以外の契約約款及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。以下「電話等サービス」といいます。）を提供します。 (注) 本条のほか、当社は、電話等サービスに附帯するサービス（当社がこの約款によらない契約を締結し、それにより提供するものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）を、この約款により提供します。 第2条～第2条の2 （略） (用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。 <table><tr><th>用 語</th><th>用 語 の 意 味</th></tr><tr><td>1～3の2 （略）</td><td>(略)</td></tr><tr><td>3の3 国際通話</td><td>通話のうち本邦と外国（インマルサットシステムに係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。））を含みます。）との間で行われるもの、及び本邦内で行われるもの（外国を経由して行われるものに限りません。）</td></tr><tr><td>3の4～7の2 （略）</td><td>(略)</td></tr><tr><td>7の3 国際電話等サービス</td><td>国際一般電話等サービス</td></tr><tr><td>8～12 （略）</td><td>(略)</td></tr><tr><td>12の2 携帯電話等国際利用契約</td><td>携帯電話設備を利用して、これにより当社から国際一般電話等サービスの提供を受けるための契約</td></tr><tr><td>12の3 携帯電話等国際利用契約者</td><td>当社とあらかじめ携帯電話等国際利用契約を締結している者</td></tr><tr><td>12の4 他社直加入電話等国際利用契約</td><td>他社直加入電話等設備を利用して、これにより当社から国際一般電話等サービスの提供を受けるための契約</td></tr><tr><td>12の5 他社直加入電話等国際利用契約者</td><td>当社とあらかじめ他社直加入電話等国際利用契約を締結している者</td></tr><tr><td>12の6～12の10 （略）</td><td>(略)</td></tr><tr><td>12の11 IP通信網サービス付加機能利用契約</td><td>IP電話設備を利用して、これにより当社から当社が別に定める付加機能の提供をうけるための契約 (注) 当社が別に定める付加機能契約とは、次の付加機能をいいます。 (1) 地域指定着信課金機能 (2) 地域指定特定番号着信機能 (3) 国際地域指定着信課金機能 (4) 削除</td></tr></table>	用 語	用 語 の 意 味	1～3の2 （略）	(略)	3の3 国際通話	通話のうち本邦と外国（ インマルサットシステムに係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。） ）を含みます。）との間で行われるもの、及び本邦内で行われるもの（外国を経由して行われるものに限りません。）	3の4～7の2 （略）	(略)	7の3 国際電話等サービス	国際一般電話等サービス	8～12 （略）	(略)	12の2 携帯電話等国際利用契約	携帯電話設備を利用して、これにより当社から国際一般電話等サービスの提供を受けるための契約	12の3 携帯電話等国際利用契約者	当社とあらかじめ携帯電話等国際利用契約を締結している者	12の4 他社直加入電話等国際利用契約	他社直加入電話等設備を利用して、これにより当社から国際一般電話等サービスの提供を受けるための契約	12の5 他社直加入電話等国際利用契約者	当社とあらかじめ他社直加入電話等国際利用契約を締結している者	12の6～12の10 （略）	(略)	12の11 IP通信網サービス付加機能利用契約	IP電話設備を利用して、これにより当社から当社が別に定める付加機能の提供をうけるための契約 (注) 当社が別に定める付加機能契約とは、次の付加機能をいいます。 (1) 地域指定着信課金機能 (2) 地域指定特定番号着信機能 (3) 国際地域指定着信課金機能 (4) 削除	第1章 総則 (約款の適用) 第1条 当社は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、条約附属国際電気通信規則（平成2年6月郵政省告示第408号）並びに電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき、この電話等サービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これにより電話サービス及び総合デジタル通信サービス（当社がこの約款以外の契約約款及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。以下「電話等サービス」といいます。）を提供します。 (注) 本条のほか、当社は、電話等サービスに附帯するサービス（当社がこの約款によらない契約を締結し、それにより提供するものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）を、この約款により提供します。 第2条～第2条の2 （略） (用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。 <table><tr><th>用 語</th><th>用 語 の 意 味</th></tr><tr><td>1～3の2 （略）</td><td>(略)</td></tr><tr><td>3の3 国際通話</td><td>通話のうち本邦と外国との間で行われるもの、及び本邦内で行われるもの（外国を経由して行われるものに限りません。）</td></tr><tr><td>3の4～7の2 （略）</td><td>(略)</td></tr><tr><td>7の3 削除</td><td>削除</td></tr><tr><td>8～12 （略）</td><td>(略)</td></tr><tr><td>12の2 削除</td><td>削除</td></tr><tr><td>12の3 削除</td><td>削除</td></tr><tr><td>12の4 削除</td><td>削除</td></tr><tr><td>12の5 削除</td><td>削除</td></tr><tr><td>12の6～12の10 （略）</td><td>(略)</td></tr><tr><td>12の11 IP通信網サービス付加機能利用契約</td><td>IP電話設備を利用して、これにより当社から当社が別に定める付加機能の提供をうけるための契約 (注) 当社が別に定める付加機能契約とは、次の付加機能をいいます。 (1) 地域指定着信課金機能 (2) 地域指定特定番号着信機能 (3) 削除 (4) 削除</td></tr></table>	用 語	用 語 の 意 味	1～3の2 （略）	(略)	3の3 国際通話	通話のうち本邦と外国との間で行われるもの、及び本邦内で行われるもの（外国を経由して行われるものに限りません。）	3の4～7の2 （略）	(略)	7の3 削除	削除	8～12 （略）	(略)	12の2 削除	削除	12の3 削除	削除	12の4 削除	削除	12の5 削除	削除	12の6～12の10 （略）	(略)	12の11 IP通信網サービス付加機能利用契約	IP電話設備を利用して、これにより当社から当社が別に定める付加機能の提供をうけるための契約 (注) 当社が別に定める付加機能契約とは、次の付加機能をいいます。 (1) 地域指定着信課金機能 (2) 地域指定特定番号着信機能 (3) 削除 (4) 削除
用 語	用 語 の 意 味																																																
1～3の2 （略）	(略)																																																
3の3 国際通話	通話のうち本邦と外国（ インマルサットシステムに係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。） ）を含みます。）との間で行われるもの、及び本邦内で行われるもの（外国を経由して行われるものに限りません。）																																																
3の4～7の2 （略）	(略)																																																
7の3 国際電話等サービス	国際一般電話等サービス																																																
8～12 （略）	(略)																																																
12の2 携帯電話等国際利用契約	携帯電話設備を利用して、これにより当社から国際一般電話等サービスの提供を受けるための契約																																																
12の3 携帯電話等国際利用契約者	当社とあらかじめ携帯電話等国際利用契約を締結している者																																																
12の4 他社直加入電話等国際利用契約	他社直加入電話等設備を利用して、これにより当社から国際一般電話等サービスの提供を受けるための契約																																																
12の5 他社直加入電話等国際利用契約者	当社とあらかじめ他社直加入電話等国際利用契約を締結している者																																																
12の6～12の10 （略）	(略)																																																
12の11 IP通信網サービス付加機能利用契約	IP電話設備を利用して、これにより当社から当社が別に定める付加機能の提供をうけるための契約 (注) 当社が別に定める付加機能契約とは、次の付加機能をいいます。 (1) 地域指定着信課金機能 (2) 地域指定特定番号着信機能 (3) 国際地域指定着信課金機能 (4) 削除																																																
用 語	用 語 の 意 味																																																
1～3の2 （略）	(略)																																																
3の3 国際通話	通話のうち本邦と外国との間で行われるもの、及び本邦内で行われるもの（外国を経由して行われるものに限りません。）																																																
3の4～7の2 （略）	(略)																																																
7の3 削除	削除																																																
8～12 （略）	(略)																																																
12の2 削除	削除																																																
12の3 削除	削除																																																
12の4 削除	削除																																																
12の5 削除	削除																																																
12の6～12の10 （略）	(略)																																																
12の11 IP通信網サービス付加機能利用契約	IP電話設備を利用して、これにより当社から当社が別に定める付加機能の提供をうけるための契約 (注) 当社が別に定める付加機能契約とは、次の付加機能をいいます。 (1) 地域指定着信課金機能 (2) 地域指定特定番号着信機能 (3) 削除 (4) 削除																																																

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2023年12月31日現在			
～2024年1月30日		2024年1月31日～	
12の13～12の15 (略) 13 電話等サービス契約 14 契約者 15～23 (略) 23の2 国際公衆電話設備 24～27の4 (略) 28 無線呼出し設備 29 陸上移動無線データ通信設備 30 (略) 30の2 携帯利用回線 30の3 他社直加入電話等利用回線 30の4～32 (略) 32 利用回線等 33～36 (略)	12の13～12の15 (略) 電話等利用契約、携帯電話等国際利用契約、他社直加入電話等国際利用契約、他社直収電話等付加機能利用契約、緊急通報用電話契約、I P通信網サービス付加機能利用契約、又は契約者指定番号発信サービス利用契約 電話等利用契約者、携帯電話等国際利用契約者、他社直加入電話等国際利用契約者、他社直収電話等付加機能利用契約者、緊急通報用電話契約者、I P通信網サービス付加機能利用契約者、又は契約者指定番号発信サービス利用契約者 (略) 公衆電話設備のうち国際電話等サービスを利用することができるもの (略) 無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第49条の5に規定する無線呼出しを行う協定事業者の契約約款等で規定する契約に基づいて設置される電気通信設備 無線設備規則第49条の13に規定する陸上移動無線データ通信を行う協定事業者の契約約款等で規定する契約に基づいて設置される電気通信設備 (略) 携帯電話設備であって、携帯電話等国際利用契約に基づいて当社が提供する国際一般電話等サービスを利用するために使用されるもの 他社直加入電話等設備であって、他社直加入電話等国際利用契約に基づいて当社が提供する国際一般電話等サービスを利用するために使用されるもの (略) (1) 加入電話等設備、公衆電話設備、固定端末系伝送路設備、携帯電話設備、他社直加入電話等設備、無線呼出し設備、陸上移動無線データ通信設備、I P電話設備及び当社又は協定事業者が必要により設置する電気通信設備 (2) (略) (略)	12の13～12の15 (略) 13 電話等サービス契約 14 契約者 15～23 (略) 23の2 削除 24～27の4 (略) 28 削除 29 削除 30 (略) 30の2 削除 30の3 削除 30の4～32 (略) 32 利用回線等 33～36 (略)	12の13～12の15 (略) 電話等利用契約、他社直収電話等付加機能利用契約、緊急通報用電話契約、I P通信網サービス付加機能利用契約、又は契約者指定番号発信サービス利用契約 電話等利用契約者、他社直収電話等付加機能利用契約者、緊急通報用電話契約者、I P通信網サービス付加機能利用契約者、又は契約者指定番号発信サービス利用契約者 (略) 削除 削除 (略) 削除 削除 (略) 削除 削除 (略) (1) 加入電話等設備、公衆電話設備、固定端末系伝送路設備、携帯電話設備、他社直加入電話等設備、I P電話設備及び当社又は協定事業者が必要により設置する電気通信設備 (2) (略) (略)
第4条～第4条の2 (略) (一般電話等サービスの種類)		第4条～第4条の2 (略) (一般電話等サービスの種類)	
第4条の3 一般電話等サービスには次の種類があります。		第4条の3 一般電話等サービスには次の種類があります。	
種 類	内 容	種 類	内 容
国内一般電話等サービス	(略)	国内一般電話等サービス	(略)
国際一般電話等サービス	一般電話等サービスのうち、本邦と外国との間で提供されるもの及び、本邦内で提供されるもの（外国を経由して提供されるものに限ります。）		

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2023年12月31日現在															
～2024年1月30日	2024年1月31日～														
第4条の4～第4条の5 （略） 第3章 電話等サービスを利用するための電気通信設備等 （電話等サービスを利用するための電気通信設備等） 第5条 当社が提供する電話等サービスは、当社が別に定める電気通信設備により利用することができます。 （注）当社が別に定める電気通信設備は、次のとおりとします。 (1)～(8) （略） (9) 無線呼出し設備 (10) 陸上移動無線データ通信設備 (11) （略） 2 当社が提供する国際電話等サービスは、当社が別に定める電気通信設備により利用することができます。 （注）当社が別に定める電気通信設備は、次のとおりとします。 (1) 加入電話等設備 (2) 削除 (3) 国際公衆電話設備 (4) 携帯電話設備 (5) 削除 (6) 他社直加入電話等設備 (7) 固定端末系伝送路設備（総合ディジタル通信サービスによるものに限ります。） 3 前2項において、次の電気通信設備により電話等サービスを利用する場合は、あらかじめ当社と次の契約を締結する必要があります。 <table><tr><th>電気通信設備</th><th>契 約</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 4 2項において、次の電気通信設備により国際一般電話等サービスを利用する場合は、あらかじめ当社と次の契約を締結する必要があります。 <table><tr><th>電気通信設備</th><th>契 約</th></tr><tr><td>携帯電話設備</td><td>携帯電話等国際利用契約</td></tr><tr><td>他社直加入電話等設備</td><td>他社直加入電話等国際利用契約</td></tr></table> 5～7 （略） 第6条～第12条 （略） （国際一般電話等サービスに係る利用限度額） 第12条の2 当社は、電話等利用契約者が次のいずれかに該当する場合は、利用限度額（電話等利用契約者が当社に支払うべき国際一般電話等サービスの料金等の累積額（既に当社に支払われた金額を除きます。）に係る限度額をいいます。）を設定することがあります。 ただし、電話等利用契約者が、国の機関、地方公共団体その他当社が別に定める者である場合には、この限りではありません。 (1) 過去の利用実績に照らし、著しく利用が増加し又は増加することが予想される者 (2) 電話等サービスの料金等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある者 2 前項の規定にもとづいて利用限度額を設定した場合、当社は契約者にその利用限度額を通知します。この場合、第47条（協定事業者からの通知）の規定により特定協定事業者から通知を受けた住所等への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。 3 利用限度額は、当社が別に定める額とします。 4 当社は、国際一般電話等サービスの料金等の累計額が利用限度額を超えたときは、その電話等利用契約に係る国際一般電話等サービスの提供を行わないことがあります。 5 電話等利用契約者は、利用限度額を超える部分の料金等についても、第31条（通話に関する料金の支払義務）の規定を免れないものとします。	電気通信設備	契 約	(略)	(略)	電気通信設備	契 約	携帯電話設備	携帯電話等国際利用契約	他社直加入電話等設備	他社直加入電話等国際利用契約	第4条の4～第4条の5 （略） 第3章 電話等サービスを利用するための電気通信設備等 （電話等サービスを利用するための電気通信設備等） 第5条 当社が提供する電話等サービスは、当社が別に定める電気通信設備により利用することができます。 （注）当社が別に定める電気通信設備は、次のとおりとします。 (1)～(8) （略） (9) 削除 (10) 削除 (11) （略） 2 削除 3 第1項において、次の電気通信設備により電話等サービスを利用する場合は、あらかじめ当社と次の契約を締結する必要があります。 <table><tr><th>電気通信設備</th><th>契 約</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 4 削除 5～7 （略） 第6条～第12条 （略） 第12条の2 削除	電気通信設備	契 約	(略)	(略)
電気通信設備	契 約														
(略)	(略)														
電気通信設備	契 約														
携帯電話設備	携帯電話等国際利用契約														
他社直加入電話等設備	他社直加入電話等国際利用契約														
電気通信設備	契 約														
(略)	(略)														

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2023年12月31日現在	
～2024年1月30日	2024年1月31日～
<u>（注1）本条第1項に規定する当社が別に定める者は、国又は地方公共団体に準ずる機関等とします。</u> <u>（注2）本条第3項に規定する当社が別に定める額は、10万円とします。</u> 第13条～第14条の18 （略） 第3節 <u>携帯電話等国際利用契約</u> <u>（契約の単位）</u> 第14条の19 当社は、携帯電話等契約（楽天モバイル株式会社に係るものを除きます。以下、本約款において携帯電話等国際利用契約については同じとします。）1契約ごとに1の携帯電話等国際利用契約を締結します。この場合、携帯電話等国際利用契約者は、1の携帯電話等国際利用契約につき1人に限ります。 <u>（携帯電話等国際利用契約申込の方法）</u> 第14条の20 携帯電話等国際利用契約の申込をしようとするときは、当社が指定する方法により申込みを行っていただきます。 <u>（携帯電話等国際利用契約申込の承諾）</u> 第14条の21 当社は、携帯電話等国際利用契約の申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。 <u>2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その携帯電話等国際利用契約の申込を承諾しないことがあります。</u> <u>（1）携帯電話等国際利用契約の申込をした者が、携帯利用回線について移動電話会社と契約を締結している者と同じの者とならないとき。</u> <u>（2）携帯電話等国際利用契約の申込をした者が電話等サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</u> <u>（3）その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。</u> <u>（国際一般電話等サービスの利用の一時中断）</u> 第14条の22 当社は携帯電話等国際利用契約者から請求があったときは、国際一般電話等サービスの利用の一時中断（その携帯電話設備により国際一般電話等サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします）を行ないます。 第14条の23 削除 <u>（携帯電話等国際利用権の譲渡）</u> 第14条の24 携帯利用権（携帯電話等国際利用契約者が携帯電話等国際利用契約に基づいて国際一般電話等サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）は、譲渡できません。 <u>（携帯電話等国際利用契約者が行う携帯電話等国際利用契約の解除）</u> 第14条の25 携帯電話等国際利用契約者は、携帯電話等国際利用契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社が指定する電話等サービス取扱所に書面により届け出ていただきます。 <u>（当社が行う携帯電話等国際利用契約の解除）</u> 第14条の26 当社は、第20条（利用停止）第1項の規定により国際一般電話等サービスの利用を停止された携帯利用契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その携帯電話等国際利用契約を解除することがあります。 <u>2 当社は、携帯電話等国際利用契約者が第20条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、国際一般電話等サービスの利用停止をしないでその携帯電話等国際利用契約を解除することがあります。</u> <u>3 当社は、前2項の規定により携帯電話等国際利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ携帯電話等国際利用契約者にそのことを通知します。この場合、第47条（協定事業者からの通知）の規定により協定事業者から通知を受けた住所等への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。</u> <u>（携帯電話等契約の解除等に伴う携帯電話等国際利用契約の扱い）</u> 第14条の27 当社は、携帯電話等国際利用契約者からその携帯電話等国際利用契約に係る携帯利用回線について、次に該当する場合、その携帯電話等国際利用契約を解除します。 <u>（1）利用休止をした旨の届出があったとき若しくは当社がその事実を知ったとき</u> <u>（2）契約の解除の届出があったとき若しくは当社がその事実を知ったときから、国際</u>	第13条～第14条の18 （略） 第3節 削除 第14条の19 削除 第14条の20 削除 第14条の21 削除 第14条の22 削除 第14条の23 削除 第14条の24 削除 第14条の25 削除 第14条の26 削除 第14条の27 削除

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2023年12月31日現在	
～2024年1月30日	2024年1月31日～
<u>通話料金の月間累計額の合計が連続する2の料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）において発生していないことを当社が確認した場合</u> <u>2 当社は、携帯電話等国際利用契約者とその携帯電話等国際利用契約に係る携帯利用回線について移動電話会社と契約を締結している者が同一の者でないことについて、その事実を知ったときは、その携帯電話等国際利用契約を解除することがあります。</u> <u>3 当社は、携帯電話等国際利用契約が移動電話会社の携帯電話等サービス契約約款等に定めるところにより、携帯電話等利用権（携帯電話等契約者（移動電話会社と携帯電話等契約を締結した者をいいます。以下同じとします。）がその携帯電話等契約に基づき、移動電話会社の電気通信サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡をし、移動電話会社の承認を受けたときは、その携帯電話等国際利用契約を解除したものとします。</u> <u>4 当社は、前3項の規定により携帯電話等国際利用契約が解除されたにもかかわらず、携帯電話等国際利用契約者が第45条の3（携帯電話等国際利用契約者からの通知）に規定する通知を怠った場合には、その携帯電話設備より行われた国際一般電話等サービスに係る料金をその携帯電話等国際利用契約者に支払っていただくことがあります。</u> <u>（利用限度額）</u> 第14条の28 <u>当社は、携帯電話等国際利用契約者が当社に支払うべき国際一般電話等サービスの料金等の累積額（既に当社に支払われた金額を除きます。）について限度額（以下この条において「利用限度額」といいます。）を定めることがあります。</u> <u>この場合当社は、その旨を携帯電話等国際利用契約者に通知します。</u> <u>2 利用限度額は、当社が別に定める額とします。</u> <u>3 当社は、第1項に定める国際一般電話等サービスの料金等の累積額が利用限度額を超えたときは、その携帯電話等国際利用契約に係る国際一般電話等サービスの提供を行わないことがあります。</u> <u>4 携帯電話等国際利用契約者は、利用限度額を超える部分の料金等についても、第31条（通話に関する料金の支払義務）の規定の適用を免れないものとします。</u> <u>（注1）本条第2項に規定する当社が別に定める額は、5万円とします。</u> <u>（その他の提供条件）</u> 第14条の29 <u>携帯電話等国際利用契約に関するその他の提供条件については、別記2及び別記2の3に定めるところによります。</u> 第4節 他社直加入電話等国際利用契約 <u>（他社直加入電話等国際利用契約の締結等）</u> 第14条の30 <u>他社直加入電話等契約を締結したときは、その他社直加入電話等契約者（他社直加入電話等会社と他社直加入電話等契約を締結した者をいいます。以下同じとします。）は、当社と他社直加入電話等国際利用契約を締結したこととなります。ただし、その他社直加入電話等契約の申込が承諾された際、他社直加入電話等国際利用契約を締結しない旨の意思表示をした者については、この限りではありません。</u> <u>2 前項ただし書きその他この約款中の規定により、現に当社と他社直加入電話等国際利用契約を締結していない者（他社直加入電話等契約者に限ります。）が国際一般電話等サービスを利用しようとするときは、あらかじめその旨を当社が指定する電話等サービス取扱所に申込み、他社直加入電話等国際利用契約を締結していただきます。</u> <u>ただし、次の場合には、当社はその他社直加入電話等国際利用契約の申込を承諾しないことがあります。</u> <u>（1）その申込に係る契約者名と他社直加入電話等契約に係る契約者名が異なるとき。</u> <u>（2）その申込をした者が電話等サービスの料金又は工事に関する費用の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</u> <u>（3）その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。</u> <u>3 他社直加入電話等国際利用契約の申込をした者は、当社が前項第1号に係る確認を行うため、他社直加入電話等国際利用契約に係る契約者名を他社直加入電話等会社に照会することを承認していただきます。</u> <u>（国際一般電話等サービスの利用の一時中断）</u> 第14条の31 <u>当社は、他社直加入電話等国際利用契約者から請求があったときは、国際</u>	第14条の28 <u>削除</u> 第14条の29 <u>削除</u> 第4節 <u>削除</u> 第14条の30 <u>削除</u> 第14条の31 <u>削除</u>

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2023年12月31日現在	
～2024年1月30日	2024年1月31日～
<u>一般電話等サービスの利用の一時中断（その他社直加入電話等設備により国際一般電話等サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします）を行います。</u> 第14条の32 削除 <u>（他社直加入電話等国際利用権の譲渡）</u> 第14条の33 <u>他社直加入電話等国際利用権（他社直加入電話等国際利用契約者がその他社直加入電話等国際利用契約に基づき、当社の国際一般電話等サービスを利用する権利をいいます。以下同じとします。）は譲渡できません。</u> <u>（他社直加入電話等国際利用契約者が行う他社直加入電話等国際利用契約の解除）</u> 第14条の34 <u>他社直加入電話等国際利用契約者は、他社直加入電話等国際利用契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社が指定する電話等サービス取扱所に書面により通知していただきます。</u> <u>（当社が行う他社直加入電話等国際利用契約の解除）</u> 第14条の35 <u>当社は、第20条（利用停止）第1項の規定により国際一般電話等サービスの利用を停止された他社直加入電話等国際利用契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その他社直加入電話等国際利用契約を解除することがあります。</u> <u>2 当社は、他社直加入電話等国際利用契約者が第20条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、国際一般電話等サービスの利用停止をしないでその他社直加入電話等国際利用契約を解除することがあります。</u> <u>3 当社は、前2項の規定により、その他社直加入電話等国際利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ他社直加入電話等国際利用契約者にそのことを通知します。この場合、第47条（協定事業者からの通知）の規定により協定事業者から通知を受けた住所等への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。</u> <u>（他社直加入電話等契約の解除等に伴う他社直加入電話等国際利用契約の取扱い）</u> 第14条の36 <u>当社は、他社直加入電話等国際利用契約者から他社直加入電話等国際利用契約に係る他社直加入電話等契約を解除をした旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その他社直加入電話等国際利用契約を解除します。</u> <u>（国際一般電話等サービスに係る利用限度額）</u> 第14条の37 <u>当社は、他社直加入電話等国際利用契約者が次のいずれかに該当する場合は、利用限度額（他社直加入電話等国際利用契約者が当社に支払うべき国際一般電話等サービスの料金等の累積額（既に当社に支払われた金額を除きます。）に係る限度額をいいます。）を設定することがあります。</u> <u>ただし、他社直加入電話等国際利用契約者が、国の機関、地方公共団体その他当社が別に定める者である場合には、この限りではありません。</u> <u>（1）過去の利用実績に照らし、著しく利用が増加し又は増加することが予想される者</u> <u>（2）電話等サービスの料金等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある者</u> <u>2 前項の規定にもとづいて利用限度額を設定した場合、当社は契約者にその利用限度額を通知します。この場合、第47条（協定事業者からの通知）の規定により協定事業者から通知を受けた住所等への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。</u> <u>3 利用限度額は、当社が別に定める額とします。</u> <u>4 当社は、国際一般電話等サービスの料金等の累計額が利用限度額を超えたときは、その他社直加入電話等国際利用契約に係る国際一般電話等サービスの提供を行わないことがあります。</u> <u>5 他社直加入電話等国際利用契約者は、利用限度額を超える部分の料金等についても、第31条（通話に関する料金の支払義務）の規定を免れないものとします。</u> <u>（注1）本条第1項に規定する当社が別に定める者は、国又は地方公共団体に準ずる機関等とします。</u> <u>（注2）本条第3項に規定する当社が別に定める額は、10万円とします。</u> <u>（その他の提供条件）</u> 第14条の38 <u>他社直加入電話等国際利用契約に関するその他の提供条件については、別記2に定めるところによります。</u> 第14条の39～第16条 （略）	第14条の32 削除 第14条の33 削除 第14条の34 削除 第14条の35 削除 第14条の36 削除 第14条の37 削除 第14条の38 削除 第14条の39～第16条 （略）

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2023年12月31日現在	
～2024年1月30日	2024年1月31日～
(利用権の譲渡があった場合等の取扱い) 第17条 (略) 2 (略) 3 当社は、契約者から利用回線、他社直加入電話等利用回線又は他社直収電話等利用回線について電話番号又は契約者回線番号の変更があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その利用回線に係る付加機能を廃止します。ただし、あらかじめ第45条（電話等利用契約者からの通知）、第45条の4（他社直加入電話等国际利用契約者からの通知）又は第45条の5（他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知）に規定する通知があったときは、この限りではありません。 第18条～第19条 (略) (利用停止) 第20条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内に当社が定める期間（その電話等サービスに係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった電話等サービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この項において同じとします。）を、第11章（料金等）第2節（料金等の支払義務）各条の規定に基づきその請求を行った当社、協定事業者又は請求事業者に支払わないときは、その料金その他の債務がその請求を行った当社、協定事業者又は請求事業者に支払われるまでの間）、その電話等サービスの利用を停止することがあります。 (1) (略) (2) (略) (3) 携帯電話等国际利用契約者が、携帯電話等国际利用申込、携帯電話等国际利用契約者の地位の承継の届出又は携帯電話等国际利用契約者の氏名等の変更の届出の際に、その者の氏名若しくは商号又は住所若しくは居所に関し事実と反する申告を行なったことにより、当社の電話等サービスの料金収納業務に著しく支障を及ぼすとき。 (4)～(8) (略) 2 前項に規定するほか、当社は、契約者が次に掲げる事項（当社が別に定める規定に係るものに限り、）について、事実を告げず、又は不実のことを告げる こと等により、当社が別に定める書面を当社の責によらず交付（当社が別に定める場合に限り、）することができない場合、その契約者に対し、当該事項の確認を行うことがあります。この場合において、連絡がつかない等の理由により、料金 について支払を怠るおそれがあると当社が判断した場合は、6か月以内に当社が定める期間、その電話等サービスの利用を停止することがあります。 (1) 契約者の氏名又は名称 (2) 契約者の住所又は居所 (3) その他電話等サービスの提供に必要な事項 3～5 (略) （注1）本条第2項の当社が別に定める規定は、第14条の20（携帯電話等国际利用契約申込の方法）、第14条の24（携帯電話等国际利用権の譲渡）、別記2（契約者の地位の承継）及び別記2の3（携帯電話等国际利用契約者の氏名等の変更の届出）とします。 （注2）本条第2項の当社が別に定める書面は、事業法第26条の2（書面交付）の規定に基づき当社が交付する書面とします。 （注3）本条第2項の当社が別に定める場合は、当社が郵便、信書便、電報その他の対面することなく書面を交付する手段で交付した書面が到達する場合とします。 第20条の2～第21条 (略) (通話の種類等) 第22条 国内通話の種類は、料金表第1表第2（通話に関する料金）に定めるところによります。 2 削除 3 国際通話の種類は、料金表第1表第2に定めるところによります。 第22条の2～第28条 (略)	(利用権の譲渡があった場合等の取扱い) 第17条 (略) 2 (略) 3 当社は、契約者から利用回線、他社直加入電話等利用回線又は他社直収電話等利用回線について電話番号又は契約者回線番号の変更があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その利用回線に係る付加機能を廃止します。ただし、あらかじめ第45条（電話等利用契約者からの通知）又は第45条の5（他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知）に規定する通知があったときは、この限りではありません。 第18条～第19条 (略) (利用停止) 第20条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内に当社が定める期間（その電話等サービスに係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった電話等サービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この項において同じとします。）を、第11章（料金等）第2節（料金等の支払義務）各条の規定に基づきその請求を行った当社、協定事業者又は請求事業者に支払わないときは、その料金その他の債務がその請求を行った当社、協定事業者又は請求事業者に支払われるまでの間）、その電話等サービスの利用を停止することがあります。 (1) (略) (2) (略) (3) 削除 (4)～(8) (略) 2 削除 3～5 (略) 第20条の2～第21条 (略) (通話の種類等) 第22条 国内通話の種類は、料金表第1表第2（通話に関する料金）に定めるところによります。 2 削除 3 削除 第22条の2～第28条 (略)

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2023年12月31日現在																					
～2024年1月30日	2024年1月31日～																				
第5節 通話の取扱い等 (国際通話の取扱い地域) 第28条の2 国際通話の取扱い地域は、料金表第1表第2（通話に関する料金）に定めるところによります。 (デジタル通信モードによる国際通話) 第28条の3 当社は、電話等利用契約者（総合デジタル通信設備に係る者に限ります。以下この条において同じとします。）、他社直加入電話等国際利用契約者（他社直加入電話等設備（総合デジタル通信サービスに係るものに限ります。）に係る者に限ります。）に対して、次の場合を除き料金表第1表第2（通話に関する料金）に規定するデジタル通信モードによる国際通話を提供します。 (1) デジタル通信モードによる国際通話の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。 第28条の4 （略） 第11章 料金等 第1節 料金及び工事に関する費用 (料金及び工事に関する費用) 第29条 （略） 2 （略） 3 （略） 4 当社が提供する電話等サービスの登録に関する料金は、第35条（登録料の支払い義務）に規定する登録料とし、料金表第5表（登録料）に定めるところによります。 第30条～第30条の2 （略） (通話に関する料金の支払義務) 第31条 （略） <table><tr><th>区 別</th><th>支払いを要する者</th></tr><tr><td>1～3 （略）</td><td>(略)</td></tr><tr><td>4 携帯電話設備から行なった国際通話（その携帯電話設備に係る携帯電話等国際利用契約者以外の者が行なった国際通話を含みます。）</td><td>その携帯電話設備に係る携帯電話等国際利用契約者</td></tr><tr><td>5 他社直加入電話等設備から行なった国際通話（その他社直加入電話等設備に係る他社直加入電話等国際利用契約者以外の者が行なった国際通話を含みます。）</td><td>その他社直加入電話等設備に係る他社直加入電話等国際利用契約者</td></tr><tr><td>6～8 （略）</td><td>(略)</td></tr></table> 2 契約者は、ダイヤル通話（通話の相手の契約者回線等までの接続が自動的に行われる通話をいいます。以下同じとします。）又は国際通話の料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表第2に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。 3～5 （略） 第32条 陸上移動無線データ通信設備から通話を行った者は、当社が測定した通話時間と料金表第1表第2（通話に関する料金）の規定とに基づいて算定した通話に関する料金の支払いを要します。 ただし、当社又は協定事業者の付加機能等を利用して行った通話に関する料金について、料金表第1表第1（基本料金）又は同表第2に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。 2 当社は、前項のダイヤル通話の料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、前条第2項の規定に準じて取り扱います。 3 陸上移動無線データ通信設備から通話を行った者は、前項の規定に基づき当社が算定したその通話に関する料金に係る債権を当社がその陸上移動無線データ通信設備を設置する協定事業者に譲渡することを承認していただきます。この場合、当社及び協定事業者は、その通話の利用者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものと	区 別	支払いを要する者	1～3 （略）	(略)	4 携帯電話設備から行なった国際通話（その携帯電話設備に係る携帯電話等国際利用契約者以外の者が行なった国際通話を含みます。）	その携帯電話設備に係る携帯電話等国際利用契約者	5 他社直加入電話等設備から行なった国際通話（その他社直加入電話等設備に係る他社直加入電話等国際利用契約者以外の者が行なった国際通話を含みます。）	その他社直加入電話等設備に係る他社直加入電話等国際利用契約者	6～8 （略）	(略)	第5節 通話の取扱い等 第28条の2 削除 第28条の3 削除 第28条の4 （略） 第11章 料金等 第1節 料金及び工事に関する費用 (料金及び工事に関する費用) 第29条 （略） 2 （略） 3 （略） 4 削除 第30条～第30条の2 （略） (通話に関する料金の支払義務) 第31条 （略）。 <table><tr><th>区 別</th><th>支払いを要する者</th></tr><tr><td>1～3 （略）</td><td>(略)</td></tr><tr><td>4 削除</td><td>削除</td></tr><tr><td>5 削除</td><td>削除</td></tr><tr><td>6～8 （略）</td><td>(略)</td></tr></table> 2 契約者は、ダイヤル通話（通話の相手の契約者回線等までの接続が自動的に行われる通話をいいます。以下同じとします。）の料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表第2に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。 3～5 （略） 第32条 削除	区 別	支払いを要する者	1～3 （略）	(略)	4 削除	削除	5 削除	削除	6～8 （略）	(略)
区 別	支払いを要する者																				
1～3 （略）	(略)																				
4 携帯電話設備から行なった国際通話（その携帯電話設備に係る携帯電話等国際利用契約者以外の者が行なった国際通話を含みます。）	その携帯電話設備に係る携帯電話等国際利用契約者																				
5 他社直加入電話等設備から行なった国際通話（その他社直加入電話等設備に係る他社直加入電話等国際利用契約者以外の者が行なった国際通話を含みます。）	その他社直加入電話等設備に係る他社直加入電話等国際利用契約者																				
6～8 （略）	(略)																				
区 別	支払いを要する者																				
1～3 （略）	(略)																				
4 削除	削除																				
5 削除	削除																				
6～8 （略）	(略)																				

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2023年12月31日現在	
～2024年1月30日	2024年1月31日～
します。 <u>4 前項の規定により、債権を譲渡することとなる通話の料金に関するその他の取扱いについては、この約款の規定にかかわらず、陸上移動無線データ通信設備を設置する協定事業者の契約約款等に定めるところによります。</u> 第33条～第34条 （略） <u>（登録料の支払義務）</u> 第35条 契約者は、当社が別に定める付加機能の利用の申込をし、その承諾を受けたときは、料金表第5表（登録料）に規定する登録料の支払いを要します。 <u>ただし、その付加機能の利用に係る手続きの着手前にその申込の取消があった場合（料金表第1表第1（基本料金）に別段の定めがある場合を除きます。）は、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社はその料金を返還します。</u> <u>（注）本条に規定する当社が別に定める付加機能は料金表第1表第1に規定する国際地域指定着信課金機能とします。</u> 第36条～第38条 （略） 第4節 保証金 <u>（携帯電話等国際利用契約又は契約者指定番号発信サービス利用契約に係る保証金）</u> 第38条の2 当社は、<u>携帯電話等国際利用契約者又は</u>契約者指定番号発信サービス（グループ発信サービスに限ります。以下、この項において同じとします。）利用契約者が次のいずれかに該当する場合は、その者の<u>携帯電話等国際利用契約に係る国際一般電話等サービス又は</u>契約者指定番号発信サービス利用契約に係る契約者指定番号発信サービスの提供の条件として、保証金を預け入れていただくことがあります。 ただし、<u>携帯電話等国際利用契約者又は</u>契約者指定番号発信サービス利用契約者が、国の機関、地方公共団体その他当社が別に定める者である場合は、この限りではありません。 （1）新規に<u>携帯電話等国際利用契約又は</u>契約者指定番号発信サービス利用契約を締結した者又は利用休止を行っていた携帯利用回線について利用の再開をした者 （2）～（3） （略） 2～3 （略） （注1） （略） （注2）本条第2項に規定する当社が別に定める額は次のとおりとします。 ア <u>携帯電話等国際利用契約に係るもの</u> <u>1万円、3万円、5万円、又は10万円以上（10万円を超える場合は10万円単位とします。）とし、携帯電話等国際利用契約者にその者の予想月額料金に応じて選択していただきます。</u> イ （略） （注3） （略） 第38条の2の2 （略） <u>（保証金の返還）</u> 第38条の3 当社は、次のいずれかに該当する場合は、保証金をその契約者に返還します。 ただし、その契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。 （1） （略） （2）保証金の預け入れのある<u>携帯電話等国際利用契約又は</u>契約者指定番号発信サービス（グループ発信サービスに限ります。以下、この項において同じとします。）利用契約について、利用の一時中断又は契約の解除があったとき。 （3）～（4） （略） 第39条～第41条 （略） <u>（免責）</u> 第42条 削除 2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、	第33条～第34条 （略） 第35条 <u>削除</u> 第36条～第38条 （略） 第4節 保証金 <u>（契約者指定番号発信サービス利用契約に係る保証金）</u> 第38条の2 当社は、契約者指定番号発信サービス（グループ発信サービスに限ります。以下、この項において同じとします。）利用契約者が次のいずれかに該当する場合は、その者の契約者指定番号発信サービス利用契約に係る契約者指定番号発信サービスの提供の条件として、保証金を預け入れていただくことがあります。 ただし、契約者指定番号発信サービス利用契約者が、国の機関、地方公共団体その他当社が別に定める者である場合は、この限りではありません。 （1）新規に契約者指定番号発信サービス利用契約を締結した者又は利用休止を行っていた携帯利用回線について利用の再開をした者 （2）～（3） （略） 2～3 （略） （注1） （略） （注2）本条第2項に規定する当社が別に定める額は次のとおりとします。 ア<u>削除</u> イ （略） （注3） （略） 第38条の2の2 （略） <u>（保証金の返還）</u> 第38条の3 当社は、次のいずれかに該当する場合は、保証金をその契約者に返還します。 ただし、その契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。 （1） （略） （2）保証金の預け入れのある契約者指定番号発信サービス（グループ発信サービスに限ります。以下、この項において同じとします。）利用契約について、利用の一時中断又は契約の解除があったとき。 （3）～（4） （略） 第39条～第41条 （略） <u>（免責）</u> 第42条 削除 2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2023年12月31日現在							
～2024年1月30日	2024年1月31日～						
その改造等に要する費用については負担しません。 <u>ただし、端末設備等の接続の技術的条件（以下この条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（電話等サービス取扱所に設置する交換設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。</u> 3 （略） 第44条の2 （利用上の制限） 第44条の3 <u>契約者は次に掲げる態様で通話を行ってはいけません。</u> <u>(1) コールバックサービス（本邦から発信する国際通話を、外国から発信する形態に転換することによって通話を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）のうち、当社の電気通信設備の品質と効率を著しく低下させる次に掲げる方式のものを利用し、又は他人に利用させること。</u> <table><tr><th><u>方 式</u></th><th><u>概 要</u></th></tr><tr><td><u>ボーリング方式</u></td><td><u>外国側から本邦宛に継続して通話の請求が行われ、本邦側の利用者がコールバックサービスの利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式</u></td></tr><tr><td><u>アンサーサプレッション方式</u></td><td><u>その提供に際して、当社が国際電話等サービスの通話時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式</u></td></tr></table> 第44条の4 （略） （電話等利用契約者からの通知） 第45条 （略） 2 前項において、その利用回線が付加機能を利用しているとき、<u>選択制による通話料金の月極割引の適用を受けているとき</u>その他当社が別に定める場合であって、電話加入権等の譲渡があったにもかかわらず、あらかじめ当社に通知がなかったときは、当社は第7条（電話等利用契約の締結等）第1項又は第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）第1項の規定において、当社がその事実があったことを知った日をもって、電話加入権等の譲渡及び特定協定事業者の承認があったものとして取扱います。 第45条の2 （略） <u>（携帯電話等国際利用契約者からの通知）</u> 第45条の3 <u>携帯電話等国際利用契約者は、携帯利用回線について電話番号の変更、携帯利用回線の利用休止又は携帯電話等利用権の譲渡その他当社が別に定める異動があるときは、その内容についてあらかじめ当社が指定する電話等サービス取扱所に通知していただきます。</u> <u>（注）本条に規定する当社が別に定める異動は、次のとおりとします。</u> <u>(1) 携帯利用回線に係る契約を締結している者の氏名及び住所の変更</u> <u>(2) 携帯利用回線に係る契約の解除</u> <u>(3) 携帯利用回線に係る契約を解除し、同一の携帯電話番号を利用のうえ異なる移動電話会社と携帯電話等契約を新たに締結したとき（以下「携帯電話番号ポータビリティ」といいます）</u> <u>（他社直加入電話等国際利用契約者からの通知）</u> 第45条の4 <u>他社直加入電話等国際利用契約者は、他社直加入電話等利用回線について電話番号又は契約者回線番号の変更その他当社が別に定める異動があるときは、その内容についてあらかじめ当社が指定する電話等サービス取扱所に通知していただきます。</u> <u>（注）本条に規定する当社が別に定める異動は、次のとおりとします。</u>	<u>方 式</u>	<u>概 要</u>	<u>ボーリング方式</u>	<u>外国側から本邦宛に継続して通話の請求が行われ、本邦側の利用者がコールバックサービスの利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式</u>	<u>アンサーサプレッション方式</u>	<u>その提供に際して、当社が国際電話等サービスの通話時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式</u>	その改造等に要する費用については負担しません。 3 （略） 第44条の2 第44条の3 <u>削除</u> 第44条の4 （略） （電話等利用契約者からの通知） 第45条 （略） 2 前項において、その利用回線が付加機能を利用しているときその他当社が別に定める場合であって、電話加入権等の譲渡があったにもかかわらず、あらかじめ当社に通知がなかったときは、当社は第7条（電話等利用契約の締結等）第1項又は第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）第1項の規定において、当社がその事実があったことを知った日をもって、電話加入権等の譲渡及び特定協定事業者の承認があったものとして取扱います。 第45条の2 （略） 第45条の3 <u>削除</u> 第45条の4 <u>削除</u>
<u>方 式</u>	<u>概 要</u>						
<u>ボーリング方式</u>	<u>外国側から本邦宛に継続して通話の請求が行われ、本邦側の利用者がコールバックサービスの利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式</u>						
<u>アンサーサプレッション方式</u>	<u>その提供に際して、当社が国際電話等サービスの通話時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式</u>						

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2023年12月31日現在	
～2024年1月30日	2024年1月31日～
(1) 他社直加入電話等利用回線の設置場所の変更 (2) 他社直加入電話等利用回線に係る契約を締結している者の氏名及び住所の変更 (3) 他社直加入電話等利用回線に係る契約の解除 第45条の5～第46条 (略) (協定事業者からの通知) 第47条 (略) 2 携帯電話番号ポータビリティを行ったにもかかわらず、第45条の3(3)に定める通知がない場合、当社は、契約者が携帯利用回線に係る契約を現に締結していない協定事業者から料金又は工事に関する費用を適用するために必要な通知を受ける場合があります。 第48条～第54条 (略)	第45条の5～第46条 (略) (協定事業者からの通知) 第47条 (略) 2 削除 第48条～第54条 (略)

別記

1 電話等サービスの提供区間

当社が提供する電話等サービスの提供区間は、次のとおりとします。

電話等サービスの種別	提 供 区 間
一般電話等サービス	(1) ～(4) (略) (5) 相互接続点と外国との間 (6) 外国相互間（当社が本邦内に設置する電気通信設備を経由する場合に限りします。）
(略)	(7)～ (19) (略)
(略)	(20) (略)
契約者指定番号発信サービス	(1)～(5) (略) (6) 外国相互間（当社が本邦内に設置する電気通信設備を経由する場合に限りします。）

1の2～1の3 (略)

2 契約者の地位の承継

- (1) 電話等利用契約者 [又は他社直加入電話等国際利用契約者](#) について相続又は合併若しくは分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により設立された法人は、電話等利用契約者 [又は他社直加入電話等国際利用契約者](#) の地位を承継するものとします。
- (2) [相続又は合併若しくは分割により携帯電話等国際利用契約者の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社が指定する電話等サービス取扱所に届け出ていただきます。](#)
- (3) (1) [又は\(2\)](#) の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人（電話等利用契約者の地位の承継の場合は、その加入電話等契約に係る契約者との者、[携帯電話等国際利用契約者の地位の承継の場合は、移動電話会社との携帯電話等契約に係る契約者との者、他社直加入電話等国際利用契約者の地位の承継の場合は、他社直加入電話等契約に係る契約者との者](#)）とします。

(4) (略)

2の2 (略)

2の3 [携帯電話等国際利用契約者の氏名等の変更の届出](#)

- (1) [携帯電話等国際利用契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所について変更があったときは、そのことを速やかに契約事務を行う電話等サービス取扱所に届け出ていただきます。](#)

- (2) [\(1\)の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。](#)

2の3の2～2の4 (略)

2の5 通話に関する料金の取扱い

区 分	料金請求事業者	料金に関するその他の取扱い
1 (略) (1) (略) (2) 当社が別に定める付加機能等を利用している 又は当社が別に定める選択制による通話料金の月極割引の適用を受けている 利用回線に係る通話に関する料金 (3) (1)及び(2)に定めるほか、当社が別に定める選択制による通話料金の月極割引（「月極割引等」といいます。以下この欄において同じとします。）の適用を受けている利用回線（「割引選択回線」といいます。以下こ	(略)	(略)

別記

1 電話等サービスの提供区間

当社が提供する電話等サービスの提供区間は、次のとおりとします。

電話等サービスの種別	提 供 区 間
一般電話等サービス	(1) ～(4) (略) (5) 削除 (6) 削除
(略)	(7)～ (19) (略)
(略)	(20) (略)
契約者指定番号発信サービス	(1)～(5) (略) (6) 削除

1の2～1の3 (略)

2 契約者の地位の承継

- (1) 電話等利用契約者について相続又は合併若しくは分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により設立された法人は、電話等利用契約者の地位を承継するものとします。

(2) [削除](#)

- (3) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人（電話等利用契約者の地位の承継の場合は、その加入電話等契約に係る契約者との者 ）とします。

(4) (略)

2の2 (略)

2の3 [削除](#)

2の3の2～2の4 (略)

2の5 通話に関する料金の取扱い

区 分	料金請求事業者	料金に関するその他の取扱い
1 (略) (1) (略) (2) 当社が別に定める付加機能等を利用している利用回線に係る通話に関する料金 (3) 削除	(略)	(略)

	の欄において同じとします。) について、その月極割引等を構成する他の一の割引選択回線が(2)の適用を受けることとなる場合における、その割引選択回線（本規定が適用されることとなる割引選択回線が、他の月極割引等を構成するときは、その月極割引等の割引選択回線を含みます。）に係る通話に関する料金	
(4) (1)から(3)に定めるほか、付加機能又は選択制による通話料金の月極割引の適用を受けている又は受けることとなる利用回線に係る通話に関する料金であって、当社が特に認めた場合における、通話に関する料金		
2 (略)	(略)	(略)
3 1 及び2に定めるほか、次の通話に関する料金	当社又は請求事業者	この約款の定めるところによります。
(1) 料金表第1表第1に規定する国際地域指定着信課金機能を利用して行われた国際通話に関する料金		
(2) 料金表第1表第2の通話料金別表に規定する選択制による通話料金の月極割引（当社が別に定めるものに限りします。）の適用を受ける国際通話に関する料金		
(3) デジタル通信モードにより行われた国際通話に関する料金		
(4) 携帯電話設備又は他社直加入電話等設備から行われた国際通話に関する料金		
(5) 削除		
4～6 (略)	(略)	(略)

(注1) (略)

(注2) 1 欄(2)に規定する当社が別に定める付加機能は、次の付加機能とします。

(1) 地域指定着信課金機能

(2) 簡易着信課金機能

(3) 削除

[\(注3\) 1 欄\(2\)に規定する当社が別に定める選択制による通話料金の月極割引は、国内通話に係るものとします。](#)

[\(注4\) 1 欄\(3\)に規定する当社が別に定める選択制による通話料金の月極割引は、国内通話に係るものとします。](#)

3～9の9 (略)

10 加入電話等契約

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約、 着信用電話契約、支店代行電話契約又は接続電話契約	電話サービス契約約款
	(略)	(略)
西日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約、 着信用電話契約、支店代行電話契約又は接続電話契約	電話サービス契約約款
	(略)	(略)

(4) (1)から(3)に定めるほか、付加機能に係る通話に関する料金であって、当社が特に認めた場合における、通話に関する料金		
2 (略)	(略)	(略)
3 削除		。
4～6 (略)	(略)	(略)

(注1) (略)

(注2) 1 欄(2)に規定する当社が別に定める付加機能[等](#)は、次の付加機能[等](#)とします。

(1) 地域指定着信課金機能

(2) 簡易着信課金機能

(3) 削除

[\(4\) 契約者指定番号発信サービス](#)

3～9の9 (略)

10 加入電話等契約

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約	電話サービス契約約款
	(略)	(略)
西日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約	電話サービス契約約款
	(略)	(略)

10の2～10の5 （略）

10の5の2 付加的役務通話契約

(1) 地域指定着信課金機能に通話が可能なもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約、 着信用電話契約、支店代行電話契約又は接続電話契約	電話サービス契約約款
	(略)	(略)
西日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約、 着信用電話契約、支店代行電話契約又は接続電話契約	電話サービス契約約款
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
備考 (略)		

(2) 地域指定特定番号着信機能に通話が可能なもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約、 着信用電話契約、支店代行電話契約又は接続電話契約	電話サービス契約約款
	(略)	(略)
西日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約、 着信用電話契約、支店代行電話契約又は接続電話契約	電話サービス契約約款
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
備考 (略)		

10の6 I P通信網サービス契約

(1) (略)

(2) [国際地域指定着信課金機能に契約が可能なもの](#)

契約の種類	契約約款の名称
第6種シェアードI P－P B Xサービスに係る契約（カテゴリー1であって電気通信番号規則第9条第1号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）	I P通信網サービス契約約款

(3) (略)

11～13 （略）

10の2～10の5 （略）

10の5の2 付加的役務通話契約

(1) 地域指定着信課金機能に通話が可能なもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約	電話サービス契約約款
	(略)	(略)
西日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約	電話サービス契約約款
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
備考 (略)		

(2) 地域指定特定番号着信機能に通話が可能なもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約	電話サービス契約約款
	(略)	(略)
西日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約	電話サービス契約約款
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
備考 (略)		

10の6 I P通信網サービス契約

(1) (略)

(2) [削除](#)

(3) (略)

11～13 （略）

料金表

通則

1～3 （略）

4 （略）

（1） （略）

（2） [国際電話等サービスに係る付加機能使用料は一ヶ月を30日として算定します。](#)

4の2～13 （略）

13の2 13に規定するほか、料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額については、消費税法及び同法に関する法令の規定に基づき当社が別に定める内容とします。

（注）当社が別に定める内容は、次のとおりとします。

（1）次に掲げる料金については、消費税相当額を加算しません。

ア～ウ （略）

エ [選択制による通話料金の月極割引に係る割引相当額及び解約金](#)

オ （略）

カ [付加機能使用料（国際電話等サービスに係るものに限ります。）](#)

キ [選択制による通話料金の月極割引（国際通話に係るものに限ります。）に係る定額料](#)

（2）～（3） （略）

（4） [選択制による通話料金の月額割引において割引額及び割引相当額等を算出する際は、税抜価格を基に計算することとします。](#)

14 （略）

料金表

通則

1～3 （略）

4 （略）

（1） （略）

（2） [削除](#)

4の2～13 （略）

13の2 13に規定するほか、料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額については、消費税法及び同法に関する法令の規定に基づき当社が別に定める内容とします。

（注）当社が別に定める内容は、次のとおりとします。

（1）次に掲げる料金については、消費税相当額を加算しません。

ア～ウ （略）

エ [削除](#)

オ （略）

カ [削除](#)

キ [削除](#)

（2）～（3） （略）

（4） [削除](#)

14 （略）

第 1 表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

- 第 1 基本料金
- 1 適用
- 2 料金額
- 2－1 回線使用料（基本料）（略）
- 2－2 付加機能使用料
- (1) (2)以外の付加機能に係るもの

区 分			単 位	料 金 額	
				臨時以外のもの （月額）	臨時のもの （日額）
地域指定着信課金機能 （フリーダイヤル）	基本機能	（略）	（略）	（略）	（略）
	追加機能	（略）	（略）	（略）	（略）
	備考	1 地域指定着信課金機能には、次の種類があります。（ただし、高度振り分け機能に係る地域指定着信課金機能については、(1)に限ります。）。 (1)～(2) （略） (3) 発信者番号識別接続機能（その契約回線への接続を許容する電気通信番号(当社が別に定めるものに限ります。）を、当社が別に定める数の範囲内で、この機能を利用する契約者が設定する機能で、 <u>一般発信者番号識別接続機能とコミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能があります。</u>) (4) （略） 2～10 （略） 11 当社は、契約者から発信者番号識別接続機能の申出があったときは、基本機能の欄の規定にかかわらず、付加機能使用料（臨時のものを除きます。）の基本額の単位を「1の着信先ごとに」とし、その料金額を <u>一般発信者番号識別接続機能の場合は100円(110円)とし、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能の場合はその支払いを要しません。この場合、契約者があらかじめ接続を許容する電気通信番号を指定しなかった場合、当該着信課金番号への接続は行いません。</u> 12 <u>コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能は1の利用回線ごとに当社が別に定める数の範囲内での申込とし、通話料金別表に規定する「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅱ」、「全時間帯の国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」、「携帯電話設備等に係る通話料金の月極割引」、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引のモバイル適用」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅳ」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅴのモバイル適用」、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ」、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」又は「同一場所の回線群を単位とする定額時間による通話料金の月極割引」と同時に申込があった場合に限り承諾します。</u>			

第 1 表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

- 第 1 基本料金
- 1 適用
- 2 料金額
- 2－1 回線使用料（基本料）（略）
- 2－2 付加機能使用料
- (1) (2)以外の付加機能に係るもの

区 分			単 位	料 金 額	
				臨時以外のもの （月額）	臨時のもの （日額）
地域指定着信課金機能 （フリーダイヤル）	基本機能	（略）	（略）	（略）	（略）
	追加機能	（略）	（略）	（略）	（略）
	備考	1 地域指定着信課金機能には、次の種類があります。（ただし、高度振り分け機能に係る地域指定着信課金機能については、(1)に限ります。）。 (1)～(2) （略） (3) 発信者番号識別接続機能（その契約回線への接続を許容する電気通信番号(当社が別に定めるものに限ります。）を、当社が別に定める数の範囲内で、この機能を利用する契約者が設定する機能） (4) （略） 2～10 （略） 11 当社は、契約者から発信者番号識別接続機能の申出があったときは、基本機能の欄の規定にかかわらず、付加機能使用料（臨時のものを除きます。）の基本額の単位を「1の着信先ごとに」とし、その料金額を100円(110円)とし、契約者があらかじめ接続を許容する電気通信番号を指定しなかった場合、当該着信課金番号への接続は行いません。 12 <u>削除</u>			

		<u>ヨイス発信者番号識別接続機能のうち、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ」、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」、「同一場所の回線群を単位とする定額時間による通話料金の月極割引」（通話料金別表におけるこの月極割引の(2)ウの(オ)に規定する場合を除きます。）と同時に申込のあったものについて5とし、このとき12に規定する利用回線を割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群であって、この月極割引の定義等に準じます。）と読み替えます。</u> <u>ただし、その他の月極割引と同時に申込のあったものについては1とします。（但し、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引のモバイル適用」と同時に申込があったものについては、当社が別に定める場合は5とします。）</u> (注3)～(注21) (略)			
簡易着信課金機能	(略)		(略)	(略)	(略)
	備考	(略)			
地域指定特定番号着信機能 (ナビダイヤル)	基本機能	(略)		(略)	(略)
	追加機能	(略)	(略)	(略)	(略)
	備考	1～2 (略) 3 <u>この機能を利用している契約回線への特定着信番号により行う通話は、一般通話のうちダイヤル通話又はデジタル通信モードに限ります。ただし、高度振り分け機能を利用している契約回線へ特定着信番号により行う通話又はIP通信網サービス利用回線へ特定着信番号により行う通話は、一般通話のうちダイヤル通話に限ります。</u> 4～51 (略) (注1)～(注15) (略)			
着信機能 簡易特定番号	(略)		(略)	(略)	(略)
	備考	(略)			

		(注3)～(注21) (略)			
簡易着信課金機能	(略)		(略)	(略)	(略)
	備考	(略)			
地域指定特定番号着信機能 (ナビダイヤル)	基本機能	(略)		(略)	(略)
	追加機能	(略)	(略)	(略)	(略)
	備考	1～2 (略) 3 <u>削除</u> 4～51 (略) (注1)～(注15) (略)			
着信機能 簡易特定番号	(略)		(略)	(略)	(略)
	備考	(略)			

(2) 国際通話に係るもの

区 分		単 位	料 金 額	
			臨時以外の もの (月額)	臨時のも の (日額)
国際地域指定着信課金機能	基本機能 (国際フリーダイヤル)	国際地域指定着信課金機能（以下国際地域指定着信課金機能の欄において「国際フリーダイヤル機能」といいます。）とは、国際地域指定着信課金番号（電話等利用契約者、I P 通信網サービス付加機能利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者の請求により、当社が取扱地域ごとに付与した番号であって、この機能を利用するための番号をいいます。）により行う通話（当社が別に定める通話に伴って行われる通話に限ります。以下「国際フリーダイヤル通話」といいます。）に関する料金について、その支払いを要する者をこの機能を利用する契約回線又は他社直加入電話等利用回線の電話等利用契約者、I P 通信網サービス付加機能利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者とし、その電話等利用契約者、I P 通信網サービス付加機能利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者に課金する機能 (注) 本欄に規定する当社が別に定める通話は、備考1で規定する第1種国際フリーダイヤル機能においては加入電話等設備、他社直加入電話等設備及びI P 電話設備に係る通話とし、第2種国際フリーダイヤル機能においては加入電話等設備、公衆電話設備、携帯電話設備、他社直加入電話等設備及びI P 電話設備に係る通話とします。	_____	_____
	追加機能 (時間外着信案内)	国際フリーダイヤル機能の利用時間帯を指定し、指定時間帯以外のこの機能を利用する契約回線又は他社直加入電話等利用回線に着信した国際フリーダイヤル通話の発信者に対して、利用時間外である旨の案内をする機能（備考欄1で規定する第1種国際フリーダイヤル機能を利用する場合に限ります。）	_____	_____

(2) 国際通話に係るもの

区 分		単 位	料 金 額	
			臨時以外の もの (月額)	臨時のも の (日額)

			ユニバーサルフリーナンバー機能	1の国際地域指定着信課金番号について、2以上の取扱地域を設定する場合に、世界共通の国際地域指定着信課金番号（以下「ユニバーサルフリーナンバー」といいます。）を割り当てる機能（備考欄1で規定する第1種国際フリーダイヤル機能を利用する場合に限りません。）			
	備考	1 国際フリーダイヤル機能には、次の種類があります。 (1) 外国発本邦着の国際地域指定着信課金番号を利用した国際通話（以下この料金表において「第1種国際フリーダイヤル通話」といいます。）に関する料金を、この機能を利用する電話等利用契約者、I P 通信網サービス付加機能利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者に課金するもの（以下この料金表において「第1種国際フリーダイヤル機能」といいます。） (2) 本邦発外国着の国際地域指定着信課金番号を利用した国際通話（以下この料金表において「第2種国際フリーダイヤル通話」といいます。）に関する料金を、この機能を利用する電話等利用契約者、I P 通信網サービス付加機能利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者に課金するもの（以下この料金表において「第2種国際フリーダイヤル機能」といいます。） 2 当社は、電話等利用契約者、I P 通信網サービス付加機能利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者から請求があった場合には、次の場合を除いてこのサービスを提供します。 (1) 国際フリーダイヤル機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。 (2) その申込を承諾するために必要な設備の余裕がないとき。 (3) 国際フリーダイヤル通話に関する料金の課金先となる契約回線又は他社直加入電話等利用回線の電話等利用契約者、I P 通信網サービス付加機能利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者が、電話等サービス及びI P 通信網サービスに係る料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。 (4) 第2種国際フリーダイヤル通話に関する料金の課金先となる契約回線又は他社直加入電話等利用回線の電話等利用契約者、I P 通信網サービス付加機能利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者が、3に規定する第2種国際フリーダイヤル通話に関する料金の前払いを承諾しないとき。 3 第2種国際フリーダイヤル通話に関する料金の課金先となる契約回線又は他社直加入電話等利用回線の電話等利用契約者、I P 通信網サービス付加機能利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者は、第2種国際フリーダイヤル通話に関する料金について、以下の条件により前払いをしていただく場合があります。 ただし、銀行又は当社が指定する金融機関の保証がある場合には、この限りではありません。 (1) 前払金の額は、第2種国際フリーダイヤル通話に関する料金の課金先となる契約回線又は他社直加入電話等利用回線の電話等利用契約者、I P 通信網サービス付加機能利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者が申告する予想月間利用額に100分の120を乗じて得た額とします。 (2) 当社は、第2種国際フリーダイヤル通話に関する料金の月間累計額が、(1)の規定により前払いされた額を超えたときは、第2種国際フリーダイヤル機能の提供を行わないことがあります。 ただし、第2種国際フリーダイヤル通話に関する料金の課金先となる契約回線又は他社直加入電話等利用回線の電話等利用契約者、I P					

		<u>通信網サービス付加機能利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者が、新たに第２種国際フリーダイヤル通話に関する料金の前払いをした場合は、第２種国際フリーダイヤル通話に関する料金がその新たな前払金額を加えた前払い金額の累計額を超えない場合に限り第２種国際フリーダイヤル機能を提供します。</u> <u>(3) 第２種国際フリーダイヤル通話に関する料金の月間累計額が、(1)又は(2)の規定により前払いされた額に満たなかった場合は、その差額を翌月に繰り越すものとします。</u> <u>(4) 第２種国際フリーダイヤル機能の利用の廃止があった場合であつて、その廃止日までの第２種国際フリーダイヤル通話に関する料金の月間累計額が(1)又は(2)の規定により前払いされた金額を下回ったときは、当社はその差額を第２種国際フリーダイヤル通話に関する料金の課金先となる契約回線又は他社直加入電話等利用回線の電話等利用契約者、ＩＰ通信網サービス付加機能利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者に返還します。この場合、前払金は無利子で返還するものとし、また第２種国際フリーダイヤル通話に関する料金の課金先となる契約回線又は他社直加入電話等利用回線の電話等利用契約者、ＩＰ通信網サービス付加機能利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者が、その契約に基づき当社に支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。</u> <u>(5) (1)から(4)の規定は、銀行又は当社が指定する金融機関の保証による場合において準用します。</u> <u>4 当社は、契約回線又は他社直加入電話等利用回線に係る電気通信番号（当社が別に定めるものに限ります。）１番号ごとに１の国際地域指定着信課金番号を付与します。この場合、国際地域指定着信課金番号を付与された電話等利用契約者、ＩＰ通信網サービス付加機能利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者は、１の国際地域指定着信課金番号により同時に接続できる通話の数を指定していただきます。これを変更するときも同じとします(第１種国際フリーダイヤル機能を利用する場合に限ります。)</u> <u>5 当社は、外国の電気通信番号（当社が別に定めるものに限ります。）１番号ごとに１の国際地域指定着信課金番号を付与します(第２種国際フリーダイヤル機能を利用する場合に限ります。)</u> <u>6 ４又は５の規定により当社が付与した国際地域指定着信課金番号については、その番号を付与された電話等利用契約者、ＩＰ通信網サービス付加機能利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者が管理するものとし、その国際地域指定着信課金番号により行なわれたいかなる国際フリーダイヤル通話に関する料金についても国際フリーダイヤル通話に関する料金の課金先となる契約回線又は他社直加入電話等利用回線の電話等利用契約者、ＩＰ通信網サービス付加機能利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者がその支払義務を負うものとします。</u> <u>7 当社は、電話等利用契約者、ＩＰ通信網サービス付加機能利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者から請求があつたときは、携帯電話設備又は公衆電話設備から第２種国際フリーダイヤル通話が利用できないようにする取扱いを行ないます。これを変更するときも同じとします。</u> <u>8 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、国際地域指定着信課金番号を変更又は廃止するときがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを電話等利用契約者、ＩＰ通信網サービス付加機能利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者に通知します。</u> <u>ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</u> <u>9 国際地域指定着信課金番号により行う通話は、国際通話（デジタル通信モード等を除きます。）に限ります。</u> <u>10 ユニバーサルフリーナンバー機能については、１の規定にかかわらず、次に定める条件により、その割り当てを受けることができます。</u>	

		<u>(1) ユニバーサルフリーナンバーを割り当てられてから90日以内に利用を開始しない場合にはそのユニバーサルフリーナンバーの割り当てを取り消されることがあること。</u> <u>(2) ユニバーサルフリーナンバーは譲渡又は貸与できないこと。</u> <u>(3) ユニバーサルフリーナンバーの割り当て手続きを開始した後にその請求を取り消した場合又はその他の事由によりユニバーサルフリーナンバーの割り当てを取り消された場合においても、ユニバーサルフリーナンバー登録料の支払義務を免れ得ないこと。</u> <u>(4) その他 I T U - T 勧告 E. 169に定める条件によること。</u> <u>11 国際フリーダイヤル機能に係る契約回線又は他社直加入電話等利用回線の電話番号又は契約者回線番号の変更はできません。</u> <u>12 国際フリーダイヤル機能の利用期間は1ヶ月(利用開始の翌日からその翌月の利用開始の日に相当する日(利用開始の日に相当する日がないときは、その月の末日とします。)までの期間をいいます。)以上とします。</u> <u>13 この機能が、廃止又は第16条(付加機能の利用の一時中断)若しくは第20条(利用停止)の規定により利用できないものとされているにもかかわらず、国際フリーダイヤル通話として請求された通話について、当社は、その通話を国際フリーダイヤル通話とみなして取り扱うことがあります。その場合その通話に係る支払義務については、第31条(通話に関する料金の支払義務)の規定を適用します。</u> <u>(注1) 4に規定する当社が別に定めるものは、電気通信番号規則別表第1号に定める電気通信番号とします。</u> <u>(注2) 5に規定する当社が別に定めるものは、第4条の5(外国における取扱いの制限)の規定に基づき、料金表第1表(料金(附帯サービスの料金を除きます。))第2(通話に関する料金)の2-2-1(国際通話の取扱地域)(2)の2 国際地域指定着信課金機能(第2種国際フリーダイヤル機能に限ります。)の取扱地域に規定する地域の電気通信番号とします。</u>			
国際電話利用 休止機能		(略)	(略)	(略)	(略)
	備考	(略)			

2-3 (略)

国際電話利用 休止機能		(略)	(略)	(略)	(略)
	備考	(略)			

2-3 (略)

第2 通話に関する料金

1 適用

区 分	内 容								
(1) 料金設定通話	ア 国内通話に係る料金設定通話は、次のとおりとし、他社通話に伴って行われる料金設定通話に関する料金は、当社の提供区間と協定事業者の提供区間 <u>(その料金設定通話が無線呼出し設備若しくは陸上移動無線データ通信設備に係る他社通話に伴って行われる通話の場合は、特定協定事業者の提供区間に限ります。)</u>とを合わせて当社が設定します。 (ア) 次に定める一般通話、フリーダイヤル通話及びナビダイヤル通話 ① 別記1 (1)、<u>(2)、(3)又は(4)</u>に規定する提供区間に係る通話のうち、加入電話等設備、<u>公衆電話設備又は陸上移動無線データ設備</u>からの通話 ②～④ (略) (イ) (略) イ アの規定にかかわらず、次の一般通話に関する料金については、協定事業者の契約約款等に定めるところによります。 (ア)～(ウ) (略) (エ) <u>東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の選択制による通話料金の月極割引の適用を受ける通話</u> (オ)～(カ) (略) ウ <u>国際通話に係る料金設定通話は、次のとおりとし、他社通話に伴って行われる料金設定通話に関する料金は、当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて当社が設定します。</u> <u>(ア) 次に定める国際通話</u> ① <u>別記1 (1)又は(5)に規定する提供区間に係る通話のうち、加入電話等設備、国際公衆電話設備、携帯電話設備又は他社直加入電話等設備からの通話</u> ② <u>削除</u> ③ <u>当社の付加機能を利用して行う通話</u> エ <u>ウの規定にかかわらず、次の国際通話に関する料金については、外国の電気通信事業者の契約約款等に定めるところによります。</u> <u>(ア) 外国の電気通信事業者が提供する付加機能を利用して行う通話</u>								
(2) <u>単位料金区域の設定</u>	ア <u>当社は、全国の区域を分けて単位料金区域(区域外通話((3)欄に規定する区域外通話をいいます。)の料金を算定する場合にその算定の基礎となる通話地域間距離を測定するための単位となる区域をいいます。以下同じとします。)を定めます。</u> イ <u>当社は、当社が指定する電話等サービス取扱所において、当該単位料金区域及びその単位料金区域と隣接する他の単位料金区域を表示する図表並びに全国の単位料金区域の一覧表を閲覧に供します。</u>								
(3) <u>区域内通話、隣接区域内通話及び区域外通話の適用等</u>	ア 国内通話には、次の種類があります。 <table><tr><th>種 類</th><th>内 容</th></tr><tr><td>1～2 (略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>3 <u>ユーザ間情報通知</u></td><td><u>利用回線から利用回線等（当社が別に定める通信に限りします。）への通信を行う際に、制御信号を利用して行われるもの</u></td></tr><tr><td>4～5 (略)</td><td>(略)</td></tr></table>	種 類	内 容	1～2 (略)	(略)	3 <u>ユーザ間情報通知</u>	<u>利用回線から利用回線等（当社が別に定める通信に限りします。）への通信を行う際に、制御信号を利用して行われるもの</u>	4～5 (略)	(略)
種 類	内 容								
1～2 (略)	(略)								
3 <u>ユーザ間情報通知</u>	<u>利用回線から利用回線等（当社が別に定める通信に限りします。）への通信を行う際に、制御信号を利用して行われるもの</u>								
4～5 (略)	(略)								

第2 通話に関する料金

1 適用

区 分	内 容								
(1) 料金設定通話	ア 国内通話に係る料金設定通話は、次のとおりとし、他社通話に伴って行われる料金設定通話に関する料金は、当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて当社が設定します。 (ア) 次に定める一般通話、フリーダイヤル通話及びナビダイヤル通話 ① 別記1 (1)に規定する提供区間に係る通話のうち、加入電話等設備 <u>又は</u>公衆電話設備からの通話 ②～④ (略) (イ) (略) イ アの規定にかかわらず、次の一般通話に関する料金については、協定事業者の契約約款等に定めるところによります。 (ア)～(ウ) (略) (エ) <u>削除</u> (オ)～(カ) (略) ウ <u>削除</u> エ <u>削除</u>								
(2) <u>削除</u>	<u>削除</u>								
(3) <u>国内通話の種類等</u>	ア 国内通話には、次の種類があります。 <table><tr><th>種 類</th><th>内 容</th></tr><tr><td>1～2 (略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>3 <u>削除</u></td><td><u>削除</u></td></tr><tr><td>4～5 (略)</td><td>(略)</td></tr></table>	種 類	内 容	1～2 (略)	(略)	3 <u>削除</u>	<u>削除</u>	4～5 (略)	(略)
種 類	内 容								
1～2 (略)	(略)								
3 <u>削除</u>	<u>削除</u>								
4～5 (略)	(略)								

	イ <u>総合デジタル通信設備、公衆電話設備のうちデジタル公衆電話設備（特定協定事業者が提供する総合デジタル通信サービスに係る電気通信設備であって、特定協定事業者が街頭その他の場所に電話機等を設置して公衆の用に供する設備をいいます。以下同じとします。）及び他社直収電話等設備のうち総合デジタル通信サービスを利用した一般通話には、次の区分があります。</u> <table><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>通話モード</td><td><u>おおむね 3 kHz 帯域の音声その他の音響を送り、又は受けるためのもの</u></td></tr><tr><td>デジタル通信モード</td><td><u>主として 64 kbit/s の伝送速度により符号、音響又は映像を送り、又は受けるためのもの</u></td></tr></table> ウ <u>当社は、一般通話料のうち携帯電話設備に係る他社通話に伴って行われる通話及び I P 通話（電気通信番号規則別表第 1 第 10 号に規定する電気通信番号を利用して行う通話をいいます。以下同じとします。）を除く通話に関する料金を適用するため、一般通話について、次のとおり区分します。</u> <table><tr><th>区 分</th><th>適 用 す る 通 話</th></tr><tr><td>区域内通話</td><td><u>同一の単位料金区域内の通話</u></td></tr><tr><td>隣接区域内通話</td><td><u>1 の単位料金区域内から、その単位料金区域と隣接する他の単位料金区域内への通話</u></td></tr><tr><td>区域外通話</td><td><u>区域内通話及び隣接区域内通話以外の通話</u></td></tr></table> <u>（注）アの 3 欄に規定する当社が別に定める通信は、加入電話等設備に係る通信とします。</u>	区 分	内 容	通話モード	<u>おおむね 3 kHz 帯域の音声その他の音響を送り、又は受けるためのもの</u>	デジタル通信モード	<u>主として 64 kbit/s の伝送速度により符号、音響又は映像を送り、又は受けるためのもの</u>	区 分	適 用 す る 通 話	区域内通話	<u>同一の単位料金区域内の通話</u>	隣接区域内通話	<u>1 の単位料金区域内から、その単位料金区域と隣接する他の単位料金区域内への通話</u>	区域外通話	<u>区域内通話及び隣接区域内通話以外の通話</u>	イ <u>削除</u> ウ <u>削除</u>
区 分	内 容															
通話モード	<u>おおむね 3 kHz 帯域の音声その他の音響を送り、又は受けるためのもの</u>															
デジタル通信モード	<u>主として 64 kbit/s の伝送速度により符号、音響又は映像を送り、又は受けるためのもの</u>															
区 分	適 用 す る 通 話															
区域内通話	<u>同一の単位料金区域内の通話</u>															
隣接区域内通話	<u>1 の単位料金区域内から、その単位料金区域と隣接する他の単位料金区域内への通話</u>															
区域外通話	<u>区域内通話及び隣接区域内通話以外の通話</u>															
(4) <u>国際通話の種類等</u>	<u>総合デジタル通信設備又は総合デジタル通信サービスに係る他社直加入電話等設備を利用した国際通話には、次の区分があります。</u> <table><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>通話モード</td><td><u>本邦と外国との間で、おおむね 3 kHz 帯域の音声その他の音響を送り、又は受けるためのもの</u></td></tr><tr><td>デジタル通信モード</td><td><u>本邦と外国との間で、主として 64 kbit/s の伝送速度により符号、音響又は映像を送り、又は受けるためのもの</u></td></tr></table>	区 分	内 容	通話モード	<u>本邦と外国との間で、おおむね 3 kHz 帯域の音声その他の音響を送り、又は受けるためのもの</u>	デジタル通信モード	<u>本邦と外国との間で、主として 64 kbit/s の伝送速度により符号、音響又は映像を送り、又は受けるためのもの</u>	(4) <u>削除</u> <u>削除</u>								
区 分	内 容															
通話モード	<u>本邦と外国との間で、おおむね 3 kHz 帯域の音声その他の音響を送り、又は受けるためのもの</u>															
デジタル通信モード	<u>本邦と外国との間で、主として 64 kbit/s の伝送速度により符号、音響又は映像を送り、又は受けるためのもの</u>															
(5) <u>昼間、夜間、深夜・早朝及び土曜日・日曜日・祝日の料金額の適用</u>	<u>ア 「昼間」、「夜間」及び「深夜・早朝」とは、次の時間帯をいいます。</u> <u>ただし、土曜日・日曜日・祝日の区分があるものについては、その部分を除いた時間帯をいいます。</u> <table><tr><th>区 分</th><th>時 間 帯</th></tr><tr><td>昼間</td><td><u>午前 8 時から午後 7 時までの間</u></td></tr><tr><td>夜間</td><td><u>午後 7 時から午後 11 時までの間</u></td></tr><tr><td>深夜・早朝</td><td><u>午前 0 時から午前 8 時まで及び午後 11 時から午後 12 時までの間</u></td></tr></table> <u>イ 「土曜日・日曜日・祝日」とは、次の時間帯をいいます。</u> <table><tr><th>区 分</th><th>時 間 帯</th></tr><tr><td>土曜日・日曜</td><td><u>土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関</u></td></tr></table>	区 分	時 間 帯	昼間	<u>午前 8 時から午後 7 時までの間</u>	夜間	<u>午後 7 時から午後 11 時までの間</u>	深夜・早朝	<u>午前 0 時から午前 8 時まで及び午後 11 時から午後 12 時までの間</u>	区 分	時 間 帯	土曜日・日曜	<u>土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関</u>	(5) <u>削除</u> <u>削除</u>		
区 分	時 間 帯															
昼間	<u>午前 8 時から午後 7 時までの間</u>															
夜間	<u>午後 7 時から午後 11 時までの間</u>															
深夜・早朝	<u>午前 0 時から午前 8 時まで及び午後 11 時から午後 12 時までの間</u>															
区 分	時 間 帯															
土曜日・日曜	<u>土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関</u>															

	<table><tr><td>日・祝日</td><td>する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。）における午前8時から午後7時までの間</td></tr></table> ウ 国際通話については、その通話の開始時刻により、昼間、夜間、深夜・早朝又は土曜日・日曜日・祝日の料金額を適用します。 エ 国際通話においては、2（料金額）の2－2－2に変更があった場合であって、その変更前に通話の開始があった場合には、変更前の料金額を適用します。 オ 国際通話において、祝日、曜日又は時間帯等によって通話料が異なる場合は、本邦の暦によります。	日・祝日	する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。）における午前8時から午後7時までの間				
日・祝日	する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。）における午前8時から午後7時までの間						
(6) 通話時間の測定等	ア （略） イ 次の時間は、前項の通話時間には含みません。 （ア） （略） （イ） 回線の故障等通話の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通話を打ち切ったとき（第25条（通話の切断）の規定によって通話を切断した場合は、その切断の通知をしたときとします。）は、その通話の種類又は区別ごとに次の表に定める時間 <table><tr><td>通話の種類又は区別</td><td>時 間</td></tr><tr><td>ダイヤル通話</td><td>（略）</td></tr><tr><td>国際通話</td><td>その通話ごとに適用される2（料金額）に規定する秒数に満たない端数の通話時間</td></tr></table> ウ イの規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、国際通話時間の調整は行いません。 （ア） 音声以外の通信が行われた場合において、伝送品質の不良によりその通信ができなかったとき。ただし、音声による通信ができない状態であったときは、この限りではありません。 （イ） 利用回線等の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その利用回線等に当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続し、通話が行われた場合において、その接続を原因とする伝送品質不良によりその通話ができなかったとき。 （ウ） 第14条の23（移動電話会社の契約約款等による制限等）に規定する通話が行われた場合において、伝送品質の不良によりその通話ができなかったとき。	通話の種類又は区別	時 間	ダイヤル通話	（略）	国際通話	その通話ごとに適用される2（料金額）に規定する秒数に満たない端数の通話時間
通話の種類又は区別	時 間						
ダイヤル通話	（略）						
国際通話	その通話ごとに適用される2（料金額）に規定する秒数に満たない端数の通話時間						

(6) 通話時間の測定等	ア （略） イ 次の時間は、前項の通話時間には含みません。 （ア） （略） （イ） 回線の故障等通話の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通話を打ち切ったとき（第25条（通話の切断）の規定によって通話を切断した場合は、その切断の通知をしたときとします。）は、その通話の種類又は区別ごとに次の表に定める時間 <table><tr><td>通話の種類又は区別</td><td>時 間</td></tr><tr><td>ダイヤル通話</td><td>（略）</td></tr></table> ウ 削除	通話の種類又は区別	時 間	ダイヤル通話	（略）
通話の種類又は区別	時 間				
ダイヤル通話	（略）				

(7) <u>国内通話における通話地域間距離の測定</u>	<u>通話地域間距離の測定方法は、次のとおりとします。</u> <u>ア 当社は、全国の区域を一边 2 kmの正方形に区分し、その区分した区画（以下「方形区画」といいます。）にそれぞれ縦軸の番号及び横軸の番号を付します。</u> <u>イ 通話地域間距離の測定のための起算点となる方形区画は次のとおりとし、当社が指定する電話等サービス取扱所において、その方形区画の番号（以下「方形区画番号」といいます。）を閲覧に供します。</u> <table border="1" data-bbox="712 375 1383 747"><tr><td><u>区 分</u></td><td><u>通話地域間距離測定のための起算点となる方形区画</u></td></tr><tr><td><u>（ア）（イ）以外の通話</u></td><td><u>利用回線が収容されている特定協定事業者の事業所（固定端末系伝送路設備又は他社直加入電話等設備に係る他社通話に伴って行われる通話の場合は、その固定端末系伝送路設備又は他社直加入電話等設備の終端のある場所とします。）が所属する単位料金区域内の当社が指定する方形区画</u></td></tr><tr><td><u>（イ） 削除</u></td><td><u>削除</u></td></tr></table> <u>ウ 通話地域間距離は、双方の通話地域間距離測定のための起算点となる方形区画番号に基づき、次の算式により算出します。この場合、算出した結果に 1 km未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てます。</u> $\text{通話地域間距離} = \sqrt{\left(\frac{\text{縦軸の方形区画番号の数差} \times 2}{2} \right)^2 + \left(\frac{\text{横軸の方形区画番号の数差} \times 2}{2} \right)^2}$ <u>エ 無線呼出し設備、陸上移動無線データ通信設備又は当社が別に定める協定事業者の電気通信設備に係る他社通話に伴って行われる料金設定通話については、特定協定事業者とその無線呼出し設備、陸上移動無線データ通信設備又は当社が別に定める電気通信設備に係る協定事業者との間の相互接続点が所在する単位料金区域との通話とみなします。</u> <u>オ 削除</u> <u>（注）本欄エに規定する当社が別に定める協定事業者及び当社が別に定める電気通信設備に係る協定事業者は、東日本電信電話株式会社とします。</u>	<u>区 分</u>	<u>通話地域間距離測定のための起算点となる方形区画</u>	<u>（ア）（イ）以外の通話</u>	<u>利用回線が収容されている特定協定事業者の事業所（固定端末系伝送路設備又は他社直加入電話等設備に係る他社通話に伴って行われる通話の場合は、その固定端末系伝送路設備又は他社直加入電話等設備の終端のある場所とします。）が所属する単位料金区域内の当社が指定する方形区画</u>	<u>（イ） 削除</u>	<u>削除</u>
<u>区 分</u>	<u>通話地域間距離測定のための起算点となる方形区画</u>						
<u>（ア）（イ）以外の通話</u>	<u>利用回線が収容されている特定協定事業者の事業所（固定端末系伝送路設備又は他社直加入電話等設備に係る他社通話に伴って行われる通話の場合は、その固定端末系伝送路設備又は他社直加入電話等設備の終端のある場所とします。）が所属する単位料金区域内の当社が指定する方形区画</u>						
<u>（イ） 削除</u>	<u>削除</u>						
(8) <u>離島に関する通話料金の特例</u>	<u>離島（本州、北海道、四国及び九州以外をいいます。以下この欄において同じとします。）との間の通話に係る一般通話料（ダイヤル通話に係るものに限りません。）については、1（適用）の(3)及び(7)並びに 2（料金額）の規定にかかわらず、次のとおりとします。</u> <u>ア 離島にあつて当社が指定する単位料金区域の区域内にある利用回線等とその離島とそれぞれ社会的経済的諸条件及び通話の交流上密接な関係にあるとして当社が指定する単位料金区域の区域内にある利用回線等との間の通話については、隣接区域内通話に係る料金額を適用します。</u> <u>イ 沖縄県にある単位料金区域内の利用回線等と鹿児島県にあつて当社が指定する単位料金区域の区域内にある利用回線等との間の通話については、隣接区域内通話に係る料金額を適用します。</u>						

(7) <u>削除</u>	<u>削除</u>
(8) <u>削除</u>	<u>削除</u>

	ウ 沖縄県にある単位料金区域内の利用回線等とそれ以外の単位料金区域内の利用回線等との間の通話（イに該当する通話を除きます。）については、沖縄県にある単位料金区域の通話地域間距離測定のための起算点となる方形区画をイにおいて当社が指定する単位料金区域の通話地域間距離測定のための起算点となる方形区画とみなして算出した通話地域間距離の料金を適用します。 ただし、その算出した通話地域間距離が1の(7)の規定によって算出した通話地域間距離を超える場合を除きます。 エ 当社は、ア及びイにおいて指定する単位料金区域名を当社が指定する電話等サービス取扱所において閲覧に供します。		
(9) 通話相手指定を利用して行う通話に関する料金の適用	特定協定事業者が提供する通話相手指定を利用して行う料金設定通話に関する料金は、その通話料金に2（料金額）に定める通話相手指定取扱料を加算したものとします。	(9) 削除	削除
(10)～(11) （略）	（略）	(10)～(11) （略）	（略）
(12) 選択制による通話料金の月極割引の適用	ア 当社は、契約者から申出があったときは、その契約回線、携帯利用回線又は他社直加入電話等利用回線の通話料金について、通話料金別表に定める選択制による通話料金の月極割引を適用します。 ただし、その月極割引の適用が技術的に困難であるとき又は当社の業務の遂行上著しく困難であるときは、その月極割引を適用できないことがあります。この場合、当社は、その旨を契約者に通知します。 イ 現に月極割引の適用を受けている契約者は、その契約回線、携帯利用回線又は他社直加入電話等利用回線についてその月極割引を廃止すると同時に新たに他の月極割引サービスを選択する申出があった場合等であって、当社の業務の遂行上やむを得ないときは、通話料金別表の規定にかかわらず、当社が、月極割引の開始日又は廃止日を変更することについて、承諾していただきます。 ウ 現に月極割引の適用を受けている利用回線に係る電話番号若しくは契約者回線番号、携帯利用回線に係る電話番号、他社直加入電話等利用回線に係る電話番号若しくは契約者回線番号又は他社直収電話等利用回線に係る電話番号若しくは契約回線番号が変更となる場合であって、当社の業務の遂行上やむを得ないときは、通話料金別表の規定にかかわらず、その変更日を含む料金月における通話に関する料金について、その月極割引を適用できないことがあります。この場合、当社は、その旨を契約者に通知します。 エ 契約者が、その契約回線の通話料金について2以上の月極割引の適用を受けているときであって、月極割引の廃止があった場合の取扱いについて各々の月極割引の適用が異なるときは、その月極割引のうち最後に適用されることとなる月極割引の適用の規定によります。	(12) 削除	削除
(13)～(14) （略）	（略）	(13)～(14) （略）	（略）
(15) 当社の機器の故障等により通話時間が正しく算定することができなかった場合のダイヤル通話又は 国際通話 の料金の取扱い	当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合のダイヤル通話又は国際通話の料金は、次のとおりとします。 ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均のダイヤル通話又は国際通話の料金が最低となる値に、算定でき	(15) 当社の機器の故障等により通話時間が正しく算定することができなかった場合のダイヤル通話の料金の取扱い	当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合のダイヤル通話の料金は、次のとおりとします。 ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均のダイヤル通話の料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

	なかった期間の日数を乗じて得た額 イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した１日平均のダイヤル通話の料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 (注) 本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。 (1) 過去２か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における１日平均のダイヤル通話又は国際通話の料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 (2) 過去２か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における１日平均のダイヤル通話若しくは国際通話の料金又は故障等の回復後の７日間における１日平均のダイヤル通話若しくは国際通話の料金のうち低い方の値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
(16)～(17) (略)	(略)
(18) 本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局との間の通話の取り扱い	本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局との間で行われる通話については、その着信先となる移動地球局の所在地にかかわらず、国際通話として取り扱います。
(19) 国際通話料金の月極割引の適用廃止	当社は、通話料金別表選択制による通話料金の月極割引76（回線群を単位とする国際通話料金の月極割引（タイプ1））から88（国際通話の通話料金の月極割引）までについて、その割引選択回線、割引選択回線群、または割引選択回線群等に係る国際通話料金の月間累計額の合計が12料金月連続して発生していないことを当社が確認した場合、この月極割引を取りやめる場合があります。
(20)～(24) (略)	(略)

	イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した１日平均のダイヤル通話の料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 (注) 本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。 (1) 過去２か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における１日平均のダイヤル通話の料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 (2) 過去２か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における１日平均のダイヤル通話の料金又は故障等の回復後の７日間における１日平均のダイヤル通話の料金のうち低い方の値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
(16)～(17) (略)	(略)
(18) 削除	削除
(19) 削除	削除
(20)～(24) (略)	(略)

- 2 料金額
2－1 国内通話に係るもの
2－1－1 一般通話に係るもの

- (1) (2)及び(3)以外のもの
ア イ、ウ、エ及びオ以外のもの
(ア) (イ)、(ウ)以外のもの
① ②以外のもの

料金種別		料 金 額			
		ダイヤル通話			
一般通話料		次の分数又は秒数までごとに10円(11円)			
隣接区域内通話		昼間、夜間		深夜・早朝	
		90秒		2分	
区域外通話	通話地域間距離	90秒			2分
	20kmまで				
	30 "	1分			75秒
	40 "	昼 間		夜 間	
		土曜日・日曜日・祝日			
	60 "	45秒	1分	1分	75秒
	80 "	30秒	45秒	45秒	60秒
	100 "				
	120 "	22.5秒	26秒	26秒	45秒
	160 "				
	240 "				
	320 "				
	320 km を 超えるもの				

備考 この表に規定する料金は、②、(イ)、(ウ)、イ、エ並びにオ及び(2)、(3)に規定するものを除き、次の場合に適用します。

(1) 加入電話等設備からの一般通話

(2) 削除

(3) 削除

② 同一の都道府県の区域に終始するもの

料金種別		料 金 額	
		ダ イ ヤ ル 通 話	
一般通話料		次の分数又は秒数までごとに区域内通話については8.5円(9.35円)、それ以外については10円(11円)	
区域内通話		昼間、夜間	深夜・早朝
		3 分	4 分
隣接区域内通話		90秒	2 分
	通話地域間 距離		

- 2 料金額
2－1 国内通話に係るもの
2－1－1 一般通話 (契約者指定番号発信サービスに係る通話を除きます。)に係るもの

- ア イ以外のもの

料金種別	料 金 額 (ダイヤル通話)
一般通話料	180秒までごとに8.5円(9.35円)
備考 この表に規定する料金は、加入電話等設備から固定電話等設備へ当社の事業者設備識別番号(電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。)を付加して発信した通話に適用します。	

一般通話料		次の分数又は秒数までごとに 5 円 (5.5円)	
区域内通話		1 分	
隣接区域内通話		1 分	
区 域 外 通 話	通話地域間距離		
	60kmまで	1 分	
	160 "	23.5秒	
	160kmを超えるもの	15秒	
備考			
1 この表に規定する料金は、加入電話等設備から無線呼出し設備（電気通信番号規則第 9 条第 5 号に規定する無線呼出しの役務に係るものに限ります。）に係る協定事業者に係る相互接続点への通話に適用します。			
2 区域内通話に係る通話料は、当社の選択制による通話料金の月極割引の適用を受けている通話又は当社の付加機能を利用して行う通話が対象となります。			

(2) 公衆電話設備からの一般通話（デジタル通信モードを除きます。）に係るもの
ア その料金の支払いを要する者が公衆電話設備の利用者となる通話に係るもの
（ア）（イ）及び（ウ）以外のもの

料 金 種 別		料 金 額			
		ダ イ ヤ ル 通 話			
一般通話料		次の秒数までごとに10円			
区域内通話		昼 間 、 夜 間		深夜・早朝	
		56秒		76秒	
隣接区域内通話		39.5秒		52秒	
区 域 外 通 話	通話地域間距離	39.5秒		52秒	
	20kmまで				
	30 "	26秒		35.5秒	
	40 "	21.5秒		26.5秒	
	60 "	16秒		20秒	
		昼 間	夜 間		
		土曜日・日曜日・祝日			
	80 "	11.5秒	15.5秒	15.5秒	17秒
	100 "	10秒	15.5秒	15.5秒	17秒
	160 "	8秒	14秒	14秒	15.5秒
160kmを超えるもの	8秒	12秒	12秒	13.5秒	
備考					
1 この表に規定する料金は、公衆電話設備に係る一般通話であって(3)以外のものに適用します。					
2 削除					

(イ) 削除
(ウ) 無線呼出し設備（電気通信番号規則第9条第5号に規定する無線呼

出しの役務に係るものに限ります。)に係る他社通話に伴って行われる通話に係るもの

料金種別		料 金 額 (ダイヤル通話)
一般通話料		次の秒数までごとに5円
区 域 外 通 話	隣接区域内通話	12.5秒
	通話地域間距離	12.5秒
	60kmまで	
	160 "	10秒
	160kmを超えるもの	7.5秒
備考 この表に規定する料金は、公衆電話設備から無線呼出し設備（電気通信番号規則第9条第5号に規定する無線呼出しの役務に係るものに限ります。）に係る協定事業者に係る相互接続点への通話に適用します。		

イ 削除

(3) デジタル通信モードに係るもの

区 分	料 金 額		
総合デジタル通信設備からの通信に係るもの	その通信を(1)のアの(ア)に規定するダイヤル通話とみなした場合に適用される通話料金の額と同額 ただし、離島に関する通話料金の特例は適用しません。		
加入電話設備からの携帯電話設備への通信に係わるもの (当社の事業者識別番号を付与して発信した通信に限りま す。)	昼 間		夜 間
	土曜日・日 曜日・祝日		深夜・早朝
	14.5秒		14.5秒
16.5秒			
公衆電話設備からの通信に係るもの	その通信を(2)のアの(ア)、イの(ア)及び(イ)に規定するダイヤル通話とみなした場合に適用される通話料金の額と同額 ただし、離島に関する通話料金の特例は適用しません。		

- 2－1－2 (略)
- 2－1－3 ユーザ間情報通知

区 分	単 位	料 金 額
ユーザ間情報通知	1 制御信号ごとに	0.4円(0.44円)
備考 ユーザ間情報通知により通信できる情報量は、1の制御信号につき最大128オクテ ットとします。		

- 2－1－4 (略)
- 2－1－5 (略)

- 2－1－2 (略)
- 2－1－3 削除

- 2－1－4 (略)
- 2－1－5 (略)

2－2 国際通話に係るもの
2－2－1 [国際通話の取扱地域](#)
(1) [国際電話等サービスの取扱地域](#)

地域区分	地 域
アジア	アフガニスタン・イスラム共和国 アラブ首長国連邦 イエメン共和国 イスラエル国 イラク共和国 イラン・イスラム共和国 インド インドネシア共和国 オマーン国 カタール国 カンボジア王国 キプロス共和国 クウェート国 サウジアラビア王国 シリア・アラブ共和国 シンガポール共和国 スリランカ民主社会主義共和国 タイ王国 大韓民国 台湾 中華人民共和国 朝鮮民主主義人民共和国 ネパール バーレーン王国 バングラデシュ人民共和国 パキスタン・イスラム共和国 パレスチナ 東ティモール民主共和国 フィリピン共和国 ブータン王国 ブルネイ・ダルサラーム国 ベトナム社会主義共和国 香港 マカオ マレーシア ミャンマー連邦 モルディヴ共和国 モンゴル国 ヨルダン・ハシミデ王国 ラオス人民民主共和国 レバノン共和国
アメリカ	アメリカ合衆国（ハワイを除きます。） アルゼンチン共和国 アンギラ アルバ アンティグア・バーブーダ ウルグアイ東方共和国 英領バージン諸島 エクアドル共和国 エルサルバドル共和国 オランダ領アンティール ガイアナ協同共和国 カナダ キューバ共和国 グアテマラ共和国 グアドループ島 グレナダ ケイマン諸島 コスタリカ共和国 コロンビア共和国 サンピエール島・ミクロン島 ジャマイカ シント・マールテン島 スリナム共和国 セントクリストファー・ネイビス セントビンセントおよびグレナディーン諸島 セントルシア タークス・カイコス諸島 チリ共和国 ドミニカ共和国 ドミニカ国 トリニダード・トバゴ共和国 ニカラグア共和国 ハイチ共和国 パナマ共和国 バハマ国 バミューダ諸島 パラグアイ共和国 バルバドス プエルトリコ フォークランド諸島 ブラジル連邦共和国 フランス領ギアナ 米領バージン諸島 ベネズエラ・ボリバル共和国 ベリーズ ペルー共和国 ボリビア共和国 ホンジュラス共和国 マルチニーク島 メキシコ合衆国 モンセラット
大洋州	オーストラリア連邦 キリバス共和国 グアム クック諸島 クリスマス島 ココス・キーリング諸島 サイパン サモア独立国 ソロモン諸島 ツバル トケラウ諸島 トンガ王国 ナウル共和国 ニウエ ニューカレドニア ニュージーランド ノーフォーク島 バヌアツ共和国 パプアニューギニア独立国 パラオ共和国 ハワイ フィジー諸島共和国 フランス領ポリネシア フランス領ワリス・フテュナ諸島 米領サモアマーシャル諸島共和国 ミクロネシア連邦
ヨーロッパ	アイスランド共和国 アイルランド アゼルバイジャン共和国 アゾレス諸島 アルバニア共和国 アルメニア共和国 アンドラ公国 イタリア共和国 ウクライナ ウズベキスタン共和国 エストニア共和国 オーストリア共和国 オランダ王国 カザフスタン共和国 カナリア諸島 ギリシャ共和国 キルギス共和国 グリーンランド グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国 クロアチア共和国 コソボ共和国 サンマリノ共和国 ジブラルタル ジョージア スイス連邦 スウェーデン王国 スペイン スペイン領北アフリカ スロバキア共和国 スロベニア共和国 セルビア共和国 タジキスタン共和国 チェコ共和国 デンマーク王国 ドイツ連邦共和国 トルクメニスタン トルコ共和国 ノルウェー王国 バチカン市国 ハンガリー共和国 フィンランド共和国 フェロー諸島 フランス共和国 ブルガリア共和国 ベラルーシ共和国 ベルギー王国 ポーランド共和国 ボスニア・ヘルツェゴビナ ポルトガル共和国 マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国 マディラ諸島 マルタ共和国 モナコ公国 モルドバ共和国 モンテネグロ共和国 ラト

2－2 国際通話に係るもの
2－2－1 [削除](#)

	ビア共和国 リトアニア共和国 リヒテンシュタイン公国 ルーマニア ルクセンブルク大公国 ロシア連邦
アフリカ	アセンション島 アルジェリア民主人民共和国 アンゴラ共和国 ウガンダ共和国 エジプト・アラブ共和国 エスワティニ王国 エチオピア連邦民主共和国 エリトリア国 ガーナ共和国 カーボベルデ共和国 ガボン共和国 カメルーン共和国 ガンビア共和国 ギニア共和国 ギニアビサウ共和国 ケニア共和国 コートジボワール共和国 コモロ連合 コンゴ共和国 コンゴ民主共和国 サントメ・プリンシペ民主共和国 ザンビア共和国 シエラレオネ共和国 ジブチ共和国 大リビア・アラブ社会主義人民ジャマーヒリーヤ国 ジンバブエ共和国 スーダン共和国 セイシェル共和国 赤道ギニア共和国 セネガル共和国 セントヘレナ島 ソマリア民主共和国 タンザニア連合共和国 チャド共和国 中央アフリカ共和国 チュニジア共和国 ディエゴ・ガルシア トーゴ共和国 ナイジェリア連邦共和国 ナミビア共和国 ニジェール共和国 ブルキナファソ ブルンジ共和国 ベナン共和国 ボツワナ共和国 マイヨット島 マダガスカル共和国 マラウイ共和国 マリ共和国 南アフリカ共和国 南スーダン共和国 モーリシャス共和国 モーリタニア・イスラム共和国 モザンビーク共和国 モロッコ王国 リベリア共和国 ルワンダ共和国 レソト王国 レユニオン
インマルサット移動地球局	インマルサットA e r o インマルサットB G A N / F B / S B インマルサットF インマルサットB G A N / F B / S B (H S D) インマルサットF (H S D) ボーダフォン (マルタ)
衛星携帯電話	イリジウム衛星携帯電話 スラーヤ衛星携帯電話
備考	・セイシェル共和国及びディエゴ・ガルシアへの国際通話は取り扱いません。 ・ボーダフォン (マルタ) は衛星携帯電話ですが、取扱地域はインマルサット移動地球局に準じます。

(2)の1 [国際地域指定着信課金機能\(第1種国際フリーダイヤル機能に限り](#)
[ます。\)](#)の取扱地域

[国際地域指定着信課金機能\(第1種国際フリーダイヤル機能に限り](#)
[ます。\)](#)の取扱地域は、当社が別に定めるところによります。

(注) [国際地域指定着信課金機能\(第1種国際フリーダイヤル機能に限りま](#)
[す。\)](#)の取扱地域は、次表に規定する地域とします。

地 域
アイスランド共和国
アイルランド
アメリカ合衆国 (ハワイを除きます。)
アラブ首長国連邦
アルゼンチン共和国
イスラエル国
イタリア共和国
インド
インドネシア共和国
ウクライナ
ウルグアイ東方共和国
オーストラリア連邦
オーストリア共和国

オランダ王国
カナダ
カナリア諸島
ギリシャ共和国
クリスマス島
グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国
ココス・キーリング諸島
コロンビア共和国
シンガポール共和国
スイス連邦
スウェーデン王国
スペイン
スペイン領北アフリカ
スリランカ民主社会主義共和国
タイ王国
大韓民国
台湾
チェコ共和国
中華人民共和国
チリ共和国
デンマーク王国
ドイツ連邦共和国
トルコ共和国
ニュージーランド
ノルウェー王国
バチカン市国
ハワイ
ハンガリー共和国
フィリピン共和国
フィンランド共和国
ブラジル連邦共和国
フランス共和国
ベトナム社会主義共和国
ペルー共和国
ベルギー王国
ポーランド共和国
ポルトガル共和国
香港
マレーシア

南アフリカ共和国
メキシコ合衆国
モナコ公国
ルクセンブルク大公国
ロシア連邦

[\(2\)の2 国際地域指定着信課金機能\(第2種国際フリーダイヤル機能に限り
ます。\)の取扱地域](#)

[国際地域指定着信課金機能\(第2種国際フリーダイヤル機能に限り
ます。\)の取扱地域は、当社が別に定めるところによります。](#)

[\(注\) 国際地域指定着信課金機能\(第2種国際フリーダイヤル機能に限りま
す。\)の取扱地域は、次表に規定する地域とします。](#)

地 域
アイルランド
アメリカ合衆国(ハワイを除きます。)
アラブ首長国連邦
アルゼンチン共和国
イスラエル国
イタリア共和国
イラン・イスラム共和国
インド
インドネシア共和国
エジプト・アラブ共和国
オーストラリア連邦
オーストリア共和国
オランダ王国
カタール国
カナダ
カンボジア王国
ギリシャ共和国
グアム
グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国
ケニア共和国
サウジアラビア王国
サイパン
シンガポール共和国
スイス連邦
スウェーデン王国
スペイン
スリランカ民主社会主義共和国
スロバキア共和国
タイ王国

大韓民国
台湾
タンザニア連合共和国
中華人民共和国
チェコ共和国
チリ共和国
デンマーク王国
ドイツ連邦共和国
トルコ共和国
ナイジェリア連邦共和国
ニュージーランド
ネパール
ノルウェー王国
パキスタン・イスラム共和国
ハワイ
ハンガリー共和国
バングラデシュ人民共和国
フィリピン共和国
フィンランド共和国
ブラジル連邦共和国
フランス共和国
ベトナム社会主義共和国
ペルー共和国
ベルギー王国
ポーランド共和国
香港
マカオ
マレーシア
南アフリカ共和国
ミャンマー連邦
メキシコ合衆国
モンゴル国
ルーマニア
ルクセンブルク大公国
ロシア連邦

[\(3\) 国際 I S D N（デジタル通信モード）の取扱地域](#)

地 域
アイスランド共和国
アイルランド

アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）
アラブ首長国連邦
アルゼンチン共和国
アンドラ公国
イエメン共和国
イスラエル国
イタリア共和国
インド
インドネシア共和国
ウクライナ
ウルグアイ東方共和国
エクアドル共和国
エジプト・アラブ共和国
エストニア共和国
オーストラリア連邦
オーストリア共和国
オランダ王国
カタール国
カナダ
キプロス共和国
ギリシャ共和国
グアム
クリスマス島
グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国
クロアチア共和国
ココス・キーリング諸島
コスタリカ共和国
コロンビア共和国
サウジアラビア王国
サンマリノ共和国
ジャマイカ
シンガポール共和国
スイス連邦
スウェーデン王国
スペイン
スリランカ民主社会主義共和国
スロバキア共和国
スロベニア共和国
セネガル共和国

タイ王国
大韓民国
台湾
チェコ共和国
中華人民共和国
チリ共和国
デンマーク王国
ドイツ連邦共和国
ドミニカ共和国
トリニダード・トバゴ共和国
トルコ共和国
ニューカレドニア
ニュージーランド
ノルウェー王国
パキスタン・イスラム共和国
バチカン市国
パナマ共和国
パラグアイ共和国
バーレーン王国
ハワイ
ハンガリー共和国
フィリピン共和国
フィンランド共和国
プエルトリコ
ブラジル連邦共和国
フランス共和国
ブルガリア共和国
ブルネイ・ダルサラーム国
ベトナム社会主義共和国
ベラルーシ共和国
ペルー共和国
ベルギー王国
ポーランド共和国
ボリビア共和国
ポルトガル共和国
香港
マカオ
マルタ共和国
マレーシア

南アフリカ共和国
メキシコ合衆国
モーリシャス共和国
モナコ公国
モロッコ王国
ヨルダン・ハシミテ王国
ラトビア共和国
リトアニア共和国
リヒテンシュタイン公国
ルクセンブルク大公国
ルーマニア
ロシア連邦
インマルサットA e r o
インマルサットB G A N／F B／S B（H S D）
インマルサットーF（H S D）
ボーダフォン（マルタ）

2－2－2 国際通話に関する料金額
(1) (2)から(6)以外の国際通話 (単位：円)

地域	料金額	最初の1分まで 6秒までごとに			最初の1分経過後 6秒までごとに				
		昼間	夜間	深夜 ・ 早朝	昼間	夜間	深夜 ・ 早朝		
		土曜日 日曜日 祝日			土曜日 日曜日 祝日				
アイスランド共和国		17	14	14	12	16	13	13	12
アイルランド		17	14	14	12	16	13	13	12
アゼルバイジャン共和国		24	20	20	17	24	20	20	16
アセンション島		31	26	26	24	28	23	23	20
アゾレス諸島		16	13	13	12	16	13	13	11
アフガニスタン・イスラム共和国		30	25	25	25	23	20	20	19
アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）		6	5	5	4	5	5	5	3
アラブ首長国連邦		31	26	26	20	28	22	22	18
アルジェリア民主人民共和国		28	22	22	19	25	20	20	17
アルゼンチン共和国		27	22	22	19	23	18	18	17
アルバ		30	24	24	22	27	21	21	17
アルバニア共和国		24	20	20	17	24	20	20	16
アルメニア共和国		24	20	20	17	24	20	20	16
アンギラ		30	24	24	22	27	21	21	17
アンゴラ共和国		28	22	22	19	25	20	20	17
アンティグア・バーブーダ		30	24	24	22	27	21	21	17
アンドラ公国		23	19	19	17	20	17	17	14
イエメン共和国		31	26	26	20	28	22	22	18
イスラエル国		28	23	23	18	25	19	19	15
イタリア共和国		16	13	13	12	16	13	13	11
イラク共和国		31	26	26	20	28	22	22	18
イラン・イスラム共和国		31	26	26	20	28	22	22	18
インド		24	21	21	19	21	17	17	16
インドネシア共和国		16	13	13	11	16	13	13	11
ウガンダ共和国		28	22	22	19	25	20	20	17
ウクライナ		24	20	20	15	21	17	17	14
ウズベキスタン共和国		24	20	20	17	24	20	20	16
ウルグアイ東方共和		27	22	22	19	23	18	18	17

2－2－2 削除

国								
英領バージン諸島	30	24	24	22	27	21	21	17
エクアドル共和国	27	22	22	19	23	18	18	17
エジプト・アラブ共和国	31	26	26	24	28	23	23	20
エストニア共和国	24	20	20	15	21	17	17	14
エスワティニ王国	28	22	22	19	25	20	20	17
エチオピア連邦民主共和国	31	26	26	24	28	23	23	20
エリトリア国	31	26	26	24	28	23	23	20
エルサルバドル共和国	27	22	22	19	23	18	18	17
オーストラリア連邦	15	13	13	11	15	12	12	10
オーストリア共和国	17	14	14	12	16	13	13	12
オマーン国	28	23	23	18	25	19	19	15
オランダ王国	16	13	13	12	16	13	13	11
オランダ領アンティール	30	24	24	22	27	21	21	17
ガーナ共和国	28	22	22	19	25	20	20	17
カーボベルデ共和国	28	22	22	19	25	20	20	17
ガイアナ協同共和国	30	24	24	22	27	21	21	17
カザフスタン共和国	24	20	20	17	24	20	20	16
カタール国	28	23	23	18	25	19	19	15
カナダ	9	8	8	7	8	7	7	6
カナリア諸島	16	13	13	12	16	13	13	11
ガボン共和国	28	22	22	19	25	20	20	17
カメルーン共和国	28	22	22	19	25	20	20	17
ガンビア共和国	31	26	26	24	28	23	23	20
カンボジア王国	22	18	18	14	18	15	15	13
ギニア共和国	31	26	26	24	28	23	23	20
ギニアビサウ共和国	31	26	26	24	28	23	23	20
キプロス共和国	28	23	23	18	25	19	19	15
キューバ共和国	27	22	22	19	23	18	18	17
ギリシャ共和国	16	13	13	12	16	13	13	11
キリバス共和国	24	19	19	14	21	17	17	13
キルギス共和国	24	20	20	17	24	20	20	16
グアテマラ共和国	27	22	22	19	23	18	18	17
グアドループ島	27	22	22	19	23	18	18	17
グアム	11	9	9	7	8	7	7	6
クウェート国	28	23	23	18	25	19	19	15
クック諸島	24	19	19	14	21	17	17	13

クリスマス島	16	14	14	12	15	13	13	11
グリーンランド	23	19	19	17	20	17	17	14
グレート・ブリテン および北部アイルラ ンド連合王国	14	12	12	6	14	12	12	5
グレナダ	30	24	24	22	27	21	21	17
クロアチア共和国	24	20	20	17	24	20	20	16
ケイマン諸島	30	24	24	22	27	21	21	17
ケニア共和国	28	22	22	19	25	20	20	17
コートジボワール共 和国	28	22	22	19	25	20	20	17
ココス・キーリング 諸島	16	14	14	12	15	13	13	11
コスタリカ共和国	27	22	22	19	23	18	18	17
コソボ共和国	24	20	20	15	21	17	17	14
コモロ連合	31	26	26	24	28	23	23	20
コロンビア共和国	27	22	22	19	23	18	18	17
コンゴ共和国	31	26	26	24	28	23	23	20
コンゴ民主共和国	31	26	26	24	28	23	23	20
サイパン	11	9	9	7	8	7	7	6
サウジアラビア王国	31	26	26	20	28	22	22	18
サモア独立国	24	19	19	14	21	17	17	13
サントメ・プリンシ ペ民主共和国	31	26	26	24	28	23	23	20
ザンビア共和国	28	22	22	19	25	20	20	17
サンピエール島・ミ クロン島	20	16	16	13	18	14	14	10
サンマリノ共和国	17	14	14	12	16	13	13	12
シエラレオネ共和国	31	26	26	24	28	23	23	20
ジブチ共和国	31	26	26	24	28	23	23	20
ジブラルタル	23	19	19	17	20	17	17	14
ジャマイカ	30	24	24	22	27	21	21	17
ジョージア	24	20	20	17	24	20	20	16
シリア・アラブ共和 国	28	23	23	18	25	19	19	15
シンガポール共和国	16	13	13	11	16	13	13	11
シント・マールテン 島	30	24	24	22	27	21	21	17
ジンバブエ共和国	28	22	22	19	25	20	20	17
スイス連邦	16	13	13	12	16	13	13	11
スウェーデン王国	16	13	13	12	16	13	13	11
スーダン共和国	28	22	22	19	25	20	20	17

スペイン	16	13	13	12	16	13	13	11
スペイン領北アフリカ	16	13	13	12	16	13	13	11
スリナム共和国	30	24	24	22	27	21	21	17
スリランカ民主社会主義共和国	24	21	21	19	21	17	17	16
スロバキア共和国	24	20	20	15	21	17	17	14
スロベニア共和国	24	20	20	17	24	20	20	16
セيشェル共和国	31	26	26	24	28	23	23	20
赤道ギニア共和国	31	26	26	24	28	23	23	20
セネガル共和国	31	26	26	24	28	23	23	20
セルビア共和国	24	20	20	15	21	17	17	14
セントクリストファー・ネイビス	30	24	24	22	27	21	21	17
セントビンセントおよびグレナディーン諸島	30	24	24	22	27	21	21	17
セントヘレナ島	28	22	22	19	25	20	20	17
セントルシア	30	24	24	22	27	21	21	17
ソマリア民主共和国	28	22	22	19	25	20	20	17
ソロモン諸島	24	19	19	14	21	17	17	13
タークス・カイコス諸島	30	24	24	22	27	21	21	17
タイ王国	16	13	13	11	16	13	13	11
大韓民国	11	9	9	8	11	9	9	8
大リビア・アラブ社会主義人民ジャマールヒーヤ国	28	22	22	19	25	20	20	17
台湾	14	12	12	10	14	11	11	9
タジキスタン共和国	24	20	20	17	24	20	20	16
タンザニア連合共和国	28	22	22	19	25	20	20	17
チェコ共和国	24	20	20	15	21	17	17	14
チャド共和国	31	26	26	24	28	23	23	20
中央アフリカ共和国	31	26	26	24	28	23	23	20
中華人民共和国	14	12	12	8	14	11	11	7
チュニジア共和国	31	26	26	24	28	23	23	20
朝鮮民主主義人民共和国	18	15	15	11	16	13	13	10
チリ共和国	27	22	22	19	23	18	18	17
ツバル	24	19	19	14	21	17	17	13
ディエゴ・ガルシア	31	26	26	24	28	23	23	20

デンマーク王国	17	14	14	12	16	13	13	12
ドイツ連邦共和国	15	13	13	6	15	13	13	5
トーゴ共和国	31	26	26	24	28	23	23	20
トケラウ諸島	24	19	19	14	21	17	17	13
ドミニカ共和国	30	24	24	22	27	21	21	17
ドミニカ国	27	22	22	19	23	18	18	17
トリニダード・トバゴ共和国	30	24	24	22	27	21	21	17
トルクメニスタン	24	20	20	17	24	20	20	16
トルコ共和国	23	19	19	17	20	17	17	14
トンガ王国	24	19	19	14	21	17	17	13
ナイジェリア連邦共和国	28	22	22	19	25	20	20	17
ナウル共和国	24	19	19	14	21	17	17	13
ナミビア共和国	28	22	22	19	25	20	20	17
ニウエ	24	19	19	14	21	17	17	13
ニカラグア共和国	27	22	22	19	23	18	18	17
ニジュール共和国	28	22	22	19	25	20	20	17
ニューカレドニア	24	19	19	14	21	17	17	13
ニュージーランド	15	13	13	11	15	12	12	10
ネパール	24	21	21	19	21	17	17	16
ノーフォーク島	15	13	13	11	15	12	12	10
ノルウェー王国	16	13	13	12	16	13	13	11
バーレーン王国	28	23	23	18	25	19	19	15
ハイチ共和国	27	22	22	19	23	18	18	17
パキスタン・イスラム共和国	24	20	20	19	22	19	19	17
バチカン市国	16	13	13	12	16	13	13	11
パナマ共和国	27	22	22	19	23	18	18	17
バヌアツ共和国	24	19	19	14	21	17	17	13
バハマ国	30	24	24	22	27	21	21	17
パプアニューギニア独立国	24	19	19	14	21	17	17	13
バミューダ諸島	20	16	16	13	18	14	14	10
パラオ共和国	24	19	19	14	21	17	17	13
パラグアイ共和国	27	22	22	19	23	18	18	17
バルバドス	30	24	24	22	27	21	21	17
パレスチナ	28	23	23	18	25	19	19	15
ハワイ	6	5	5	4	5	5	5	3
ハンガリー共和国	24	20	20	15	21	17	17	14

バングラデシュ人民共和国	24	20	20	19	22	19	19	17
東ティモール民主共和国	16	13	13	11	16	13	13	11
フィジー諸島共和国	24	19	19	14	21	17	17	13
フィリピン共和国	15	13	13	10	15	13	13	10
フィンランド共和国	17	14	14	12	16	13	13	12
ブータン王国	24	21	21	19	21	17	17	16
プエルトリコ	26	21	21	19	24	18	18	17
フェロー諸島	16	13	13	12	16	13	13	11
フォークランド諸島	30	24	24	22	27	21	21	17
ブラジル連邦共和国	23	18	18	8	23	18	18	7
フランス共和国	15	13	13	6	15	13	13	5
フランス領ギアナ	27	22	22	19	23	18	18	17
フランス領ポリネシア	24	19	19	14	21	17	17	13
フランス領ワリス・フテュナ諸島	22	19	19	13	19	16	16	12
ブルガリア共和国	24	20	20	15	21	17	17	14
ブルキナファソ	28	22	22	19	25	20	20	17
ブルネイ・ダルサラーム国	16	13	13	11	16	13	13	11
ブルンジ共和国	28	22	22	19	25	20	20	17
米領サモア	24	19	19	14	21	17	17	13
米領バージン諸島	26	21	21	19	24	18	18	17
ベトナム社会主義共和国	22	17	17	14	18	15	15	13
ベナン共和国	31	26	26	24	28	23	23	20
ベネズエラ・ボリバル共和国	30	24	24	22	27	21	21	17
ベラルーシ共和国	24	20	20	17	24	20	20	16
ベリーズ	27	22	22	19	23	18	18	17
ペルー共和国	23	18	18	16	23	18	18	16
ベルギー王国	16	13	13	12	16	13	13	11
ポーランド共和国	24	20	20	15	21	17	17	14
ボスニア・ヘルツェゴビナ	24	20	20	17	24	20	20	16
ボツワナ共和国	28	22	22	19	25	20	20	17
ボリビア共和国	27	22	22	19	23	18	18	17
ポルトガル共和国	16	13	13	12	16	13	13	11
香港	14	12	12	10	14	11	11	10
ホンジュラス共和国	27	22	22	19	23	18	18	17

マーシャル諸島共和国	24	19	19	14	21	17	17	13
マイヨット島	28	22	22	19	25	20	20	17
マカオ	15	13	13	11	15	13	13	11
マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国	24	20	20	15	21	17	17	14
マダガスカル共和国	31	26	26	24	28	23	23	20
マディラ諸島	16	13	13	12	16	13	13	11
マラウイ共和国	28	22	22	19	25	20	20	17
マリ共和国	31	26	26	24	28	23	23	20
マルタ共和国	17	14	14	12	16	13	13	12
マルチニーク島	27	22	22	19	23	18	18	17
マレーシア	16	13	13	11	16	13	13	11
ミクロネシア連邦	22	19	19	13	19	16	16	12
南アフリカ共和国	28	22	22	19	25	20	20	17
南スーダン共和国	28	22	22	19	25	20	20	17
ミャンマー連邦	22	18	18	14	18	15	15	13
メキシコ合衆国	20	16	16	13	18	14	14	10
モーリシャス共和国	31	26	26	24	28	23	23	20
モーリタニア・イスラム共和国	31	26	26	24	28	23	23	20
モザンビーク共和国	31	26	26	24	28	23	23	20
モナコ公国	16	13	13	12	16	13	13	11
モルディヴ共和国	24	21	21	19	21	17	17	16
モルドバ共和国	24	20	20	17	24	20	20	16
モロッコ王国	31	26	26	24	28	23	23	20
モンゴル国	22	17	17	14	18	15	15	13
モンセラット	30	24	24	22	27	21	21	17
モンテネグロ共和国	24	20	20	15	21	17	17	14
ヨルダン・ハシミテ王国	28	23	23	18	25	19	19	15
ラオス人民民主共和国	22	17	17	14	18	15	15	13
ラトビア共和国	24	20	20	15	21	17	17	14
リトアニア共和国	24	20	20	17	24	20	20	16
リヒテンシュタイン公国	16	13	13	12	16	13	13	11
リベリア共和国	31	26	26	24	28	23	23	20
ルーマニア	24	20	20	17	24	20	20	16
ルクセンブルク大公国	15	13	13	12	15	13	13	11
ルワンダ共和国	31	26	26	24	28	23	23	20

レソト王国	28	22	22	19	25	20	20	17
レバノン共和国	31	26	26	20	28	22	22	18
レユニオン	28	22	22	19	25	20	20	17
ロシア連邦	24	20	20	17	24	20	20	16
インマルサットA e r o	104	104	104	104	104	104	104	104
インマルサットB G A N / F B / S B	50	50	50	50	50	50	50	50
インマルサットF	50	50	50	50	50	50	50	50
インマルサットB G A N / F B / S B (H S D)	104	104	104	104	104	104	104	104
インマルサットF (H S D)	104	104	104	104	104	104	104	104
ボーダフォン(マルタ)	104	104	104	104	104	104	104	104
イリジウム衛星携帯電話	51	51	51	51	51	51	51	51
スラーヤ衛星携帯電話	36	36	36	36	36	36	36	36
備考 1 この表に規定する料金は、加入電話等設備又は他社直加入電話等設備に係る国際通話であって、 2-2-2 （国際通話に関する料金額） (2) から (6) 以外のもの若しくはI P電話設備（当社に係るものに限ります。）に係る第1種国際フリーダイヤル通話及び第2種国際フリーダイヤル通話に適用します。 2 セイシェル共和国及びディエゴ・ガルシアへの国際通話は取り扱いません。								

[\(2\)](#) 削除

[\(3\)](#) [国際公衆電話設備からの国際通話](#) (単位：秒)

料金額 地域	100円で通話できる時間			
	昼間	夜間		深夜・早朝
		土曜日 日曜日 祝日		
アイスランド共和国	25.5	31.5	31.5	35.5
アイルランド	25.5	31.5	31.5	35.5
アゼルバイジャン共和国	20.5	25.5	25.5	30.0
アセンション島	18.0	22.0	22.0	23.5
アゾレス諸島	25.5	31.5	31.5	35.5
アフガニスタン・イスラム共和国	17.5	22.0	22.0	27.5
アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）	44.5	55.0	55.0	58.5
アラブ首長国連邦	18.0	22.5	22.5	27.0
アルジェリア民主人民共和国	19.0	23.5	23.5	25.0

アルゼンチン共和国	19.5	24.5	24.5	28.0
アルバ	15.0	19.0	19.0	22.0
アルバニア共和国	20.5	25.5	25.5	30.0
アルメニア共和国	20.5	25.5	25.5	30.0
アンギラ	15.0	19.0	19.0	22.0
アンゴラ共和国	19.0	23.5	23.5	25.0
アンティグア・バーブーダ	19.5	25.0	25.0	28.5
アンドラ公国	25.5	31.5	31.5	35.5
イエメン共和国	18.0	22.5	22.5	27.0
イスラエル国	19.0	24.0	24.0	28.5
イタリア共和国	25.5	31.5	31.5	35.5
イラク共和国	18.0	22.5	22.5	27.0
イラン・イスラム共和国	18.0	22.5	22.5	27.0
インド	21.5	27.0	27.0	28.5
インドネシア共和国	27.0	33.5	33.5	40.5
ウガンダ共和国	19.0	23.5	23.5	25.0
ウクライナ	21.5	27.0	27.0	32.0
ウズベキスタン共和国	20.5	25.5	25.5	30.0
ウルグアイ東方共和国	19.5	25.0	25.0	28.5
英領バージン諸島	15.0	19.0	19.0	22.0
エクアドル共和国	19.5	25.0	25.0	28.5
エジプト・アラブ共和国	18.0	22.0	22.0	23.5
エストニア共和国	21.5	27.0	27.0	32.0
エスワティニ王国	19.0	23.5	23.5	25.0
エチオピア連邦民主共和国	18.0	22.0	22.0	23.5
エリトリア国	18.0	22.0	22.0	23.5
エルサルバドル共和国	19.5	25.0	25.0	28.5
オーストラリア連邦	29.0	36.5	36.5	46.5
オーストリア共和国	25.5	31.5	31.5	35.5
オマーン国	19.0	24.0	24.0	28.5
オランダ王国	25.5	31.5	31.5	35.5
オランダ領アンティール	19.5	25.0	25.0	28.5
ガーナ共和国	19.0	23.5	23.5	25.0
カーボベルデ共和国	19.0	23.5	23.5	25.0

ガイアナ協同共和国	19.5	25.0	25.0	28.5
カザフスタン共和国	20.5	25.5	25.5	30.0
カタール国	19.0	24.0	24.0	28.5
カナダ	43.0	51.5	51.5	55.0
カナリア諸島	25.5	31.5	31.5	35.5
ガボン共和国	19.0	23.5	23.5	25.0
カメルーン共和国	19.0	23.5	23.5	25.0
ガンビア共和国	18.0	22.0	22.0	23.5
カンボジア王国	24.0	29.5	29.5	38.5
ギニア共和国	18.0	22.0	22.0	23.5
ギニアビサウ共和国	18.0	22.0	22.0	23.5
キプロス共和国	19.0	24.0	24.0	28.5
キューバ共和国	19.5	24.5	24.5	28.0
ギリシャ共和国	25.5	31.5	31.5	35.5
キリバス共和国	19.0	22.0	22.0	25.5
キルギス共和国	20.5	25.5	25.5	30.0
グアテマラ共和国	19.5	24.5	24.5	28.0
グアドループ島	19.5	24.5	24.5	28.0
グアム	44.5	55.0	55.0	58.5
クウェート国	19.0	24.0	24.0	28.5
クック諸島	19.0	22.0	22.0	25.5
クリスマス島	29.0	36.5	36.5	46.5
グリーンランド	25.5	31.5	31.5	35.5
グレート・ブリテン および北部アイルラ ンド連合王国	25.5	31.5	31.5	35.5
グレナダ	19.5	25.0	25.0	28.5
クロアチア共和国	20.5	25.5	25.5	30.0
ケイマン諸島	15.0	19.0	19.0	22.0
ケニア共和国	19.0	23.5	23.5	25.0
コートジボワール共 和国	19.0	23.5	23.5	25.0
ココス・キーリング 諸島	29.0	36.5	36.5	46.5
コスタリカ共和国	19.5	24.5	24.5	28.0
コソボ共和国	21.5	27.0	27.0	32.0
コモロ連合	18.0	22.0	22.0	23.5
コロンビア共和国	19.5	24.5	24.5	28.0
コンゴ共和国	18.0	22.0	22.0	23.5
コンゴ民主共和国	18.0	22.0	22.0	23.5

サイパン	44.5	55.0	55.0	58.5
サウジアラビア王国	18.0	22.5	22.5	27.0
サモア独立国	19.0	22.0	22.0	25.5
サントメ・プリンシペ民主共和国	18.0	22.0	22.0	23.5
ザンビア共和国	19.0	23.5	23.5	25.0
サンピエール島・ミクロン島	26.5	33.0	33.0	42.0
サンマリノ共和国	25.5	31.5	31.5	35.5
シエラレオネ共和国	18.0	22.0	22.0	23.5
ジブチ共和国	18.0	22.0	22.0	23.5
ジブラルタル	25.5	31.5	31.5	35.5
ジャマイカ	19.5	25.0	25.0	28.5
ジョージア	20.5	25.5	25.5	30.0
シリア・アラブ共和国	19.0	24.0	24.0	28.5
シンガポール共和国	27.5	34.5	34.5	42.0
シント・マールテン島	19.5	25.0	25.0	28.5
ジンバブエ共和国	19.0	23.5	23.5	25.0
スイス連邦	25.5	31.5	31.5	35.5
スウェーデン王国	25.5	31.5	31.5	35.5
スーダン共和国	19.0	23.5	23.5	25.0
スペイン	25.5	31.5	31.5	35.5
スペイン領北アフリカ	25.5	31.5	31.5	35.5
スリナム共和国	18.5	23.0	23.0	26.5
スリランカ民主社会主義共和国	21.5	27.0	27.0	28.5
スロバキア共和国	21.5	27.0	27.0	32.0
スロベニア共和国	20.5	25.5	25.5	30.0
セイシェル共和国	18.0	22.0	22.0	23.5
赤道ギニア共和国	18.0	22.0	22.0	23.5
セネガル共和国	18.0	22.0	22.0	23.5
セルビア共和国	21.5	27.0	27.0	32.0
セントクリストファー・ネイビス	15.0	19.0	19.0	22.0
セントビンセントおよびグレナディーン諸島	19.5	25.0	25.0	28.5
セントヘレナ島	19.0	23.5	23.5	25.0
セントルシア	15.0	19.0	19.0	22.0

ソマリア民主共和国	19.0	23.5	23.5	25.0
ソロモン諸島	19.0	22.0	22.0	25.5
タークス・カイコス諸島	15.0	19.0	19.0	22.0
タイ王国	27.5	34.5	34.5	42.0
大韓民国	36.0	46.5	46.5	50.0
大リビア・アラブ社会主義人民ジャマールヒリーヤ国	19.0	23.5	23.5	25.0
台湾	32.0	39.5	39.5	47.5
タジキスタン共和国	20.5	25.5	25.5	30.0
タンザニア連合共和国	19.0	23.5	23.5	25.0
チェコ共和国	21.5	27.0	27.0	32.0
チャド共和国	18.0	22.0	22.0	23.5
中央アフリカ共和国	18.0	22.0	22.0	23.5
中華人民共和国	32.0	39.5	39.5	47.5
チュニジア共和国	18.0	22.0	22.0	23.5
朝鮮民主主義人民共和国	22.0	26.0	26.0	30.5
チリ共和国	19.5	25.0	25.0	28.5
ツバル	19.0	22.0	22.0	25.5
ディエゴ・ガルシア	18.0	22.0	22.0	23.5
デンマーク王国	25.5	31.5	31.5	35.5
ドイツ連邦共和国	25.5	31.5	31.5	35.5
トーゴ共和国	18.0	22.0	22.0	23.5
トケラウ諸島	19.0	22.0	22.0	25.5
ドミニカ共和国	15.0	19.0	19.0	22.0
ドミニカ国	19.5	24.5	24.5	28.0
トリニダード・トバゴ共和国	19.5	25.0	25.0	28.5
トルクメニスタン	20.5	25.5	25.5	30.0
トルコ共和国	25.5	31.5	31.5	35.5
トンガ王国	19.0	22.0	22.0	25.5
ナイジェリア連邦共和国	19.0	23.5	23.5	25.0
ナウル共和国	19.0	22.0	22.0	25.5
ナミビア共和国	19.0	23.5	23.5	25.0
ニウエ	19.0	22.0	22.0	25.5
ニカラグア共和国	19.5	25.0	25.0	28.5
ニジェール共和国	19.0	23.5	23.5	25.0

ニューカレドニア	19.0	22.0	22.0	25.5
ニュージーランド	29.0	36.5	36.5	46.5
ネパール	21.5	27.0	27.0	28.5
ノーフォーク島	29.0	36.5	36.5	46.5
ノルウェー王国	25.5	31.5	31.5	35.5
バーレーン王国	19.0	24.0	24.0	28.5
ハイチ共和国	19.5	25.0	25.0	28.5
パキスタン・イスラ ム共和国	20.5	25.5	25.5	27.0
バチカン市国	25.5	31.5	31.5	35.5
パナマ共和国	19.5	24.5	24.5	28.0
バヌアツ共和国	19.0	22.0	22.0	25.5
バハマ国	19.5	25.0	25.0	28.5
パプアニューギニア 独立国	19.0	22.0	22.0	25.5
バミューダ諸島	26.5	33.0	33.0	42.0
パラオ共和国	19.0	22.0	22.0	25.5
パラグアイ共和国	19.5	24.5	24.5	28.0
バルバドス	19.5	25.0	25.0	28.5
パレスチナ	19.0	24.0	24.0	28.5
ハワイ	44.5	55.0	55.0	58.5
ハンガリー共和国	21.5	27.0	27.0	32.0
バングラデシュ人民 共和国	20.5	25.5	25.5	27.0
東ティモール民主共 和国	27.0	33.5	33.5	40.5
フィジー諸島共和国	19.0	22.0	22.0	25.5
フィリピン共和国	27.5	34.5	34.5	42.0
フィンランド共和国	25.5	31.5	31.5	35.5
ブータン王国	21.5	27.0	27.0	28.5
プエルトリコ	19.5	25.0	25.0	28.5
フェロー諸島	25.5	31.5	31.5	35.5
フォークランド諸島	18.5	23.0	23.0	26.5
ブラジル連邦共和国	20.0	25.0	25.0	28.5
フランス共和国	25.5	31.5	31.5	35.5
フランス領ギアナ	19.5	24.5	24.5	28.0
フランス領ポリネシ ア	19.0	22.0	22.0	25.5
フランス領ワリス・ フデュナ諸島	25.5	31.5	31.5	41.0
ブルガリア共和国	21.5	27.0	27.0	32.0

ブルキナファソ	19.0	23.5	23.5	25.0
ブルネイ・ダルサラーム国	27.0	33.5	33.5	40.5
ブルンジ共和国	19.0	23.5	23.5	25.0
米領サモア	19.0	22.0	22.0	25.5
米領バージン諸島	19.5	25.0	25.0	28.5
ベトナム社会主義共和国	24.0	29.5	29.5	38.5
ベナン共和国	18.0	22.0	22.0	23.5
ベネズエラ・ボリバル共和国	18.5	23.0	23.0	26.5
ベラルーシ共和国	20.5	25.5	25.5	30.0
ベリーズ	19.5	25.0	25.0	28.5
ペルー共和国	19.5	24.5	24.5	28.0
ベルギー王国	25.5	31.5	31.5	35.5
ポーランド共和国	21.5	27.0	27.0	32.0
ボスニア・ヘルツェゴビナ	20.5	25.5	25.5	30.0
ボツワナ共和国	19.0	23.5	23.5	25.0
ボリビア共和国	19.5	25.0	25.0	28.5
ポルトガル共和国	25.5	31.5	31.5	35.5
香港	32.0	39.5	39.5	47.5
ホンジュラス共和国	19.5	24.5	24.5	28.0
マーシャル諸島共和国	19.0	22.0	22.0	25.5
マイヨット島	19.0	23.5	23.5	25.0
マカオ	27.5	34.5	34.5	42.0
マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国	21.5	27.0	27.0	32.0
マダガスカル共和国	18.0	22.0	22.0	23.5
マディラ諸島	25.5	31.5	31.5	35.5
マラウイ共和国	19.0	23.5	23.5	25.0
マリ共和国	18.0	22.0	22.0	23.5
マルタ共和国	25.5	31.5	31.5	35.5
マルチニーク島	19.5	24.5	24.5	28.0
マレーシア	27.0	33.5	33.5	40.5
ミクロネシア連邦	25.5	31.5	31.5	41.0
南アフリカ共和国	19.0	23.5	23.5	25.0
南スーダン共和国	19.0	23.5	23.5	25.0
ミャンマー連邦	24.0	29.5	29.5	38.5
メキシコ合衆国	26.5	33.0	33.0	42.0

モーリシャス共和国	18.0	22.0	22.0	23.5
モーリタニア・イスラム共和国	18.0	22.0	22.0	23.5
モザンビーク共和国	18.0	22.0	22.0	23.5
モナコ公国	25.5	31.5	31.5	35.5
モルディヴ共和国	21.5	27.0	27.0	28.5
モルドバ共和国	20.5	25.5	25.5	30.0
モロッコ王国	18.0	22.0	22.0	23.5
モンゴル国	24.0	29.5	29.5	38.5
モンセラット	18.5	23.0	23.0	26.5
モンテネグロ共和国	21.5	27.0	27.0	32.0
ヨルダン・ハシミテ王国	19.0	24.0	24.0	28.5
ラオス人民民主共和国	24.0	29.5	29.5	38.5
ラトビア共和国	21.5	27.0	27.0	32.0
リトアニア共和国	20.5	25.5	25.5	30.0
リヒテンシュタイン公国	25.5	31.5	31.5	35.5
リベリア共和国	18.0	22.0	22.0	23.5
ルーマニア	20.5	25.5	25.5	30.0
ルクセンブルク大公国	25.5	31.5	31.5	35.5
ルワンダ共和国	18.0	22.0	22.0	23.5
レソト王国	19.0	23.5	23.5	25.0
レバノン共和国	18.0	22.5	22.5	27.0
レユニオン	19.0	23.5	23.5	25.0
ロシア連邦	20.5	25.5	25.5	30.0
インマルサットA e r o	10.0	10.0	10.0	10.0
インマルサットB G A N / F B / S B	11.0	11.0	11.0	11.0
インマルサットF	11.0	11.0	11.0	11.0
インマルサットB G A N / F B / S B (H S D)	10.0	10.0	10.0	10.0
インマルサットF (H S D)	10.0	10.0	10.0	10.0
ボーダフォン（マルタ）	10.0	10.0	10.0	10.0
イリジウム衛星携帯電話	20.5	20.5	20.5	20.5
スラーヤ衛星携帯電話	28.0	28.0	28.0	28.0

備考
1 この表に規定する料金は、国際公衆電話設備からの国際通話（第2種国際フリーダイヤル通話を除きます。）に適用します。
2 セイシェル共和国及びディエゴ・ガルシアへの国際通話は取り扱いません。

(4) デジタル通信モードによる国際通話
ア イ以外のデジタル通信モードによる国際通話 (単位：円)

地域	料金額	最初の1分まで 6秒までごとに	最初の1分経過後 6秒までごとに
アイスランド共和国		36	26
アイルランド		36	26
アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）		27	17
アラブ首長国連邦		43	34
アルゼンチン共和国		48	37
アンドラ公国		36	26
イエメン共和国		43	34
イスラエル国		43	34
イタリア共和国		36	26
インド		43	34
インドネシア共和国		29	18
ウクライナ		36	26
ウルグアイ東方共和国		48	37
エクアドル共和国		48	37
エジプト・アラブ共和国		48	37
エストニア共和国		36	26
オーストラリア連邦		30	20
オーストリア共和国		36	26
オランダ王国		36	26
カタール国		43	34
カナダ		27	17
キプロス共和国		43	34
ギリシャ共和国		36	26
グアム		30	20
クリスマス島		30	20
グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国		36	26
クロアチア共和国		36	26
ココス・キーリング諸島		30	20
コスタリカ共和国		48	37

コロンビア共和国	48	37
サウジアラビア王国	43	34
サンマリノ共和国	36	26
ジャマイカ	48	37
シンガポール共和国	29	18
スイス連邦	36	26
スウェーデン王国	36	26
スペイン	36	26
スリランカ民主社会主義共和国	43	34
スロバキア共和国	36	26
スロベニア共和国	36	26
セネガル共和国	48	37
タイ王国	29	18
大韓民国	28	17
台湾	28	17
チェコ共和国	36	26
中華人民共和国	28	17
チリ共和国	48	37
デンマーク王国	36	26
ドイツ連邦共和国	36	26
ドミニカ共和国	48	37
トリニダード・トバゴ共和国	48	37
トルコ共和国	36	26
ニューカレドニア	30	20
ニュージーランド	30	20
ノルウェー王国	36	26
パキスタン・イスラム共和国	43	34
バチカン市国	36	26
パナマ共和国	48	37
パラグアイ共和国	48	37
バーレーン王国	43	34
ハワイ	27	17
ハンガリー共和国	36	26
フィリピン共和国	29	18
フィンランド共和国	36	26
プエルトリコ	48	37
ブラジル連邦共和国	48	37

フランス共和国	36	26
ブルガリア共和国	36	26
ブルネイ・ダルサラーム国	29	18
ベトナム社会主義共和国	43	34
ベラルーシ共和国	36	26
ペルー共和国	48	37
ベルギー王国	36	26
ポーランド共和国	36	26
ボリビア共和国	48	37
ボルトガル共和国	36	26
香港	28	17
マカオ	28	17
マルタ共和国	36	26
マレーシア	29	18
南アフリカ共和国	48	37
メキシコ合衆国	48	37
モーリシャス共和国	48	37
モナコ公国	36	26
モロッコ王国	48	37
ヨルダン・ハシミテ王国	43	34
ラトビア共和国	36	26
リトアニア共和国	36	26
リヒテンシュタイン公国	36	26
ルクセンブルク大公国	36	26
ルーマニア	36	26
ロシア連邦	36	26
インマルサット A e r o	104	104
インマルサット B G A N / F B / S B (H S D)	104	104
インマルサット F (H S D)	104	104
ボーダフォン（マルタ）	104	104
備考 この表に規定する料金は、加入電話等設備又は他社直加入電話等設備からのデジタル通信モードによる国際通話であって、イ以外のものに適用します。		

イ 削除

(5) 携帯電話設備からの国際通話

(単位：円)

料金額 地域	最初の1分まで 6秒までごとに				最初の1分経過後 6秒までごとに			
	昼間	夜間	深夜 ・ 早朝		昼間	夜間	深夜 ・ 早朝	
	土曜日 日曜日 祝日				土曜日 日曜日 祝日			
アイスランド共和国	28	24	24	16	27	23	23	16
アイルランド	28	24	24	16	27	23	23	16
アゼルバイジャン共和国	26	25	25	18	25	24	24	17
アセンション島	39	32	32	24	38	32	32	22
アゾレス諸島	26	24	24	16	26	23	23	16
アフガニスタン・イスラム共和国	44	36	36	26	37	29	29	22
アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）	12	10	10	6	11	10	10	6
アラブ首長国連邦	32	28	28	20	31	27	27	19
アルジェリア民主人民共和国	39	32	32	22	38	32	32	22
アルゼンチン共和国	36	30	30	20	35	30	30	20
アルバ	36	30	30	22	35	28	28	19
アルバニア共和国	26	25	25	18	25	24	24	17
アルメニア共和国	26	25	25	18	25	24	24	17
アンギラ	36	30	30	22	35	28	28	19
アンゴラ共和国	39	32	32	22	38	32	32	22
アンティグア・バーブーダ	34	28	28	22	33	26	26	19
アンドラ公国	28	24	24	17	27	23	23	16
イエメン共和国	32	28	28	20	31	27	27	19
イスラエル国	36	29	29	20	35	29	29	19
イタリア共和国	26	24	24	16	26	23	23	16
イラク共和国	32	28	28	20	31	27	27	19
イラン・イスラム共和国	32	28	28	20	31	27	27	19
インド	29	26	26	19	29	25	25	18
インドネシア共和国	21	18	18	13	20	18	18	11
ウガンダ共和国	39	32	32	22	38	32	32	22
ウクライナ	31	26	26	18	30	24	24	17
ウズベキスタン共和国	26	25	25	18	25	24	24	17
ウルグアイ東方共和	36	30	30	20	35	30	30	20

<u>国</u>								
<u>英領バージン諸島</u>	<u>36</u>	<u>30</u>	<u>30</u>	<u>22</u>	<u>35</u>	<u>28</u>	<u>28</u>	<u>19</u>
<u>エクアドル共和国</u>	<u>36</u>	<u>30</u>	<u>30</u>	<u>20</u>	<u>35</u>	<u>30</u>	<u>30</u>	<u>20</u>
<u>エジプト・アラブ共和国</u>	<u>39</u>	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>24</u>	<u>38</u>	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>22</u>
<u>エストニア共和国</u>	<u>31</u>	<u>26</u>	<u>26</u>	<u>18</u>	<u>30</u>	<u>24</u>	<u>24</u>	<u>17</u>
<u>エスワティニ王国</u>	<u>39</u>	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>22</u>	<u>38</u>	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>22</u>
<u>エチオピア連邦民主共和国</u>	<u>39</u>	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>24</u>	<u>38</u>	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>22</u>
<u>エリトリア国</u>	<u>39</u>	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>24</u>	<u>38</u>	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>22</u>
<u>エルサルバドル共和国</u>	<u>36</u>	<u>30</u>	<u>30</u>	<u>20</u>	<u>35</u>	<u>30</u>	<u>30</u>	<u>20</u>
<u>オーストラリア連邦</u>	<u>19</u>	<u>18</u>	<u>18</u>	<u>12</u>	<u>19</u>	<u>17</u>	<u>17</u>	<u>11</u>
<u>オーストリア共和国</u>	<u>28</u>	<u>24</u>	<u>24</u>	<u>16</u>	<u>27</u>	<u>23</u>	<u>23</u>	<u>16</u>
<u>オマーン国</u>	<u>36</u>	<u>29</u>	<u>29</u>	<u>20</u>	<u>35</u>	<u>29</u>	<u>29</u>	<u>19</u>
<u>オランダ王国</u>	<u>26</u>	<u>24</u>	<u>24</u>	<u>16</u>	<u>26</u>	<u>23</u>	<u>23</u>	<u>16</u>
<u>オランダ領アンティール</u>	<u>34</u>	<u>28</u>	<u>28</u>	<u>22</u>	<u>33</u>	<u>26</u>	<u>26</u>	<u>19</u>
<u>ガーナ共和国</u>	<u>39</u>	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>22</u>	<u>38</u>	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>22</u>
<u>カーボベルデ共和国</u>	<u>39</u>	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>22</u>	<u>38</u>	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>22</u>
<u>ガイアナ協同共和国</u>	<u>34</u>	<u>28</u>	<u>28</u>	<u>22</u>	<u>33</u>	<u>26</u>	<u>26</u>	<u>19</u>
<u>カザフスタン共和国</u>	<u>26</u>	<u>25</u>	<u>25</u>	<u>18</u>	<u>25</u>	<u>24</u>	<u>24</u>	<u>17</u>
<u>カタール国</u>	<u>36</u>	<u>29</u>	<u>29</u>	<u>20</u>	<u>35</u>	<u>29</u>	<u>29</u>	<u>19</u>
<u>カナダ</u>	<u>16</u>	<u>14</u>	<u>14</u>	<u>10</u>	<u>16</u>	<u>14</u>	<u>14</u>	<u>10</u>
<u>カナリア諸島</u>	<u>26</u>	<u>24</u>	<u>24</u>	<u>16</u>	<u>26</u>	<u>23</u>	<u>23</u>	<u>16</u>
<u>ガボン共和国</u>	<u>39</u>	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>22</u>	<u>38</u>	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>22</u>
<u>カメルーン共和国</u>	<u>39</u>	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>22</u>	<u>38</u>	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>22</u>
<u>ガンビア共和国</u>	<u>39</u>	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>24</u>	<u>38</u>	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>22</u>
<u>カンボジア王国</u>	<u>24</u>	<u>20</u>	<u>20</u>	<u>14</u>	<u>24</u>	<u>19</u>	<u>19</u>	<u>13</u>
<u>ギニア共和国</u>	<u>39</u>	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>24</u>	<u>38</u>	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>22</u>
<u>ギニアビサウ共和国</u>	<u>39</u>	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>24</u>	<u>38</u>	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>22</u>
<u>キプロス共和国</u>	<u>36</u>	<u>29</u>	<u>29</u>	<u>20</u>	<u>35</u>	<u>29</u>	<u>29</u>	<u>19</u>
<u>キューバ共和国</u>	<u>36</u>	<u>30</u>	<u>30</u>	<u>20</u>	<u>35</u>	<u>30</u>	<u>30</u>	<u>20</u>
<u>ギリシャ共和国</u>	<u>26</u>	<u>24</u>	<u>24</u>	<u>16</u>	<u>26</u>	<u>23</u>	<u>23</u>	<u>16</u>
<u>キリバス共和国</u>	<u>25</u>	<u>22</u>	<u>22</u>	<u>15</u>	<u>25</u>	<u>20</u>	<u>20</u>	<u>15</u>
<u>キルギス共和国</u>	<u>26</u>	<u>25</u>	<u>25</u>	<u>18</u>	<u>25</u>	<u>24</u>	<u>24</u>	<u>17</u>
<u>グアテマラ共和国</u>	<u>36</u>	<u>30</u>	<u>30</u>	<u>20</u>	<u>35</u>	<u>30</u>	<u>30</u>	<u>20</u>
<u>グアドループ島</u>	<u>36</u>	<u>30</u>	<u>30</u>	<u>20</u>	<u>35</u>	<u>30</u>	<u>30</u>	<u>20</u>
<u>グアム</u>	<u>17</u>	<u>16</u>	<u>16</u>	<u>10</u>	<u>17</u>	<u>15</u>	<u>15</u>	<u>10</u>
<u>クウェート国</u>	<u>36</u>	<u>29</u>	<u>29</u>	<u>20</u>	<u>35</u>	<u>29</u>	<u>29</u>	<u>19</u>
<u>クック諸島</u>	<u>25</u>	<u>22</u>	<u>22</u>	<u>15</u>	<u>25</u>	<u>20</u>	<u>20</u>	<u>15</u>

グリーンランド	28	24	24	17	27	23	23	16
クリスマス島	23	20	20	14	23	19	19	13
グレート・ブリテン および北部アイルラ ンド連合王国	25	22	22	13	24	21	21	13
グレナダ	34	28	28	22	33	26	26	19
クロアチア共和国	26	25	25	18	25	24	24	17
ケイマン諸島	36	30	30	22	35	28	28	19
ケニア共和国	39	32	32	22	38	32	32	22
コートジボワール共 和国	39	32	32	22	38	32	32	22
ココス・キーリング 諸島	23	20	20	14	23	19	19	13
コスタリカ共和国	36	30	30	20	35	30	30	20
コソボ共和国	31	26	26	18	30	24	24	17
コモロ連合	39	32	32	24	38	32	32	22
コロンビア共和国	36	30	30	20	35	30	30	20
コンゴ共和国	39	32	32	24	38	32	32	22
コンゴ民主共和国	39	32	32	24	38	32	32	22
サイパン	17	16	16	10	17	15	15	10
サウジアラビア王国	32	28	28	20	31	27	27	19
サモア独立国	25	22	22	15	25	20	20	15
サントメ・プリンシ ペ民主共和国	39	32	32	24	38	32	32	22
ザンビア共和国	39	32	32	22	38	32	32	22
サンピエール島・ミ クロン島	24	20	20	14	24	19	19	13
サンマリノ共和国	28	24	24	16	27	23	23	16
シエラレオネ共和国	39	32	32	24	38	32	32	22
ジブチ共和国	39	32	32	24	38	32	32	22
ジブラルタル	28	24	24	17	27	23	23	16
ジャマイカ	34	28	28	22	33	26	26	19
ジョージア	26	25	25	18	25	24	24	17
シリア・アラブ共和 国	36	29	29	20	35	29	29	19
シンガポール共和国	20	18	18	13	20	17	17	11
シント・マールテン 島	34	28	28	22	33	26	26	19
ジンバブエ共和国	39	32	32	22	38	32	32	22
スイス連邦	26	24	24	16	26	23	23	16
スウェーデン王国	26	24	24	16	26	23	23	16
スーダン共和国	39	32	32	22	38	32	32	22

スペイン	26	24	24	16	26	23	23	16
スペイン領北アフリカ	26	24	24	16	26	23	23	16
スリナム共和国	36	31	31	22	36	30	30	21
スリランカ民主社会主義共和国	29	26	26	19	29	25	25	18
スロバキア共和国	31	26	26	18	30	24	24	17
スロベニア共和国	26	25	25	18	25	24	24	17
セイシェル共和国	39	32	32	24	38	32	32	22
赤道ギニア共和国	39	32	32	24	38	32	32	22
セネガル共和国	39	32	32	24	38	32	32	22
セルビア共和国	31	26	26	18	30	24	24	17
セントクリストファー・ネイビス	36	30	30	22	35	28	28	19
セントビンセントおよびグレナディーン諸島	34	28	28	22	33	26	26	19
セントヘレナ島	39	32	32	22	38	32	32	22
セントルシア	36	30	30	22	35	28	28	19
ソマリア民主共和国	39	32	32	22	38	32	32	22
ソロモン諸島	25	22	22	15	25	20	20	15
タークス・カイコス諸島	36	30	30	22	35	28	28	19
タイ王国	21	18	18	13	20	18	18	11
大韓民国	16	14	14	9	15	13	13	8
大リビア・アラブ社会主義人民ジャマ・ヒリーヤ国	39	32	32	22	38	32	32	22
台湾	18	15	15	11	18	14	14	9
タジキスタン共和国	26	25	25	18	25	24	24	17
タンザニア連合共和国	39	32	32	22	38	32	32	22
チェコ共和国	31	26	26	18	30	24	24	17
チャド共和国	39	32	32	24	38	32	32	22
中央アフリカ共和国	39	32	32	24	38	32	32	22
中華人民共和国	18	15	15	11	17	14	14	9
チュニジア共和国	39	32	32	24	38	32	32	22
朝鮮民主主義人民共和国	21	17	17	11	20	17	17	11
チリ共和国	36	30	30	20	35	30	30	20
ツバル	25	22	22	15	25	20	20	15
ディエゴ・ガルシア	39	32	32	24	38	32	32	22

デンマーク王国	28	24	24	16	27	23	23	16
ドイツ連邦共和国	25	23	23	14	24	22	22	13
トーゴ共和国	39	32	32	24	38	32	32	22
トケラウ諸島	25	22	22	15	25	20	20	15
ドミニカ共和国	36	30	30	22	35	28	28	19
ドミニカ国	36	30	30	20	35	30	30	20
トリニダード・トバゴ共和国	34	28	28	22	33	26	26	19
トルクメニスタン	26	25	25	18	25	24	24	17
トルコ共和国	28	24	24	17	27	23	23	16
トンガ王国	25	22	22	15	25	20	20	15
ナイジェリア連邦共和国	39	32	32	22	38	32	32	22
ナウル共和国	25	22	22	15	25	20	20	15
ナミビア共和国	39	32	32	22	38	32	32	22
ニウエ	25	22	22	15	25	20	20	15
ニカラグア共和国	36	30	30	20	35	30	30	20
ニジェール共和国	39	32	32	22	38	32	32	22
ニューカレドニア	25	22	22	15	25	20	20	15
ニュージーランド	21	20	20	13	21	19	19	13
ネパール	29	26	26	19	29	25	25	18
ノーフォーク島	21	20	20	13	21	19	19	13
ノルウェー王国	26	24	24	16	26	23	23	16
バーレーン王国	36	29	29	20	35	29	29	19
ハイチ共和国	36	30	30	20	35	30	30	20
パキスタン・イスラム共和国	35	27	27	20	34	27	27	19
バチカン市国	26	24	24	16	26	23	23	16
パナマ共和国	36	30	30	20	35	30	30	20
バスアツ共和国	25	22	22	15	25	20	20	15
バハマ国	34	28	28	22	33	26	26	19
バプアニューギニア独立国	25	22	22	15	25	20	20	15
バミューダ諸島	24	20	20	14	24	19	19	13
バラオ共和国	25	22	22	15	25	20	20	15
バラグアイ共和国	36	30	30	20	35	30	30	20
バルバドス	34	28	28	22	33	26	26	19
パレスチナ	36	29	29	20	35	29	29	19
ハワイ	12	10	10	6	11	10	10	6
ハンガリー共和国	31	26	26	18	30	24	24	17
バングラデシュ人民	35	27	27	20	34	27	27	19

共和国								
東ティモール民主共和国	21	18	18	13	20	18	18	11
フィジー諸島共和国	25	22	22	15	25	20	20	15
フィリピン共和国	20	17	17	12	19	16	16	11
フィンランド共和国	28	24	24	16	27	23	23	16
ブータン王国	38	29	29	20	36	28	28	19
プエルトリコ	34	28	28	20	33	26	26	19
フェロー諸島	26	24	24	16	26	23	23	16
フォークランド諸島	36	31	31	22	36	30	30	21
ブラジル連邦共和国	33	28	28	18	32	28	28	18
フランス共和国	25	23	23	14	24	22	22	13
フランス領ギアナ	36	30	30	20	35	30	30	20
フランス領ポリネシア	25	22	22	15	25	20	20	15
フランス領ワリス・フテュナ諸島	23	22	22	14	23	20	20	14
ブルガリア共和国	31	26	26	18	30	24	24	17
ブルキナファソ	39	32	32	22	38	32	32	22
ブルネイ・ダルサラーム国	21	18	18	13	20	18	18	11
ブルンジ共和国	39	32	32	22	38	32	32	22
米領サモア	25	22	22	15	25	20	20	15
米領バージン諸島	34	28	28	20	33	26	26	19
ベトナム社会主義共和国	22	20	20	14	21	19	19	13
ベナン共和国	39	32	32	24	38	32	32	22
ベネズエラ・ボリバル共和国	36	31	31	22	36	30	30	21
ベラルーシ共和国	26	25	25	18	25	24	24	17
ベリーズ	36	30	30	20	35	30	30	20
ペルー共和国	33	29	29	20	33	28	28	18
ベルギー王国	26	24	24	16	26	23	23	16
ポーランド共和国	31	26	26	18	30	24	24	17
ボスニア・ヘルツェゴビナ	26	25	25	18	25	24	24	17
ボツワナ共和国	39	32	32	22	38	32	32	22
ボリビア共和国	36	30	30	20	35	30	30	20
ポルトガル共和国	26	24	24	16	26	23	23	16
香港	18	15	15	11	18	14	14	10
ホンジュラス共和国	36	30	30	20	35	30	30	20
マーシャル諸島共和	25	22	22	15	25	20	20	15

<u>国</u>								
<u>マイヨット島</u>	<u>39</u>	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>22</u>	<u>38</u>	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>22</u>
<u>マカオ</u>	<u>20</u>	<u>17</u>	<u>17</u>	<u>12</u>	<u>19</u>	<u>16</u>	<u>16</u>	<u>11</u>
<u>マケドニア・旧ユー gosラビア共和国</u>	<u>31</u>	<u>26</u>	<u>26</u>	<u>18</u>	<u>30</u>	<u>24</u>	<u>24</u>	<u>17</u>
<u>マダガスカル共和国</u>	<u>39</u>	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>24</u>	<u>38</u>	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>22</u>
<u>マディラ諸島</u>	<u>26</u>	<u>24</u>	<u>24</u>	<u>16</u>	<u>26</u>	<u>23</u>	<u>23</u>	<u>16</u>
<u>マラウイ共和国</u>	<u>39</u>	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>22</u>	<u>38</u>	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>22</u>
<u>マリ共和国</u>	<u>39</u>	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>24</u>	<u>38</u>	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>22</u>
<u>マルタ共和国</u>	<u>28</u>	<u>24</u>	<u>24</u>	<u>16</u>	<u>27</u>	<u>23</u>	<u>23</u>	<u>16</u>
<u>マルチニーク島</u>	<u>36</u>	<u>30</u>	<u>30</u>	<u>20</u>	<u>35</u>	<u>30</u>	<u>30</u>	<u>20</u>
<u>マレーシア</u>	<u>21</u>	<u>18</u>	<u>18</u>	<u>13</u>	<u>20</u>	<u>18</u>	<u>18</u>	<u>11</u>
<u>ミクロネシア連邦</u>	<u>23</u>	<u>22</u>	<u>22</u>	<u>14</u>	<u>23</u>	<u>20</u>	<u>20</u>	<u>14</u>
<u>南アフリカ共和国</u>	<u>39</u>	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>22</u>	<u>38</u>	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>22</u>
<u>南スーダン共和国</u>	<u>39</u>	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>22</u>	<u>38</u>	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>22</u>
<u>ミャンマー連邦</u>	<u>24</u>	<u>20</u>	<u>20</u>	<u>14</u>	<u>24</u>	<u>19</u>	<u>19</u>	<u>13</u>
<u>メキシコ合衆国</u>	<u>24</u>	<u>20</u>	<u>20</u>	<u>14</u>	<u>24</u>	<u>19</u>	<u>19</u>	<u>13</u>
<u>モーリシャス共和国</u>	<u>39</u>	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>24</u>	<u>38</u>	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>22</u>
<u>モーリタニア・イス ラム共和国</u>	<u>39</u>	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>24</u>	<u>38</u>	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>22</u>
<u>モザンビーク共和国</u>	<u>39</u>	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>24</u>	<u>38</u>	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>22</u>
<u>モナコ公国</u>	<u>26</u>	<u>24</u>	<u>24</u>	<u>16</u>	<u>26</u>	<u>23</u>	<u>23</u>	<u>16</u>
<u>モルディヴ共和国</u>	<u>38</u>	<u>29</u>	<u>29</u>	<u>20</u>	<u>36</u>	<u>28</u>	<u>28</u>	<u>19</u>
<u>モルドバ共和国</u>	<u>26</u>	<u>25</u>	<u>25</u>	<u>18</u>	<u>25</u>	<u>24</u>	<u>24</u>	<u>17</u>
<u>モロッコ王国</u>	<u>39</u>	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>24</u>	<u>38</u>	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>22</u>
<u>モンゴル国</u>	<u>22</u>	<u>20</u>	<u>20</u>	<u>14</u>	<u>21</u>	<u>19</u>	<u>19</u>	<u>13</u>
<u>モンセラット</u>	<u>36</u>	<u>31</u>	<u>31</u>	<u>22</u>	<u>36</u>	<u>30</u>	<u>30</u>	<u>21</u>
<u>モンテネグロ共和国</u>	<u>31</u>	<u>26</u>	<u>26</u>	<u>18</u>	<u>30</u>	<u>24</u>	<u>24</u>	<u>17</u>
<u>ヨルダン・ハシミテ 王国</u>	<u>36</u>	<u>29</u>	<u>29</u>	<u>20</u>	<u>35</u>	<u>29</u>	<u>29</u>	<u>19</u>
<u>ラオス人民民主共和 国</u>	<u>22</u>	<u>20</u>	<u>20</u>	<u>14</u>	<u>21</u>	<u>19</u>	<u>19</u>	<u>13</u>
<u>ラトビア共和国</u>	<u>31</u>	<u>26</u>	<u>26</u>	<u>18</u>	<u>30</u>	<u>24</u>	<u>24</u>	<u>17</u>
<u>リトアニア共和国</u>	<u>26</u>	<u>25</u>	<u>25</u>	<u>18</u>	<u>25</u>	<u>24</u>	<u>24</u>	<u>17</u>
<u>リヒテンシュタイン 公国</u>	<u>26</u>	<u>24</u>	<u>24</u>	<u>16</u>	<u>26</u>	<u>23</u>	<u>23</u>	<u>16</u>
<u>リベリア共和国</u>	<u>39</u>	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>24</u>	<u>38</u>	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>22</u>
<u>ルーマニア</u>	<u>26</u>	<u>25</u>	<u>25</u>	<u>18</u>	<u>25</u>	<u>24</u>	<u>24</u>	<u>17</u>
<u>ルクセンブルク大公 国</u>	<u>25</u>	<u>23</u>	<u>23</u>	<u>14</u>	<u>24</u>	<u>22</u>	<u>22</u>	<u>13</u>
<u>ルワンダ共和国</u>	<u>39</u>	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>24</u>	<u>38</u>	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>22</u>
<u>レソト王国</u>	<u>39</u>	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>22</u>	<u>38</u>	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>22</u>

レバノン共和国	32	28	28	20	31	27	27	19
レユニオン	39	32	32	22	38	32	32	22
ロシア連邦	28	24	24	18	27	24	24	17
インマルサットA e r o	104	104	104	104	104	104	104	104
インマルサットB G A N / F B / S B	50	50	50	50	50	50	50	50
インマルサットF	50	50	50	50	50	50	50	50
インマルサットB G A N / F B / S B (H S D)	104	104	104	104	104	104	104	104
インマルサットF (H S D)	104	104	104	104	104	104	104	104
ボーダフォン（マルタ）	104	104	104	104	104	104	104	104
イリジウム衛星携帯電話	53	53	53	53	53	53	53	53
スラーヤ衛星携帯電話	38	38	38	38	38	38	38	38
備考 1 この表に規定する料金は、携帯電話設備からの国際通話又は国際公衆電話設備に係る第2種国際フリーダイヤル通話に適用します。 2 セイシェル共和国及びディエゴ・ガルシアへの国際通話は取扱いません。								

(6) 削除

2－2－3 契約者指定番号発信サービスを利用して行う国際通話の料金額

国際通話について次表に規定する料金を適用します。
(単位：円)

地域	料金額	1分までごとに
(略)		(略)

2－2－3 契約者指定番号発信サービスを利用して行う国際通話の[取扱い地域及び](#)料金額

国際通話について次表に規定する料金を適用します。
(単位：円)

地域	料金額	1分までごとに
(略)		(略)

通話料金別表 選択制による通話料金の月極割引
1 特定時間帯の通話料金の月極割引（テレジョーズ）

区 分	内 容		
(1) 定義等	ア 「特定時間帯の通話料金の月極割引」とは、特定時間帯（土曜日・日曜日・祝日（午後7時から午後10時までの間を含みます。）、深夜・早朝及び夜間（午後10時から午後11時までの間に限ります。）の時間帯をいいます。以下この表において同じとします。）における通話（イの規定によりこの月極割引の対象外となる通話を除きます。以下この表において同じとします。）に関する料金について、電話等利用契約者の選択により、第2の2（料金額）の規定により算定した額の月間累計額に代えて、次表に規定する料金額を適用することをいいます。この場合、この月極割引には同表の4種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。		
	1 利用回線ごとに		
	種 類	第2の2の規定により算定した額の月間累計額	月極割引を選択した場合の料金額
	(ア) プラン1	0 円 から 2,000 円 (2,200 円) までの部分	1,750 円 (1,925 円) (最低通話料)
		2,000 円 (2,200 円) を 超 え 3,000 円 (3,300 円) までの部分	左欄に該当する部分の額に0.85を乗じて得た額
		3,000 円 (3,300 円) を超える部分	左欄に該当する部分の額と同額
	(イ) プラン2	0 円 から 3,000 円 (3,300 円) までの部分	2,600 円 (2,860 円) (最低通話料)
		3,000 円 (3,300 円) を 超 え 5,000 円 (5,500 円) までの部分	左欄に該当する部分の額に0.85を乗じて得た額
		5,000 円 (5,500 円) を超える部分	左欄に該当する部分の額と同額
	(ウ) プラン3	0 円 から 5,000 円 (5,500 円) までの部分	4,300 円 (4,730 円) (最低通話料)
		5,000 円 (5,500 円) を 超 え 8,000 円 (8,800 円) までの部分	左欄に該当する部分の額に0.85を乗じて得た額
		8,000 円 (8,800 円) を超える部分	左欄に該当する部分の額と同額
	(エ) プラン4	0 円 から 8,000 円 (8,800 円) までの部分	6,850 円 (7,535 円) (最低通話料)
		8,000 円 (8,800 円)	左欄に該当する部分

	<table><tr><td></td><td><u>を超える部分</u></td><td><u>の額に0.85を乗じて得た額</u></td></tr></table>		<u>を超える部分</u>	<u>の額に0.85を乗じて得た額</u>							
	<u>を超える部分</u>	<u>の額に0.85を乗じて得た額</u>									
	<u>イ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（同一の都道府県の区域に終始する利用回線等相互間の通話を含みます。）のうち、ダイヤル通話又はディジタル通信モードであって、次に該当しないものに限りします。</u> <u>（ア）フリーダイヤル通話その他当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話</u> <u>（イ）携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話</u> <u>（ウ）削除</u>										
<u>(2) 承諾</u>	<u>ア 当社は、この月極割引を選択する申出があったとしても、この申出を承諾しません。</u>										
<u>(3) 月極割引の適用</u>	<u>ア 特定時間帯の通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</u> <u>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</u> <u>ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。</u> <u>（ア）電話等利用契約の解除があったとき。</u> <u>（イ）一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u> <u>（ウ）電話等利用権の譲渡があったとき。</u> <u>（エ）その割引選択回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>（オ）その利用回線が加入電話設備に係るものと総合ディジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>（カ）加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>（キ）その他(2)欄に規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</u> <u>エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から3欄の規定に該当する場合が生じたときは、2欄から3欄の規定によるものとします。</u> <table><tr><th><u>区 分</u></th><th><u>月極割引の適用</u></th></tr><tr><td><u>1 2から3以外により月極割引の廃止があったとき。</u></td><td><u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr><tr><td><u>2 電話等利用契約の解除又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u></td><td><u>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr><tr><td><u>3 ウの(エ)又は(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u></td><td><u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr><tr><td><u>4 共用契約者回線に指定された場合であ</u></td><td><u>その共用契約者回線に指定された日を含む料金月の前料金月の末日</u></td></tr></table>	<u>区 分</u>	<u>月極割引の適用</u>	<u>1 2から3以外により月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>	<u>2 電話等利用契約の解除又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>	<u>3 ウの(エ)又は(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>	<u>4 共用契約者回線に指定された場合であ</u>	<u>その共用契約者回線に指定された日を含む料金月の前料金月の末日</u>
<u>区 分</u>	<u>月極割引の適用</u>										
<u>1 2から3以外により月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>										
<u>2 電話等利用契約の解除又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>										
<u>3 ウの(エ)又は(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>										
<u>4 共用契約者回線に指定された場合であ</u>	<u>その共用契約者回線に指定された日を含む料金月の前料金月の末日</u>										

	<table><tr><td><u>って、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u></td><td><u>までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr></table> オ <u>この月極割引の種類の変更があったときは、その変更の承諾日を含む料金月の翌料金月以降の通話に関する料金について、変更後の種類の月極割引を適用します。</u> カ <u>この月極割引を選択している利用回線に係る電話番号が変更となる場合であって、第45条(電話等利用契約者からの通知)に規定する事前通知があったときは、ウの(エ)の規定にかかわらず、次のとおり取扱います。</u> <u>(ア) その電話番号の変更日を含む料金月については、電話番号の変更日までの通話に関する料金に限りこの月極割引を適用します。</u> <u>(イ) その電話番号の変更日以降の通話に関する料金については、電話番号の変更日を含む料金月の翌料金月以降、この月極割引を適用します。</u> キ <u>この月極割引の適用を受けている電話等利用契約者は、この月極割引が適用される料金月において、協定事業者の契約約款等に規定する利用の一時中断又は利用停止があったときその他一般電話等サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、この月極割引を適用した場合の料金の支払いを要します。</u> <u>ただし、電話等利用契約者の責めによらない理由により、一般電話等サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、連続する24時間のうちの特定期間帯の全部についてその状態が連続したときは、この月極割引を適用した場合の料金額が、この月極割引を適用しない場合の料金額を上回るときに限り、その差額については、支払いを要しません。</u> ク <u>当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</u> <u>(注) 最低通話料については、日割は行いません。</u>	<u>って、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u>	<u>までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>って、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u>	<u>までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>		

2 全時間帯の通話料金の月極割引（テレワイズ）

区 分	内 容									
(1) 定義等	ア 「全時間帯の通話料金の月極割引」とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、全ての時間帯における通話（イの規定によりこの月極割引の対象外となる通話を除きます。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。この場合、この月極割引には同表の2種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。 1 利用回線ごとに <table><tr><th>種 類</th><th>定額料</th><th>割 引 額</th></tr><tr><td>(ア) プラン 1</td><td>月額 550円 (605円)</td><td>全時間帯の通話に関する料金の月間累計額に0.10を乗じて得た額</td></tr><tr><td>(イ) プラン 2</td><td>月額 1,550円 (1,705円)</td><td>全時間帯の通話に関する料金の月間累計額に0.15を乗じて得</td></tr></table>	種 類	定額料	割 引 額	(ア) プラン 1	月額 550円 (605円)	全時間帯の通話に関する料金の月間累計額に0.10を乗じて得た額	(イ) プラン 2	月額 1,550円 (1,705円)	全時間帯の通話に関する料金の月間累計額に0.15を乗じて得
種 類	定額料	割 引 額								
(ア) プラン 1	月額 550円 (605円)	全時間帯の通話に関する料金の月間累計額に0.10を乗じて得た額								
(イ) プラン 2	月額 1,550円 (1,705円)	全時間帯の通話に関する料金の月間累計額に0.15を乗じて得								

			た額										
		<u>イ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（同一の都道府県の区域に終始する利用回線等相互間の通話を含みます。）のうち、区域内通話を除くダイヤル通話又はデジタル通信モードであって、次に該当しないものに限ります。</u> <u>(ア) フリーダイヤル通話その他当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話</u> <u>(イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話</u> <u>(ウ) 削除</u>											
(2) 承諾		<u>ア 当社は、この月極割引を選択する申出があったとしても、この申出を承諾しません。</u>											
(3) 月極割引の適用		<u>ア 全時間帯の通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</u> <u>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</u> <u>ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。</u> <u>(ア) 電話等利用契約の解除があったとき。</u> <u>(イ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u> <u>(ウ) 電話等利用権の譲渡があったとき。</u> <u>(エ) その割引選択回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>(オ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>(カ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>(キ) その他(2)欄に規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</u> <u>エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から3欄の規定に該当する場合は、2欄から3欄の規定によるものとします。</u> <table><tr><th>区 分</th><th>月極割引の適用</th></tr><tr><td><u>1 2から3以外により月極割引の廃止があったとき。</u></td><td><u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr><tr><td><u>2 一般電話等利用契約の解除又は電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u></td><td><u>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr><tr><td><u>3 ウの(エ)又は(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u></td><td><u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr><tr><td><u>4 共用契約者回線に指定された場合であって、電話等利用契</u></td><td><u>その共用契約者回線に指定された日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金につい</u></td></tr></table>		区 分	月極割引の適用	<u>1 2から3以外により月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>	<u>2 一般電話等利用契約の解除又は電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>	<u>3 ウの(エ)又は(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>	<u>4 共用契約者回線に指定された場合であって、電話等利用契</u>	<u>その共用契約者回線に指定された日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金につい</u>
区 分	月極割引の適用												
<u>1 2から3以外により月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>												
<u>2 一般電話等利用契約の解除又は電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>												
<u>3 ウの(エ)又は(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>												
<u>4 共用契約者回線に指定された場合であって、電話等利用契</u>	<u>その共用契約者回線に指定された日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金につい</u>												

約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。	て、この月極割引を適用します。

オ この月極割引の種類の変更があったときは、その変更の承諾日を含む料金月の翌料金月以降の通話に関する料金について、変更後の種類の月極割引を適用します。

カ この月極割引を選択している利用回線に係る電話番号が変更となる場合であって、第45条(電話等利用契約者からの通知)に規定する事前通知があったときは、ウの(エ)の規定にかかわらず、次のとおり取扱います。

(ア) その電話番号の変更日を含む料金月については、電話番号の変更日までの通話に関する料金に限りこの月極割引を適用します。

(イ) その電話番号の変更日以降の通話に関する料金については、電話番号の変更日を含む料金月の翌料金月以降、この月極割引を適用します。

キ この月極割引の適用を受けている電話等利用契約者は、この月極割引が適用される料金月において、協定事業者の契約約款等に規定する利用の一時中断又は利用停止があったときその他一般電話等サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、定額料の支払いを要します。

ただし、電話等利用契約者の責めによらない理由により、一般電話等サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻以降の料金月に属するすべての日についてその状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月（1 料金月の倍数である部分に限ります。）について、料金月ごとに料金月数を計算し、その料金月数に対応する定額料については、その支払いを要しません。

ク 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（注1）定額料については、日割は行いません。

（注2）全時間帯の通話料金の月間累計額に割引率を乗じて得た額に1 円未満の端数が生じた場合は、通則7 の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

3 特定市外局番への通話料金の月極割引（テレチョイス）

区 分	内 容						
(1) 定義等	ア 「特定市外局番への通話料金の月極割引」とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、特定市外局番（電話等利用契約者があらかじめ指定した市外局番をいいます。以下この表において同じとします。）に係る利用回線等への通話（イの規定によりこの月極割引の対象外となる通話を除きます。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。この場合、この月極割引には同表の6種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。 1 利用回線ごとに <table><tr><th>種 類</th><th>定額料</th><th>割 引 額</th></tr><tr><td>(ア) プラン1（特定市外局番が2までのもの）</td><td>月額 100円 (110円)</td><td>特定市外局番に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.10を乗じて得た額</td></tr></table>	種 類	定額料	割 引 額	(ア) プラン1（特定市外局番が2までのもの）	月額 100円 (110円)	特定市外局番に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.10を乗じて得た額
種 類	定額料	割 引 額					
(ア) プラン1（特定市外局番が2までのもの）	月額 100円 (110円)	特定市外局番に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.10を乗じて得た額					

	<table><tr><td><u>(イ) プラン 2 (特 定市外局番が 5 ま でのもの)</u></td><td><u>月 額 200円 (220円)</u></td><td><u>特定市外局番に係る利 用回線等への通話に関 する料金の月間累計額 に0.15を乗じて得た額</u></td></tr><tr><td><u>(ウ) プラン 3 (特 定市外局番が 1 ま でのもの)</u></td><td><u>月 額 100円 (110円)</u></td><td><u>特定市外局番に係る利 用回線等への通話に関 する料金の月間累計額 に0.30を乗じて得た額</u></td></tr><tr><td><u>(エ) プラン 4 (特 定市外局番が 4 ま でのもの)</u></td><td><u>月 額 200円 (220円)</u></td><td><u>特定市外局番に係る利 用回線等への通話に関 する料金の月間累計額 に0.10を乗じて得た額</u></td></tr><tr><td><u>(オ) プラン 5 (特 定市外局番が10ま でのもの)</u></td><td><u>月 額 400円 (440円)</u></td><td><u>特定市外局番に係る利 用回線等への通話に関 する料金の月間累計額 に0.15を乗じて得た額</u></td></tr><tr><td><u>(カ) プラン 6 (特 定市外局番が 2 ま でのもの)</u></td><td><u>月 額 200円 (220円)</u></td><td><u>特定市外局番に係る利 用回線等への通話に関 する料金の月間累計額 に0.30を乗じて得た額</u></td></tr></table> <u>イ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（同一の都道府県の区域に終始する利用回線等相互間の通話を含みます。）のうち、区域内通話を除くダイヤル通話又はデジタル通信モードであって、次に該当しないものに限ります。</u> <u>(ア) フリーダイヤル通話</u> <u>(イ) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話</u> <u>(ウ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話</u> <u>(エ) 削除</u>	<u>(イ) プラン 2 (特 定市外局番が 5 ま でのもの)</u>	<u>月 額 200円 (220円)</u>	<u>特定市外局番に係る利 用回線等への通話に関 する料金の月間累計額 に0.15を乗じて得た額</u>	<u>(ウ) プラン 3 (特 定市外局番が 1 ま でのもの)</u>	<u>月 額 100円 (110円)</u>	<u>特定市外局番に係る利 用回線等への通話に関 する料金の月間累計額 に0.30を乗じて得た額</u>	<u>(エ) プラン 4 (特 定市外局番が 4 ま でのもの)</u>	<u>月 額 200円 (220円)</u>	<u>特定市外局番に係る利 用回線等への通話に関 する料金の月間累計額 に0.10を乗じて得た額</u>	<u>(オ) プラン 5 (特 定市外局番が10ま でのもの)</u>	<u>月 額 400円 (440円)</u>	<u>特定市外局番に係る利 用回線等への通話に関 する料金の月間累計額 に0.15を乗じて得た額</u>	<u>(カ) プラン 6 (特 定市外局番が 2 ま でのもの)</u>	<u>月 額 200円 (220円)</u>	<u>特定市外局番に係る利 用回線等への通話に関 する料金の月間累計額 に0.30を乗じて得た額</u>
<u>(イ) プラン 2 (特 定市外局番が 5 ま でのもの)</u>	<u>月 額 200円 (220円)</u>	<u>特定市外局番に係る利 用回線等への通話に関 する料金の月間累計額 に0.15を乗じて得た額</u>														
<u>(ウ) プラン 3 (特 定市外局番が 1 ま でのもの)</u>	<u>月 額 100円 (110円)</u>	<u>特定市外局番に係る利 用回線等への通話に関 する料金の月間累計額 に0.30を乗じて得た額</u>														
<u>(エ) プラン 4 (特 定市外局番が 4 ま でのもの)</u>	<u>月 額 200円 (220円)</u>	<u>特定市外局番に係る利 用回線等への通話に関 する料金の月間累計額 に0.10を乗じて得た額</u>														
<u>(オ) プラン 5 (特 定市外局番が10ま でのもの)</u>	<u>月 額 400円 (440円)</u>	<u>特定市外局番に係る利 用回線等への通話に関 する料金の月間累計額 に0.15を乗じて得た額</u>														
<u>(カ) プラン 6 (特 定市外局番が 2 ま でのもの)</u>	<u>月 額 200円 (220円)</u>	<u>特定市外局番に係る利 用回線等への通話に関 する料金の月間累計額 に0.30を乗じて得た額</u>														
<u>(2) 承諾</u>	<u>ア 当社は、この月極割引を選択する申出があったとしても、この申出を承諾しません。</u>															
<u>(3) 月極割引の適用</u>	<u>ア 特定市外局番に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</u> <u>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</u> <u>ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。</u> <u>(ア) 電話等利用契約の解除があったとき。</u> <u>(イ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u> <u>(ウ) 電話等利用権の譲渡があったとき。</u> <u>(エ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>(オ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>(カ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>(キ) その他(2)欄に規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</u> <u>エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内にお</u>															

いて、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から3欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から5欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2から4以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 一般電話等利用契約の解除又は電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 ウの(エ)又は(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 共用契約者回線に指定された場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。	その共用契約者回線に指定された日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

オ この月極割引の種類の変更（同一の区分に属する他の種類に限ります。）があったときは、その変更の承諾日を含む料金月の翌料金月以降の通話に関する料金について、変更後の種類の月極割引を適用します。

カ この月極割引の適用を受けている電話等利用契約者が、その特定市外局番を変更するときは、変更前の特定市外局番に係る利用回線等への通話に関する料金についてはその変更の承諾日を含む料金月の末日まで、変更後の特定市外局番に係る利用回線等への通話に関する料金についてはその変更の承諾日を含む料金月の翌料金月以降について、この月極割引を適用します。

キ この月極割引を選択している利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号が変更となる場合であって、第45条（電話等利用契約者からの通知）に規定する事前通知があったときは、ウの(エ)の規定にかかわらず、次のとおり取扱います。

（ア） その電話番号又は契約者回線番号の変更日を含む料金月については、電話番号又は契約者回線番号の変更日までの通話に関する料金に限りこの月極割引を適用します。

（イ） その電話番号又は契約者回線番号の変更日以降の通話に関する料金については、電話番号又は契約者回線番号の変更日を含む料金月の翌料金月以降、この月極割引を適用します。

ク この月極割引の適用を受けている電話等利用契約者は、この月極割引が適用される料金月において、協定事業者の契約約款等に規定する利用の一時中断又は利用停止があったときその他一般電話等サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、定額料の支払いを要します。

ただし、電話等利用契約者の責めによらない理由により、一般電話等サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻以降の料金月に属するすべての日についてその状態が連続したときは、そ

	<u>のことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月（1料金月の倍数である部分に限ります。）について、料金月ごとに料金月数を計算し、その料金月数に対応する定額料については、その支払いを要しません。</u> <u>ケ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</u> <u>（注1）定額料については、日割は行いません。</u> <u>（注2）特定市外局番に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。</u>

4 特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅰ（シャベリッチ）

区 分	内 容																
(1) 定義等	<u>ア 「特定電話番号等への通話料金の月極割引」とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、特定電話番号等（電話等利用契約者があらかじめ指定した電気通信番号（電気通信番号規則第9条第1号に規定する電気通信番号に限ります。）であつて、その利用回線、他社直加入電話等設備又は固定端末系伝送路設備の設置場所がこの月極割引の適用を受けている利用回線の設置場所と異なる都道府県の区域内にあるものに限ります。以下この表において同じとします。）に係る利用回線等への通話（イの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額及び国際通話（イの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月額累計額について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。この場合、電話等利用契約者が指定できる特定電話番号等の数（以下「登録可能対地数」といいます。）は次表のとおりとします。</u> 1 利用回線ごとに <table><tr><td>定額料</td><td>月額200円（220円）</td></tr><tr><td colspan="2"><u>次の（ア）及び（イ）に定める額を合計して得た額</u> <u>（ア）国内通話に係るもの</u></td></tr><tr><td><table><tr><td>登録可能 対地数</td><td>割 引 額</td></tr><tr><td>2</td><td><u>① ②以外の時間帯</u> <u>特定電話番号等に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.40を乗じて得た額</u> <u>② 土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日の終日とします。以下この表において同じとします。）の時間帯</u> <u>特定電話番号等に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.45を乗じて得た額</u></td></tr></table></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"><u>（イ）国際通話に係るもの</u></td></tr><tr><td><table><tr><td>1 利用回線 に係る国際 通話料金の 月間累計額</td><td>割 引 額</td></tr></table></td><td></td></tr></table>	定額料	月額200円（220円）	<u>次の（ア）及び（イ）に定める額を合計して得た額</u> <u>（ア）国内通話に係るもの</u>		<table><tr><td>登録可能 対地数</td><td>割 引 額</td></tr><tr><td>2</td><td><u>① ②以外の時間帯</u> <u>特定電話番号等に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.40を乗じて得た額</u> <u>② 土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日の終日とします。以下この表において同じとします。）の時間帯</u> <u>特定電話番号等に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.45を乗じて得た額</u></td></tr></table>	登録可能 対地数	割 引 額	2	<u>① ②以外の時間帯</u> <u>特定電話番号等に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.40を乗じて得た額</u> <u>② 土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日の終日とします。以下この表において同じとします。）の時間帯</u> <u>特定電話番号等に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.45を乗じて得た額</u>		<u>（イ）国際通話に係るもの</u>		<table><tr><td>1 利用回線 に係る国際 通話料金の 月間累計額</td><td>割 引 額</td></tr></table>	1 利用回線 に係る国際 通話料金の 月間累計額	割 引 額	
定額料	月額200円（220円）																
<u>次の（ア）及び（イ）に定める額を合計して得た額</u> <u>（ア）国内通話に係るもの</u>																	
<table><tr><td>登録可能 対地数</td><td>割 引 額</td></tr><tr><td>2</td><td><u>① ②以外の時間帯</u> <u>特定電話番号等に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.40を乗じて得た額</u> <u>② 土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日の終日とします。以下この表において同じとします。）の時間帯</u> <u>特定電話番号等に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.45を乗じて得た額</u></td></tr></table>	登録可能 対地数	割 引 額	2	<u>① ②以外の時間帯</u> <u>特定電話番号等に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.40を乗じて得た額</u> <u>② 土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日の終日とします。以下この表において同じとします。）の時間帯</u> <u>特定電話番号等に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.45を乗じて得た額</u>													
登録可能 対地数	割 引 額																
2	<u>① ②以外の時間帯</u> <u>特定電話番号等に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.40を乗じて得た額</u> <u>② 土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日の終日とします。以下この表において同じとします。）の時間帯</u> <u>特定電話番号等に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.45を乗じて得た額</u>																
<u>（イ）国際通話に係るもの</u>																	
<table><tr><td>1 利用回線 に係る国際 通話料金の 月間累計額</td><td>割 引 額</td></tr></table>	1 利用回線 に係る国際 通話料金の 月間累計額	割 引 額															
1 利用回線 に係る国際 通話料金の 月間累計額	割 引 額																

	<table><tr><td><u>1,000円以上の場合</u></td><td><u>1の利用回線に係る国際通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額</u></td></tr></table> <u>備考</u> <u>1 特定電話番号等に係る利用回線がこの月極割引又は「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅱ」又は「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅲ」又は「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅳ」又は「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅴ」の適用を受けているとき（割引額が生じない場合も含みます。以下この表において同じとします。）には、上表の規定中国内通話に係るもののうち、その特定電話番号等に係る利用回線への通話に関する料金について、以下のとおりこの月極割引を適用します。（以下この表において「特別割引」といいます。）</u> <u>（ア）（イ）以外の時間帯</u> <u>上表の割引額の規定中の「0.40」を「0.45」に読み替えて適用します。</u> <u>（イ）土曜日、日曜日及び祝日の時間帯</u> <u>上表の割引額の規定中の「0.45」を「0.50」に読み替えて適用します。</u> <u>2 削除</u> <u>3 この月極割引の適用を受けている利用回線の電話等利用契約者が、特定協定事業者の電話サービス契約約款又は総合ディジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定に係る県間市外通話の通話区分又は県間市外通信の通信区分（以下この表において「県間固定区分」といいます。）について当社の事業者識別番号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この表において同じとします。）を指定しているときは、上表の規定にかかわらず、定額料の支払いを要しません。（以下この表において「県間固定特別適用」といいます。）</u> <u>イ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（同一の都道府県の区域に終始する利用回線等相互間の通話を除きます。以下この表において同じとします。）のうちのダイヤル通話又はディジタル通信モード及び国際通話（ディジタル通信モードを除きます。以下この表において同じとします。）であって、次に該当しないものに限ります。</u> <u>（ア）フリーダイヤル通話その他当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話</u> <u>（イ）携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話</u> <u>（ウ）削除</u>	<u>1,000円以上の場合</u>	<u>1の利用回線に係る国際通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額</u>
<u>1,000円以上の場合</u>	<u>1の利用回線に係る国際通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額</u>		
<u>(2) 承諾</u>	<u>ア 当社は、この月極割引を選択する申出があったときは、その申出のあった利用回線が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</u> <u>（ア）加入電話設備又は総合ディジタル通信設備（特定協定事業者の総合ディジタル通信サービス契約約款に規定する第1種契約に係るもの（同契約約款に規定する共用契約者回線となるものを除きます。）に限ります。）に係る利用回線</u> <u>（イ）通話の料金明細内訳を記録している利用回線</u> <u>（ウ）料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがない電話等利用契約者に係る利用回線</u> <u>（エ）その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がない利用回線</u>		

	イ 削除 ウ アの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。									
(3) 月極割引の適用	ア 特定電話番号等に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 特別割引は、この月極割引の適用を受けている利用回線に係る料金月の末日において、指定された特定電話番号等に係る利用回線がこの月極割引又は「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅱ」又は「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅲ」又は「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅳ」又は「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅴ」の適用を受けているときに適用します。 エ 県間固定特別適用は、県間固定区分について当社の事業者識別番号を指定していることを当社が確認できた日を含む料金月の翌料金月から適用します。 オ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。 (ア) 電話等利用契約の解除があったとき。 (イ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。 (ウ) 電話等利用権の譲渡があったとき。 (エ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (オ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (カ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (キ) その他(2)欄のア又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。 カ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から4欄の規定に該当する場合は、それぞれ2欄から4欄の規定によるものとします。 <table><tr><th>区 分</th><th>月極割引の適用</th></tr><tr><td>1 2から4以外により、月極割引の廃止があったとき。</td><td>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td></tr><tr><td>2 電話等利用契約の解除があったとき又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</td><td>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td></tr><tr><td>3 オの(エ)又は(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</td><td>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td></tr></table>	区 分	月極割引の適用	1 2から4以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。	2 電話等利用契約の解除があったとき又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。	3 オの(エ)又は(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。	
区 分	月極割引の適用									
1 2から4以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。									
2 電話等利用契約の解除があったとき又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。									
3 オの(エ)又は(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。									

4 共用契約者回線に指定された場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。	その共用契約者回線に指定された日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

キ オに規定するほか、当社は、次のいずれかに該当する場合は生じたときはOCN特別適用を廃止します。

(ア) 電話等利用契約者からOCN特別適用の廃止の申出があったとき。

(イ) 株式会社NTTドコモのIP通信網サービス契約約款（OCN）に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービス（以下、通話料金別表において「第2種OCN」といいます。）に係る契約の解除があったとき。

(ウ) 削除

ク 当社は、キに規定するOCN特別適用の廃止があったときは、その廃止があった日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、OCN追加割引を適用します。

ケ オに規定するほか、当社は、県間固定区分について、当社の事業者識別番号の指定が解除されたことが確認できたときは県間固定特別適用を廃止します。この場合、その廃止があった日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、県間固定特別適用の適用を行います。

コ この月極割引の適用を受けている電話等利用契約者が、その特定電話番号等を変更するときは、変更前の特定電話番号等に係る利用回線又は契約者回線等への通話に関する料金についてはその変更の承諾日を含む料金月の末日まで、変更後の特定電話番号等に係る利用回線又は契約者回線等への通話に関する料金についてはその変更の承諾日を含む料金月の翌料金月以降について、この月極割引を適用します。

サ この月極割引の適用を受けている電話等利用契約者は、特定電話番号等が現に利用されているか否かにかかわらず、この月極割引の定額料の支払いを要します。（県間固定特別適用の適用を受けている場合を除きます。）

シ この月極割引を選択している利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号が変更となる場合であって、第45条（電話等利用契約者からの通知）に規定する事前通知があったときは、オの(エ)の規定にかかわらず、以下のとおり取扱います。

(ア) その電話番号又は契約者回線番号の変更日を含む料金月については、電話番号又は契約者回線番号の変更日までの通話に関する料金に限りこの月極割引を適用します。

ただし、この月極割引を適用した場合の料金額が、この月極割引を適用しない場合の料金額を上回るときは、その料金月については、この月極割引を適用しません。（県間固定特別適用の適用を受けている場合を除きます。）

(イ) その電話番号又は契約者回線番号の変更日以降の通話に関する料金については、電話番号又は契約者回線番号に変更日を含む料金月の翌料金月以降、この月極割引を適用します。

ス この月極割引の適用を受けている電話等利用契約者は、この月極割引が適用される料金月において、協定事業者の契約約款等に規定する利用の一時中断又は利用停止があったときその他一般電話等サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、定額料の支払いを要します。（県間固定特別適用の適用を受けている場合を除きます。）

ただし、電話等利用契約者の責めによらない理由により、

	一般電話等サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻以降の料金月に属するすべての日についてその状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月（1料金月の倍数である部分に限ります。）について、料金月ごとに料金月数を計算し、その料金月数に対応する定額料については、その支払いを要しません。 セ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 （注1）定額料については、日割りは行いません。 （注2）特定電話番号等に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

5 特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅱ（シャベリッチプラス）

区 分	内 容										
(1) 定義等	ア 「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅱ」とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、特定電話番号等（電話等利用契約者があらかじめ指定した電気通信番号（電気通信番号規則第9条第1号に規定する電気通信番号に限ります。）であって、その利用回線、他社直加入電話等設備又は固定端末系伝送路設備の設置場所がこの月極割引の適用を受けている利用回線の設置場所と異なる都道府県の区域内にあるもの）に限ります。以下この表において同じとします。）に係る利用回線等への通話（イの（ア）の規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額、国際通話（イの（ア）の規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額及び特定携帯電話番号（電話等利用契約者があらかじめ指定した電気通信番号（電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号に限ります。）をいいます。）に係るフリーダイヤル通話（イの（イ）の規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。この場合、電話等利用契約者が指定できる特定電話番号等の数（以下「登録可能対地数」といいます。）は次表のとおりとします。 1 利用回線ごとに <table><tr><td>定額料</td><td>月額300円(330円)</td></tr><tr><td colspan="2">次の（ア）から（ウ）に定める額を合計して得た額</td></tr><tr><td colspan="2">（ア） 国内通話に係るもの</td></tr><tr><td>登録可能 対地数</td><td>割引額</td></tr><tr><td>2</td><td>① ②以外の時間帯 特定電話番号等に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.40を乗じて得た額</td></tr></table>	定額料	月額300円(330円)	次の（ア）から（ウ）に定める額を合計して得た額		（ア） 国内通話に係るもの		登録可能 対地数	割引額	2	① ②以外の時間帯 特定電話番号等に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.40を乗じて得た額
定額料	月額300円(330円)										
次の（ア）から（ウ）に定める額を合計して得た額											
（ア） 国内通話に係るもの											
登録可能 対地数	割引額										
2	① ②以外の時間帯 特定電話番号等に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.40を乗じて得た額										

	② <u>土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日の終日とします。以下この表において同じとします。）の時間帯</u> <u>特定電話番号等に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.45を乗じて得た額</u>

(イ) 国際通話に係るもの

<u>1 利用回線に係る国際通話料金の月間累計額</u>	<u>割引額</u>
<u>1,000円以上の場合</u>	<u>1の利用回線に係る国際通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額</u>

(ウ) 特定携帯電話番号に係るフリーダイヤル通話に係るもの

<u>割引額</u>
<u>月間累計額に0.462を乗じて得た額</u>

備考

1 特定電話番号等に係る利用回線がこの月極割引又は「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅰ」又は「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅲ」又は「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅳ」又は「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅴ」の適用を受けているとき（割引額が生じない場合も含みます。以下この表において同じとします。）には、上表の規定中国内通話に係るもののうち、その特定電話番号等に係る利用回線への通話に関する料金について、以下のとおりこの月極割引を適用します。（以下この表において「特別割引」といいます。）

(ア) (イ)以外の時間帯

上表の割引額の規定中の「0.40」を「0.45」に読み替えて適用します。

(イ) 土曜日、日曜日及び祝日の時間帯

上表の割引額の規定中の「0.45」を「0.50」に読み替えて適用します。

2 削除

3 この月極割引の適用を受けている利用回線の電話等利用契約者が、特定協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定に係る県間市外通話の通話区分又は県間市外通信の通信区分（以下この表において「県間固定区分」といいます。）について当社の事業者識別番号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この表において同じとします。）を指定しているときは、上表の規定にかかわらず、定額料の支払いを要しません。（以下この表において「県間固定特別適用」といいます。）

イ この月額割引の対象となる通話は次の(ア)及び(イ)に限ります。

(ア) この月極割引の対象となる国内通話・国際通話に係る通話は、一般通話（同一の都道府県の区域に終始する利用回線等相互間の通話を除きます。以下この表において同じとします。）のうちのダイヤル通話又はデジタル通信モー

	<u>ド及び国際通話（デジタル通信モードを除きます。以下この表において同じとします。）であって、次に該当しないものに限ります。</u> <u>① フリーダイヤル通話その他当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話</u> <u>② 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話</u> <u>③ 削除</u> <u>（イ） この月極割引の対象となる特定携帯電話番号に係るフリーダイヤル通話は、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能に係るフリーダイヤル通話（デジタル通信モードを除きます。）に限ります。</u>				
<u>(2) 承諾</u>	<u>ア 当社は、この月極割引を選択する申出があつたとしても、この申出を承諾しません。</u> <u>イ 削除</u>				
<u>(3) 月極割引の適用</u>	<u>ア 特定電話番号等に係る利用回線等への通話及び特定携帯電話番号に係るフリーダイヤル通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</u> <u>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</u> <u>ウ 特別割引は、この月極割引の適用を受けている利用回線に係る料金月の末日において、指定された特定電話番号等に係る利用回線がこの月極割引又は「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅰ」又は「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅲ」又は「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅳ」又は「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅴ」の適用を受けているときに適用します。</u> <u>エ 県間固定特別適用は、県間固定区分について当社の事業者識別番号を指定していることを当社が確認できた日を含む料金月の翌料金月から適用します。</u> <u>オ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。</u> <u>（ア） 電話等利用契約の解除があつたとき。</u> <u>（イ） 一般電話等サービスの利用の一時中断があつたとき。</u> <u>（ウ） 電話等利用権の譲渡があつたとき。</u> <u>（エ） その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があつた場合であって、電話等利用契約者から届出があつたとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>（オ） その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があつた場合であって、電話等利用契約者から届出があつたとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>（カ） 加入電話等契約に係る利用休止があつた場合であって、電話等利用契約者から届出があつたとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>（キ） その他(2)欄のア又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</u> <u>カ この月極割引の廃止があつた場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から4欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から4欄の規定によるものとします。</u> <table><tr><th><u>区 分</u></th><th><u>月極割引の適用</u></th></tr><tr><td><u>1 2から4以外により、月極割引の廃止があつたと</u></td><td><u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月</u></td></tr></table>	<u>区 分</u>	<u>月極割引の適用</u>	<u>1 2から4以外により、月極割引の廃止があつたと</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月</u>
<u>区 分</u>	<u>月極割引の適用</u>				
<u>1 2から4以外により、月極割引の廃止があつたと</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月</u>				

<u>き。</u>	<u>極割引を適用します。</u>
<u>2 電話等利用契約の解除があつたとき又は一般電話等サービスの利用の一時中断があつたとき。</u>	<u>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>3 オの(エ)又は(オ)の規定により、月極割引の廃止があつたとき。</u>	<u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します</u>
<u>4 共用契約者回線に指定された場合であつて、電話等利用契約者から届出があつたとき又は当社がその事実を知ったとき。</u>	<u>その共用契約者回線に指定された日を含む料金月の前料金月の末日までにの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>

キ オに規定するほか、当社は、次のいずれかに該当する場合は生じたときはＯＣＮ特別適用を廃止します。

(ア) 電話等利用契約者からＯＣＮ特別適用の廃止の申出があつたとき。

(イ) 第２種ＯＣＮに係る契約の解除があつたとき。

(ウ) 削除

ク 当社は、キに規定するＯＣＮ特別適用の廃止があつたときは、その廃止があつた日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、ＯＣＮ特別適用を適用します。

ケ オに規定するほか、当社は、県間固定区分について、当社の事業者識別番号の指定が解除されたことが確認できたときは県間固定特別適用を廃止します。この場合、その廃止があつた日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、県間固定特別適用の適用を行います。

コ この月極割引の適用を受けている電話等利用契約者が、その特定電話番号等を変更するときは、変更前の特定電話番号等に係る利用回線又は契約者回線等への通話に関する料金についてはその変更の承諾日を含む料金月の末日まで、変更後の特定電話番号等に係る利用回線又は契約者回線等への通話に関する料金についてはその変更の承諾日を含む料金月の翌料金月以降について、この月極割引を適用します。

サ この月極割引の適用を受けている電話等利用契約者は、特定電話番号等及び特定携帯電話番号が現に利用されているか否かにかかわらず、この月極割引の定額料の支払いを要します。(県間固定特別適用の適用を受けている場合を除きます。)

シ この月極割引を選択している利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号が変更となる場合であつて、約款第45条(電話等利用契約者からの通知)に規定する事前通知があつたときは、オの(エ)の規定にかかわらず、次のとおり取扱います。

(ア) その電話番号又は契約者回線番号の変更日を含む料金月については、電話番号又は契約者回線番号の変更日までの通話に関する料金に限りこの月極割引を適用します。

(イ) その電話番号又は契約者回線番号の変更日以降の通話に関する料金については、電話番号又は契約者回線番号に変更日を含む料金月の翌料金月以降、この月極割引を適用します。

ス この月極割引の適用を受けている電話等利用契約者は、この月極割引が適用される料金月において、協定事業者の契約約款等に規定する利用の一時中断又は利用停止があつたときその他一般電話等サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、定額料の支払いを要します。(県間固定特別適用の適用を受けている場合を除きます。)

	<u>ただし、電話等利用契約者の責めによらない理由により、一般電話等サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻以降の料金月に属するすべての日についてその状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月（1 料金月の倍数である部分に限ります。）について、料金月ごとに料金月数を計算し、その料金月数に対応する定額料については、その支払いを要しません。</u> <u>セ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</u> <u>（注 1） 定額料については、日割りは行いません。</u> <u>（注 2） 特定電話番号等及び特定携帯電話番号に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に割引率を乗じて得た額に 1 円未満の端数が生じた場合は、通則 7 の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。</u>

6 全時間帯の国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引 I（ホーム・オフィス割引）

<u>区 分</u>	<u>内 容</u>				
<u>(1) 定義等</u>	<u>ア 「全時間帯の県間通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引 I」とは、割引選択回線（この月極割引を選択する利用回線をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（イの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</u> <u>1 利用回線ごとに</u> <table><tr><td><u>割引選択回線に係る通話に関する料金の月間累計額</u></td><td><u>割引額</u></td></tr><tr><td><u>2,000円(2,200円)以上の場合</u></td><td><u>1 の割引選択回線に係る通話に関する料金の月間累計額に 0.25を乗じて得た額</u></td></tr></table> <u>備考</u> <u>割引選択回線に係る通話に関する料金の月間累計額に表示する税込価格については、料金の月間累計額に国際通話が含まれている場合はこの限りではありません。</u> <u>イ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（同一の都道府県の区域に終始する利用回線等相互間の通話を除きます。ただし、弊社に別に申出があった場合は、区域内通話を除く通話とします。以下この表において同じとします。）のうちのダイヤル通話又はデジタル通信モード及び国際通話（デジタル通信モード等を除きます。以下この表において同じとします。）であって、次に該当しないものに限ります。</u> <u>（ア）フリーダイヤル通話その他当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話</u> <u>（イ）携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話</u> <u>（ウ） 削除</u>	<u>割引選択回線に係る通話に関する料金の月間累計額</u>	<u>割引額</u>	<u>2,000円(2,200円)以上の場合</u>	<u>1 の割引選択回線に係る通話に関する料金の月間累計額に 0.25を乗じて得た額</u>
<u>割引選択回線に係る通話に関する料金の月間累計額</u>	<u>割引額</u>				
<u>2,000円(2,200円)以上の場合</u>	<u>1 の割引選択回線に係る通話に関する料金の月間累計額に 0.25を乗じて得た額</u>				
<u>(2) 承諾</u>	<u>ア 当社は、この月極割引を選択する申出があったとしても、この申出を承諾しません。</u> <u>イ 削除</u>				
<u>(3) 月極割引の適</u>	<u>ア 割引選択回線に係る通話に関する料金の月間累計は、料金</u>				

用

月単位で行います。

イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ウ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合は生じたときは、この月極割引を廃止します。

(ア) 電話等利用契約の解除があったとき。

(イ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。

(ウ) 電話等利用権の譲渡があったとき。

(エ) その割引選択回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(オ) その割引選択回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(カ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(キ) その他(2)欄のア又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から4欄までの規定に該当する場合は生じたときはそれぞれ2欄から4欄までの規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2 から 4 以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 電話等利用契約の解除があったとき（3に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡があったとき。	その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 ウの(エ)又は(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

オ ウに規定するほか、当社は、次のいずれかに該当する場合は生じたときはOCN追加割引を廃止します。

(ア) 電話等利用契約者からOCN追加割引の廃止の申出があったとき。

(イ) 第2種OCNに係る契約の解除があったとき。

(ウ) 削除

カ 当社は、オに規定するOCN追加割引の廃止があったときは、その廃止があった日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、OCN追加割引を適用します。

キ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払わ

	れているときは、その料金を返還します。 (注) 割引選択回線に係る通話に関する料金を割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

7 全時間帯の国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ（ホーム・オフィス割引プラス）

区 分	内 容												
(1) 定義等	ア 「全時間帯の県間通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、国内通話・国際通話（イの(ア)の規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額及び特定携帯電話番号（電話等利用契約者があらかじめ指定した電気通信番号（電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号に限ります。以下この表において同じとします。）をいいます。）等に係るフリーダイヤル通話（イの(イ)の規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。 1 利用回線ごとに <table><tr><th>定額料</th><th>月額100円(110円)</th></tr><tr><td colspan="2">次の(ア)及び(イ)に定める額を合計して得た額</td></tr><tr><td colspan="2">(ア) 国内通話・国際通話に係るもの</td></tr><tr><td>国内通話・国際通話に係る通話に関する料金の月間累計額</td><td>割引額</td></tr><tr><td>2,000円(2,200円)以上の場合</td><td>1の割引選択回線に係る通話に関する料金の月間累計額に0.25を乗じて得た額</td></tr></table> (イ) 特定携帯電話番号に係るフリーダイヤル通話に係るもの <table><tr><th>割引額</th></tr><tr><td>月間累計額に0.462を乗じて得た額</td></tr></table> 備考 1 削除 2 この月極割引の適用を受けている利用回線の電話等利用契約者が、特定協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定に係る県間市外通話の通話区分又は県間市外通信の通信区分（以下この表において「県間固定区分」といいます。）について当社の事業者識別番号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この表において同じとします。）を指定しているときは、上表の規定にかかわらず、定額料の支払いを要しません。（以下この表において「県間固定特別適用」といいます。） (注) この月極割引に係る通話に関する料金の月間累計額に表示する税込価格については、料金の月間累計額に国際通話が含まれている場合はこの限りではありません。 イ この月額割引の対象となる通話は次の(ア)及び(イ)に限ります。	定額料	月額100円(110円)	次の(ア)及び(イ)に定める額を合計して得た額		(ア) 国内通話・国際通話に係るもの		国内通話・国際通話に係る通話に関する料金の月間累計額	割引額	2,000円(2,200円)以上の場合	1の割引選択回線に係る通話に関する料金の月間累計額に0.25を乗じて得た額	割引額	月間累計額に0.462を乗じて得た額
定額料	月額100円(110円)												
次の(ア)及び(イ)に定める額を合計して得た額													
(ア) 国内通話・国際通話に係るもの													
国内通話・国際通話に係る通話に関する料金の月間累計額	割引額												
2,000円(2,200円)以上の場合	1の割引選択回線に係る通話に関する料金の月間累計額に0.25を乗じて得た額												
割引額													
月間累計額に0.462を乗じて得た額													

	(ア) この月極割引の対象となる国内通話・国際通話に係る通話は、一般通話（同一の都道府県の区域に終始する利用回線等相互間の通話を除きます。ただし、弊社に別に申出があった場合は、区域内通話を除く通話とします。以下この表において同じとします。）のうちのダイヤル通話又はデジタル通信モード及び国際通話（デジタル通信モード等を除きます。以下この表において同じとします。）であつて、次に該当しないものに限ります。 ① フリーダイヤル通話その他当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話 ② 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話 ③ 削除 (イ) この月極割引の対象となる特定携帯電話番号に係るフリーダイヤル通話は、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能に係るフリーダイヤル通話（デジタル通信モードを除きます。）に限りま		
(2) 承諾	ア 当社は、この月極割引を選択する申出があつたとしても、この申出を承諾しません。 イ 削除		
(3) 月極割引の適用	ア この月極割引の適用を受ける利用回線に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 県間固定特別適用は、県間固定区分について当社の事業者識別番号を指定していることを当社が確認できた日を含む料金月の翌料金月から適用します。 エ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合は生じたときは、この月極割引を廃止します。 (ア) 電話等利用契約の解除があつたとき。 (イ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があつたとき。 (ウ) 電話等利用権の譲渡があつたとき。 ただし、その電話等利用権の譲受人が、譲渡人の同意を得て、この月極割引（OCN追加割引の適用を受けている場合を除きます。）の適用の継続を申し出た場合はこの限りではありません。 (エ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があつた場合であつて、電話等利用契約者から届出があつたとき又は当社がその事実を知ったとき。 (オ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があつた場合であつて、電話等利用契約者から届出があつたとき又は当社がその事実を知ったとき。 (カ) 加入電話等契約に係る利用休止があつた場合であつて、電話等利用契約者から届出があつたとき又は当社がその事実を知ったとき。 (キ) その他(2)欄のア又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。 オ この月極割引の廃止があつた場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から3欄までの規定に該当する場合は生じたときはそれぞれ2欄から3欄までの規定によるものとします。 <table><tr><td>区 分</td><td>月極割引の適用</td></tr></table>	区 分	月極割引の適用
区 分	月極割引の適用		

<u>1 2から3以外により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>2 電話等利用契約の解除があったとき又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>3 エの(エ)又は(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき</u>	<u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>

カ エに規定するほか、当社は、次のいずれかに該当する場合は生じたときはOCN追加割引を廃止します。

(ア) 電話等利用契約者からOCN追加割引の廃止の申出があったとき。

(イ) 第2種OCNに係る契約の解除があったとき。

(ウ) 削除

キ 当社は、カに規定するOCN追加割引の廃止があったときは、その廃止があった日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、OCN追加割引を適用します。

ク エに規定するほか、当社は、県間固定区分について、当社の事業者識別番号の指定が解除されたことが確認できたときは県間固定特別適用を廃止します。この場合、その廃止があった日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、県間固定特別適用の適用を行います。

ケ この月極割引の適用を受けている利用回線に係る電話等利用契約者は、特定携帯電話番号が現に利用されているか否かにかかわらず、この月極割引の定額料の支払いを要します。(県間固定特別適用の適用を受けている場合を除きます。)

コ この月極割引の適用を受けている利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号が変更となる場合であって、第45条(電話等利用契約者からの通知)に規定する事前通知があったときは、エの(エ)の規定にかかわらず、次のとおり取扱います。
(ア) その電話番号又は契約者回線番号の変更日を含む料金月については、電話番号又は契約者回線番号の変更日までの通話に関する料金に限りこの月極割引を適用します。
(イ) その電話番号又は契約者回線番号の変更日以降の通話に関する料金については、電話番号又は契約者回線番号に変更日を含む料金月の翌料金月以降、この月極割引を適用します。

サ この月極割引の適用を受けている電話等利用契約者は、この月極割引が適用される料金月において、協定事業者の契約約款等に規定する利用の一時中断又は利用停止があったときその他一般電話等サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、定額料の支払いを要します(県間固定特別適用の適用を受けている場合を除きます。)

ただし、電話等利用契約者の責めによらない理由により、

一般電話等サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)

が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻以降の料金月に属するすべての日についてその状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月(1料金月の倍数である部分に限ります。)について、料金月ごとに料金月数を計算し、その料金月数に対応する定額料に

	<u>ついては、その支払いを要しません。</u> <u>シ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</u> <u>(注1) 定額料については、日割りは行いません。</u> <u>(注2) この月極割引の適用を受ける利用回線に係る通話に関する料金に割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。</u>

8 利用期間に基づく通話料金の月極割引

<u>区 分</u>	<u>内 容</u>								
<u>(1) 定義等</u>	<u>ア 「利用期間に基づく通話料金の月極割引」とは、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下、この表において同じとします。）の適用を受ける利用回線に係る通話（イの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金について、その利用回線に係る特定月極割引の利用期間（特定月極割引を選択する申出（この月極割引を選択する申出前に当社が別に定める申出等があった場合はその直近の申出等を特定月極割引を選択する申出とみなします。）を承諾した日の属する翌料金月から特定月極割引を継続して利用している料金月数をいいます。）に応じて、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</u> <table><tr><th><u>特定月極割引の利用期間</u></th><th><u>割 引 額</u></th></tr><tr><td><u>12以上24未満の場合</u></td><td><u>1の利用回線に係る通話に関する料金の月間累計額に0.03を乗じて得た額</u></td></tr><tr><td><u>24以上36未満の場合</u></td><td><u>1の利用回線に係る通話に関する料金の月間累計額に0.04を乗じて得た額</u></td></tr><tr><td><u>36以上の場合</u></td><td><u>1の利用回線に係る通話に関する料金の月間累計額に0.05を乗じて得た額</u></td></tr></table> <u>イ この月極割引の対象となる通話は、特定月極割引の割引対象となる通話（「特定電話番号等への通話料金月極割引Ⅱ」、<u>「全時間帯の国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」</u>、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅳ」で提供する特定携帯電話番号に係るフリーダイヤル通話及び、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅲ」及び「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅳ」において、割引の適用を受けていない場合に発生した割引対象通話を除きます。）に限ります。</u> <u>(注1) 当社が別に定める特定月極割引は、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅰ」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅱ」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅲ」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅳ」、「全時間帯の国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ」及び「全時間帯の国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」とします。</u> <u>(注2) 当社が別に定める申出等は、「特定月極割引を選択する申出」、「「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅰ」及び「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅱ」に規定するOCN特別適用の適用を受けることについての申出又は廃止」、「「全時間帯の国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ」及び「全時間帯の国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」に規定するOCN</u>	<u>特定月極割引の利用期間</u>	<u>割 引 額</u>	<u>12以上24未満の場合</u>	<u>1の利用回線に係る通話に関する料金の月間累計額に0.03を乗じて得た額</u>	<u>24以上36未満の場合</u>	<u>1の利用回線に係る通話に関する料金の月間累計額に0.04を乗じて得た額</u>	<u>36以上の場合</u>	<u>1の利用回線に係る通話に関する料金の月間累計額に0.05を乗じて得た額</u>
<u>特定月極割引の利用期間</u>	<u>割 引 額</u>								
<u>12以上24未満の場合</u>	<u>1の利用回線に係る通話に関する料金の月間累計額に0.03を乗じて得た額</u>								
<u>24以上36未満の場合</u>	<u>1の利用回線に係る通話に関する料金の月間累計額に0.04を乗じて得た額</u>								
<u>36以上の場合</u>	<u>1の利用回線に係る通話に関する料金の月間累計額に0.05を乗じて得た額</u>								

	<u>追加割引の適用を受けることについての申出又は廃止」及び「この月極割引の適用を受けることとなる利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更及び加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更を当社が知ったとき」とします。</u>								
<u>(2) 承諾</u>	<u>当社は、この月極割引を選択する申出があったときは、その申出のあった利用回線が次の各号に該当するものである場合に限り、この申出を承諾します。</u> <u>ア 加入電話設備又は総合デジタル通信設備（特定協定事業者の総合デジタル通信サービス契約約款に規定する第1種契約に係るもの（同契約約款に規定する共用契約者回線となるものを除きます。）に限ります。）に係るとき</u> <u>イ 特定月極割引の適用を受けている（割引額が生じない場合も含みます。以下この表において同じとします。）とき又は受けることとなるとき</u> <u>ウ 通話の利用明細内訳を記録しているとき</u> <u>エ 料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがないとき</u> <u>オ その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき</u>								
<u>(3) 月極割引の適用</u>	<u>ア 利用回線に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</u> <u>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</u> <u>ウ 当社は、利用回線について、次のいずれかに該当する場合は生じたときは、この月極割引を廃止します。</u> <u>（ア） 電話等利用契約の解除があったとき。</u> <u>（イ） 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u> <u>（ウ） 電話等利用権の譲渡があったとき。</u> <u>（エ） その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>（オ） その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>（カ） 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>（キ） その他(2)欄に規定する承諾条件を満たさなくなったとき</u> <u>エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から4欄の規定に該当する場合は生じたときは、それぞれ2欄から4欄の規定によるものとします。</u> <table><tr><th><u>区 分</u></th><th><u>月額割引の適用</u></th></tr><tr><td><u>1 2から4以外により、月極割引の廃止があったとき。</u></td><td><u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr><tr><td><u>2 電話等利用契約の解除があったとき。又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u></td><td><u>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr><tr><td><u>3 ウの(エ)又は(オ)の規</u></td><td><u>その廃止日までの通話に関す</u></td></tr></table>	<u>区 分</u>	<u>月額割引の適用</u>	<u>1 2から4以外により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>	<u>2 電話等利用契約の解除があったとき。又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>	<u>3 ウの(エ)又は(オ)の規</u>	<u>その廃止日までの通話に関す</u>
<u>区 分</u>	<u>月額割引の適用</u>								
<u>1 2から4以外により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>								
<u>2 電話等利用契約の解除があったとき。又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>								
<u>3 ウの(エ)又は(オ)の規</u>	<u>その廃止日までの通話に関す</u>								

	<u>定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>る料金について、この月極割引を適用します。</u>
	<u>4 共用契約者回線に指定された場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u>	<u>その共用契約者回線に指定された日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します</u>		
<u>(注) 利用回線に係る通話に関する料金を割引率を乗じて得た額に 1 円未満の端数が生じた場合は、通則 7 の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。</u>		

9 携帯電話設備等に係る通話料金の月極割引（コミュニケーションズ・チョイス）

<u>区 分</u>	<u>内 容</u>								
<u>(1) 定義等</u>	<u>ア 「携帯電話設備等に係る通話料金の月極割引」とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、特定携帯電話番号（電話等利用契約者があらかじめ指定した電気通信番号（電気通信番号規則第 9 条第 3 号に規定する電気通信番号に限りま</u> <u>す。）をいいます。）等に係るフリーダイヤル通話（発信者番号識別接続機能に係るフリーダイヤル通話（デジタル通信モードを除きます。）に限りま</u> <u>す。）の月額累計額について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。</u> <table><tr><td><u>定額料</u></td><td><u>月額300円(330円)</u></td></tr><tr><td><table><tr><td><u>種 類</u></td><td><u>割 引 額</u></td></tr><tr><td><u>フリーダイヤル通話に係るもの</u></td><td><u>月間累計額に0.462を乗じて得た額</u></td></tr></table></td><td></td></tr></table> <u>イ この月極割引の適用を受けている利用回線に係る一般通話（同一の都道府県の区域に終始する利用回線等相互間の通話及び当社が別に定める付加機能を利用して行なう通話を除きます。）のうちのダイヤル通話又はデジタル通信モード及び国際通話（デジタル通信モード等を除きます。）の通話に関する料金（この月極割引等の適用前の料金とします。）の月間累計額が300円(330円)までの部分について、その利用回線に係る支払いを要する通話に関する料金の額から減額します。</u> <u>(注) この月額割引の適用を受けている利用回線に係る通話に関する料金の月額累計額に表示する税込価格については、料金の月間累計額に国際通話が含まれている場合はこの限りではありません。</u>	<u>定額料</u>	<u>月額300円(330円)</u>	<table><tr><td><u>種 類</u></td><td><u>割 引 額</u></td></tr><tr><td><u>フリーダイヤル通話に係るもの</u></td><td><u>月間累計額に0.462を乗じて得た額</u></td></tr></table>	<u>種 類</u>	<u>割 引 額</u>	<u>フリーダイヤル通話に係るもの</u>	<u>月間累計額に0.462を乗じて得た額</u>	
<u>定額料</u>	<u>月額300円(330円)</u>								
<table><tr><td><u>種 類</u></td><td><u>割 引 額</u></td></tr><tr><td><u>フリーダイヤル通話に係るもの</u></td><td><u>月間累計額に0.462を乗じて得た額</u></td></tr></table>	<u>種 類</u>	<u>割 引 額</u>	<u>フリーダイヤル通話に係るもの</u>	<u>月間累計額に0.462を乗じて得た額</u>					
<u>種 類</u>	<u>割 引 額</u>								
<u>フリーダイヤル通話に係るもの</u>	<u>月間累計額に0.462を乗じて得た額</u>								
<u>(2) 承諾</u>	<u>ア 当社は、この月極割引を選択する申出があったとしても、この申出を承諾しません。</u>								
<u>(3) 月極割引の適用</u>	<u>ア この月極割引に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</u> <u>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</u> <u>ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。</u> <u>(ア) 電話等利用契約の解除があったとき。</u> <u>(イ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u>								

- (ウ) 電話等利用権の譲渡があったとき。
ただし、その電話等利用権の譲受人が、譲渡人の同意を得て、この月極割引の適用の継続を申し出た場合はこの限りではありません。
- (エ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。
- (オ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。
- (カ) その他(2)欄のアに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1 欄の規定による月極割引の廃止後2 欄から5 欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2 欄から5 欄の規定によるものとします。

<u>区 分</u>	<u>月額割引の適用</u>
<u>1 2 から5 以外により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>2 電話等利用契約の解除があったとき（3 に規定する場合を除きます。）。又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>4 ウの(エ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>5 共用契約者回線に指定された場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u>	<u>その共用契約者回線に指定された日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>

- オ この月極割引の適用を受けている電話等利用契約者は、特定携帯電話等番号が、現に利用されているか否かにかかわらず、この月極割引の定額料の支払いを要します。
- カ この月極割引を選択している利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号が変更となる場合であって、第45条（電話等利用契約者からの通知）に規定する事前通知があったときは、ウの(エ)の規定にかかわらず、以下のとおり取扱います。
- (ア) その電話番号又は契約者回線番号の変更日を含む料金月については、電話番号又は契約者回線番号の変更日までの通話に関する料金に限りこの月極割引を適用します。

	<u>(イ) その電話番号又は契約者回線番号の変更日以降の通話に関する料金については、電話番号又は契約者回線番号の変更日を含む料金月の翌料金月以降、この月極割引を適用します。</u> キ <u>この月極割引の適用を受けている電話等利用契約者は、この月極割引が適用される料金月において、協定事業者の契約約款等に規定する利用の一時中断又は利用停止があったときその他一般電話等サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、定額料の支払いを要します。</u> <u>ただし、電話等利用契約者の責めによらない理由により、一般電話等サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻以降の料金月に属するすべての日についてその状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月（1料金月の倍数である部分に限ります。）について、料金月ごとに料金月数を計算し、その料金月数に対応する定額料については、その支払いを要しません。</u> ク <u>当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</u> <u>（注1）定額料については、日割りを行いません。</u> <u>（注2）特定携帯電話番号等に係る通話に関する料金の月間累計額に割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。</u>

10 全時間帯における区域内通話料金の月極割引

区 分	内 容									
(1) 定義等	ア 「全時間帯における区域内通話料金の月極割引」とは、割引選択回線（この月極割引を選択する利用回線をいいます。以下この表において同じとします。）における特定協定事業者の電話サービス契約約款又は総合ディジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定に係る市内通話、県内市外通話、県間市外通話、国際通話の各通話区分又は、市内通信、県内市外通信、県間市外通信、国際通信の各通信区分（以下この表において「各固定区分」といいます。）について当社の事業者識別番号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この表において同じとします。）を指定している場合に割引選択回線に係る通話（イの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金について、第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用することをいいます。 <table><tr><th>区 分</th><th colspan="2">料 金 額</th></tr><tr><td rowspan="3">通話に関する料金</td><td colspan="2">次の分数又は秒数までごとに7.5円(8.25円)</td></tr><tr><td rowspan="2">区域内通話</td><td>昼間・夜間・深夜・早朝</td></tr><tr><td>2分</td></tr></table> イ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（区域内通話に限ります。）のうちのダイヤル通話又はディジタル通信モードであって、次に該当しないものに限ります。 （ア） 地域指定着信課金機能、地域指定特定番号着信機能及び国際地域指定着信課金機能を利用して行う通話	区 分	料 金 額		通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに7.5円(8.25円)		区域内通話	昼間・夜間・深夜・早朝	2分
区 分	料 金 額									
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに7.5円(8.25円)									
	区域内通話	昼間・夜間・深夜・早朝								
		2分								

	<u>(イ) 携帯電話設備、PHS設備、衛星自動車携帯電話設備、及び衛星船舶電話設備に係る他社通話に伴って行う通話</u> <u>(ウ) 削除</u>
<u>(2) 承諾</u>	<u>ア 当社は、この月極割引を選択する申出があったときは、その申出のあった割引選択回線が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</u> <u>(ア) その申出のあった割引選択回線が、加入電話設備又は総合デジタル通信設備（特定協定事業者の総合デジタル通信サービス契約約款に規定する第1種契約又は第2種契約に係るものに限り、ます。）に係る利用回線であるとき。</u> <u>(イ) その申出のあった割引選択回線が、各固定区分について当社の事業者識別番号を指定しているとき又は指定するとき。</u> <u>(ウ) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</u> <u>(エ) その申出のあった割引選択回線に係る電話等利用契約者が、その料金について支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</u> <u>(オ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</u> <u>イ アの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</u> <u>(注) イに規定する当社が別に定めるものは、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引」「フリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」「回線群を単位とするフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」「回線群を単位とする区域内通話を含めたフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」「回線群を単位とする定額時間によるフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」「フリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」及び「国際通話の通話料金の月極割引」とします。</u>
<u>(3) 月極割引の適用</u>	<u>ア 割引選択回線に係る通話に関する料金の適用は、料金月単位で行います。</u> <u>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月からとします。ただし、当社が翌料金月から適用することを承諾した場合はこの限りではありません。</u> <u>ウ 当社は、各固定区分について当社の事業者識別番号を指定していることを確認できた場合は、その確認ができた日を含む料金月の翌料金月において、この月極割引の適用を行います。</u> <u>エ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合が生じたときは、この月極割引を廃止します。</u> <u>(ア) 電話等利用契約の解除があったとき。</u> <u>(イ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u> <u>(ウ) 電話等利用権の譲渡があったとき。</u> <u>(エ) その割引選択回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>(オ) その割引選択回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>(カ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>(キ) その他(2)欄ア((イ)を除く)又はイに規定する承諾条</u>

件を満たさなくなったとき。
オ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から4欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から4欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2から4以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 電話等利用契約の解除があったとき（3に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 エの(エ)又は(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 共用契約者回線に指定された場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。	その共用契約者回線に指定された日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

カ この月極割引を選択している利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号が変更となる場合であって、第45条（電話等利用契約者からの通知）に規定する事前通知があったときは、エの(エ)の規定にかかわらず、以下のとおり取扱います。
(ア) その電話番号又は契約者回線番号の変更日を含む料金月については、電話番号又は契約者回線番号の変更日までの通話に関する料金に限りこの月極割引を適用します。
(イ) その電話番号又は契約者回線番号の変更日以降の通話に関する料金については、電話番号又は契約者回線番号に変更日を含む料金月以降、この月極割引を適用します。
キ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

11 国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引

区 分	内 容

(1) 定義等

ア 「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引」とは、割引選択回線(この月極割引を選択する利用回線をいいます。以下この表において同じとします。)における特定協定事業者の電話サービス契約約款又は総合ディジタル通信契約約款に定める優先接続の取り扱いにおいて、電話会社固定に係る市内通話、県内市外通話、県間市外通話、国際通話の各通話区分又は市内通信、県内市外通信、県間市外通信、国際通信の各通信区分(以下この表において「各固定区分」といいます。)について当社の事業者識別番号(電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この表において同じとします。)を指定している場合に、割引選択回線に係る国内通話(ウの(ア)及び(イ)の規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。)に関する料金について、第2の2(料金額)の規定により算出した額にかかわらず、同表に規定する料金額を適用すること及び国際通話(ウの(ア)の規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。)に関する料金の月間累計額について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。

1 利用回線ごと

区 分	料 金 額			
通話に関する料金	(ア) 国内通話に係るもの			
	① ②、③以外のもの			
	次の分数までごとに14.5円(15.95円)			
		昼 間	夜間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	一般通話料	2分	2分	2分
	② 同一の都道府県の区域に終始するもの			
	次の分数までごとに7.5円(8.25円)			
		昼 間	夜間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	一般通話料	2分	2分	2分
	③ 加入電話等設備から携帯電話設備へ当社の事業者識別番号を付加して発信した通話に係るもの			
	次の分数までごとに16.0円(17.6円)			
		昼 間	夜間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	一般通話料	1分	1分	1分
(イ) 国際通話に係るもの				
	割 引 額			

	国際通話に係るもの	月間累計額に0.4を乗じて得た額

イ この割引選択回線の電話等利用契約者が、特定携帯電話番号（電話等利用契約者があらかじめ指定した電気通信番号（電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号に限ります。以下この表において同じとします。）をいいます。）に係るフリーダイヤル通話（ウの（ウ）の規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）を利用することとなるときは、各固定区分について当社の事業者識別番号を指定している場合に、特定携帯電話番号に係るフリーダイヤル通話に関する料金について、第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、下表に規定する料金額を適用します。（以下この表において、「モバイル適用」といいます。）

1 利用回線ごと

区 分	料 金 額			
通話に関する料金	特定携帯電話番号に係るフリーダイヤル通話に係るもの			
	次の分数までごとに16.0円(17.6円)			
	<u>昼間</u>		<u>夜間</u>	<u>深夜・早朝</u>
	<u>土曜日・日曜日・祝日</u>			
	<u>1分</u>	<u>1分</u>	<u>1分</u>	<u>1分</u>

ウ この月極割引の対象となる通話は次の（ア）、（イ）及び（ウ）に限ります。

（ア） この月極割引の対象となる通話は、一般通話（同一の都道府県の区域に終始するもののうち区域内通話は除きます。）のうちのダイヤル通話又はデジタル通信モード及び国際通話（デジタル通信モードは除きます。）であって、次に該当しないものに限ります。

① 地域指定着信課金機能、地域指定特定番号着信機能及び国際地域指定着信課金機能を利用して行う通話（モバイル適用を受けている場合、ウの（ウ）の通話は除きます。）

② 携帯電話設備、PHS設備、衛星自動車携帯電話設備、及び衛星船舶電話設備に係る他社通話に伴って行う通話（ウの（イ）の通話は除きます。）

③ 削除

（イ） この月極割引の対象となる通話は、加入電話等設備から携帯電話設備等へ当社の事業者識別番号を付与して発信した通話（デジタル通信モードは除きます。）に限ります。

（ウ） モバイル適用の対象となる通話は、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能に係るフリーダイヤル通話（デジタル通信モードを除きます。）に限ります。

(2) 承諾

ア 当社は、この月極割引を選択する申出があったときは、その申出のあった割引選択回線が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

（ア） その申出のあった割引選択回線が、加入電話設備又は総合デジタル通信設備（特定協定事業者の総合デジタル通信サービス契約約款に規定する第1種契約及び第2種契約に係るものに限ります。）に係る利用回線であるとき。

（イ） その申出のあった割引選択回線が、各固定区分について当社の事業者識別番号を指定しているとき又は指定するとき。

	<u>(ウ) 「全時間帯における区域内通話料金の月極割引」の提供を受けることについて当社の承諾を受けているまたは受ける利用回線</u> <u>(エ) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</u> <u>(オ) その申出のあった割引選択回線に係る電話等利用契約者が、その料金について支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</u> <u>(カ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</u> <u>イ アに規定するほか、当社は、モバイル適用の適用を受ける申出があったとしても、この申出を承諾しません。(ただし、その申出のあった利用回線が既にコミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能の提供を受けている場合は、この限りではありません。)</u> <u>ウ ア又はイの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</u> <u>(注) ウに規定する当社が別に定めるものは、「全時間帯における区域内通話料金の月極割引」「フリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」「回線群を単位とするフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」「回線群を単位とする区域内通話を含めたフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」「回線群を単位とする定額時間によるフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」「フリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」及び「国際通話の通話料金の月極割引」とします。</u>	
<u>(3) 月極割引の適用</u>	<u>ア 割引選択回線に係る通話に関する料金の適用および月間累計は、料金月単位で行います。</u> <u>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月からとします。ただし、当社が翌料金月から適用することを承諾した場合はこの限りでありません。</u> <u>ウ 当社は、各固定区分について当社の事業者識別番号を指定していることを確認できた場合は、その確認ができた日を含む料金月の翌料金月において、この月極割引の適用を行います。</u> <u>エ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合は生じたときは、この月極割引を廃止します。</u> <u>(ア) 電話等利用契約の解除があったとき。</u> <u>(イ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u> <u>(ウ) 電話等利用権の譲渡があったとき。</u> <u>(エ) その割引選択回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>(オ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>(カ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>(キ) その他(2)欄ア((イ)を除きます。)又はイに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</u> <u>オ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後、2欄から4欄の規定に該当する場合は生じたときは、それぞれ2欄から4欄の規定によるものとします。</u>	

区 分	月極割引の適用
1 2 から 4 以外により、 月極割引の廃止があった とき。	月極割引の廃止日を含む料金 月の末日までの通話に関する 料金について、この月極割引 を適用します。
2 電話等利用契約の解除 があったとき又は一般電 話等サービスの利用の一 時中断があったとき。	その契約解除日又は利用の一 時中断の日までの通話に関す る料金について、この月極割 引を適用します。
3 エの(エ)又は(オ)規定 により、月極割引の廃止 があったとき。	その廃止日までの通話に関す る料金について、この月極割 引を適用します。
4 共用契約者回線に指定 された場合であって、電 話等利用契約者から届出 があったとき又は当社が その事実を知ったとき。	その共用契約者回線に指定さ れた日を含む料金月の前料金 月の末日までの通話に関する 料金について、この月極割引 を適用します。

カ エに規定するほか、当社は、次のいずれかに該当する場合
が生じたときはモバイル適用を廃止します。
(ア) 電話等利用契約者からモバイル適用の廃止の申出があ
ったとき。
(イ) 電話等利用契約者からコミュニケーションズ・チョイ
ス発信者番号識別接続機能の廃止の申出があったとき。
(ウ) その他(2)欄のイに規定する承諾条件を満たさなくな
ったとき。

キ カに規定するモバイル適用の廃止があった場合は、その廃
止があった日を含む料金月の末日までの通話に関する料金に
ついて、モバイル適用の適用を行います。

ク この月極割引を選択している利用回線に係る電話番号又は
契約者回線番号が変更となる場合であって、約款第45条(電話
等利用契約者からの通知)に規定する事前通知があったとき
は、エの(エ)の規定にかかわらず、次のとおり取扱います。
(ア) その電話番号又は契約者回線番号の変更日を含む料金
月については、電話番号又は契約者回線番号の変更日まで
の通話に関する料金に限りこの月極割引を適用します。
(イ) その電話番号又は契約者回線番号の変更日以降の通話
に関する料金については、電話番号又は契約者回線番号に
変更日を含む料金月以降、この月極割引を適用します。

ケ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払わ
れているときは、その料金を返還します。

(注1) 割引選択回線に係る通話に関する料金の月間累計額に
割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、
通則7の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

12 特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅲ (シャベリッチ・ワイド)

区 分	内 容

(1) 定義等	<u>ア 「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅲ」とは、割引選択回線（この月極割引を選択する利用回線をいいます。以下この表において同じとします。）における特定協定事業者の電話サービス契約約款又は総合ディジタル通信契約款に定める優先接続の取り扱いにおいて、電話会社固定に係る県間市外通話、国際通話の各通話区分又は県間市外通信、国際通信の各通信区分（以下この表において「固定２区分」といいます。）について当社の事業者識別番号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この表において同じとします。）を指定している場合に、割引選択回線における特定電話番号等（電話等利用契約者があらかじめ指定した電気通信番号（電気通信番号規則第9条第1号に規定する電気通信番号に限ります。）であって、その利用回線、他社直加入電話等設備又は固定端末系伝送路設備の設置場所がこの割引選択回線の設置場所と異なる都道府県の区域内にあるものに限ります。以下この表において同じとします。）に係る利用回線等への通話（イの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額及び国際通話（イの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月額累計額について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。この場合、電話等利用契約者が指定できる特定電話番号等の数(以下「登録可能対地数」といいます。)は次表のとおりとします。</u> 1 利用回線ごとに <table><tr><td colspan="2"><u>次の(ア)及び(イ)に定める額を合計して得た額</u></td></tr><tr><td colspan="2"><u>(ア) 国内通話に係るもの</u></td></tr><tr><td><u>登録可能対地数</u></td><td><u>割 引 額</u></td></tr><tr><td><u>3</u></td><td><u>① ②以外の時間帯</u> <u>特定電話番号等に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.40を乗じて得た額</u> <u>② 土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日の終日とします。以下この表において同じとします。）の時間帯</u> <u>特定電話番号等に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.45を乗じて得た額</u></td></tr><tr><td colspan="2"><u>(イ) 国際通話に係るもの</u></td></tr><tr><td><u>1 利用回線に係る国際通話料金の月間累計額</u></td><td><u>割 引 額</u></td></tr><tr><td><u>1,000円以上の場合</u></td><td><u>1の利用回線に係る国際通話に関する料金の月間累計額に0.45を乗じて得た額</u></td></tr></table> <u>備考</u> <u>1 特定電話番号等に係る利用回線がこの月極割引又は「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅰ」又は「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅱ」又は「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅳ」又は「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅴ」の適用を受けているとき（割引額が生じない場合も含みま</u>	<u>次の(ア)及び(イ)に定める額を合計して得た額</u>		<u>(ア) 国内通話に係るもの</u>		<u>登録可能対地数</u>	<u>割 引 額</u>	<u>3</u>	<u>① ②以外の時間帯</u> <u>特定電話番号等に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.40を乗じて得た額</u> <u>② 土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日の終日とします。以下この表において同じとします。）の時間帯</u> <u>特定電話番号等に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.45を乗じて得た額</u>	<u>(イ) 国際通話に係るもの</u>		<u>1 利用回線に係る国際通話料金の月間累計額</u>	<u>割 引 額</u>	<u>1,000円以上の場合</u>	<u>1の利用回線に係る国際通話に関する料金の月間累計額に0.45を乗じて得た額</u>
<u>次の(ア)及び(イ)に定める額を合計して得た額</u>															
<u>(ア) 国内通話に係るもの</u>															
<u>登録可能対地数</u>	<u>割 引 額</u>														
<u>3</u>	<u>① ②以外の時間帯</u> <u>特定電話番号等に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.40を乗じて得た額</u> <u>② 土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日の終日とします。以下この表において同じとします。）の時間帯</u> <u>特定電話番号等に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.45を乗じて得た額</u>														
<u>(イ) 国際通話に係るもの</u>															
<u>1 利用回線に係る国際通話料金の月間累計額</u>	<u>割 引 額</u>														
<u>1,000円以上の場合</u>	<u>1の利用回線に係る国際通話に関する料金の月間累計額に0.45を乗じて得た額</u>														

カ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の 1 欄の規定による月極割引の廃止後 2 欄から 4 欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ 2 欄から 4 欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2 から 4 以外により、 月極割引の廃止があっ たとき。	月極割引の廃止日を含む料金月 の末日までの通話に関する料金 について、この月極割引を適用 します。
2 電話等利用契約の解 除があったとき又は一 般電話等サービスの利 用の一時中断があった とき。	その契約解除日又は利用の一時 中断の日までの通話に関する料 金について、この月極割引を適 用します。
3 オの(エ)又は(オ)の 規定により、月極割引 の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する 料金について、この月極割引を 適用します。
4 共用契約者回線に指 定された場合であっ て、電話等利用契約者 から届出があったとき 又は当社がその事実を 知ったとき。	その共用契約者回線に指定され た日を含む料金月の前料金月の 末日までの通話に関する料金に ついて、この月極割引を適用し ます。

キ 割引選択回線における特定電話番号等を変更するときは、
変更前の特定電話番号等に係る利用回線又は契約者回線等
への通話に関する料金についてはその変更の承諾日を含む
料金月の末日まで、変更後の特定電話番号等に係る利用回線
又は契約者回線等への通話に関する料金についてはその変
更の承諾日を含む料金月の翌料金月以降とします。

ク この月極割引を選択している利用回線に係る電話番号又
は契約者回線番号が変更となる場合であって、第45条（電話
等利用契約者からの通知）に規定する事前通知があったとき
は、オの(エ)の規定にかかわらず、以下のとおり取扱います。

（ア） その電話番号又は契約者回線番号の変更日を含む料
金月については、電話番号又は契約者回線番号の変更日ま
での通話に関する料金に限りこの月極割引を適用します。

（イ） その電話番号又は契約者回線番号の変更日以降の通
話に関する料金については、電話番号又は契約者回線番号
に変更日を含む料金月の翌料金月以降、この月極割引を適
用します。

ケ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払わ
れているときは、その料金を返還します。

（注 1） 割引選択回線に係る通話に関する料金の月間累計額に
割引率を乗じて得た額に 1 円未満の端数が生じた場合は、
通則 7 の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

13 特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅳ（シャベリッチ・ワイドプラス）	
区 分	内 容

(1) 定義等	<u>ア</u> 「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅳ」とは、割引選択回線（この月極割引を選択する利用回線をいいます。以下この表において同じとします。）における特定協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信契約約款に定める優先接続の取り扱いにおいて、電話会社固定に係る県間市外通話、国際通話の各通話区分又は県間市外通信、国際通信の各通信区分（以下この表において「固定２区分」といいます。）について当社の事業者識別番号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この表において同じとします。）を指定している場合に、割引選択回線における特定電話番号等（電話等利用契約者があらかじめ指定した電気通信番号（電気通信番号規則第9条第1号に規定する電気通信番号に限ります。）であって、その利用回線、他社直加入電話等設備又は固定端末系伝送路設備の設置場所がこの割引選択回線の設置場所と異なる都道府県の区域内にあるものに限ります。以下この表において同じとします。）に係る利用回線等への通話（イの（ア）の規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額、国際通話（イの（ア）の規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額及び特定携帯電話番号（電話等利用契約者があらかじめ指定した電気通信番号（電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号に限ります。）をいいます。）に係るフリーダイヤル通話（イの（イ）の規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。この場合、電話等利用契約者が指定できる特定電話番号等の数（以下「登録可能対地数」といいます。）は次表のとおりとします。 1 利用回線ごとに <table><tr><td colspan="2">次の（ア）から（ウ）に定める額を合計して得た額</td></tr><tr><td colspan="2">（ア） 国内通話に係るもの</td></tr><tr><td>登録可能 対地数</td><td>割引額</td></tr><tr><td>3</td><td>① ②以外の時間帯 特定電話番号等に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.40を乗じて得た額 ② 土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日の終日とします。以下この表において同じとします。）の時間帯 特定電話番号等に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.45を乗じて得た額</td></tr><tr><td colspan="2">（イ） 国際通話に係るもの</td></tr><tr><td>1 利用回線に係る国際通話料金の月間累計額</td><td>割引額</td></tr><tr><td>1,000円以上の場合</td><td>1の利用回線に係る国際通話に関する料金の月間累計額に0.45を乗じて得た額</td></tr><tr><td colspan="2">（ウ） 特定携帯電話番号に係るフリーダイヤル通話に係るもの</td></tr></table>	次の（ア）から（ウ）に定める額を合計して得た額		（ア） 国内通話に係るもの		登録可能 対地数	割引額	3	① ②以外の時間帯 特定電話番号等に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.40を乗じて得た額 ② 土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日の終日とします。以下この表において同じとします。）の時間帯 特定電話番号等に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.45を乗じて得た額	（イ） 国際通話に係るもの		1 利用回線に係る国際通話料金の月間累計額	割引額	1,000円以上の場合	1の利用回線に係る国際通話に関する料金の月間累計額に0.45を乗じて得た額	（ウ） 特定携帯電話番号に係るフリーダイヤル通話に係るもの	
次の（ア）から（ウ）に定める額を合計して得た額																	
（ア） 国内通話に係るもの																	
登録可能 対地数	割引額																
3	① ②以外の時間帯 特定電話番号等に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.40を乗じて得た額 ② 土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日の終日とします。以下この表において同じとします。）の時間帯 特定電話番号等に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.45を乗じて得た額																
（イ） 国際通話に係るもの																	
1 利用回線に係る国際通話料金の月間累計額	割引額																
1,000円以上の場合	1の利用回線に係る国際通話に関する料金の月間累計額に0.45を乗じて得た額																
（ウ） 特定携帯電話番号に係るフリーダイヤル通話に係るもの																	

	<table><tr><td>割引額</td></tr><tr><td>月間累計額に0.462を乗じて得た額</td></tr></table> 備考 1 特定電話番号等に係る利用回線がこの月極割引又は「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅰ」又は「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅱ」又は「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅲ」又は「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅴ」の適用を受けているとき（割引額が生じない場合も含みます。以下この表において同じとします。）には、上表の規定中国内通話に係るもののうち、その特定電話番号等に係る利用回線への通話に関する料金について、以下のとおりこの月極割引を適用します。（以下この表において「特別割引」といいます。） (ア) (イ)以外の時間帯 上表の割引額の規定中の「0.40」を「0.50」に読み替えて適用します。 (イ) 土曜日、日曜日及び祝日の時間帯 上表の割引額の規定中の「0.45」を「0.55」に読み替えて適用します。	割引額	月間累計額に0.462を乗じて得た額
割引額			
月間累計額に0.462を乗じて得た額			
	イ この月額割引の対象となる通話は次の(ア)及び(イ)に限ります。 (ア) この月極割引の対象となる国内通話・国際通話に係る通話は、一般通話（同一の都道府県の区域に終始する利用回線等相互間の通話を除きます。以下この表において同じとします。）のうちのダイヤル通話又はデジタル通信モード及び国際通話（デジタル通信モードを除きます。以下この表において同じとします。）であって、次に該当しないものに限ります。 ① その他当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話 ② 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話 ③ 削除 (イ) この月極割引の対象となる特定携帯電話番号に係るフリーダイヤル通話は、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能に係るフリーダイヤル通話（デジタル通信モードを除きます。）に限ります。		
(2) 承諾	ア 当社は、この月極割引を選択する申出があったとしても、この申出を承諾しません。		
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 当社は、固定2区分について当社の事業者識別番号を指定していることを確認できた場合は、その確認ができた日を含む料金月の翌料金月において、この月極割引の適用を行います。 エ 特別割引は、この月極割引の適用を受けている利用回線に係る料金月の末日において、指定された特定電話番号等に係る利用回線がこの月極割引又は「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅰ」又は「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅱ」又は「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅲ」又は「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅴ」の適用を受けているときに適用します。		

オ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。

(ア) 電話等利用契約の解除があったとき。

(イ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。

(ウ) 電話等利用権の譲渡があったとき。

(エ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(オ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(カ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(キ) その他(2)欄のア((イ)を除きます。)又はイに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

カ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から4欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から4欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2から4以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 電話等利用契約の解除があったとき又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 オの(エ)又は(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します
4 共用契約者回線に指定された場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。	その共用契約者回線に指定された日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

キ 割引選択回線における特定電話番号等を変更するときは、変更前の特定電話番号等に係る利用回線又は契約者回線等への通話に関する料金についてはその変更の承諾日を含む料金月の末日まで、変更後の特定電話番号等に係る利用回線又は契約者回線等への通話に関する料金についてはその変更の承諾日を含む料金月の翌料金月以降とします。

ク この月極割引を選択している利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号が変更となる場合であって、約款第45条(電話等利用契約者からの通知)に規定する事前通知があったときは、オの(エ)の規定にかかわらず、次のとおり取扱います。

(ア) その電話番号又は契約者回線番号の変更日を含む料金月については、電話番号又は契約者回線番号の変更日までの通話に関する料金に限りこの月極割引を適用します。

(イ) その電話番号又は契約者回線番号の変更日以降の通話に関する料金については、電話番号又は契約者回線番号

	に変更日を含む料金月の翌料金月以降、この月極割引を適用します。 ケ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 (注 1) 割引選択回線に係る通話に関する料金の月間累計額に割引率を乗じて得た額に 1 円未満の端数が生じた場合は、通則 7 の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

14 特定電話番号等への通話料金の月極割引 V

区 分	内 容																																																
(1) 定義等	ア 「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅴ」とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、割引選択回線(この月極割引を選択する利用回線をいいます。以下この表において同じとします。)に係る国内通話(ウの(ア)及び(イ)の規定によりこの月極割引の対象となる通話に限りします。以下この表において同じとします。)に関する料金について、第2の2(料金額)の規定により算出した額にかかわらず、同表に規定する料金額を適用すること(以下この表において「国内通話料金の適用」といいます。)及び、特定電話番号等(電話等利用契約者があらかじめ指定した電気通信番号(電気通信番号規則第9条第1号に規定する電気通信番号に限りします。)であつて、その利用回線、他社直加入電話等設備又は固定端末系伝送路設備の設置場所がこの月極割引の適用を受けている利用回線の設置場所と異なる都道府県の区域内にあるもの)に限りします。以下この表において同じとします。)に係る利用回線等への通話(ウの(ア)規定によりこの月極割引の対象となる通話に限りします。以下この表において同じとします。)に関する国内通話料金の適用を行った料金の月間累計額、及び国際通話(ウの(ア)の規定によりこの月極割引の対象となる通話に限りします。以下この表において同じとします。)に関する料金の月間累計額について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。この場合、電話等利用契約者が指定できる特定電話番号等の数(以下「登録可能対地数」といいます。)は次表のとおりとします。 1 利用回線ごと <table><tr><th>定額料</th><th colspan="4">月額 300円(330円)</th></tr><tr><th>区分</th><th colspan="4">料 金 額</th></tr><tr><td rowspan="10">通話に関する料金</td><td colspan="4">(ア) 国内通話に係るもの</td></tr><tr><td colspan="4">① ②以外のもの</td></tr><tr><td colspan="4">次の分数までごとに20円(22円)</td></tr><tr><td></td><td>昼 間</td><td rowspan="2">夜間</td><td rowspan="2">深夜・早朝</td></tr><tr><td></td><td>土曜日・日曜日・祝日</td></tr><tr><td>一般通話料</td><td>3分</td><td>3分</td><td>3分</td><td>3分</td></tr><tr><td colspan="4">② 加入電話等設備から携帯電話設備へ当社の事業者識別番号を付加して発信した通話に係るもの</td></tr><tr><td colspan="4">次の分数までごとに16.0円(17.6円)</td></tr><tr><td></td><td>昼 間</td><td rowspan="2">夜間</td><td rowspan="2">深夜・早朝</td></tr><tr><td></td><td>土曜日・日曜日・祝日</td></tr></table>	定額料	月額 300円(330円)				区分	料 金 額				通話に関する料金	(ア) 国内通話に係るもの				① ②以外のもの				次の分数までごとに20円(22円)					昼 間	夜間	深夜・早朝		土曜日・日曜日・祝日	一般通話料	3分	3分	3分	3分	② 加入電話等設備から携帯電話設備へ当社の事業者識別番号を付加して発信した通話に係るもの				次の分数までごとに16.0円(17.6円)					昼 間	夜間	深夜・早朝		土曜日・日曜日・祝日
定額料	月額 300円(330円)																																																
区分	料 金 額																																																
通話に関する料金	(ア) 国内通話に係るもの																																																
	① ②以外のもの																																																
	次の分数までごとに20円(22円)																																																
		昼 間	夜間	深夜・早朝																																													
		土曜日・日曜日・祝日																																															
	一般通話料	3分	3分	3分	3分																																												
	② 加入電話等設備から携帯電話設備へ当社の事業者識別番号を付加して発信した通話に係るもの																																																
	次の分数までごとに16.0円(17.6円)																																																
		昼 間	夜間	深夜・早朝																																													
		土曜日・日曜日・祝日																																															

	<table><tr><td><u>一般通話料</u></td><td><u>1分</u></td><td><u>1分</u></td><td><u>1分</u></td><td><u>1分</u></td></tr></table>	<u>一般通話料</u>	<u>1分</u>	<u>1分</u>	<u>1分</u>	<u>1分</u>	
<u>一般通話料</u>	<u>1分</u>	<u>1分</u>	<u>1分</u>	<u>1分</u>			
	(イ) <u>特定電話番号等に係る利用回線等への通話に係るもの</u>						
	<table><tr><td><u>登録可能对地数</u></td><td><u>割引額</u></td></tr><tr><td><u>2</u></td><td>特定電話番号等に係る利用回線等への通話に関する料金（同表(ア)①の料金適用後料金）の月間累計額に0.26を乗じて得た額</td></tr></table>	<u>登録可能对地数</u>	<u>割引額</u>	<u>2</u>	特定電話番号等に係る利用回線等への通話に関する料金（同表(ア)①の料金適用後料金）の月間累計額に0.26を乗じて得た額		
<u>登録可能对地数</u>	<u>割引額</u>						
<u>2</u>	特定電話番号等に係る利用回線等への通話に関する料金（同表(ア)①の料金適用後料金）の月間累計額に0.26を乗じて得た額						
	(ウ) <u>国際通話に係るもの</u>						
	<table><tr><td></td><td><u>割引額</u></td></tr><tr><td><u>国際通話に係るもの</u></td><td>月間累計額に0.4を乗じて得た額</td></tr></table>		<u>割引額</u>	<u>国際通話に係るもの</u>	月間累計額に0.4を乗じて得た額		
	<u>割引額</u>						
<u>国際通話に係るもの</u>	月間累計額に0.4を乗じて得た額						
備考							
1 この月極割引の適用を受けている利用回線の電話等利用契約者が、電話会社固定に係る県間市外通話、国際通話の各通話区分又は県間市外通信、国際通信の各通信区分（以下この表において「固定2区分」といいます。）について当社の事業者識別番号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この表において同じとします。）を指定している場合に、上表の定額料から「200円(220円)」を減額して適用します。（以下この表において「固定2区分適用」といいます。）							
イ この割引選択回線の電話等利用契約者が、特定携帯電話番号（電話等利用契約者があらかじめ指定した電気通信番号（電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号）に限ります。以下この表において同じとします。）をいいます。）に係るフリーダイヤル通話（ウの(ウ)の規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）を利用することとなるときは、固定2区分について当社の事業者識別番号を指定している場合に、特定携帯電話番号に係るフリーダイヤル通話に関する料金について、第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、下表に規定する料金額を適用します。（以下この表において、「モバイル適用」といいます。）							
1 利用回線ごと							
<u>区 分</u>	<u>料 金 額</u>						
<u>通話に関する料金</u>	特定携帯電話番号に係るフリーダイヤル通話に係るもの						
	次の分数までごとに16.0円(17.6円)						
	<table><tr><td><u>昼 間</u></td><td rowspan="2"><u>夜間</u></td><td rowspan="2"><u>深夜・早朝</u></td></tr><tr><td><u>土曜日・日曜日・祝日</u></td></tr></table>	<u>昼 間</u>	<u>夜間</u>	<u>深夜・早朝</u>	<u>土曜日・日曜日・祝日</u>		
	<u>昼 間</u>	<u>夜間</u>			<u>深夜・早朝</u>		
<u>土曜日・日曜日・祝日</u>							
<u>1分</u>	<u>1分</u>	<u>1分</u>	<u>1分</u>				
ウ この月極割引の対象となる通話は次の(ア)及び(イ)及び(ウ)に限ります。							

	<u>(ア) この月極割引の対象となる通話は、一般通話（同一の都道府県の区域に終始する利用回線等相互間の通話を除きます。以下この表において同じとします。）のうちのダイヤル通話又はデジタル通信モード及び国際通話（デジタル通信モードは除きます。）であって、次に該当しないものに限ります。</u> <u>① 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話（モバイル適用を受けている場合、ウの（ウ）の通話は除きます。）</u> <u>② 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話（ウの（イ）の通話は除きます。）</u> <u>③ 削除</u> <u>(イ) この月極割引の対象となる通話は、加入電話等設備から携帯電話設備等へ当社の事業者識別番号を付与して発信した通話（デジタル通信モードは除きます。）に限り</u> <u>ます。</u> <u>(ウ) モバイル適用の対象となる通話は、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能に係るフリーダイヤル通話（デジタル通信モードを除きます。）に限り</u> <u>ます。</u>				
(2) 承諾	<u>ア 当社は、この月極割引を選択する申出があったとしても、この申出を承諾しません。</u> <u>イ 当社は、モバイル適用の適用を受けることについての申出があったとしても、この申出を承諾しません。</u>				
(3) 月極割引の適用	<u>ア 割引選択回線に係る通話に関する料金の適用および月間累計は、料金月単位で行います。</u> <u>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</u> <u>ウ 固定2区分適用は、固定2区分について当社の事業者識別番号を指定していることを当社が確認できた日を含む料金月の翌料金月から適用します。</u> <u>エ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合が生じたときは、この月極割引を廃止します。</u> <u>(ア) 電話等利用契約の解除があったとき。</u> <u>(イ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u> <u>(ウ) 電話等利用権の譲渡があったとき。</u> <u>(エ) その割引選択回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>(オ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>(カ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>(キ) その他(2)欄ア又はイに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</u> <u>オ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後、2欄から4欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から4欄の規定によるものとします。</u> <table><tr><th><u>区 分</u></th><th><u>月極割引の適用</u></th></tr><tr><td><u>1 2 から 4 以外によ</u></td><td><u>月極割引の廃止日を含む料金月</u></td></tr></table>	<u>区 分</u>	<u>月極割引の適用</u>	<u>1 2 から 4 以外によ</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月</u>
<u>区 分</u>	<u>月極割引の適用</u>				
<u>1 2 から 4 以外によ</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月</u>				

<u>り、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>2 電話等利用契約の解除があったとき又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>3 エの(エ)又は(オ)規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>4 共用契約者回線に指定された場合であつて、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u>	<u>その共用契約者回線に指定された日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>

カ エに規定するほか、当社は、固定2区分について、当社の事業者識別番号の指定が解除されたことが確認できたときは固定2区分適用を廃止します。この場合、その廃止があった日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、固定2区分適用の適用を行います。

キ エに規定するほか、当社は、次のいずれかに該当する場合は生じたときはモバイル適用を廃止します。

(ア) 電話等利用契約者からモバイル適用の廃止の申出があったとき。

(イ) 電話等利用契約者からコミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能の廃止の申出があったとき。

(ウ) その他(2)欄のイに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

ク キに規定するモバイル適用の廃止があった場合は、その廃止があった日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、モバイル適用の適用を行います。

ク 割引選択回線における特定電話番号等を変更するときは、変更前の特定電話番号等に係る利用回線又は契約者回線等への通話に関する料金についてはその変更の承諾日を含む料金月の末日まで、変更後の特定電話番号等に係る利用回線又は契約者回線等への通話に関する料金についてはその変更の承諾日を含む料金月の翌料金月以降とします。

ケ この月極割引の適用を受けている電話等利用契約者は、特定電話番号等が現に利用されているか否かにかかわらず、この月極割引の定額料の支払いを要します。

コ この月極割引を選択している利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号が変更となる場合であつて、約款第45条(電話等利用契約者からの通知)に規定する事前通知があったときは、エの(エ)の規定にかかわらず、次のとおり取扱います。

(ア) その電話番号又は契約者回線番号の変更日を含む料金月については、電話番号又は契約者回線番号の変更日までの通話に関する料金に限りこの月極割引を適用します。

(イ) その電話番号又は契約者回線番号の変更日以降の通話に関する料金については、電話番号又は契約者回線番号に変更日を含む料金月以降、この月極割引を適用します。

サ この月極割引の適用を受けている電話等利用契約者は、この月極割引が適用される料金月において、協定事業者の契約約款等に規定する利用の一時中断又は利用停止があつたと

	きその他一般電話等サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、定額料の支払いを要します。 ただし、電話等利用契約者の責めによらない理由により、一般電話等サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻以降の料金月に属するすべての日についてその状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月（1 料金月の倍数である部分に限ります。）について、料金月ごとに料金月数を計算し、その料金月数に対応する定額料については、その支払いを要しません。 シ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 （注１）割引選択回線に係る通話に関する料金の月間累計額に割引率を乗じて得た額に 1 円未満の端数が生じた場合は、通則 7 の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

15 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅰ

区 分	内 容																																			
(1) 定義等	ア 「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅰ」とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金について、第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、同表に規定する料金額を適用することをいいます。 <table><tr><th>区分</th><th colspan="4">料 金 額</th></tr><tr><td>定額料</td><td colspan="4">1 割引選択回線群ごとに 月額3,000円(3,300円)</td></tr><tr><td>通話に関する料金</td><td colspan="4">次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（区域内通話については8.5円(9.35円)） (ア) (イ)以外のもの</td></tr><tr><td rowspan="7">区域外通話</td><td></td><td colspan="2">昼間、夜間</td><td>深夜・早朝</td></tr><tr><td>隣接区域内通話</td><td colspan="2">90秒</td><td>2分</td></tr><tr><td rowspan="4">通話地域間距離</td><td colspan="2" rowspan="4">90秒</td><td rowspan="4">2分</td></tr><tr><td>20kmまで</td></tr><tr><td>30km</td></tr><tr><td>〃</td></tr><tr><td></td><td>昼 間</td><td>夜間</td><td>深夜・早朝</td></tr></table>	区分	料 金 額				定額料	1 割引選択回線群ごとに 月額3,000円(3,300円)				通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（区域内通話については8.5円(9.35円)） (ア) (イ)以外のもの				区域外通話		昼間、夜間		深夜・早朝	隣接区域内通話	90秒		2分	通話地域間距離	90秒		2分	20kmまで	30km	〃		昼 間	夜間	深夜・早朝
区分	料 金 額																																			
定額料	1 割引選択回線群ごとに 月額3,000円(3,300円)																																			
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（区域内通話については8.5円(9.35円)） (ア) (イ)以外のもの																																			
区域外通話		昼間、夜間		深夜・早朝																																
	隣接区域内通話	90秒		2分																																
	通話地域間距離	90秒		2分																																
					20kmまで																															
					30km																															
					〃																															
		昼 間	夜間	深夜・早朝																																

			<u>土曜 日・ 日曜 日・ 祝日</u>		
	<u>60km 〃</u>	<u>45秒</u>	<u>60秒</u>	<u>60秒</u>	<u>75秒</u>
	<u>100km 〃</u>	<u>30秒</u>	<u>45秒</u>	<u>45秒</u>	<u>60秒</u>
	<u>100km を超えるもの</u>	<u>22. 5秒</u>	<u>30秒</u>	<u>30秒</u>	<u>45秒</u>
<u>(イ) 同一の都道府県の区域に終始するもの</u>					
<u>区域内通話</u>		<u>昼間、夜間</u>		<u>深夜・ 早朝</u>	
		<u>3 分</u>		<u>4 分</u>	
<u>隣接区域内 通話</u>		<u>90秒</u>		<u>2 分</u>	
<u>区 域 外 通 話</u>	<u>通話地 域間距 離</u>	<u>90秒</u>			<u>2 分</u>
	<u>20km まで</u>				
		<u>昼 間</u>	<u>夜間</u>	<u>深夜・ 早朝</u>	
		<u>土曜 日・ 日曜 日・ 祝日</u>			
	<u>60km 〃</u>	<u>60秒</u>	<u>75秒</u>	<u>75秒</u>	<u>90秒</u>
<u>60km を超えるもの</u>	<u>45秒</u>	<u>60秒</u>	<u>60秒</u>	<u>90秒</u>	

[イ この月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群を構成する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）のうちその割引選択回線群を代表する回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の電話等利用契約者又は当社が別に定めるところによりその電話等利用契約者があらかじめ指定する割引選択回線の電話等利用契約者に請求します。](#)

[ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はデジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうち、加入電話等設備に係る一般通話（フリーダイヤル通話を除きます。）であって、次に該当しないものに限ります。](#)

[\(ア\) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話](#)
[\(イ\) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話](#)

[\(ウ\) 削除](#)
[\(エ\) 削除](#)
[\(オ\) 削除](#)

	<u>エ　ウの規定に関わらず、(2)欄のイ(オ)に規定する他の月極割引の適用を受けており、割引選択代表回線と契約者が異なる割引選択回線については、当該割引選択回線が適用を受けている他の月極割引の割引対象通話に限り、この月極割引を適用します。</u>
(2) 承諾	<u>ア　この月極割引を選択する電話等利用契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。</u> <u>イ　当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</u> <u>(ア)　その申出のあった利用回線が、加入電話等設備に係るものであるとき。</u> <u>(イ)　その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</u> <u>(ウ)　その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者が、民法（明治29年法律第89号）第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限ります。）の適用を受けるときはこの限りではありません。)</u> <u>(エ)　割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。</u> <u>(オ)　その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限ります。）の適用を受けるときはこの限りではありません。)</u> <u>(カ)　(1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</u> <u>(キ)　その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</u> <u>ウ　イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</u>
(3) 月極割引の適用	<u>ア　割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</u> <u>イ　この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</u> <u>ウ　当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。</u> <u>(ア)　割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消しがあったとき。</u> <u>(イ)　電話等利用契約の解除があったとき。</u> <u>(ウ)　一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u> <u>(エ)　電話等利用権の譲渡があったとき。</u> <u>(オ)　その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>(カ)　その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がそ</u>

の事実を知ったとき。

(キ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であつて、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(ク) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。

(ケ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。

(コ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

エ この月極割引を選択している利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号が変更となる場合であつて、あらかじめ第45条(電話等利用契約者からの通知)に規定する通知があったときは、ウの(オ)の規定にかかわらず、その変更があった日を含む料金月からこの利用回線に係る一般通話についてこの月極割引を適用しません。

ただし、その利用回線に係る一般通話について電話等利用契約者からこの月極割引の適用の申出があるときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からこの月極割引を適用します。

オ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1 欄の規定による月極割引の廃止後2 欄から8 欄の規定に該当する場合は生じたときは、それぞれ2 欄から8 欄の規定によるものとします。

<u>区 分</u>	<u>月極割引の適用</u>
<u>1 2 から8 以外により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>2 電話等利用契約の解除があったとき(3に規定する場合を除きます。)又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>3 第12条(電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い)に規定する電話等利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は承諾日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>4 ウの(オ)又は(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>5 削除</u>	<u>削除</u>
<u>6 ウの(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>7 削除</u>	<u>削除</u>

	<table><tr><td>8 削除</td><td>削除</td></tr><tr><td colspan="2"> <u>カ 割引選択回線の電話等利用契約者は、この月極割引が適用される料金月において、特定協定事業者の契約約款等に規定する利用の一時中断又は利用停止があったときその他電話等サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、定額料の支払いを要します。</u> <u>ただし、その割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線について、電話等利用契約者の責めによらない理由により、1 料金月のすべての日にわたって、一般電話等サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通話に著しい故障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りでありません。</u> <u>キ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</u> <u>ク ウの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択代表回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の電話等利用契約者に請求します。この場合の支払期日はウの(キ)に規定する支払期日とします。</u> <u>ただし、割引選択回線がこの月極割引の適用を受けた後にこの通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限ります。）の適用を受けていたときは、その月極割引の表の規定によります。</u> <u>ケ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、1 料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額（消費税相当額を加算しない額とします。）が次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</u> <u>(ア) 最低基準額の算出方法は以下のとおりとします。</u> <table><tr><td colspan="3"><u>当該料金月における</u></td></tr><tr><td><u>最低基準額</u></td><td><u>=</u></td><td><u>割引選択回線の総回線数 × 2,000円</u></td></tr></table> <u>(イ) 割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。</u> <table><tr><td rowspan="3"><u>割引相当額</u></td><td rowspan="3"><u>=</u></td><td><u>この月極割引適用前の割引</u></td><td rowspan="3"><u>=</u></td><td><u>この月極割引適用後の割引</u></td></tr><tr><td><u>選択回線群に係る通話に関する料金の額</u></td><td><u>選択回線群に係る通話に関する料金の額</u></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> <u>(注) 定額料については、日割は行いません</u> </td></tr><tr><td> <u>(4) 1 割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算</u> </td><td> <u>ア 当社は、(3) 欄のクの規定又は料金返還その他の場合において 1 割引選択回線当たりの通話（(1) 欄のウに規定する通話に限ります。以下同じとします。）に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。</u> <u>(ア) (イ)以外のとき。</u> <table><tr><td><u>1 割引選択回線当たりの通話に関する料金</u></td><td><u>=</u></td><td><u>定額料</u></td><td><u>×</u></td><td><u>この月極割引適用前のその割引選択回線に係る通話に関する料金の額</u></td></tr><tr><td><u>÷</u></td><td></td><td><u>この月極割引適用前のその割引選択回線群に係る通話に関する料金の額</u></td><td><u>±</u></td><td><u>この月極割引適用後のその割引選択回線に係る通話に関する料金の額</u></td></tr></table></td></tr></table>	8 削除	削除	<u>カ 割引選択回線の電話等利用契約者は、この月極割引が適用される料金月において、特定協定事業者の契約約款等に規定する利用の一時中断又は利用停止があったときその他電話等サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、定額料の支払いを要します。</u> <u>ただし、その割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線について、電話等利用契約者の責めによらない理由により、1 料金月のすべての日にわたって、一般電話等サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通話に著しい故障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りでありません。</u> <u>キ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</u> <u>ク ウの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択代表回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の電話等利用契約者に請求します。この場合の支払期日はウの(キ)に規定する支払期日とします。</u> <u>ただし、割引選択回線がこの月極割引の適用を受けた後にこの通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限ります。）の適用を受けていたときは、その月極割引の表の規定によります。</u> <u>ケ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、1 料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額（消費税相当額を加算しない額とします。）が次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</u> <u>(ア) 最低基準額の算出方法は以下のとおりとします。</u> <table><tr><td colspan="3"><u>当該料金月における</u></td></tr><tr><td><u>最低基準額</u></td><td><u>=</u></td><td><u>割引選択回線の総回線数 × 2,000円</u></td></tr></table> <u>(イ) 割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。</u> <table><tr><td rowspan="3"><u>割引相当額</u></td><td rowspan="3"><u>=</u></td><td><u>この月極割引適用前の割引</u></td><td rowspan="3"><u>=</u></td><td><u>この月極割引適用後の割引</u></td></tr><tr><td><u>選択回線群に係る通話に関する料金の額</u></td><td><u>選択回線群に係る通話に関する料金の額</u></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> <u>(注) 定額料については、日割は行いません</u>		<u>当該料金月における</u>			<u>最低基準額</u>	<u>=</u>	<u>割引選択回線の総回線数 × 2,000円</u>	<u>割引相当額</u>	<u>=</u>	<u>この月極割引適用前の割引</u>	<u>=</u>	<u>この月極割引適用後の割引</u>	<u>選択回線群に係る通話に関する料金の額</u>	<u>選択回線群に係る通話に関する料金の額</u>			<u>(4) 1 割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算</u>	<u>ア 当社は、(3) 欄のクの規定又は料金返還その他の場合において 1 割引選択回線当たりの通話（(1) 欄のウに規定する通話に限ります。以下同じとします。）に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。</u> <u>(ア) (イ)以外のとき。</u> <table><tr><td><u>1 割引選択回線当たりの通話に関する料金</u></td><td><u>=</u></td><td><u>定額料</u></td><td><u>×</u></td><td><u>この月極割引適用前のその割引選択回線に係る通話に関する料金の額</u></td></tr><tr><td><u>÷</u></td><td></td><td><u>この月極割引適用前のその割引選択回線群に係る通話に関する料金の額</u></td><td><u>±</u></td><td><u>この月極割引適用後のその割引選択回線に係る通話に関する料金の額</u></td></tr></table>	<u>1 割引選択回線当たりの通話に関する料金</u>	<u>=</u>	<u>定額料</u>	<u>×</u>	<u>この月極割引適用前のその割引選択回線に係る通話に関する料金の額</u>	<u>÷</u>		<u>この月極割引適用前のその割引選択回線群に係る通話に関する料金の額</u>	<u>±</u>	<u>この月極割引適用後のその割引選択回線に係る通話に関する料金の額</u>
8 削除	削除																															
<u>カ 割引選択回線の電話等利用契約者は、この月極割引が適用される料金月において、特定協定事業者の契約約款等に規定する利用の一時中断又は利用停止があったときその他電話等サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、定額料の支払いを要します。</u> <u>ただし、その割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線について、電話等利用契約者の責めによらない理由により、1 料金月のすべての日にわたって、一般電話等サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通話に著しい故障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りでありません。</u> <u>キ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</u> <u>ク ウの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択代表回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の電話等利用契約者に請求します。この場合の支払期日はウの(キ)に規定する支払期日とします。</u> <u>ただし、割引選択回線がこの月極割引の適用を受けた後にこの通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限ります。）の適用を受けていたときは、その月極割引の表の規定によります。</u> <u>ケ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、1 料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額（消費税相当額を加算しない額とします。）が次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</u> <u>(ア) 最低基準額の算出方法は以下のとおりとします。</u> <table><tr><td colspan="3"><u>当該料金月における</u></td></tr><tr><td><u>最低基準額</u></td><td><u>=</u></td><td><u>割引選択回線の総回線数 × 2,000円</u></td></tr></table> <u>(イ) 割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。</u> <table><tr><td rowspan="3"><u>割引相当額</u></td><td rowspan="3"><u>=</u></td><td><u>この月極割引適用前の割引</u></td><td rowspan="3"><u>=</u></td><td><u>この月極割引適用後の割引</u></td></tr><tr><td><u>選択回線群に係る通話に関する料金の額</u></td><td><u>選択回線群に係る通話に関する料金の額</u></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> <u>(注) 定額料については、日割は行いません</u>		<u>当該料金月における</u>			<u>最低基準額</u>	<u>=</u>	<u>割引選択回線の総回線数 × 2,000円</u>	<u>割引相当額</u>	<u>=</u>	<u>この月極割引適用前の割引</u>	<u>=</u>			<u>この月極割引適用後の割引</u>		<u>選択回線群に係る通話に関する料金の額</u>	<u>選択回線群に係る通話に関する料金の額</u>															
<u>当該料金月における</u>																																
<u>最低基準額</u>	<u>=</u>	<u>割引選択回線の総回線数 × 2,000円</u>																														
<u>割引相当額</u>	<u>=</u>	<u>この月極割引適用前の割引</u>	<u>=</u>	<u>この月極割引適用後の割引</u>																												
		<u>選択回線群に係る通話に関する料金の額</u>		<u>選択回線群に係る通話に関する料金の額</u>																												
<u>(4) 1 割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算</u>	<u>ア 当社は、(3) 欄のクの規定又は料金返還その他の場合において 1 割引選択回線当たりの通話（(1) 欄のウに規定する通話に限ります。以下同じとします。）に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。</u> <u>(ア) (イ)以外のとき。</u> <table><tr><td><u>1 割引選択回線当たりの通話に関する料金</u></td><td><u>=</u></td><td><u>定額料</u></td><td><u>×</u></td><td><u>この月極割引適用前のその割引選択回線に係る通話に関する料金の額</u></td></tr><tr><td><u>÷</u></td><td></td><td><u>この月極割引適用前のその割引選択回線群に係る通話に関する料金の額</u></td><td><u>±</u></td><td><u>この月極割引適用後のその割引選択回線に係る通話に関する料金の額</u></td></tr></table>	<u>1 割引選択回線当たりの通話に関する料金</u>	<u>=</u>	<u>定額料</u>	<u>×</u>	<u>この月極割引適用前のその割引選択回線に係る通話に関する料金の額</u>	<u>÷</u>		<u>この月極割引適用前のその割引選択回線群に係る通話に関する料金の額</u>	<u>±</u>	<u>この月極割引適用後のその割引選択回線に係る通話に関する料金の額</u>																					
<u>1 割引選択回線当たりの通話に関する料金</u>	<u>=</u>	<u>定額料</u>	<u>×</u>	<u>この月極割引適用前のその割引選択回線に係る通話に関する料金の額</u>																												
<u>÷</u>		<u>この月極割引適用前のその割引選択回線群に係る通話に関する料金の額</u>	<u>±</u>	<u>この月極割引適用後のその割引選択回線に係る通話に関する料金の額</u>																												

	(イ) この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金が0円の時。 $\frac{1 \text{ 割引選択回線当りの通話に関する料金}}{\text{割引選択回線群を構成する割引選択回線の総回線数}} = \text{定額料}$ イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてアの規定により算出した1割引選択回線当たりの通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る通話に関する料金に加算します。

16 削除17 削除

18 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅳ

区分

内 容

(1) 定義等

ア 「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅳ」とは、(ア)の表に規定する利用期間において、この月極割引を継続して利用し、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線又は他社直収電話等利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係るこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額（当該割引選択回線群がこの月極割引の適用を開始した日に係る料金月の起算日から12料金月毎の累計とします。以下この表において同じとします。）が(ア)の表に定める約定金額以上の利用を行う申出をした場合であって当社が別に定める料金額の利用があることを当社が確認した場合に、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けることについて当社の承諾がある割引選択回線群に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金について、第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、(イ)の表に規定する料金額を適用することをいいます。

(ア) 利用期間及び約定金額

利 用 期 間	約 定 金 額
12料金月	5 億円 (5.5億円)

(イ) 料金額

① ②以外のもの

区分	料 金 額		
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）の60kmを超えるもの並びに夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるものについては8.2円(9.02円)）		
	隣接区域内通話	昼間、夜間	深夜・早朝
		90秒	2 分
	区域外通話	通話地域間距離	

話	<u>20km まで</u>	<u>90秒</u>			<u>2 分</u>
		<u>昼間</u>	<u>土曜日・ 日曜日・ 祝日</u>	<u>夜間</u>	<u>深夜・ 早朝</u>
		<u>30km //</u>	<u>60秒</u>	<u>60秒</u>	<u>60秒</u>
	<u>60km //</u>	<u>45秒</u>	<u>60秒</u>	<u>60秒</u>	<u>75秒</u>
	<u>100km //</u>	<u>30秒</u>	<u>45秒</u>	<u>45秒</u>	<u>60秒</u>
	<u>100km を超えるもの</u>	<u>22. 5 秒</u>	<u>26秒</u>	<u>26秒</u>	<u>45秒</u>

② 同一の都道府県の区域に終始するもの

区 分		料 金 額					
通話に関する料金		次の分数又は秒数までごとに10円(11円)					
		隣接区域内通話		昼間、夜間		深夜・早朝	
				90秒		2 分	
		区域外通話	通話地域間距離				
			20km まで				
				昼間	夜間	深夜・早朝	
				土曜日・日曜日・祝日			
			30km //	60秒	75秒	75秒	90秒
			60km //	60秒	75秒	75秒	90秒
			100km //	45秒	60秒	60秒	90秒
100km を超えるもの	45秒		60秒	60秒	90秒		

- イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。
- ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はデジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうち加入電話等設備に係る一般通話（区域内通話を除きます。）であって、次に該当しないものに限ります。

(ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話

(イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話

(ウ) 削除

(エ) 削除

(オ) 削除

	<u>(カ) 削除</u> <u>(注1) アに規定する当社が別に定める料金額の利用があることとは、(2)欄のアに規定する割引選択代表回線の契約者と同一の者が契約者となる電気通信回線が当社の専用サービス契約約款及びI P通信網サービス契約約款に規定する長期高額利用割引の適用を受けているとみなした場合にその適用の対象となる料金額の合計が、申出のあった日を含む料金月の前料金月から前12料金月において20億円(22億円)以上であったこととします。</u> <u>(注2) アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。(この通話料金別表に規定する長期高額利用による通話料金の月極割引の(1)欄のアに規定するプラン1－4の適用を受けている又はその適用を受けることについて当社の承諾がある場合に限ります。)</u> <u>・ 回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ</u> <u>・ 回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ</u> <u>(注3) 約定金額等に表示する税込価格については、国際料金が含まれている場合はこの限りではありません。</u>
<u>(2) 承諾</u>	<u>ア この月極割引を選択する割引選択回線（割引選択回線群を構成する利用回線又は他社直収電話等利用回線をいいます。以下この表において同じとします。）の契約者は、1の割引選択回線群及びその割引選択回線群を代表する1以上の回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。</u> <u>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</u> <u>(ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</u> <u>(イ) その申出のあった割引選択回線の契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるもの）に限ります。）の適用を受けるときはこの限りではありません。）</u> <u>(ウ) 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。</u> <u>(エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限ります。）の適用を受けるとき又はこの申出のあった割引選択回線の契約者その他の割引選択回線の契約者が相互に業務上密接な関係を有することについて当社の基準に適合するときはこの限りではありません。）</u> <u>(オ) 契約者が指定する特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなる全ての利用回線又は他社直収電話等利用回線により構成される回線群（以下この表において「特定割引回線群」といいます。）と割引選択回線群が同一であるとき。(特定割引回線群が複数である場合は、その特定割引回線群により構成される回線群と割引選択回線群が同一であるときとします。)</u>

	<u>(カ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</u> <u>(キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</u> <u>ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線又は他社直収電話等利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</u>		
<u>(3) 月極割引の適用</u>	<u>ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</u> <u>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</u> <u>ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線又は他社直収電話等利用回線について当社が別に定める付加機能の提供の開始があったときであってその契約者から申出があり、(2) 欄のイに規定する承諾条件を満たしたときは、その付加機能に係る通話についてその付加機能の提供開始日を含む料金月の翌料金月からこの月極割引を適用します。</u> <u>エ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線又は他社直収電話等利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。</u> <u>(ア) 割引選択代表回線の契約者の承諾の取消しがあったとき。</u> <u>(イ) 電話等利用契約又は他社直収電話等付加機能利用契約の解除があったとき。</u> <u>(ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u> <u>(エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。</u> <u>(オ) その利用回線若しくは他社直収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>(カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合又はその他社直収電話等利用回線が電話サービスに係るものと総合デジタル通信サービスに係るものとの間の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>(キ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。</u> <u>(ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。</u> <u>(ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。</u> <u>(コ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</u> <u>オ この月極割引の適用を受けている利用回線について付加機能の廃止又はその利用回線若しくは他社直収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号が変更となる場合であって、あらかじめ第45条（電話等利用契約者からの通知）又は第45条の5（他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知）に規定する通知があったときは、ウの(オ)の規定にかかわらず、次表に規定するとおりとします。</u> <table><tr><td><u>区 分</u></td><td><u>月極割引の適用</u></td></tr></table>	<u>区 分</u>	<u>月極割引の適用</u>
<u>区 分</u>	<u>月極割引の適用</u>		

<u>1 削除</u>	削除
<u>2 この月極割引の適用を受けている利用回線若しくは他社直収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更となる場合であって、第45条（電話等利用契約者からの通知）又は第45条の5（他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知）に規定する事前通知があったとき。</u>	<u>その変更日を含む料金月からこの利用回線又は他社直収電話等利用回線に係る一般通話について、この月極割引を適用しません。</u> <u>ただし、その利用回線又は他社直収電話等利用回線に係る一般通話について契約者からのこの月極割引の適用の申出があるときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からこの月極割引を適用します。</u>

カ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄の規定に該当する場合は生じたときは、それぞれ2欄から6欄の規定によるものとします。

<u>区 分</u>	<u>月極割引の適用</u>
<u>1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>2 エの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき（4に規定する場合を除きます。）。</u>	<u>その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>3 エの(ウ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>4 エの(エ)の規定若しくは第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除又は第14条の47（他社直収電話等契約の解除に伴う他社直収電話等付加機能利用契約の取扱い）に規定する他社直収電話等付加機能利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>5 エの(オ)又は</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月</u>

(1) 定義等

ア 「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅴ」とは、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）について、当社が別に定める料金額の利用があることを当社が確認した場合に、この月極割引を選択する利用回線であって、その終端の場所が同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。以下この表において同じとします。）又は同一の建物内にあるものにより構成される回線群に係る通話に関する料金が50万円(55万円)以上である場合、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けることについて当社の承諾がある割引選択回線群に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限りま

す。以下この表において同じとします。）に関する料金について、第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用することをいいます。

(ア) (イ)以外のもの

区分	料 金 額					
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）の60kmを超えて100kmまでのもの並びに夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるものについては8.2円(9.02円)。昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）100kmを超えるものについては、7.2円(7.92円)）					
	隣接区域内通話		昼間、夜間		深夜・早朝	
			90秒		2分	
	区域外通話	通話地域間距離				
		20kmまで				
		30km	昼 間		夜間	深夜・早朝
			土曜日・日曜日・祝日			
			60秒	60秒	60秒	75秒
		60km	45秒	60秒	60秒	75秒
		100km	30秒	45秒	45秒	60秒
		100kmを超えるもの	22.5秒	26秒	26秒	45秒

(イ) 同一の都道府県の区域に終始するもの

区分	料 金 額					
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)					
	隣接区域内 通話		昼間、夜間		深夜・ 早朝	
			90秒		2分	
	区域外 通話	通話地 域間距 離	90秒			2分
		20km まで				
		30km 〃	昼 間	夜間	深夜・ 早朝	
			土曜 日・ 日曜 日・ 祝日			
		60秒	75秒	75秒	90秒	
		60km 〃	60秒	75秒	75秒	90秒
		100km 〃	45秒	60秒	60秒	90秒
		100km を超える もの	45秒	60秒	60秒	90秒

イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。

ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はデジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうち加入電話等設備に係る一般通話（区域内通話を除きます。）であって、次に該当しないものに限ります。

- (ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話
- (イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話
- (ウ) 削除
- (エ) 削除
- (オ) 削除
- (カ) 削除

(注1) アに規定する当社が別に定める料金額の利用があることとは、(2)欄のアに規定する割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者が契約者となる電気通信回線が当社の専用サービス契約約款及びI P通信網サービス契約約款に規定する長期高額利用割引の適用を受けているとみなした場合にその適用の対象となる料金額の合計が、申出のあった日を含む料金月の前料金月から前12料金月において20億円(22億円)以上であったこととします。

(注2) アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。(この料金表別表に規定する「長期継続利用による通話料金の月極割引I」の(1)欄のアに規定するプラン6又は「長期高額利用による通話料金の月極割引」の(1)欄のアに

	<u>規定するプラン１－４の適用を受けている又はその適用を受けることについて当社の承諾がある場合に限ります。)</u> <u>・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ</u> <u>・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ</u> <u>(注３) 割引選択回線群に係る通話に関する料金の累計額等に表示する税込価格については、料金の累計額に国際料金が含まれている場合はこの限りではありません。)</u>
<u>(2) 承諾</u>	<u>ア この月極割引を選択する割引選択回線（割引選択回線群を構成する利用回線をいいます。以下この表において同じとします。）の電話等利用契約者は、１の割引選択回線群及びその割引選択回線群を代表する１以上の回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。</u> <u>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</u> <u>(ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</u> <u>(イ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。（この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限ります。）の適用を受けるときはこの限りではありません。）</u> <u>(ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。</u> <u>(エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。（この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限ります。）の適用を受けるとき又はこの申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者と他の割引選択回線の契約者が相互に業務上密接な関係を有することについて当社の基準に適合するときはこの限りではありません。）</u> <u>(オ) 電話等利用契約者が指定する特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなる全ての利用回線により構成される回線群（以下この表において「特定割引回線群」といいます。）と割引選択回線群が同一であるとき。（特定割引回線群が複数である場合は、その特定割引回線群により構成される回線群と割引選択回線群が同一であるときとします。）</u> <u>(カ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</u> <u>(キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</u> <u>ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</u>
<u>(3) 月極割引の適用</u>	<u>ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</u> <u>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</u>

<u>ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。</u>	
<u>(ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消しがあったとき。</u>	
<u>(イ) 電話等利用契約の解除があったとき。</u>	
<u>(ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u>	
<u>(エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。</u>	
<u>(オ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u>	
<u>(カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u>	
<u>(キ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。</u>	
<u>(ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。</u>	
<u>(ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。</u>	
<u>(コ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</u>	
<u>エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1 欄の規定による月極割引の廃止後2 欄から6 欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2 欄から6 欄の規定によるものとします。</u>	
<u>区 分</u>	<u>月極割引の適用</u>
<u>1 2 から6 以外により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>2 ウの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき（4 に規定する場合を除きます。）。</u>	<u>その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>3 ウの(ウ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>4 ウの(エ)の規定又は約款第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>5 ウの(オ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>

	<table><tr><td>6</td><td><u>ウの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u></td><td><u>その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。</u></td></tr></table>	6	<u>ウの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。</u>																												
6	<u>ウの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。</u>																														
<u>オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</u>																																
<u>カ ウの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときのその割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。</u>																																
<u>キ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、1 料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額（消費税相当額を加算しない額とします。）の年間累計額が、次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていただきます。</u>																																
<u>(ア) 最低基準額の算出方法は以下のとおりとします。</u>																																
	<table><tr><td></td><td><u>年間累計額の算出</u></td><td></td></tr><tr><td></td><td><u>対象期間内の各料</u></td><td></td></tr><tr><td><u>最低基準額</u></td><td><u>≡</u></td><td><u>金月におけるこの</u></td></tr><tr><td></td><td></td><td><u>月極割引の適用を</u></td></tr><tr><td></td><td></td><td><u>受けた割引選択回</u></td></tr><tr><td></td><td></td><td><u>線の数の累計</u></td></tr><tr><td></td><td></td><td><u>12（この月極割引を利用期間満了前</u></td></tr><tr><td></td><td><u>÷</u></td><td><u>に廃止したときは、年間累計額の算</u></td></tr><tr><td></td><td></td><td><u>出対象期間内に利用した月数としま</u></td></tr><tr><td></td><td></td><td><u>す。）</u></td></tr></table>		<u>年間累計額の算出</u>			<u>対象期間内の各料</u>		<u>最低基準額</u>	<u>≡</u>	<u>金月におけるこの</u>			<u>月極割引の適用を</u>			<u>受けた割引選択回</u>			<u>線の数の累計</u>			<u>12（この月極割引を利用期間満了前</u>		<u>÷</u>	<u>に廃止したときは、年間累計額の算</u>			<u>出対象期間内に利用した月数としま</u>			<u>す。）</u>	
	<u>年間累計額の算出</u>																															
	<u>対象期間内の各料</u>																															
<u>最低基準額</u>	<u>≡</u>	<u>金月におけるこの</u>																														
		<u>月極割引の適用を</u>																														
		<u>受けた割引選択回</u>																														
		<u>線の数の累計</u>																														
		<u>12（この月極割引を利用期間満了前</u>																														
	<u>÷</u>	<u>に廃止したときは、年間累計額の算</u>																														
		<u>出対象期間内に利用した月数としま</u>																														
		<u>す。）</u>																														
<u>(イ) 割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。</u>																																
	<table><tr><td></td><td><u>この月極割引適用</u></td><td><u>この月極割引適用</u></td></tr><tr><td><u>割引相当額</u></td><td><u>≡</u></td><td><u>前の割引選択回線</u></td></tr><tr><td></td><td></td><td><u>群に係る通話に関</u></td></tr><tr><td></td><td></td><td><u>する料金の額</u></td></tr><tr><td></td><td></td><td><u>＝</u></td></tr><tr><td></td><td></td><td><u>後の割引選択回線</u></td></tr><tr><td></td><td></td><td><u>群に係る通話に関</u></td></tr><tr><td></td><td></td><td><u>する料金の額</u></td></tr></table>		<u>この月極割引適用</u>	<u>この月極割引適用</u>	<u>割引相当額</u>	<u>≡</u>	<u>前の割引選択回線</u>			<u>群に係る通話に関</u>			<u>する料金の額</u>			<u>＝</u>			<u>後の割引選択回線</u>			<u>群に係る通話に関</u>			<u>する料金の額</u>							
	<u>この月極割引適用</u>	<u>この月極割引適用</u>																														
<u>割引相当額</u>	<u>≡</u>	<u>前の割引選択回線</u>																														
		<u>群に係る通話に関</u>																														
		<u>する料金の額</u>																														
		<u>＝</u>																														
		<u>後の割引選択回線</u>																														
		<u>群に係る通話に関</u>																														
		<u>する料金の額</u>																														
<u>(4) 割引選択回線群に係る月極割引の契約期間等</u>	<u>ア 割引選択回線群に係るこの月極割引の契約期間は、この月極割引の適用を開始した日から1年間とします。</u> <u>割引選択代表回線の電話等利用契約者は、利用期間終了後も、この月極割引を継続しようとするときは、この月極割引の適用を開始した料金月に係る割引選択回線の利用期間満了日の10日前までに、当社に申し出ていただきます。</u> <u>ただし、割引選択代表回線が複数あるときは、全ての割引選択代表回線の契約者の同意を得た上で申し出ていただきます。</u>																															
	<u>イ 削除</u>																															

- 20 削除
- 21 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅶ

<u>区 分</u>	<u>内 容</u>

(1) 定義等

ア 「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅶ」とは、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）について、この月極割引を選択する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）であって、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けることについて当社の承諾がある割引選択回線群に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金について、第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用することをいいます。

区 分		料 金 額					
通話に関する料金		次の分数又は秒数までごとに9.3円(10.23円)					
			昼間、夜間		深夜・早朝		
		隣接区域内通話	90秒		2分		
		区域外通話	通話地域間距離	90秒		2分	
			20kmまで				
			30km	昼 間	夜間	深夜・早朝	
			〃	土曜日・日曜日・休日・祝日			
				60秒	60秒	60秒	75秒
			60km	45秒	60秒	60秒	75秒
			〃				
			100km	30秒	45秒	45秒	60秒
			〃				
			100kmを超えるもの	22.5秒	26秒	26秒	45秒

イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。

ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はデジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうち加入電話等設備に係る一般通話（同一の都道府県の区域に終始する通話並びにフリーダイヤル通話を除きます。）であって、次に該当しないものに限ります。
（ア）当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話
（イ）携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話
（ウ）削除

	(エ) 削除 (オ) 削除 (注) アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。 (この通話料金別表に規定する長期高額利用による通話料金の月極割引(タイプ1)の(1)欄のアに規定するプラン1－4の適用を受けている又はその適用を受けることについて当社の承諾がある場合に限ります。) ・長期高額利用による通話料金の月極割引(タイプ2)
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線の電話等利用契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 (ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 (イ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものに限ります。)の適用を受けるときはこの限りではありません。) (ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。 (エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の電話等利用契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。) (オ) その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなるとき。 (カ) (1)欄のエの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。 (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。
(3) 月極割引の適用	ア この月極割引の適用は、特定月極割引の規定によります。

22 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅷ

区 分	内 容

(1) 定義等

ア 「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅷ」とは、(ア)の表に規定する利用期間において、この月極割引を継続して利用し、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係るこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額（当該割引選択回線群がこの月極割引の適用を開始した日に係る料金月の起算日から12料金月毎の累計とします。以下この表において同じとします。）が(ア)の表に定める約定金額以上の利用を行う申出をした場合であって、当社が別に定める料金額の利用があることを当社が確認した場合に、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けることについて当社の承諾がある割引選択回線群に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金が100万円(110万円)以上である場合（(2)欄のアの規定により割引選択回線群を代表する回線を1以上指定する場合は、その割引選択回線群単位毎とします）について、第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、(イ)の表に規定する料金額を適用することをいいます。

(ア) 利用期間及び約定金額

利用期間	約定金額
12料金月	5億円(5.5億円)

(イ) 料金額

① 本月極割引の対象となる通話のうち②以外のもの

区分	料 金 額				
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）については7.6円(8.36円)。）				
		昼間、夜間		深夜・早朝	
	隣接区域内通話		90秒		2分
	区域外通話	通話地域間距離			
		20kmまで	90秒		2分
		30km	昼 間		深夜・早朝
			土曜日・日曜日・祝日		
			60秒	60秒	75秒
		60km	45秒	60秒	75秒
		100km	30秒	45秒	60秒

		100km を超えるもの	22.5秒	26秒	26秒	45秒

② 同一の都道府県の区域に終始するもの

区分	料 金 額					
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)(昼間(土曜日・日曜日・祝日を除きます。))については7.6円(8.36円。)					
		昼間、夜間		深夜・早朝		
	隣接区域内通話		90秒		2分	
	区域外通話	通話地域間距離			90秒	2分
		20kmまで				
		60km	昼 間		夜間	深夜・早朝
		〃	土曜日・日曜日・祝日			
			60秒	75秒	75秒	90秒
	60kmを超えるもの	45秒	60秒	60秒	90秒	

イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。

ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はデジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうち加入電話等設備に係る一般通話（区域内通話並びにフリーダイヤル通話を除きます。）であって、次に該当しないものに限ります。

（ア） 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話

（イ） 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話

（ウ） 削除

（エ） 削除

（オ） 削除

（カ） 削除

エ ア又はウの規定中同一の都道府県の区域に終始する通話に関する部分については、特定月極割引のうち当社が別に定めるものを選択する場合であって、割引選択回線の契約者から申出があったときに適用します。

（注1） アに規定する当社が別に定める料金額の利用があることとは、(2)欄のアに規定する割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者が契約者となる電気通信回線が当社の専用サービス契約約款及びI P通信網サービス契約約款に規定する長期高額利用割引の適用を受けているとみなした場合にその適用の対象となる料金額の合計が、申出のあつ

	<u>た日を含む料金月の前料金月から前12料金月において20億円(22億円)以上であったこととします。</u> <u>(注2) アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引とは次に掲げるものとします。(「長期高額利用による通話料金の月極割引(タイプ1)」の(1)欄のアに規定するプラン1－4の適用を受けている場合に限ります。)</u> <u>・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ</u> <u>・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ</u> <u>(注3) 割引選択回線群に係る通話に関する料金の累計額等に表示する税込価格については、料金の累計額に国際料金が含まれている場合はこの限りではありません。</u>
(2) 承諾	<u>ア この月極割引を選択する割引選択回線（割引選択回線群を構成する利用回線をいいます。以下この表において同じとします。）の電話等利用契約者は、1の割引選択回線群及びその割引選択回線群を代表する1以上の回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。</u> <u>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</u> <u>(ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</u> <u>(イ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限ります。）の適用を受けるときはこの限りではありません。)</u> <u>(ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。</u> <u>(エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものに限ります。))の適用を受けるとき又はこの申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者その他の割引選択回線の契約者が相互に業務上密接な関係を有することについて当社の基準に適合するときはこの限りではありません。)</u> <u>(オ) 電話等利用契約者が指定する特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなる全ての利用回線により構成される回線群（以下この表において「特定割引回線群」といいます。）と割引選択回線群が同一であるとき。(特定割引回線群が複数である場合は、その特定割引回線群により構成される回線群と割引選択回線群が同一であるときとします。)</u> <u>(カ) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</u> <u>(キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</u> <u>ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるとき</u>

	<u>は、その申出を承諾しません。</u>													
(3) 月極割引の適用	<u>ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</u> <u>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</u> <u>ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。</u> <u>(ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消しがあったとき。</u> <u>(イ) 電話等利用契約の解除があったとき。</u> <u>(ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u> <u>(エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。</u> <u>(オ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>(カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>(キ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。</u> <u>(ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。</u> <u>(ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。</u> <u>(コ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</u> <u>エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1 欄の規定による月極割引の廃止後2 欄から6 欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2 欄から6 欄の規定によるものとします。</u> <table><tr><th><u>区 分</u></th><th><u>月極割引の適用</u></th></tr><tr><td><u>1 2 から6 以外により、月極割引の廃止があったとき。</u></td><td><u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr><tr><td><u>2 ウの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき（4 に規定する場合を除きます。）。</u></td><td><u>その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr><tr><td><u>3 ウの(ウ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u></td><td><u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr><tr><td><u>4 ウの(エ)の規定又は第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき。</u></td><td><u>その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr><tr><td><u>5 ウの(オ)又は(キ)の規定により、月極</u></td><td><u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金</u></td></tr></table>	<u>区 分</u>	<u>月極割引の適用</u>	<u>1 2 から6 以外により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>	<u>2 ウの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき（4 に規定する場合を除きます。）。</u>	<u>その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>	<u>3 ウの(ウ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>	<u>4 ウの(エ)の規定又は第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>	<u>5 ウの(オ)又は(キ)の規定により、月極</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金</u>	
<u>区 分</u>	<u>月極割引の適用</u>													
<u>1 2 から6 以外により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>													
<u>2 ウの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき（4 に規定する場合を除きます。）。</u>	<u>その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>													
<u>3 ウの(ウ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>													
<u>4 ウの(エ)の規定又は第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>													
<u>5 ウの(オ)又は(キ)の規定により、月極</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金</u>													

	<table><tr><td><u>割引の廃止があったとき。</u></td><td><u>について、この月極割引を適用します。</u></td></tr><tr><td><u>6　ウの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u></td><td><u>その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。</u></td></tr></table> <u>オ　当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</u> <u>カ　ウの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときのその割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。</u> <u>キ　割引選択代表回線の電話等利用契約者は、1 料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額（消費税相当額を加算しない額とします。）の年間累計額が約定金額に満たないときは、次に定める方法により算出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</u> <u>割引相当額</u> <u>＝</u> <u>この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額</u> <u>－</u> <u>この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額</u> <u>ク　割引選択代表回線の電話等利用契約者は、1 料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額（消費税相当額を加算しない額とします。）の年間累計額が、次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、キに定める方法により算出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていただきます。</u> <u>ただし、キの適用を受けるときはこの限りではありません。</u> <u>最低基準額</u> <u>＝</u> <u>年間累計額の算出対象期間内の各料金月におけるこの月極割引の適用を受けた割引選択回線の数の累計</u> <u>×</u> <u>2,000円 × 12</u> <u>÷</u> <u>12（この月極割引を利用期間満了前に廃止したときは、年間累計額の算出対象期間内に利用した月数とします。）</u>	<u>割引の廃止があったとき。</u>	<u>について、この月極割引を適用します。</u>	<u>6　ウの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。</u>
<u>割引の廃止があったとき。</u>	<u>について、この月極割引を適用します。</u>				
<u>6　ウの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。</u>				
<u>(4) 割引選択回線群に係る月極割引の契約期間等</u>	<u>ア　割引選択回線群に係るこの月極割引の契約期間は、この月極割引の適用を開始した日から(1)欄のアの表中に規定する利用期間とします。</u> <u>割引選択代表回線の電話等利用契約者は、利用期間終了後も、この月極割引を継続しようとするときは、この月極割引の適用を開始した料金月に係る割引選択回線の利用期間満了日の10日前までに、当社に申し出ていただきます。</u> <u>ただし、割引選択代表回線が複数あるときは、全ての割引選択代表回線の契約者の同意を得た上で申し出ていただきます。</u> <u>イ　削除</u>				

23 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅸ

<u>区　分</u>	<u>内　　　　　　　　容</u>

(1) 定義等

ア「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅸ」とは、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）について、当社が別に定める料金額の利用があることを当社が確認した場合に、この月極割引を選択する利用回線であって、その終端の場所が同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。以下この表において同じとします。）又は同一の建物内にあるものにより構成される回線群に係る通話に関する料金が40万円(44万円)以上である場合、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けることについて当社の承諾がある割引選択回線群に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金について、第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用することをいいます。

区分	料 金 額				
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）の60kmを超えて100kmまでのもの並びに夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるものについては8.4円(9.24円)。昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）100kmを超えるものについては、7.4円(8.14円)）				
	隣接区域内通話		昼間、夜間		深夜・早朝
			90秒		2分
	区域外通話	通話地域間距離			
		20kmまで	90秒		2分
		30km	昼 間		深夜・早朝
			土曜日・日曜日・祝日		
			60秒	60秒	75秒
		60km	45秒	60秒	75秒
		100km	30秒	45秒	60秒
		100kmを超えるもの	22.5秒	26秒	45秒

イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。

	ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はデジタル通信モードに限りします。以下この表において同じとします。）のうち加入電話等設備に係る一般通話（同一の都道府県の区域に終始する通話並びにフリーダイヤル通話を除きます。）であって、次に該当しないものに限りします。 （ア） 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話 （イ） 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話 （ウ） 削除 （エ） 削除 （オ） 削除 （カ） 削除 （注１） アに規定する当社が別に定める料金額の利用があることは、(2) 欄のアに規定する割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者が契約者となる電気通信回線が当社の専用サービス契約約款及び I P 通信網サービス契約約款に規定する長期高額利用割引の適用を受けているとみなした場合にその適用の対象となる料金額の合計が、申出のあった日を含む料金月の前料金月から前12料金月において20億円(22億円)以上であったこととします。 （注２） アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引とは次に掲げるものとします。（「長期高額利用による通話料金の月極割引(タイプ1)」の(1) 欄のアに規定するプラン1－4の適用を受けている場合に限りします。） ・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ ・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ （注３） 割引選択回線群に係る通話に関する料金の累計額等に表示する税込価格については、料金の累計額に国際料金が含まれている場合はこの限りではありません。
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線（割引選択回線群を構成する利用回線をいいます。以下この表において同じとします。）の電話等利用契約者は、1 の割引選択回線群及びその割引選択回線群を代表する1以上の回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 （ア） その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 （イ） その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。（この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限りします。）の適用を受けるときはこの限りではありません。） （ウ） 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。 （エ） その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。（この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限りします。）の適用を受けるとき又はこの申出のあった割引選択回線の電

		<u>話等利用契約者と他の割引選択回線の契約者が相互に業務上密接な関係を有することについて当社の基準に適合するときはこの限りではありません。)</u> <u>(オ) 電話等利用契約者が指定する特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなる全ての利用回線により構成される回線群（以下この表において「特定割引回線群」といいます。）と割引選択回線群が同一であるとき。（特定割引回線群が複数である場合は、その特定割引回線群により構成される回線群と割引選択回線群が同一であるときとします。)</u> <u>(カ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</u> <u>(キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</u> <u>ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</u>			
	<u>(3) 月極割引の適用</u>	<u>ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</u> <u>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</u> <u>ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。</u> <u>(ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消しがあったとき。</u> <u>(イ) 電話等利用契約の解除があったとき。</u> <u>(ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u> <u>(エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。</u> <u>(オ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>(カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>(キ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。</u> <u>(ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。</u> <u>(ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。</u> <u>(コ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</u> <u>エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1 欄の規定による月極割引の廃止後2 欄から6 欄の規定に該当する場合は、それぞれ2 欄から6 欄の規定によるものとします。</u> <table><tr><td><u>区</u></td><td><u>分</u></td><td><u>月極割引の適用</u></td></tr></table>	<u>区</u>	<u>分</u>	<u>月極割引の適用</u>
<u>区</u>	<u>分</u>	<u>月極割引の適用</u>			

<u>1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>2 ウの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき（4に規定する場合を除きます。）。</u>	<u>その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>3 ウの(ウ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>4 ウの(エ)の規定又は第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>5 ウの(オ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>6 ウの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。</u>

オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

カ ウの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときのその割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。

キ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、1 料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額（消費税相当額を加算しない額とします。）の年間累計額が次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。
（ア） 最低基準額の算出方法は以下のとおりとします。

最低基準額
=

年間累計額の算出対象
期間内の各料金月にお
けるこの月極割引の適
用を受けた割引選択回
線の数の累計

×
2,000円
×
12

÷12（この月極割引を
利用期間満了前に廃止
したときは、年間累計
額の算出対象期間内に
利用した月数としま
す。）

（イ） 割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。

	割引相当額 ＝ <u>この月極割引適用前</u> <u>の割引選択回線群に</u> <u>係る通話に関する料</u> <u>金の額</u> <u>この月極割引適用</u> <u>後の割引選択回線</u> <u>群に係る通話に関</u> <u>する料金の額</u> －
(4) 割引選択回線群に係る月極割引の契約期間等	<u>ア 割引選択回線群に係るこの月極割引の契約期間は、この月極割引の適用を開始した日から1年間とします。</u> <u>割引選択代表回線の電話等利用契約者は、利用期間終了後も、この月極割引を継続しようとするときは、この月極割引の適用を開始した料金月に係る割引選択回線の利用期間満了日の10日前までに、当社に申し出ていただきます。</u> <u>ただし、割引選択代表回線が複数あるときは、全ての割引選択代表回線の契約者の同意を得た上で申し出ていただきます。</u> <u>イ 削除</u>

24 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引X

区 分	内 容																														
(1) 定義等	ア 「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅹ」とは、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）について、この月極割引を選択する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）であって、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けることについて当社の承諾がある割引選択回線群に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金について、第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用することをいいます。 <u>(ア) (イ)以外のもの</u> <table><tr><th>区 分</th><th colspan="4">料 金 額</th></tr><tr><td rowspan="6"><u>通話に関する料金</u></td><td colspan="4"><u>次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）の60kmを超えるもの並びに夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるものについては8.2円(9.02円)）</u></td></tr><tr><td colspan="2" rowspan="2"><u>隣接区域内通話</u></td><td><u>昼間、夜間</u></td><td><u>深夜・早朝</u></td></tr><tr><td><u>90秒</u></td><td><u>2分</u></td></tr><tr><td rowspan="3"><u>区域外通話</u></td><td><u>通話地域間距離</u></td><td colspan="2" rowspan="2"><u>90秒</u></td><td rowspan="2"><u>2分</u></td></tr><tr><td><u>20kmまで</u></td></tr><tr><td><u>30km</u> <u>〃</u></td><td><u>昼 間</u></td><td><u>夜間</u></td><td><u>深夜・早朝</u></td></tr><tr><td></td><td><u>土曜日・日曜日・祝日</u></td><td></td><td></td></tr></table>	区 分	料 金 額				<u>通話に関する料金</u>	<u>次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）の60kmを超えるもの並びに夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるものについては8.2円(9.02円)）</u>				<u>隣接区域内通話</u>		<u>昼間、夜間</u>	<u>深夜・早朝</u>	<u>90秒</u>	<u>2分</u>	<u>区域外通話</u>	<u>通話地域間距離</u>	<u>90秒</u>		<u>2分</u>	<u>20kmまで</u>	<u>30km</u> <u>〃</u>	<u>昼 間</u>	<u>夜間</u>	<u>深夜・早朝</u>		<u>土曜日・日曜日・祝日</u>		
区 分	料 金 額																														
<u>通話に関する料金</u>	<u>次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）の60kmを超えるもの並びに夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるものについては8.2円(9.02円)）</u>																														
	<u>隣接区域内通話</u>		<u>昼間、夜間</u>	<u>深夜・早朝</u>																											
			<u>90秒</u>	<u>2分</u>																											
	<u>区域外通話</u>	<u>通話地域間距離</u>	<u>90秒</u>		<u>2分</u>																										
		<u>20kmまで</u>																													
		<u>30km</u> <u>〃</u>	<u>昼 間</u>	<u>夜間</u>	<u>深夜・早朝</u>																										
	<u>土曜日・日曜日・祝日</u>																														

			60秒	60秒	60秒	75秒
		60km	45秒	60秒	60秒	75秒
		//				
		100km	30秒	45秒	45秒	60秒
		//				
		100km	22.5秒	26秒	26秒	45秒
		を超えるもの				

(イ) 同一の都道府県の区域に終始するもの

区分	料 金 額						
通話に関する料金	区域内通話については、次の分数又は秒数までごとに8.5円(9.35円)。区域外通話については、次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）の20kmまでのもの並びに夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の60kmを超えるものについては8.2円(9.02円)）。						
	区域内通話		昼間、夜間		深夜・早朝		
			180秒		4分		
	隣接区域内通話						
	区域外通話	通話地域間距離				90秒	
		20kmまで					
		30km		昼 間		夜間	深夜・早朝
		//		土曜日・日曜日・祝日			
				60秒	75秒	75秒	90秒
		60km		60秒	75秒	75秒	90秒
	//						
60kmを超えるもの		45秒	60秒	60秒	90秒		

イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。

ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はデジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうち加入電話等設備に係る一般通話（フリーダイヤル通話を除きます。）であって、次に該当しないものに限ります。

(ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話

		<u>(イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話。</u> <u>(ウ) 削除</u> <u>(エ) 削除</u> <u>(オ) 削除</u>
	<u>(2) 承諾</u>	<u>ア この月極割引を選択する割引選択回線の電話等利用契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。</u> <u>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</u> <u>(ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</u> <u>(イ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものに限ります。)の適用を受けるときはこの限りではありません。)</u> <u>(ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。</u> <u>(エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の電話等利用契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。)</u> <u>(オ) その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなるとき。</u> <u>(カ) (1)欄のエの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</u> <u>(キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</u> <u>ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</u>
	<u>(3) 月極割引の適用</u>	<u>ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</u> <u>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</u> <u>ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。</u> <u>(ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消しがあったとき。</u> <u>(イ) 電話等利用契約の解除があったとき。</u> <u>(ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u> <u>(エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。</u> <u>(オ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>(カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合ディジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がそ</u>

の事実を知ったとき。

(キ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。

(ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。

(ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。

(コ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1 欄の規定による月極割引の廃止後2 欄から6 欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2 欄から6 欄の規定によるものとします。

<u>区 分</u>	<u>月極割引の適用</u>
<u>1 2 から6 以外により、月極割引の廃止があったとき</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>2 ウの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき(4)に規定する場合を除きます。)</u>	<u>その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>3 ウの(ウ)の規定により、月極割引の廃止があったとき</u>	<u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>4 ウの(エ)の規定又は第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき</u>	<u>その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>5 ウの(オ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>6 ウの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。</u>

オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

カ ウの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときのその割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。

キ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、1 料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額（消費税相当額を加算しない額とします。）の年間累計額が、次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定め

	る期日までに一括して支払っていただきます。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていただきます。 (ア) 最低基準額の算出方法は以下のとおりとします。 年間累計額の算出対象 期間内の各料金月にお けるこの月極割引の適 用を受けた割引選択回 線の数の累計 最低基準額 ≡ × 2,000円 × 12 12（この月極割引を利 用期間満了前に廃止し たときは、年間累計額 の算出対象期間内に利 用した月数とします。） ÷

25 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引X I

区 分	内 容													
(1) 定義等	ア 「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引XI」とは、 割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）について、この月極割引を選択する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）であって、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けることについて当社の承諾がある割引選択回線群に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金について、第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用することをいいます。 <u>(ア) (イ)以外のもの</u> <table><tr><th>区分</th><th colspan="3">料 金 額</th></tr><tr><td rowspan="2"><u>通話に関する料金</u></td><td colspan="3"><u>次の分数又は秒数までごとに8.5円(9.35円)</u></td></tr><tr><td><u>隣接区域内通話</u></td><td><u>昼間、夜間</u></td><td><u>深夜・早朝</u></td></tr></table>			区分	料 金 額			<u>通話に関する料金</u>	<u>次の分数又は秒数までごとに8.5円(9.35円)</u>			<u>隣接区域内通話</u>	<u>昼間、夜間</u>	<u>深夜・早朝</u>
区分	料 金 額													
<u>通話に関する料金</u>	<u>次の分数又は秒数までごとに8.5円(9.35円)</u>													
	<u>隣接区域内通話</u>	<u>昼間、夜間</u>	<u>深夜・早朝</u>											

		180秒		180秒
区 域 外 通 話	通話地 域間距 離			
	20km まで	180秒		180秒
		昼 間	夜間	深夜・ 早朝
		土曜日 ・日曜 日・祝 旦		
	30km 〃	180秒	180秒	180秒
	60km 〃	180秒	180秒	180秒
	100km 〃	180秒	180秒	180秒
	100km を超えるもの	180秒	180秒	180秒

(イ) 同一の都道府県の区域に終始するもの

区分	料 金 額			
通話に 関する 料金	次の分数又は秒数までごとに8.5円(9.35円)			
	隣接区域内 通話	昼間、夜間		深夜・ 早朝
		180秒		240秒
	区 域 外 通 話	通話地 域間距 離		
		20km まで	180秒	
			昼 間	夜間
			土曜日 ・日曜 日・祝 旦	
		30km 〃	180秒	180秒
		60km 〃	180秒	180秒
		100km 〃	180秒	180秒
		100km を超えるもの	180秒	180秒

	<u>イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。</u> <u>ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はデジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうち加入電話等設備に係る一般通話（フリーダイヤル通話を除きます。）であって、次に該当しないものに限ります。</u> <u>（ア） 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話</u> <u>（イ） 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話。</u> <u>（ウ） 削除</u> <u>（エ） 削除</u> <u>（オ） 削除</u> <u>（注） アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。</u> <u>・長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ10）</u>
<u>(2) 承諾</u>	<u>ア この月極割引を選択する割引選択回線の電話等利用契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。</u> <u>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</u> <u>（ア） その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</u> <u>（イ） その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。（この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限ります。）の適用を受けるときはこの限りではありません。）</u> <u>（ウ） 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。</u> <u>（エ） その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。（割引選択代表回線の電話等利用契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。）</u> <u>（オ） その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなるとき。</u> <u>（カ） （1）欄のエの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠りまたは怠るおそれがないとき。</u> <u>（キ） その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</u> <u>ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</u>
<u>(3) 月極割引の適用</u>	<u>ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</u>

<u>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</u>	
<u>ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。</u>	
<u>(ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消しがあったとき。</u>	
<u>(イ) 電話等利用契約の解除があったとき。</u>	
<u>(ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u>	
<u>(エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。</u>	
<u>(オ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u>	
<u>(カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合ディジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u>	
<u>(キ) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。</u>	
<u>(ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。</u>	
<u>(ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。</u>	
<u>(コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</u>	
<u>エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から6欄の規定によるものとします。</u>	
<u>区 分</u>	<u>月極割引の適用</u>
<u>1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>2 ウの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき(4)に規定する場合を除きます。)</u>	<u>その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>3 ウの(ウ)の規定により、月極割引の廃止があったとき</u>	<u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>4 ウの(エ)の規定又は約款第12条(電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い)に規定する電話等利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき</u>	<u>その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>5 ウの(オ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>6 ウの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったと</u>	<u>その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極</u>

	き。 割引を適用します。 オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 カ ウの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときのその割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。
(4) 割引選択回線群に係る月極割引の契約期間等	ア 割引選択回線群に係るこの月極割引の契約期間は、特定月極割引の規定によります。

26 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引ⅩⅡ

区 分	内 容																																												
(1) 定義等	ア 「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引ⅩⅡ」とは、<u>割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）</u>について、この月極割引を選択する利用回線（以下この表において「<u>割引選択回線</u>」といいます。）であって、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けることについて当社の承諾がある割引選択回線群に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限りま<u>す。以下この表において同じとします。）</u>に関する料金について、第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用することをいいます。 <u>（ア）（イ）以外のもの</u> <table><tr><th>区分</th><th colspan="4">料 金 額</th></tr><tr><td rowspan="10"><u>通話に関する料金</u></td><td colspan="4"><u>次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるもの並びに昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）については7.2円(7.92円)）。</u></td></tr><tr><td colspan="2" rowspan="2"><u>隣接区域内通話</u></td><td colspan="2"><u>昼間、夜間</u></td><td><u>深夜・早朝</u></td></tr><tr><td colspan="2"><u>180秒</u></td><td><u>2分</u></td></tr><tr><td rowspan="5"><u>区域外通話</u></td><td><u>通話地域間距離</u></td><td colspan="2" rowspan="2"><u>90秒</u></td><td rowspan="2"><u>2分</u></td></tr><tr><td><u>20kmまで</u></td></tr><tr><td><u>30km</u></td><td colspan="2" rowspan="2"><u>昼 間</u></td><td rowspan="2"><u>夜間</u></td><td rowspan="2"><u>深夜・早朝</u></td></tr><tr><td><u>〃</u></td></tr><tr><td><u>60秒</u></td><td><u>60秒</u></td><td><u>60秒</u></td><td><u>75秒</u></td></tr><tr><td><u>60km</u></td><td><u>45秒</u></td><td><u>60秒</u></td><td><u>60秒</u></td><td><u>75秒</u></td></tr><tr><td><u>〃</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	区分	料 金 額				<u>通話に関する料金</u>	<u>次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるもの並びに昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）については7.2円(7.92円)）。</u>				<u>隣接区域内通話</u>		<u>昼間、夜間</u>		<u>深夜・早朝</u>	<u>180秒</u>		<u>2分</u>	<u>区域外通話</u>	<u>通話地域間距離</u>	<u>90秒</u>		<u>2分</u>	<u>20kmまで</u>	<u>30km</u>	<u>昼 間</u>		<u>夜間</u>	<u>深夜・早朝</u>	<u>〃</u>	<u>60秒</u>	<u>60秒</u>	<u>60秒</u>	<u>75秒</u>	<u>60km</u>	<u>45秒</u>	<u>60秒</u>	<u>60秒</u>	<u>75秒</u>	<u>〃</u>				
区分	料 金 額																																												
<u>通話に関する料金</u>	<u>次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるもの並びに昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）については7.2円(7.92円)）。</u>																																												
	<u>隣接区域内通話</u>		<u>昼間、夜間</u>		<u>深夜・早朝</u>																																								
			<u>180秒</u>		<u>2分</u>																																								
	<u>区域外通話</u>	<u>通話地域間距離</u>	<u>90秒</u>		<u>2分</u>																																								
		<u>20kmまで</u>																																											
		<u>30km</u>	<u>昼 間</u>		<u>夜間</u>	<u>深夜・早朝</u>																																							
		<u>〃</u>																																											
		<u>60秒</u>	<u>60秒</u>	<u>60秒</u>	<u>75秒</u>																																								
	<u>60km</u>	<u>45秒</u>	<u>60秒</u>	<u>60秒</u>	<u>75秒</u>																																								
	<u>〃</u>																																												

		100km 〃	30秒	45秒	45秒	60秒
		100km を超えるもの	22.5秒	26秒	26秒	45秒

(イ) [同一の都道府県の区域に終始するもの](#)

区分	料 金 額				
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに区域内通話については8.5円(9.35円)、それ以外については10円(11円)(夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の60kmを超えるもの並びに昼間(土曜日・日曜日・祝日を除きます。))については7.2円(7.92円))。				
	区域内通話		昼間、夜間		深夜・早朝
			180秒		4分
	隣接区域内通話				
	区域外通話	通話地域間距離			
		20km まで	90秒		2分
		30km 〃	昼 間	夜間	深夜・早朝
			土曜日・日曜日・祝日		
			60秒	75秒	75秒
					90秒
		60km 〃	60秒	75秒	75秒
					90秒
		60km を超えるもの	45秒	60秒	60秒
					90秒

[イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。](#)

[ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はデジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうち加入電話等設備に係る一般通話（フリーダイヤル通話を除きます。）であって、次に該当しないものに限ります。](#)

[\(ア\) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話](#)
[\(イ\) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話。](#)

[\(ウ\) 削除](#)
[\(エ\) 削除](#)
[\(オ\) 削除](#)

(2) [承諾](#)

[ア この月極割引を選択する割引選択回線の電話等利用契約者](#)

	は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 (ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 (イ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものに限ります。)の適用を受けるときはこの限りではありません。) (ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。 (エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の電話等利用契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。) (オ) その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなるとき。 (カ) (1)欄のエの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。 (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。 (ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消しがあったとき。 (イ) 電話等利用契約の解除があったとき。 (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。 (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。 (オ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (キ) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。 (ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があっ

	<u>たとき。</u> <u>(ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。</u> <u>(コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</u> <u>エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から6欄の規定によるものとします。</u> <table><tr><th><u>区 分</u></th><th><u>月極割引の適用</u></th></tr><tr><td><u>1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき</u></td><td><u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr><tr><td><u>2 ウの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき(4)に規定する場合を除きます。)</u></td><td><u>その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr><tr><td><u>3 ウの(ウ)の規定により、月極割引の廃止があったとき</u></td><td><u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr><tr><td><u>4 ウの(エ)の規定又は第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき</u></td><td><u>その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr><tr><td><u>5 ウの(オ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき</u></td><td><u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr><tr><td><u>6 ウの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u></td><td><u>その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。</u></td></tr></table> <u>オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</u> <u>カ ウの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときのその割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。</u>	<u>区 分</u>	<u>月極割引の適用</u>	<u>1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>	<u>2 ウの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき(4)に規定する場合を除きます。)</u>	<u>その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>	<u>3 ウの(ウ)の規定により、月極割引の廃止があったとき</u>	<u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>	<u>4 ウの(エ)の規定又は第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき</u>	<u>その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>	<u>5 ウの(オ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>	<u>6 ウの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。</u>
<u>区 分</u>	<u>月極割引の適用</u>														
<u>1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>														
<u>2 ウの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき(4)に規定する場合を除きます。)</u>	<u>その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>														
<u>3 ウの(ウ)の規定により、月極割引の廃止があったとき</u>	<u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>														
<u>4 ウの(エ)の規定又は第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき</u>	<u>その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>														
<u>5 ウの(オ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>														
<u>6 ウの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。</u>														
<u>(4) 割引選択回線群に係る月極割引の契約期間等</u>	<u>ア 割引選択回線群に係るこの月極割引の契約期間は、特定月極割引の規定によります。</u>														

27 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引ⅩⅢ

<u>区 分</u>	<u>内 容</u>

	<table><tr><td></td><td><table><tr><td>隣接区域内 通話</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td rowspan="6">区 域 外 通 話</td><td>通話地 域間距 離</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>20km まで</td><td colspan="2">180秒</td><td>180秒</td></tr><tr><td>30km 〃</td><td>昼 間 土曜 日・ 日曜 日・ 祝日</td><td>夜間</td><td>深夜・ 早朝</td></tr><tr><td></td><td>180秒</td><td>180秒</td><td>180秒</td></tr><tr><td>60km 〃</td><td>180秒</td><td>180秒</td><td>180秒</td></tr><tr><td>60km を超え るもの</td><td></td><td></td><td></td></tr></table></td></tr></table> <u>イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。</u> <u>ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はデジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうち加入電話等設備に係る一般通話（フリーダイヤル通話を除きます。）であって、次に該当しないものに限ります。</u> <u>（ア） 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話</u> <u>（イ） 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話。</u> <u>（ウ） 削除</u> <u>（エ） 削除</u> <u>（オ） 削除</u> <tr><td> <u>（２） 承諾</u> </td><td> <u>ア この月極割引を選択する割引選択回線の電話等利用契約者は、１の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。</u> <u>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</u> <u>（ア） その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</u> <u>（イ） その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。（この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限ります。）の適用を受けるときはこの限りではありません。）</u> <u>（ウ） 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。</u> <u>（エ） その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。（割引選択代表回線の電話等利用契約者と相互に業務上緊密な</u> </td></tr>		<table><tr><td>隣接区域内 通話</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td rowspan="6">区 域 外 通 話</td><td>通話地 域間距 離</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>20km まで</td><td colspan="2">180秒</td><td>180秒</td></tr><tr><td>30km 〃</td><td>昼 間 土曜 日・ 日曜 日・ 祝日</td><td>夜間</td><td>深夜・ 早朝</td></tr><tr><td></td><td>180秒</td><td>180秒</td><td>180秒</td></tr><tr><td>60km 〃</td><td>180秒</td><td>180秒</td><td>180秒</td></tr><tr><td>60km を超え るもの</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	隣接区域内 通話					区 域 外 通 話	通話地 域間距 離				20km まで	180秒		180秒	30km 〃	昼 間 土曜 日・ 日曜 日・ 祝日	夜間	深夜・ 早朝		180秒	180秒	180秒	60km 〃	180秒	180秒	180秒	60km を超え るもの				<u>（２） 承諾</u>	<u>ア この月極割引を選択する割引選択回線の電話等利用契約者は、１の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。</u> <u>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</u> <u>（ア） その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</u> <u>（イ） その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。（この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限ります。）の適用を受けるときはこの限りではありません。）</u> <u>（ウ） 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。</u> <u>（エ） その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。（割引選択代表回線の電話等利用契約者と相互に業務上緊密な</u>
	<table><tr><td>隣接区域内 通話</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td rowspan="6">区 域 外 通 話</td><td>通話地 域間距 離</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>20km まで</td><td colspan="2">180秒</td><td>180秒</td></tr><tr><td>30km 〃</td><td>昼 間 土曜 日・ 日曜 日・ 祝日</td><td>夜間</td><td>深夜・ 早朝</td></tr><tr><td></td><td>180秒</td><td>180秒</td><td>180秒</td></tr><tr><td>60km 〃</td><td>180秒</td><td>180秒</td><td>180秒</td></tr><tr><td>60km を超え るもの</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	隣接区域内 通話					区 域 外 通 話	通話地 域間距 離					20km まで	180秒		180秒	30km 〃	昼 間 土曜 日・ 日曜 日・ 祝日	夜間	深夜・ 早朝		180秒	180秒	180秒	60km 〃	180秒	180秒	180秒	60km を超え るもの						
隣接区域内 通話																																			
区 域 外 通 話	通話地 域間距 離																																		
	20km まで	180秒		180秒																															
	30km 〃	昼 間 土曜 日・ 日曜 日・ 祝日	夜間	深夜・ 早朝																															
		180秒	180秒	180秒																															
	60km 〃	180秒	180秒	180秒																															
	60km を超え るもの																																		
<u>（２） 承諾</u>	<u>ア この月極割引を選択する割引選択回線の電話等利用契約者は、１の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。</u> <u>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</u> <u>（ア） その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</u> <u>（イ） その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。（この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限ります。）の適用を受けるときはこの限りではありません。）</u> <u>（ウ） 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。</u> <u>（エ） その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。（割引選択代表回線の電話等利用契約者と相互に業務上緊密な</u>																																		

	<u>関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。)</u> <u>(オ) その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなるとき。</u> <u>(カ) (1) 欄のエの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</u> <u>(キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</u> <u>ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									

	<u>2</u>	<u>ウの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき(4)に規定する場合を除きます。)</u>	<u>その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
	<u>3</u>	<u>ウの(ウ)の規定により、月極割引の廃止があったとき</u>	<u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
	<u>4</u>	<u>ウの(エ)の規定又は第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき</u>	<u>その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
	<u>5</u>	<u>ウの(オ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
	<u>6</u>	<u>ウの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。</u>
	<u>オ</u> 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 <u>カ</u> ウの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときのその割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。		
<u>(4) 割引選択回線群に係る月極割引の契約期間等</u>	<u>ア</u> 割引選択回線群に係るこの月極割引の契約期間は、特定月極割引の規定によります。		

- 28 削除
- 29 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引X V

<u>区 分</u>	<u>内 容</u>

(1) 定義等

ア「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引ⅩⅤ」とは、
(ア)の表に規定する利用期間において、この月極割引を継続して利用し、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係るこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額（当該割引選択回線群がこの月極割引の適用を開始した日に係る料金月の起算日から12料金月毎の累計とします。以下この表において同じとします。）が(ア)の表に定める約定金額以上の利用を行う申出をした場合であって、当社が別に定める料金額の利用があることを当社が確認した場合に、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けることについて当社の承諾がある割引選択回線群に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金が200万円(220万円)以上である場合（(2)欄のアの規定により割引選択回線群を代表する回線を1以上指定する場合は、その割引選択回線群単位毎とします）について、第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、(イ)の表に規定する料金額を適用することをいいます。
(ア) 利用期間及び約定金額

利用期間	約定金額
12料金月	5億円(5.5億円)

(イ) 料金額

① 本月極割引の対象となる通話のうち②以外のもの

区分	料 金 額					
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）については7.2円(7.92円)。）					
区 域 外 通 話			昼間、夜間		深夜・早朝	
	隣接区域内通話		90秒		2分	
	通話地域間距離					
		20kmまで	90秒		2分	
		30km	昼間		深夜・早朝	
	〃	土曜日・日曜日・祝日				
			60秒	60秒	60秒	75秒
	60km		45秒	60秒	60秒	75秒
	〃					
	100km		30秒	45秒	45秒	60秒
	〃					

		100km を超えるもの	22.5秒	26秒	26秒	45秒

② 同一の都道府県の区域に終始するもの

区分	料 金 額				
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)(昼間(土曜日・日曜日・祝日を除きます。))については7.2円(7.92円)。)				
		昼間、夜間		深夜・早朝	
	隣接区域内通話		90秒		2分
	区域外通話	通話地域間距離	90秒		2分
		20kmまで			
		60km〃	昼 間	夜間	深夜・早朝
			土曜日・日曜日・祝日		
			60秒	75秒	75秒
	60kmを超えるもの	45秒	60秒	60秒	90秒

イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。

ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はデジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうち加入電話等設備に係る一般通話（区域内通話並びにフリーダイヤル通話をを除きます。）であって、次に該当しないものに限ります。

(ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話

(イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話

(ウ) 削除

(エ) 削除

(オ) 削除

(カ) 削除

エ ア又はウの規定中同一の都道府県の区域に終始する通話に関する部分については、特定月極割引のうち当社が別に定めるものを選択する場合であって、割引選択回線の契約者から申出があったときに適用します。

(注1) アに規定する当社が別に定める料金額の利用があることとは、(2)欄のAに規定する割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者が契約者となる電気通信回線が当社の専用サービス契約約款及びI P通信網サービス契約約款に規定する長期高額利用割引の適用を受けているとみなした場合にその適用の対象となる料金額の合計が、申出のあつ

	<u>た日を含む料金月の前料金月から前12料金月において20億円(22億円)以上であったこととします。</u> <u>(注2) アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引とは次に掲げるものとします。(「長期高額利用による通話料金の月極割引(タイプ1)」の(1)欄のアに規定するプラン1－4の適用を受けている場合に限ります。)</u> <u>・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ</u> <u>・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ</u> <u>(注3) 割引選択回線群に係る通話に関する料金の累計額等に表示する税込価格については、料金の累計額に国際料金が含まれている場合はこの限りではありません。</u>
(2) 承諾	<u>ア この月極割引を選択する割引選択回線（割引選択回線群を構成する利用回線をいいます。以下この表において同じとします。）の電話等利用契約者は、1の割引選択回線群及びその割引選択回線群を代表する1以上の回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。</u> <u>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</u> <u>(ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</u> <u>(イ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限ります。）の適用を受けるときはこの限りではありません。)</u> <u>(ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。</u> <u>(エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものに限ります。))の適用を受けるとき又はこの申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者その他の割引選択回線の契約者が相互に業務上密接な関係を有することについて当社の基準に適合するときはこの限りではありません。)</u> <u>(オ) 電話等利用契約者が指定する特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなる全ての利用回線により構成される回線群（以下この表において「特定割引回線群」といいます。）と割引選択回線群が同一であるとき。(特定割引回線群が複数である場合は、その特定割引回線群により構成される回線群と割引選択回線群が同一であるときとします。)</u> <u>(カ) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</u> <u>(キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</u> <u>ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるとき</u>

	<u>は、その申出を承諾しません。</u>													
(3) 月極割引の適用	<u>ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</u> <u>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</u> <u>ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。</u> <u>(ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消しがあったとき。</u> <u>(イ) 電話等利用契約の解除があったとき。</u> <u>(ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u> <u>(エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。</u> <u>(オ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>(カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>(キ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。</u> <u>(ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。</u> <u>(ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。</u> <u>(コ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</u> <u>エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1 欄の規定による月極割引の廃止後2 欄から6 欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2 欄から6 欄の規定によるものとします。</u> <table><tr><th><u>区 分</u></th><th><u>月極割引の適用</u></th></tr><tr><td><u>1 2 から6 以外により、月極割引の廃止があったとき。</u></td><td><u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr><tr><td><u>2 ウの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき（4 に規定する場合を除きます。）。</u></td><td><u>その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr><tr><td><u>3 ウの(ウ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u></td><td><u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr><tr><td><u>4 ウの(エ)の規定又は第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき。</u></td><td><u>その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr><tr><td><u>5 ウの(オ)又は(キ)の規定により、月極</u></td><td><u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金</u></td></tr></table>	<u>区 分</u>	<u>月極割引の適用</u>	<u>1 2 から6 以外により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>	<u>2 ウの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき（4 に規定する場合を除きます。）。</u>	<u>その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>	<u>3 ウの(ウ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>	<u>4 ウの(エ)の規定又は第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>	<u>5 ウの(オ)又は(キ)の規定により、月極</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金</u>	
<u>区 分</u>	<u>月極割引の適用</u>													
<u>1 2 から6 以外により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>													
<u>2 ウの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき（4 に規定する場合を除きます。）。</u>	<u>その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>													
<u>3 ウの(ウ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>													
<u>4 ウの(エ)の規定又は第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>													
<u>5 ウの(オ)又は(キ)の規定により、月極</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金</u>													

	<table><tr><td><u>割引の廃止があったとき。</u></td><td><u>について、この月極割引を適用します。</u></td></tr><tr><td><u>6　ウの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u></td><td><u>その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。</u></td></tr></table> <u>オ　当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</u> <u>カ　ウの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときのその割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。</u> <u>キ　割引選択代表回線の電話等利用契約者は、1 料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額（消費税相当額を加算しない額とします。）の年間累計額が約定金額に満たないときは、次に定める方法により算出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</u> <u>割引相当額</u> <u>=</u> <u>この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額</u> <u>－</u> <u>この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額</u> <u>ク　割引選択代表回線の電話等利用契約者は、1 料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額（消費税相当額を加算しない額とします。）の年間累計額が、次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、キに定める方法により算出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていただきます。</u> <u>ただし、キの適用を受けるときはこの限りではありません。</u> <u>最低基準額</u> <u>=</u> <u>年間累計額の算出対象期間内の各料金月におけるこの月極割引の適用を受けた割引選択回線の数の累計</u> <u>×</u> <u>2,000円 × 12</u> <u>÷</u> <u>12（この月極割引を利用期間満了前に廃止したときは、年間累計額の算出対象期間内に利用した月数とします。）</u>	<u>割引の廃止があったとき。</u>	<u>について、この月極割引を適用します。</u>	<u>6　ウの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。</u>
<u>割引の廃止があったとき。</u>	<u>について、この月極割引を適用します。</u>				
<u>6　ウの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。</u>				
<u>(4) 割引選択回線群に係る月極割引の契約期間等</u>	<u>ア　割引選択回線群に係るこの月極割引の契約期間は、この月極割引の適用を開始した日から(1)欄のアの表中に規定する利用期間とします。</u> <u>割引選択代表回線の電話等利用契約者は、利用期間終了後も、この月極割引を継続しようとするときは、この月極割引の適用を開始した料金月に係る割引選択回線の利用期間満了日の10日前までに、当社に申出ていただきます。</u> <u>ただし、割引選択代表回線が複数あるときは、全ての割引選択代表回線の契約者の同意を得た上で申出ていただきます。</u> <u>イ　削除</u>				

区 分	内 容																																															
(1) 定義等	ア 「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引ⅩⅧ」とは、<u>割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）について、この月極割引を選択する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）であって、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けることについて当社の承諾がある割引選択回線群に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金について、第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用することをいいます。</u> <u>（ア）（イ）以外のもの</u> <table><tr><th>区 分</th><th>料 金 額</th></tr><tr><td rowspan="12">通話に関する料金</td><td>次の分数又は秒数までごとに10円（11円）（夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるもの並びに昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）については7.1円（7.81円））。</td></tr><tr><td><table><tr><td rowspan="2">隣接区域内通話</td><td colspan="2">昼間、夜間</td><td>深夜・早朝</td></tr><tr><td colspan="2">180秒</td><td>2分</td></tr></table></td></tr><tr><td rowspan="8">区域外通話</td><td>通話地域間距離</td><td colspan="2"></td><td></td></tr><tr><td>20kmまで</td><td colspan="2">90秒</td><td>2分</td></tr><tr><td rowspan="2">30km〃</td><td>昼 間</td><td>夜間</td><td rowspan="2">深夜・早朝</td></tr><tr><td>土曜日・日曜日・祝日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>60秒</td><td>60秒</td><td>60秒</td><td>75秒</td></tr><tr><td>60km〃</td><td>45秒</td><td>60秒</td><td>60秒</td><td>75秒</td></tr><tr><td>100km〃</td><td>30秒</td><td>45秒</td><td>45秒</td><td>60秒</td></tr><tr><td>100kmを超えるもの</td><td>22.5秒</td><td>26秒</td><td>26秒</td><td>45秒</td></tr></table>	区 分	料 金 額	通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円（11円）（夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるもの並びに昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）については7.1円（7.81円））。	<table><tr><td rowspan="2">隣接区域内通話</td><td colspan="2">昼間、夜間</td><td>深夜・早朝</td></tr><tr><td colspan="2">180秒</td><td>2分</td></tr></table>	隣接区域内通話	昼間、夜間		深夜・早朝	180秒		2分	区域外通話	通話地域間距離				20kmまで	90秒		2分	30km〃	昼 間	夜間	深夜・早朝	土曜日・日曜日・祝日			60秒	60秒	60秒	75秒	60km〃	45秒	60秒	60秒	75秒	100km〃	30秒	45秒	45秒	60秒	100kmを超えるもの	22.5秒	26秒	26秒	45秒
区 分	料 金 額																																															
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円（11円）（夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるもの並びに昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）については7.1円（7.81円））。																																															
	<table><tr><td rowspan="2">隣接区域内通話</td><td colspan="2">昼間、夜間</td><td>深夜・早朝</td></tr><tr><td colspan="2">180秒</td><td>2分</td></tr></table>	隣接区域内通話	昼間、夜間		深夜・早朝	180秒		2分																																								
	隣接区域内通話		昼間、夜間		深夜・早朝																																											
		180秒			2分																																											
	区域外通話	通話地域間距離																																														
		20kmまで	90秒		2分																																											
		30km〃	昼 間		夜間	深夜・早朝																																										
			土曜日・日曜日・祝日																																													
			60秒		60秒	60秒	75秒																																									
		60km〃	45秒		60秒	60秒	75秒																																									
		100km〃	30秒	45秒	45秒	60秒																																										
		100kmを超えるもの	22.5秒	26秒	26秒	45秒																																										
<u>（イ） 同一の都道府県の区域に終始するもの</u>																																																
区 分	料 金 額																																															

通話に関する料金		次の分数又は秒数までごとに区域内通話については8.5円(9.35円)、それ以外については10円(11円)（夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の60kmを超えるもの並びに昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）については6.7円(7.37円)）。			
		区域内通話	昼間、夜間		深夜・早朝
			180秒		4分
		隣接区域内通話	90秒		2分
区域外通話	通話地域間距離	90秒			2分
	20kmまで				
	30km	昼間	夜間	深夜・早朝	
	〃				土曜日・日曜日・祝日
		60秒	75秒	75秒	90秒
	60km	60秒	75秒	75秒	90秒
	〃				
	60kmを超えるもの	45秒	60秒	60秒	90秒

イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定により
ます。

ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通
話又はデジタル通信モードに限ります。以下この表において
同じとします。）のうち加入電話等設備に係る一般通話（フ
リーダイヤル通話を除きます。）であって、次に該当しないも
のに限ります。

(ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話

(イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る
他社通話に伴って行う通話

(ウ) 削除

(エ) 削除

(オ) 削除

(2) 承諾

ア この月極割引を選択する割引選択回線の電話等利用契約者
は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただ
きます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群
を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、
当社に申し出ていただきます。

イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該
当するものである場合に限り、これを承諾します。

(ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細
内訳が記録されているとき。

(イ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者
が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別
に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線

	<u>が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限ります。）の適用を受けるときはこの限りではありません。）</u> <u>（ウ） 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。</u> <u>（エ） その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。（割引選択代表回線の電話等利用契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。）</u> <u>（オ） その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなるとき。</u> <u>（カ） （1）欄のエの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</u> <u>（キ） その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</u> <u>ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</u>				
<u>(3) 月極割引の適用</u>	<u>ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</u> <u>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</u> <u>ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。</u> <u>（ア） 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消しがあったとき。</u> <u>（イ） 電話等利用契約の解除があったとき。</u> <u>（ウ） 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u> <u>（エ） 電話等利用権の譲渡があったとき。</u> <u>（オ） その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>（カ） その利用回線が加入電話設備に係るものと総合ディジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>（キ） （1）欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。</u> <u>（ク） 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。</u> <u>（ケ） 特定月極割引の廃止があったとき。</u> <u>（コ） その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</u> <u>エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1 欄の規定による月極割引の廃止後2 欄から6 欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2 欄から6 欄の規定によるものとします。</u> <table><tr><th><u>区 分</u></th><th><u>月極割引の適用</u></th></tr><tr><td><u>1 2 から6 以外により、月極割引の廃止があったとき</u></td><td><u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr></table>	<u>区 分</u>	<u>月極割引の適用</u>	<u>1 2 から6 以外により、月極割引の廃止があったとき</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>区 分</u>	<u>月極割引の適用</u>				
<u>1 2 から6 以外により、月極割引の廃止があったとき</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>				

	<table><tr><td></td><td><u>(3, 850円)</u></td><td><u>係る通話に関する料 金に0. 17を乗じて得た額</u></td></tr><tr><td><u>(ウ) プラン 3</u></td><td><u>月額 12, 000円</u> <u>(13, 200円)</u></td><td><u>1 の割引選択回線群に 係る通話に関する料 金に0. 21を乗じて得た額</u></td></tr></table>		<u>(3, 850円)</u>	<u>係る通話に関する料 金に0. 17を乗じて得た額</u>	<u>(ウ) プラン 3</u>	<u>月額 12, 000円</u> <u>(13, 200円)</u>	<u>1 の割引選択回線群に 係る通話に関する料 金に0. 21を乗じて得た額</u>
	<u>(3, 850円)</u>	<u>係る通話に関する料 金に0. 17を乗じて得た額</u>					
<u>(ウ) プラン 3</u>	<u>月額 12, 000円</u> <u>(13, 200円)</u>	<u>1 の割引選択回線群に 係る通話に関する料 金に0. 21を乗じて得た額</u>					
	<u>イ この月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群を構成する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）のうちその割引選択回線群を代表する利用回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の電話等利用契約者又は当社が別に定めるところによりその電話等利用契約者があらかじめ指定する割引選択回線の電話等利用契約者に請求します。</u> <u>ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（同一の都道府県の区域に終始する利用回線等相互間の通話を含みます。）のうち、区域内通話を除くダイヤル通話又はデジタル通信モードであって、次に該当しないものに限ります。</u> <u>(ア) フリーダイヤル通話その他当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話</u> <u>(イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話</u> <u>(ウ) 削除</u> <u>エ ウの規定にかかわらず、割引選択回線の電話等利用契約者から申出があったときは、その割引選択回線に係るフリーダイヤル通話（携帯電話設備又はP H S 設備に係る他社通話に伴って行う通話を除きます。以下この表において同じとします。）について、この月極割引の対象とします。</u> <u>オ エの規定にかかわらず、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けることとなるフリーダイヤル通話については、この月極割引の対象となりません。</u>						
<u>(2) 承諾</u>	<u>ア 当社は、この月極割引を選択する申出があったとしても、この申出を承諾しません。</u>						
<u>(3) 月極割引の適用</u>	<u>ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</u> <u>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</u> <u>ウ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合が生じたときは、この月極割引を廃止します。</u> <u>(ア) 電話等利用契約の解除があったとき。</u> <u>(イ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u> <u>(ウ) 電話等利用権の譲渡があったとき。</u> <u>(エ) その割引選択回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>(オ) その割引選択回線に係る終端の場所が、割引選択回線群と異なる構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は異なる建物内になった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>(カ) その割引選択回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間で変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>(キ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u>						

<u>(ク) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。</u>	
<u>(ケ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。</u>	
<u>(コ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</u>	
<u>エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1 欄の規定による月極割引の廃止後2 欄から6 欄までの規定に該当する場合は生じたときは、それぞれ2 欄から6 欄までの規定によるものとします。</u>	
<u>区 分</u>	<u>月極割引の適用</u>
<u>1 2 から6 以外により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>2 電話等利用契約の解除があったとき(3に規定する場合を除きます。)又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>3 第12条(電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い)に規定する電話等利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>4 電話番号又は契約者回線番号の変更に より、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>5 ウの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>6 ウの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>オ 当社は、割引選択代表回線の電話等利用契約者から申出があったときは、この月極割引の種類を変更します。この場合、その変更の承諾日を含む料金月の翌料金月以降の通話に関する料金について、変更後の種類の月極割引を適用します。</u>	
<u>カ フリーダイヤル通話についてこの月極割引の適用を開始する場合の適用開始日及びフリーダイヤル通話についてこの月極割引を廃止する場合の廃止日については、この月極割引の適用対象となるフリーダイヤル通話以外の通話の場合に準じて取り扱います。</u>	
<u>キ 割引選択回線の電話等利用契約者は、この月極割引が適用される料金月において、協定事業者の契約約款等に規定する利用の一時中断又は利用停止があったときその他一般電話等</u>	

	サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、定額料の支払いを要します。 ただし、その割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線について、電話等利用契約者の責めによらない理由により、1 料金月のすべての日にわたって、一般電話等サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。 ク 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 ケ ウの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の電話等利用契約者に請求します。この場合の支払期日は、ウの(ク)に規定する支払期日とします。 (注1) 定額料については、日割は行いません。 (注2) 割引選択回線群に係る通話に関する料金に割引率を乗じて得た額に1 円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定にかかわらず、その端数を切り上げます
(4) 1 割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	ア 当社は、(3) 欄のケの規定又は料金返還その他の場合において1 割引選択回線当たりの通話（(1) 欄のウ、エ及びオの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下同じとします。）に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。 (ア) (イ)以外のとき。 $\frac{\text{1 割引選択回線当たりの通話に関する料金}}{\text{この月極割引適用前のその割引選択回線に係る通話に関する料金}} \times \frac{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}$ (イ) この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話等に関する料金が0 円のとき。 $\frac{\text{1 割引選択回線当たりの通話に関する料金}}{\text{割引選択回線群を構成する割引選択回線の総回線数}} = \frac{\text{定額料}}{\text{割引選択回線群を構成する割引選択回線の総回線数}}$ イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてアの規定により算出した1 割引選択回線当たりの通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る通話に関する料金に加算します。

33 削除

34 回線群を単位とする通話料金の月極割引（タイプ1）（スーパー・テレワイズ）

区 分	内 容
(1) 定義等	ア 「回線群を単位とする通話料金の月極割引（タイプ1）」とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、同表に規定する額の割引を行うことをいい

	ます。この場合、この月極割引には同表の2種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。 1 割引選択回線群ごとに <table><tr><th>種 類</th><th>定額料</th><th>割 引 額</th></tr><tr><td>(ア) プラン1</td><td>月額 300,000円 (330,000円)</td><td>1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.20を乗じて得た額</td></tr><tr><td>(イ) プラン2</td><td>月額 600,000円 (660,000円)</td><td>1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.25を乗じて得た額</td></tr></table> イ この月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群を構成する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）のうちその割引選択回線群を代表する回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の電話等利用契約者又は当社が別に定めるところによりその電話等利用契約者があらかじめ指定する割引選択回線の電話等利用契約者に請求します。 ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（同一の都道府県の区域に終始する利用回線等相互間の通話を含みます。）のうち、区域内通話を除くダイヤル通話又はデジタル通信モードであって、次に該当しないものに限ります。 (ア) フリーダイヤル通話その他当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話 (イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話 (ウ) 削除	種 類	定額料	割 引 額	(ア) プラン1	月額 300,000円 (330,000円)	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.20を乗じて得た額	(イ) プラン2	月額 600,000円 (660,000円)	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.25を乗じて得た額
種 類	定額料	割 引 額								
(ア) プラン1	月額 300,000円 (330,000円)	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.20を乗じて得た額								
(イ) プラン2	月額 600,000円 (660,000円)	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.25を乗じて得た額								
(2) 承諾	ア 当社は、この月極割引を選択する申出があったとしても、この申出を承諾しません。									
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合が生じたときは、この月極割引を廃止します。 (ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消しがあったとき。 (イ) 電話等利用契約の解除があったとき。 (ウ) 一般電話等サービスの利用の利用の一時中断があったとき。 (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。 (オ) その割引選択回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (カ) その割引選択回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (キ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (ク) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。 (ケ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があつ									

<u>たとき。</u>	
<u>(コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</u>	
<u>エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄までの規定に該当する場合は生じたときはそれぞれ2欄から6欄までの規定によるものとします。</u>	
<u>区 分</u>	<u>月極割引の適用</u>
<u>1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>2 電話等利用契約の解除があったとき（3に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>4 ウの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>5 ウの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>6 ウの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>オ 当社は、割引選択代表回線の電話等利用契約者から申出があったときは、この月極割引の種類を変更します。この場合、その変更の承諾日を含む料金月の翌料金月以降の通話に関する料金について、変更後の種類の月極割引を適用します。</u>	
<u>カ 割引選択回線の電話等利用契約者は、この月極割引が適用される料金月において、協定事業者の契約約款等に規定する利用の一時中断又は利用停止があったときその他一般電話等サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、定額料の支払いを要します。</u>	
<u>ただし、その割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線について、電話等利用契約者の責めによらない理由により、1料金月のすべての日にわたって、一般電話等サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、こ</u>	

	<u>の限りでありません。</u> キ <u>当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</u> ク <u>ウの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の電話等利用契約者に請求します。この場合の支払期日は、ウ(ク)に規定する支払期日とします。</u> <u>(注1) 定額料については、日割は行いません。</u> <u>(注2) 割引選択回線群に係る通話に関する料金を割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定に関わらず、その端数を切り上げます。</u>
<u>(4) 1割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算</u>	ア <u>当社は、(3)欄のクの規定又は料金返還その他の場合において1割引選択回線当たりの通話((1)欄のウに規定する通話に限りです。以下同じとします。)に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。</u> <u>(ア) (イ)以外のとき。</u> <u>1割引選択回線当たり の通話等に 関する料金</u> $\left(\begin{array}{l} \text{この月極割引適用前} \\ \text{の割引選択回線群に係る通} \\ \text{話に関する料金} \end{array} \right) \times \frac{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}{\text{この月極割引適用前のその割引選択回線に係る通話に関する料金}}$ <u>(イ) この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金が0円のとき。</u> <u>1割引選択回線当たり の通話に関する料金</u>$= \frac{\text{定額料}}{\text{割引選択回線群を構成する割引選択回線の総回線数}}$ イ <u>アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてアの規定により算出した1割引選択回線当たりの通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る通話に関する料金に加算します。</u>

35 回線群を単位とする通話料金の月極割引(タイプ2)

<u>区 分</u>	<u>内 容</u>				
<u>(1) 定義等</u>	ア <u>「回線群を単位とする通話料金の月極割引(タイプ2)」とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、割引選択回線群(この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群であって、この回線群を代表する利用回線(以下この表において「割引選択代表回線」といいます。)の電話等利用契約者を電気通信事業者(この表においては、事業法第16条の届出をした者をいいます。以下同じとします。)とするものをいいます。以下この表において同じとします。)に係る通話(ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限りです。以下この表において同じとします。)に関する料金の月間累計額について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。</u> 1割引選択回線群ごとに <table><tr><th><u>定額料</u></th><th><u>割 引 額</u></th></tr><tr><td><u>月額 600,000円 (660,000円)</u></td><td><u>1の割引選択回線群に係る通話に関する 料金に0.25を乗じて得た額</u></td></tr></table> イ <u>この月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群ごと一括して割引</u>	<u>定額料</u>	<u>割 引 額</u>	<u>月額 600,000円 (660,000円)</u>	<u>1の割引選択回線群に係る通話に関する 料金に0.25を乗じて得た額</u>
<u>定額料</u>	<u>割 引 額</u>				
<u>月額 600,000円 (660,000円)</u>	<u>1の割引選択回線群に係る通話に関する 料金に0.25を乗じて得た額</u>				

	<u>選択代表回線の電話等利用契約者に請求します。</u> <u>ただし、その割引選択回線群が総合デジタル通信設備に係る利用回線のみで構成されている場合は、その利用回線に係る料金その他の債務について、割引選択回線群ごとに一括して請求します。</u> ウ <u>この月極割引の対象となる通話は、一般通話（同一の都道府県の区域に終始する利用回線等相互間の通話を含みます。）のうち、区域内通話を除くダイヤル通話又はデジタル通信モードであって、次に該当しないものに限ります。</u> <u>（ア）フリーダイヤル通話その他当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話</u> <u>（イ）携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話</u> <u>（ウ）削除</u>
(2) 承諾	ア <u>この月極割引を選択する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）の電話等利用契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。</u> イ <u>当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</u> <u>（ア）その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</u> <u>（イ）割引選択代表回線の電話等利用契約者が(4)欄のイの規定に該当する電気通信事業者であるとき。</u> <u>（ウ）割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。</u> <u>（エ）その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</u> ウ <u>イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</u>
(3) 月極割引の適用	ア <u>割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</u> イ <u>この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</u> ウ <u>当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合が生じたときは、この月極割引を廃止します。</u> <u>（ア）割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消しがあったとき。</u> <u>（イ）電話等利用契約の解除があったとき。</u> <u>（ウ）一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u> <u>（エ）電話等利用権の譲渡があったとき。</u> <u>（オ）その割引選択回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>（カ）その割引選択回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>（キ）加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>（ク）割引選択代表回線の電話等利用契約者がこの月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。</u> <u>（ケ）(4)欄のコの規定その他割引選択代表回線の電話等利</u>

<u>用契約者の申出等により、割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。</u>	
<u>(コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</u>	
<u>エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄までの規定に該当する場合が生じたときはそれぞれ2欄から6欄までの規定によるものとします。</u>	
<u>区 分</u>	<u>月極割引の適用</u>
<u>1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>2 電話等利用契約の解除があったとき(3に規定する場合を除きます。)又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>3 第12条(電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い)に規定する電話等利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>4 ウの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>5 ウの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>6 ウの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>オ 割引選択回線の電話等利用契約者は、この月極割引が適用される料金月において、協定事業者の契約約款等に規定する利用の一時中断又は利用停止があったときその他一般電話等サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、定額料の支払いを要します。</u>	
<u>ただし、その割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線について、電話等利用契約者の責めによらない理由により、1料金月のすべての日にわたって、一般電話等サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じたときは、この限りではありません。</u>	
<u>カ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</u>	

		<u>キ　ウの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の電話等利用契約者に請求します。この場合の支払期日は、ウの(ク)に規定する支払期日とします。</u> <u>(注１) 定額料については、日割は行いません。</u> <u>(注２) 割引選択回線群に係る通話に関する料金を割引率を乗じて得た額に１円未満の端数が生じた場合は、通則７の規定に関わらず、その端数を切り上げます。</u>	
	<u>(4) 割引選択代表回線に係るその他の適用</u>	<u>ア　割引選択代表回線の電話等利用契約者となる者は、当社が別に定める書類を添付して、当社指定の書面により当社に申し出ていただきます。</u> <u>イ　当社は、アに規定する申出があったときは、その電話等利用契約者が電気通信事業者であって、次に定めるすべての基準に適合する者である場合に限りこれを承諾します。</u> <u>(ア)　商法（明治32年法律第48号）第52条に規定する会社又は有限会社法（昭和13年法律第74号）第１条に規定する有限会社であること。</u> <u>(イ)　一定の経理的基礎を有している者であること。</u> <u>(ウ)　この月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金について一括して支払うことを現に怠っていない者又は怠るおそれがない者であること。</u> <u>ウ　割引選択代表回線の電話等利用契約者は、この月極割引の適用開始に先立って保証金を預け入れていただきます。</u> <u>　　ただし、保証金に代わる銀行（銀行法（昭和56年法律59号）第２条に規定する銀行をいいます。以下同じとします。）又は当社が指定する金融機関の保証がある場合には、この限りではありません。</u> <u>エ　保証金の額は1,000万円(1,100万円)とし、預入期間は１年間とします。</u> <u>オ　保証金については、無利息とします。</u> <u>カ　当社は、保証金の預入期間が終了したとき又は割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったときは、割引選択代表回線の電話等利用契約者に保証金を返還します。この場合、割引選択代表回線の電話等利用契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。</u> <u>　　ただし、(1)欄のイの規定及び(6)欄のアの規定により割引選択代表回線の電話等利用契約者に請求する料金のうち、その割引選択代表回線の電話等利用契約者以外の者が支払うべき料金については、返還額を充当しません。</u> <u>キ　エからカの規定は、銀行又は当社が指定する金融機関の保証による場合について、準用します。</u> <u>ク　割引選択代表回線の電話等利用契約者は、１料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額（消費税相当額を加算しない額とします。以下クにおいて同じとします。）が次に定める方法により算出した最低保証通話料の額を超えないときは、その最低保証通話料の額から当該料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額を差し引いて得た額に消費税相当額を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</u> <u>最低保証通話料</u>＝$\left(\frac{\text{当該料金月における加入電話設備に係る割引選択回線の総回線数}}{\text{}} \right) \times 600\text{円 (660円)}$	

	$\frac{\text{当該料金月における総合デジタル通信設備に係る割引選択回線の総回線数}}{1,100} \times 1,100 \text{円 (1,210円)}$ $+ \frac{600,000 \text{円}}{660,000 \text{円}}$	
	ケ 割引選択代表回線について、この月極割引を適用する期間は、この月極割引の適用開始日から1年間とします。 ただし、割引選択代表回線の電話等利用契約者から適用期間終了日の3カ月前までに書面による適用廃止の申出がない場合には、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とします。 コ 当社は、割引選択代表回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。 (ア) 割引選択代表回線について、(3) 欄のウの(イ)から(ク)のいずれかに該当する場合が生じたとき。 (イ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者が、イに規定する基準に適合する者でなくなったとき。 (ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者が、クに規定する額について当社が定める期日を経過してもなお一括して支払わないとき。 サ 削除	
(5) 1 割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	ア 当社は、(3) 欄のキの規定又は料金返還その他の場合において1 割引選択回線当たりの通話（(1) 欄のウに規定する通話に限ります。以下同じとします。）に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。 (ア) (イ)以外のとき。 $\frac{\text{1 割引選択回線当たりの通話に関する料金}}{\text{この月極割引適用前のその割引選択回線に係る通話に関する料金}} \times \frac{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}$ (イ) この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金が0 円のとき。 $\frac{\text{1 割引選択回線当たりの通話に関する料金}}{\text{割引選択回線群を構成する割引選択回線の総回線数}} = \frac{\text{定額料}}{\text{割引選択回線群を構成する割引選択回線の総回線数}}$ イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてアの規定により算出した1 割引選択回線当たりの通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る通話に関する料金に加算します。	
(6) その他の適用	ア 当社は、割引選択代表回線の電話等利用契約者から申出があったときは、次の場合を除いて、その申出に係る割引選択回線の電話等利用契約者に請求すべき料金その他の債務のうち、(1) 欄のイの規定に基づき割引選択代表回線の電話等利用契約者に請求される料金以外の料金その他の債務について、その請求先を割引選択代表回線の電話等利用契約者に変更する取扱いを行います。 (ア) その割引選択回線の電話等利用契約者の同意がないとき。 (イ) 当社の業務の遂行上支障があるとき。 イ アの規定により割引選択代表回線の電話等利用契約者に請求した料金その他の債務について、その割引選択代表回線の電話等利用契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお	

	支払わないときは、アに規定する請求先の変更の取扱いは廃止するものとし、割引選択回線の電話等利用契約者に当社から請求しなおします。 ウ イの規定により、割引選択回線の電話等利用契約者に請求しなおすときの支払期日は、イに規定する支払期日とします。

36 回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ

区 分	内 容								
(1) 定義等	ア 「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ」とは、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限りします。以下この表において同じとします。）に関する料金（当社が別に定める月極割引の適用を受けている場合はその月極割引の適用後の料金とします。以下この表において同じとします。）の月間累計額について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。 1 割引選択回線群ごとに <table><tr><th>割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計額</th><th>割引額</th></tr><tr><td>1万円(1.1万円)以上3万円(3.3万円)未満の場合</td><td>① 1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計額に0.26を乗じて得た額</td></tr><tr><td>3万円(3.3万円)以上20万円(22万円)未満の場合</td><td>① 1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計額に0.28を乗じて得た額</td></tr><tr><td>20万円(22万円)以上の場合</td><td>① 1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額</td></tr></table> （注）アに規定する当社が別に定める月極割引は「フリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」「回線群を単位とするフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」「回線群を単位とする区域内通話を含めたフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」「国際通話料金の月極割引（夜間・深夜利用優遇型）」「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅰ～ⅩⅧ」「回線群を単位とする国際通話料金の月極割引（タイプ1）～（タイプ5）」「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ1）～（タイプ18）」及び「長期継続利用による通話料金の月極割引Ⅰ～Ⅳ」とします。 イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群を構成する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）のうちその割引選択回線群を代表する回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の契約者又はその契約者があらかじめ指定する割引選択回線の契約者に請求します。 ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（加入電話等設備から同一の都道府県の区域に終始する利用回線等相互間の通話を除きます。以下この表において同じとします。）のうちの区域間通話を除くダイヤル通話又はデジタル通信モード及び国際通話（デジタル通信モード等を除きます。以下この表において同じとします。）であって、次に該当しないものに限りします。	割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計額	割引額	1万円(1.1万円)以上3万円(3.3万円)未満の場合	① 1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計額に0.26を乗じて得た額	3万円(3.3万円)以上20万円(22万円)未満の場合	① 1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計額に0.28を乗じて得た額	20万円(22万円)以上の場合	① 1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額
割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計額	割引額								
1万円(1.1万円)以上3万円(3.3万円)未満の場合	① 1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計額に0.26を乗じて得た額								
3万円(3.3万円)以上20万円(22万円)未満の場合	① 1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計額に0.28を乗じて得た額								
20万円(22万円)以上の場合	① 1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額								

	(ア) <u>地域指定着信課金機能、地域指定特定番号着信機能及び国際地域指定着信課金機能を利用して行う通話</u> (イ) <u>携帯電話設備、PHS設備、衛星自動車携帯電話設備及び衛星船舶電話設備に係る他社通話に伴って行う通話</u> エ <u>この月極割引の適用を受けている利用回線の電話等利用契約者が、特定携帯電話番号(電話等利用契約者があらかじめ指定した電気通信電話番号(電話通信番号規則9条第3号に規定する電気通信番号に限ります。)をいいます。以下この表において同じとします。)に係るフリーダイヤル通話(コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能に係るフリーダイヤル通話(デジタル通信モードを除きます。)に限ります。)を利用することとなるときは、ウの(イ)の規定にかかわらず特定携帯電話番号に係るフリーダイヤル通話に関する料金の月額累計額について、同表に規定する額の割引を行います。</u> <table><tr><th>種 類</th><th>割 引 額</th></tr><tr><td><u>コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能に係るもの</u></td><td><u>月額累計額に0.462を乗じて得た額</u></td></tr></table> オ <u>削除</u> カ <u>削除</u>	種 類	割 引 額	<u>コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能に係るもの</u>	<u>月額累計額に0.462を乗じて得た額</u>
種 類	割 引 額				
<u>コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能に係るもの</u>	<u>月額累計額に0.462を乗じて得た額</u>				
(2) 承諾	ア <u>この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。</u> イ <u>当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</u> (ア) <u>その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</u> (イ) <u>割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。</u> (ウ) <u>その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。)</u> (エ) <u>(1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</u> (オ) <u>その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</u> ウ <u>当社は、(1)のエの割引の適用を受けることについての申出があったとしても、この申出を承諾しません。</u> エ <u>イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった割引選択回線がこの通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</u> (注) エに規定する当社が別に定めるものは「フリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」「回線群を単位とするフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」「回線群を単位とする区域内通話を含めたフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」「国際通話料金の月極割引(夜間・深夜利用優遇型)」「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅰ～ⅩⅧ」「回線群を単位とする国際通話料金の月極割引(タイプ1)～(タイプ5)」「長期高額利用による通話料金の月極割引(タイプ1)～(タイプ18)」及び「長期継続利用による				

	<u>通話料金の月極割引Ⅰ～Ⅳ』とします。</u>						
<u>(3) 月極割引の適用</u>	<u>ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</u> <u>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</u> <u>ウ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合は生じたときは、この月極割引を廃止します。</u> <u>(ア) 割引選択代表回線の契約者の承諾の取り消しがあったとき。</u> <u>(イ) 電話等利用契約の解除があったとき。</u> <u>(ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u> <u>(エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。</u> <u>(オ) その割引選択回線に係る電話番号、契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>(カ) その割引選択回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>(キ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>(ク) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。</u> <u>(ケ) キに規定する保証金について、当社が定める期日を経過しても預け入れを行わないとき。</u> <u>(コ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。</u> <u>(サ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</u> <u>エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄までの規定に該当する場合はそれぞれ2欄から6欄までの規定によるものとします。</u> <table><tr><th><u>区 分</u></th><th><u>月極割引の適用</u></th></tr><tr><td><u>1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。</u></td><td><u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr><tr><td><u>2 電話等利用契約の解除があったとき（3に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u></td><td><u>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr></table>	<u>区 分</u>	<u>月極割引の適用</u>	<u>1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>	<u>2 電話等利用契約の解除があったとき（3に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>区 分</u>	<u>月極割引の適用</u>						
<u>1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>						
<u>2 電話等利用契約の解除があったとき（3に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>						

●	<u>3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除若しくは電話等利用権の譲渡があったとき。</u>	●	<u>その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
●	<u>4 ウの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	●	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
●	<u>5 ウの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	●	<u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
●	<u>6 ウの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>		<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</u>			
<u>カ ウの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の契約者に請求します。この場合の支払期日はウの(ク)に規定する支払期日とします。</u> <u>ただし、この月額割引の適用を受けた後にこの通話料金別表に規定する他の月額割引の適用を受けていたときは、その月極割引の表の規定によります。</u>			
<u>キ 割引選択代表回線の契約者は、保証金が必要と当社が判断したときは、当社が定める期日までに、保証金を預け入れていただきます。</u> <u>ただし、保証金に代わる銀行（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条に規定する銀行をいいます。以下同じとします。）又は当社が指定する金融機関の保証がある場合には、この限りではありません。</u>			
<u>ク 保証金の額は 1,000万円とし、預入期間は1年間とします。</u>			
<u>ケ 保証金については、無利息とします。</u>			
<u>コ 当社は、保証金の預入期間が終了したとき又は割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったときは、割引選択代表回線の契約者に保証金を返還します。この場合、割引選択代表回線の契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。</u>			
<u>サ (1) 欄のオに規定する契約者からの申出があった場合において、この月極割引の適用の開始については、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとし、廃止の申出があったときは、廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>			
<u>シ 割引選択代表回線の契約者は、1料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額（消費税相当額を加算しない額とします。以下サにおいて同じとします。）が次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</u>			

	(ア) <u>最低基準額の算出方法は以下のとおりとします。</u> $\text{最低基準額} = \frac{\text{当該料金月における割引選択回線の総回線数}}{\text{}} \times 600\text{円}$ (イ) <u>割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。</u> $\text{割引相当額} = \frac{\text{この月極割引を適用する前の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額}}{\text{}} \times \text{割引率}$ (注) <u>割引選択回線群に係る通話に関する料金に割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。</u>
(4) <u>1割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算</u>	ア <u>当社は、(3)欄のカの規定又は料金返還その他の場合において1割引選択回線当たりの通話((1)欄のウに規定する通話に限ります。以下同じとします。)に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。</u> $\frac{\text{1割引選択回線当たりの通話に関する料金}}{\text{}} = \frac{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金}} \times \text{割引率}$ イ <u>アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてアの規定により算出した1割引選択回線当たりの通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る通話に関する料金に加算します。</u> ウ <u>イに規定するほか、(1)欄のアの規定に基づきこの月極割引の適用前に適用されるこの通話料金別表に規定する他の月極割引があったときは、アに規定する1割引選択回線当たりの通話に関する料金に、次の算式により算出する1割引選択回線当たりの定額料相当額を加算します。</u> $\frac{\text{1割引選択回線当たりの定額料相当額}}{\text{}} = \frac{\text{その月極割引の定額料}}{\text{}} \times \frac{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}$

<u>37 回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ</u>			
<u>区 分</u>	<u>内 容</u>		
(1) <u>定義等</u>	ア 「<u>回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ</u>」とは、<u>割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線又は他社直収電話等利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（ウ、エ及びオの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金（当社が別に定める月極割引の適用を受けている場合はその月極割引の適用後の料金とします。以下この表において同じとします。）の月間累計額について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</u> <table> <tr> <td>● <u>割引額</u></td><td> <u>1の割引選択回線群に係る通話等に関する料金の月間累計額に、次表に規定する割引率を乗じて得た額を合計した額を割引額とします。</u> <u>1割引選択回線群ごとに</u> </td></tr> </table>	● <u>割引額</u>	<u>1の割引選択回線群に係る通話等に関する料金の月間累計額に、次表に規定する割引率を乗じて得た額を合計した額を割引額とします。</u> <u>1割引選択回線群ごとに</u>
● <u>割引額</u>	<u>1の割引選択回線群に係る通話等に関する料金の月間累計額に、次表に規定する割引率を乗じて得た額を合計した額を割引額とします。</u> <u>1割引選択回線群ごとに</u>		

<u>割引選択回線群に係る通話（区域内通話を含みます。）に関する料金の月間累計額</u>	<u>割引率</u>
<u>1万円(1.1万円)以上3万円(3.3万円)未満の場合</u>	<u>26%</u>
<u>3万円(3.3万円)以上20万円(22万円)未満の場合</u>	<u>28%</u>
<u>20万円(22万円)以上の場合</u>	<u>30%</u>

（注）アに規定する当社が別に定める月極割引は「フリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」「回線群を単位とするフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」「回線群を単位とする区域内通話を含めたフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」「国際通話料金の月極割引（夜間・深夜利用優遇型）」「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅰ～ⅩⅧ」「回線群を単位とする国際通話料金の月極割引（タイプⅠ）～（タイプⅤ）」「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプⅠ）～（タイプⅠⅧ）」及び「長期継続利用による通話料金の月極割引Ⅰ～Ⅳ」とします。

イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群を構成する利用回線又は他社直収電話等利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）のうちその割引選択回線群を代表する回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の契約者又はその契約者があらかじめ指定する割引選択回線の契約者に請求します。

ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（区域内通話並びにフリーダイヤル通話を除きます。）のうちのダイヤル通話又はデジタル通信モード及び国際通話（デジタル通信モード等を除きます。以下この表において同じとします。）であって、次に該当しないものに限りします。

（ア） 地域指定特定番号着信機能及び国際地域指定着信課金機能を利用して行う通話

（イ） 携帯電話設備、PHS設備、衛星自動車携帯電話設備及び衛星船舶電話設備に係る他社通話に伴って行う通話

（ウ） 削除

（エ） 削除

エ この月極割引の適用を受けている利用回線の電話等利用契約者が、特定携帯電話番号（電話等利用契約者があらかじめ指定した電気通信電話番号（電話通信番号規則9条第3号に規定する電気通信番号に限りします。）をいいます。以下この表において同じとします。）に係るフリーダイヤル通話（コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能に係るフリーダイヤル通話（デジタル通信モードを除きます。））に限りします。）を利用することとなるときは、特定携帯電話番号に係るフリーダイヤル通話に関する料金の月額累計額について、同表に規定する額の割引を行います。

<u>種 類</u>	<u>割 引 額</u>
<u>コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能に係るもの</u>	<u>月間累計額に0.462を乗じて得た額</u>

オ 削除

カ 削除

キ 削除

ク 削除

<u>(2) 承諾</u>	<u>ア この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。</u> <u>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</u> <u>(ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</u> <u>(イ) 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。</u> <u>(ウ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。)</u> <u>(エ) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</u> <u>(オ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</u> <u>ウ 当社は、(1)のエの割引の適用を受けることについての申出があったとしても、この申出を承諾しません。</u> <u>エ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった割引選択回線がこの通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</u> <u>(注) エに規定する当社が別に定めるものは「フリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」「回線群を単位とするフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」「回線群を単位とする区域内通話を含めたフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」「国際通話料金の月極割引(夜間・深夜利用優遇型)」「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅰ～ⅩⅧ」「回線群を単位とする国際通話料金の月極割引(タイプ1)～(タイプ5)」「長期高額利用による通話料金の月極割引(タイプ1)～(タイプ18)」「長期継続利用による通話料金の月極割引Ⅰ～Ⅳ」とします。</u>
<u>(3) 月極割引の適用</u>	<u>ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</u> <u>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</u> <u>ウ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合が生じたときは、この月極割引を廃止します。</u> <u>(ア) 割引選択代表回線の契約者の承諾の取り消しがあったとき。</u> <u>(イ) 電話等利用契約又は他社直収電話等付加機能利用契約の解除があったとき。</u> <u>(ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u> <u>(エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。</u> <u>(オ) その割引選択回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>(カ) その割引選択回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合又は他社直収電話等利用回線が電話サービスに係るものと総合デジタル通信サービスに係るものとの間の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u>

(キ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であつて、電話等利用契約者から届出があつたとき又は当社がその事実を知ったとき。

(ク) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。

(ケ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。

(コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の１欄の規定による月極割引の廃止後２欄から６欄までの規定に該当する場合が生じたときはそれぞれ２欄から６欄までの規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2 から 6 以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 電話等利用契約若しくは他社直収電話等付加機能利用契約の解除があったとき（3 に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除若しくは14条の47（他社直収電話等契約の解除に伴う他社直収電話等付加機能利用契約の取扱い）に規定する他社直収電話等付加機能利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡があったとき。	その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 ウの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
5 ウの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
6 ウの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

才 削除

カ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払わ

	<u>れているときは、その料金を返還します。</u> <u>キ　ウの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の契約者に請求します。この場合の支払期日はウの(ク)に規定する支払期日とします。</u> <u>ただし、この月極割引の適用を受けた後にこの通話料金別表に規定する他の月極割引の適用を受けていたときは、その月極割引の表の規定によります。</u> <u>ク　(1) 欄のキに規定する契約者からの申出があった場合において、この月極割引の適用の開始については、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとし、廃止の申出があったときは、廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u> <u>ケ　割引選択代表回線の契約者は、1 料金月におけるこの月極割引を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額の月間累計額（消費税相当額を加算しない額とします。）が次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</u> <u>(ア)　最低基準額の算出方法は以下のとおりとします。</u> <u>最低基準額　＝　</u>$\frac{\text{当該料金月における割引選択回線の総回線数}}{\text{この月極割引を適用する前の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額}} \times 600\text{円}$<u></u> <u>(イ)　割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。</u> <u>割引相当額　＝　</u>$\frac{\text{この月極割引を適用する前の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額}}{\text{割引率}}$<u></u> <u>(注) 割引選択回線群に係る通話に関する料金に割引率を乗じて得た額に 1 円未満の端数が生じた場合は、通則 7 の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。</u>
<u>(4)　1 割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算</u>	<u>ア　当社は、(3) 欄のキの規定又は料金返還その他の場合において 1 割引選択回線当たりの通話(1) 欄のウ、エ及びオに規定する通話に限りです。以下同じとします。)に関する料金を確定する必要が生じたときは、次の算式により算出します。</u> <u>1 割引選択回線当たりの通話に関する料金</u>$= \frac{\text{この月極割引適用前のその割引選択回線に係る通話に関する料金}}{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金}} \times \frac{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}$<u></u> <u>イ　アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてアの規定により算出した 1 割引選択回線当たりの通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る通話に関する料金に加算します。</u> <u>ウ　イに規定するほか、(1) 欄のアの規定に基づきこの月極割引の適用前に適用されるこの通話料金別表に規定する他の月極割引があったときは、アに規定する 1 割引選択回線当たりの通話に関する料金に、次の算式により算出する 1 割引選択回線当たりの定額料相当額を加算します。</u> <u>1 割引選択回線当たりの定額料相当額</u>$= \frac{\text{その月極割引の定額料}}{\text{この月極割引適用前の割引選択回線に係る通話に関する料金}} \times \frac{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}$<u></u>

38 電気通信事業者を割引選択代表回線の契約者とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引

区 分	内 容								
(1) 定義等	ア 「電気通信事業者（この表においては、事業法第16条の届出をした者をいいます。以下同じとします。）を割引選択代表回線の契約者とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引」とは、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群であって、この回線群を代表する利用回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の契約者を電気通信事業者とするものをいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限りま								
	す。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。								
	1 割引選択回線群ごとに								
	<table><tr><th>割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計額</th><th>割 引 額</th></tr><tr><td>1 万円 (1.1万円) 以上 3 万円 (3.3万円) 未満の場合</td><td>① 1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計額に0.26を乗じて得た額</td></tr><tr><td>3 万円 (3.3万円) 以上 20 万円 (22万円) 未満の場合</td><td>① 1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計額に0.28を乗じて得た額</td></tr><tr><td>20万円 (22万円) 以上の場合</td><td>① 1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額</td></tr></table>	割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計額	割 引 額	1 万円 (1.1万円) 以上 3 万円 (3.3万円) 未満の場合	① 1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計額に0.26を乗じて得た額	3 万円 (3.3万円) 以上 20 万円 (22万円) 未満の場合	① 1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計額に0.28を乗じて得た額	20万円 (22万円) 以上の場合	① 1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額
	割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計額	割 引 額							
	1 万円 (1.1万円) 以上 3 万円 (3.3万円) 未満の場合	① 1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計額に0.26を乗じて得た額							
	3 万円 (3.3万円) 以上 20 万円 (22万円) 未満の場合	① 1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計額に0.28を乗じて得た額							
	20万円 (22万円) 以上の場合	① 1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額							
	イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群ごとに一括して割引選択代表回線の契約者に請求します。								
	ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（加入電話等設備から同一の都道府県の区域に終始する利用回線等相互間の通話を除きます。以下この表において同じとします。）のうちの区域内通話を除くダイヤル通話又はデジタル通信モード及び国際通話（デジタル通信モード等を除きます。以下この表において同じとします。）であって、次に該当しないものに限ります。								
(ア) フリーダイヤル通話その他当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話									
(イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話									
エ 削除									
オ 削除									
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）の契約者は、1 の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。								
	イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。								
	(ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。								
	(イ) 割引選択代表回線の契約者が (4) 欄のイの規定に該当する電気通信事業者であるとき。								

	<u>(ウ) 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。</u> <u>(エ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</u> ウ <u>イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</u>								
<u>(3) 月極割引の適用</u>	ア <u>割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</u> イ <u>この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</u> ウ <u>当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合が生じたときは、この月極割引を廃止します。</u> <u>(ア) 割引選択代表回線の契約者の承諾の取消しがあったとき。</u> <u>(イ) 電話等利用契約の解除があったとき。</u> <u>(ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u> <u>(エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。</u> <u>(オ) その割引選択回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>(カ) その割引選択回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>(キ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>(ク) 割引選択代表回線の契約者がこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。</u> <u>(ケ) (4) 欄のロの規定その他割引選択代表回線の契約者の申出等により、割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。</u> <u>(コ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</u> エ <u>この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1 欄の規定による月極割引の廃止後2 欄から6 欄までの規定に該当する場合が生じたときはそれぞれ2 欄から6 欄までの規定によるものとします。</u> <table><tr><th><u>区 分</u></th><th><u>月極割引の適用</u></th></tr><tr><td><u>1 2 から6 以外により、月極割引の廃止があったとき。</u></td><td><u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr><tr><td><u>2 電話等利用契約の解除があったとき（3 に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u></td><td><u>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr><tr><td><u>3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除</u></td><td><u>その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用し</u></td></tr></table>	<u>区 分</u>	<u>月極割引の適用</u>	<u>1 2 から6 以外により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>	<u>2 電話等利用契約の解除があったとき（3 に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>	<u>3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除</u>	<u>その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用し</u>
<u>区 分</u>	<u>月極割引の適用</u>								
<u>1 2 から6 以外により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>								
<u>2 電話等利用契約の解除があったとき（3 に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>								
<u>3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除</u>	<u>その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用し</u>								

	<table><tr><td><u>又は電話等利用権の譲渡があったとき。</u></td><td><u>ます。</u></td></tr><tr><td><u>4 ウの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u></td><td><u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr><tr><td><u>5 ウの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u></td><td><u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr><tr><td><u>6 ウの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u></td><td><u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr></table> <u>オ 割引選択代表回線の契約者が、この月極割引の廃止を申し出る場合、月極割引の廃止日の3カ月前までに書面により申し出ていただきます。</u> <u>カ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</u> <u>キ ウの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の契約者に請求します。この場合の支払期日は、ウの(ク)に規定する支払期日とします。</u> <u>ク (1)欄のオに規定する契約者からの申出があった場合において、この月極割引の適用の開始については、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとし、廃止の申出があったときは、廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>	<u>又は電話等利用権の譲渡があったとき。</u>	<u>ます。</u>	<u>4 ウの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>	<u>5 ウの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>	<u>6 ウの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>	
<u>又は電話等利用権の譲渡があったとき。</u>	<u>ます。</u>									
<u>4 ウの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>									
<u>5 ウの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>									
<u>6 ウの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>									
<u>(4) 割引選択代表回線に係るその他の適用</u>	<u>ア 割引選択代表回線の契約者となる者は、当社が別に定める書類を添付して、当社指定の書面により当社に申し出ていただきます。</u> <u>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、その契約者が電気通信事業者であって、次に定めるすべての基準に適合する者である場合に限りこれを承諾します。</u> <u>(ア) 商法（明治32年法律第48号）第52条に規定する会社又は有限会社法（昭和13年法律第74号）第1条に規定する有限会社であること。</u> <u>(イ) 一定の経理的基礎を有している者であること。</u> <u>(ウ) この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金について一括して支払うことを現に怠っていない者又は怠るおそれがない者であること。</u> <u>ウ 割引選択代表回線の契約者は、当社の求めに応じて、当社が別に定める期日までに、当社が別に定める書類を当社に提出していただきます。</u> <u>エ 割引選択代表回線の契約者は、当社が別に定める基準に該当する場合、当社が別に定める期日までに、保証金を預け入れていただきます。</u> <u> ただし、保証金に代わる銀行（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条に規定する銀行をいいます。以下同じとします。）又は当社が指定する金融機関の保証がある場合には、この限りではありません。</u> <u>オ 保証金の額は1,000万円とし、預入期間は1年間とします。</u> <u>カ 保証金については、無利息とします。</u> <u>キ 当社は、保証金の預入期間が終了したとき又は割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったときは、割引選択代表回線の契約者に保証金を返還します。この場合、割引</u>									

	<u>選択代表回線の契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。</u> <u>ただし、(1)欄のイの規定により割引選択代表回線の契約者に請求する料金のうち、その割引選択代表回線の契約者以外の者が支払うべき料金については、返還額を充当しません。</u> <u>ク オからキの規定は、銀行又は当社が指定する金融機関の保証による場合について、準用します。</u> <u>ケ 割引選択代表回線の契約者は、1 料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額（消費税相当額を加算しない額とします。以下ケにおいて同じとします。）が次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</u> <u>(ア) 最低基準額の算出方法は以下のとおりとします。</u> $\text{最低基準額} = \frac{\text{当該料金月における割引選択回線の総回線数}}{\text{この月極割引を適用する前の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額}} \times 600\text{円}$ <u>(イ) 割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。</u> $\text{割引相当額} = \frac{\text{この月極割引を適用する前の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額}}{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額}} \times \text{割引率}$ <u>コ 当社は、割引選択代表回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。</u> <u>(ア) 割引選択代表回線について、(3)欄のウの(イ)から(ク)又は(コ)のいずれかに該当する場合が生じたとき。</u> <u>(イ) 割引選択代表回線の契約者が、イに規定する基準に適合する者でなくなったとき。</u> <u>(ウ) エに規定する保証金について、当社が定める期日を経過しても預け入れを行わないとき。</u> <u>(エ) 割引選択代表回線の契約者が、ケに規定する額について当社が定める期日を経過してもなお一括して支払わないとき。</u>
<u>(5) 1 割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算</u>	<u>ア 当社は、(3)欄のキの規定又は料金返還その他の場合において1 割引選択回線当たりの通話（(1)欄のウに規定する通話に限ります。以下同じとします。）に関する料金を確定する必要が生じたときは、次の算式により算出します。</u> $\frac{\text{1 割引選択回線当たりの通話に関する料金}}{\text{この月極割引適用前のその割引選択回線に係る通話に関する料金}} = \frac{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金}} \times$ <u>イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてアの規定により算出した1 割引選択回線当たりの通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る通話に関する料金に加算します。</u>

39 削除40 削除41 削除42 削除43 削除

44 削除45 削除46 削除47 削除48 削除49 削除

50 回線群を単位とする定額時間による通話料金の月極割引

区 分	内 容																		
(1) 定義等	ア 「回線群を単位とする定額時間による通話料金の月極割引」とは、利用回線により構成される1の割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）に係る通話（カの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）の通話時間を料金月単位に累積し、その累積した通話時間（以下「通話の月間累積時間」といいます。）について一定時間（以下「基準時間」といいます。）までの場合に一定の料金額（以下「定額料金」といいます。）を適用することをいいます。この場合の月極割引には、次表の4種類があり、あらかじめ1つを選択していただきます。 <table><tr><th>種類</th><th>定額料金</th><th>基準時間</th><th>加算額 (1分までごとに)</th></tr><tr><td>プラン1</td><td>10,000円 (11,000円)</td><td>1,800分</td><td>8円(8.8円)</td></tr><tr><td>プラン2</td><td>30,000円 (33,000円)</td><td>5,400分</td><td>8円(8.8円)</td></tr></table> 備考 1 通話の月間累積時間の算出において、1の通話の通話時間に1分に満たない部分が生じた場合は、その1分に満たない部分を1分として扱います。以下この表において同じとします。 2 削除 イ 削 除 ウ この月極割引の適用を受けている利用回線の電話等利用契約者が、特定携帯電話番号（電話等利用契約者があらかじめ指定した電気通信電話番号（電話通信番号規則9条第3号に規定する電気通信番号に限ります。）をいいます。以下この表において同じとします。）に係るフリーダイヤル通話（コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能に係るフリーダイヤル通話（デジタル通信モードを除きます。）に限ります。）を利用することとなるときは、オの（イ）の規定にかかわらず特定携帯電話番号に係るフリーダイヤル通話に関する料金の月額累計額について、同表に規定する額の割引を行います。（以下この表において「モバイル特別割引」といいます。） <table><tr><th>種 類</th><th>割 引 額</th></tr><tr><td>コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能に係るもの</td><td>月間累計額に0.462を乗じて得た額</td></tr></table> エ アのプラン3、プラン4若しくはプラン5以外のプランを選択する場合において、この月極割引の適用を受けている利用回線の電話等利用契約者が、国際通話（国際フリーダイヤル通話その他当社が別に定める付加機能等を利用して行う国際通話等、国際公衆電話設備からの国際通話、デジタル通信モードによる国際通話又は携帯電話設備からの国際通話を除きます。以下、この表において同じとします。）を行なう場合、その通話に関する料金の月額料金について、次表に規定する額の割引を行います。 <table><tr><th>種 類</th><th>割 引 額</th></tr></table>	種類	定額料金	基準時間	加算額 (1分までごとに)	プラン1	10,000円 (11,000円)	1,800分	8円(8.8円)	プラン2	30,000円 (33,000円)	5,400分	8円(8.8円)	種 類	割 引 額	コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能に係るもの	月間累計額に0.462を乗じて得た額	種 類	割 引 額
種類	定額料金	基準時間	加算額 (1分までごとに)																
プラン1	10,000円 (11,000円)	1,800分	8円(8.8円)																
プラン2	30,000円 (33,000円)	5,400分	8円(8.8円)																
種 類	割 引 額																		
コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能に係るもの	月間累計額に0.462を乗じて得た額																		
種 類	割 引 額																		

	<table><tr><td>国際通話に関する料金</td><td>月間累計額に0.4を乗じて 得た額</td></tr></table> オ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話等に関する料金は、割引選択回線群を代表する利用回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の電話等利用契約者に一括して請求します。 カ この月極割引の適用の対象となる通話は、一般通話（区域内通話を除きます）のうちダイヤル通話又はデジタル通信モードであって、次に該当しないものに限ります。 （ア）フリーダイヤル通話その他当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話 （イ）当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話であって携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話 （ウ）削除	国際通話に関する料金	月間累計額に0.4を乗じて 得た額
国際通話に関する料金	月間累計額に0.4を乗じて 得た額		
(2) 承諾	ア 当社は、この月極割引を選択する申出があったとしても、この申出を承諾しません。（ただし、この月極割引の種類の変更については、この限りではありません。） イ 割引選択回線群について、この月極割引には最低利用期間があり、この月極割引の適用開始日から起算して12ヶ月とします。		
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線群に係る通話の月間累積時間等の算出は、料金月単位で行います。このとき、(2)アにおいて当社が別に定めるプランの組み合わせを指定する旨の申し出を行った場合は、月間累積時間等を合計して適用します。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合が生じたときは、この月極割引を廃止します。 （ア）割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消しがあったとき。 （イ）電話等利用契約の解除又はプラン3、プラン4又はプラン5について付加機能の廃止があったとき。 （ウ）一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。 （エ）電話等利用権の譲渡があったとき。 （オ）その割引選択回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 （カ）その割引選択回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 （キ）加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 （ク）(1)のエの規定によりこの月極割引を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について当社が定める支払い期日を経過してもなお一括して支払わないとき。 （ケ）割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。 （コ）月極割引の廃止があったとき。 （サ）その割引選択回線に係る終端の場所が、割引選択回線群と異なる構内又は異なる建物内にあるもの（これに準ずる区域内であって、当社の基準に適合しないときを含みます。）となった場合であって、電話等利用契約者から届出が		

<u>あったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u>	
<u>(シ) 削 除</u>	
<u>(ス) その他(2)欄のウ又はエに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</u>	
<u>エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から5欄までの規定に該当する場合が生じたときはそれぞれ2欄から5欄までの規定によるものとします。</u>	
<u>区 分</u>	<u>月極割引の適用</u>
<u>1 2から5以外により月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>2 電話等利用契約の解除があったとき（第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡の場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>3 電話番号又は契約者回線番号の変更により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>4 ウの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>5 ウの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</u>	
<u>カ ウの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話等に関する料金を算出して、その割引選択回線の電話等利用契約者に請求します。この場合の支払期日はウの(ク)に規定する支払期日とします。</u>	
<u>ただし、この月極割引の適用を受けた後にこの通話料金別表に規定する月極割引（当社が別に定めるものに限ります。）の適用を受けていたときは、その月極割引の表の規定によります。</u>	
<u>キ この月極割引の適用を受けている利用回線の電話等利用契約者は、1料金月を通じてこの月額料金に係る通話等の月額累積時間が、(1)欄の(ア)又は(イ)に規定する基準時間に満たなかった場合又は全く利用がなかった場合においても、その料金月における定額料金を支払っていただきます。</u>	
<u>ク この月極割引の適用を受けている利用回線の電話等利用契約者は、この月極割引が適用される料金月については、利用の一時中断をした場合又は利用停止があった場合、その他一般電話等サービスを利用することができなかった期間が生じ</u>	

	た場合、又は当社が別に定める料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、定額料の支払を要します。 ケ 削除
(4) 削除	削除
(5) 1 割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	当社は、(3)のウの(ク)の規定又は料金返還その他の場合において1 割引選択回線当たりの通話等に関する料金を確定する必要があるときには、次の算式により算出します。 $\frac{\text{1 割引選択回線当たりの通話等に関する料金}}{\text{定額料金}} = \frac{\text{割引選択回線群に係る加算額の累計}}{\text{割引選択回線群に係る通話時間の累計}} \times \text{当該割引選択回線に係る通話時間の累計}$

- 51 削除
- 52 長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ1）

区 分	内 容
(1) 定義等	ア 「長期高額利用による通話料金の月極割引（以下この表において「長期高額利用割引」といいます。）とは、1 の企業（民法（明治29年法律第89号）第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体をいいます。以下この表において同じとします。）又は1 の企業群（複数の企業が業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合するものをいいます。以下この表において同じとします。）に係る割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線又は他社直収電話等利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（カの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金(当社が別に定める月極割引の適用を受けている場合はその月極割引の適用後の料金とします。以下この表において同じとします。) の月間累計額について、(ア)の表及び(イ)の表に定める長期高額利用期間において、この月極割引を継続利用し、長期高額利用回線群（その割引選択回線群並びに当社が別に定める電気通信サービスの契約約款等に規定する長期高額利用割引の適用を受けている割引適用回線群であって契約者が合算対象として指定したものをいいます((ア)の表の種類を選択する場合は割引選択回線群のみとします。)。以下この表において同じとします。)に係るこの表並びに当社が別に定める電気通信サービスの契約約款等に規定する長期高額利用割引適用後の通話に関する料金等の年間累計額(当該長期高額利用回線群がこの表並びに当社が別に定める電気通信サービスの契約約款等に規定する長期高額利用割引の適用を開始した日に係る料金月の起算日から12料金月毎の累計額とします。以下この表において同じとします。) が(ア)の表及び(イ)の表に定める約定金額以上の利用を行う申出をした場合に(ア)の表及び(イ)の表に規定する額の割引（(ア) の(4)について、当社が別に定める場合は、申出のあった割引選択代表回線に係る割引選択回線群に係る通話に関する料金の割引額の算出について、割引額の欄の算出式の数値に0.06を加算することとします。)を行うことをいいます。この場合、この月極割引には同表の11種類があり、あらかじめいずれか1つ（長期高額利用回線群に当社が別に定める電気通信サービスの契約約款等に規定する割引適

用回線群が含まれる場合、その割引選択回線群に適用される種類は、割引適用回線群に適用される種類の長期継続利用期間及び約定金額と同一のものに限ります。)を選択していただきます。

(ア) 長期高額利用期間が12料金月のもの
1 割引選択回線群ごとに

種 類	約定金額	割 引 額
(1) プラン 1－1	1,000万円 (1,100万円)	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.04を乗じて得た額
(2) プラン 1－2	1億円 (1.1億円)	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.06を乗じて得た額
(3) プラン 1－3	3億円 (3.3億円)	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.08を乗じて得た額
(4) プラン 1－4	5億円 (5.5億円)	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.105を乗じて得た額

(イ) 長期高額利用期間が36料金月のもの
1 長期高額利用回線群ごとに

種 類	約定金額	割 引 額
(1) プラン 2－1	1,000万円 (1,100万円)	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.05を乗じて得た額
(2) プラン 2－2	5,000万円 (5,500万円)	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.06を乗じて得た額
(3) プラン 2－3	1億円 (1.1億円)	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.07を乗じて得た額
(4) プラン 2－4	2億円 (2.2億円)	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.08を乗じて得た額
(5) プラン 2－5	3億円 (3.3億円)	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.09を乗じて得た額
(6) プラン 2－6	4億円 (4.4億円)	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.1を乗じて得た額
(7) プラン 2－7	5億円 (5.5億円)	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.11を乗じて得た額

イ アの規定にかかわらず、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ」又は「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」の適用を受けている場合であって、その適用を受けている利用回線の電話等利用契約者が、特定協定事業者の電話サービス契約約款又は総合ディジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定に係る県内市外通話、県間市外通話、国際通話の各通話区分又

は県内市外通信、県間市外通信、国際通信の各通信区分（以下この表において「各固定区分」といいます。）について当社の事業者識別番号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この表において同じとします。）を指定しており、その回線の指定した区分の割引選択回線群に係る通話に関する料金（当社が別に定める月極割引を適用している場合はその月極割引の適用後の料金とします。以下この表において同じとします。）の月間累計額の合計が1万円（1.1万円）以上の場合（アに規定する当社が別に定める場合を除きます。）、その回線の指定した区分の割引選択回線群に係る通話に関する料金の割引額算出について、アにおいて選択したこの月極割引の種類ごとに、下記の（ア）の表及び（イ）の表に規定する額の割引を行います。（以下この表において「固定優先接続特別割引」といいます。）

ただし、当社が別に定める場合には、割引選択代表回線に係る割引選択回線群のそれぞれの回線の指定した区分に係る通話に関する料金の割引額算出について、アの表の割引額の欄の算出式の数値に0.05を加算することとします。

（ア） 長期高額利用期間が12料金月のもの

1 割引選択回線群ごとに

種 類	割 引 額
<u>(1) プラン1－1</u>	<u>1の割引選択回線群に係る通話に関する料</u> <u>金に0.09を乗じて得た額</u>
<u>(2) プラン1－2</u>	<u>1の割引選択回線群に係る通話に関する料</u> <u>金に0.11を乗じて得た額</u>
<u>(3) プラン1－3</u>	<u>1の割引選択回線群に係る通話に関する料</u> <u>金に0.12を乗じて得た額</u>
<u>(4) プラン1－4</u>	<u>1の割引選択回線群に係る通話に関する料</u> <u>金に0.12を乗じて得た額</u>

（イ） 長期高額利用期間が36料金月のもの

1 長期高額利用回線群ごとに

種 類	割 引 額
<u>(1) プラン2－1</u>	<u>1の割引選択回線群に係る通話に関する料</u> <u>金に0.1を乗じて得た額</u>
<u>(2) プラン2－2</u>	<u>1の割引選択回線群に係る通話に関する料</u> <u>金に0.11を乗じて得た額</u>
<u>(3) プラン2－3</u>	<u>1の割引選択回線群に係る通話に関する料</u> <u>金に0.12を乗じて得た額</u>
<u>(4) プラン2－4</u>	<u>1の割引選択回線群に係る通話に関する料</u> <u>金に0.13を乗じて得た額</u>
<u>(5) プラン2－5</u>	<u>1の割引選択回線群に係る通話に関する料</u> <u>金に0.13を乗じて得た額</u>
<u>(6) プラン2－6</u>	<u>1の割引選択回線群に係る通話に関する料</u> <u>金に0.13を乗じて得た額</u>
<u>(7) プラン2－7</u>	<u>1の割引選択回線群に係る通話に関する料</u> <u>金に0.13を乗じて得た額</u>

ウ アの規定にかかわらず、「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅲ」の適用を受けている場合は、アにおいて選択したこの月極割引の種類ごとに、その対象となる通話について下記の（ア）の表及び（イ）の表に規定する額の割引を行います。

(ア) [長期高額利用期間が12料金月のもの](#)
[1割引選択回線群ごとに](#)

種 類	割 引 額
(1) プラン1－1	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.04を乗じて得た額
(2) プラン1－2	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.06を乗じて得た額
(3) プラン1－3	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.069を乗じて得た額
(4) プラン1－4	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.069を乗じて得た額

(イ) [長期高額利用期間が36料金月のもの](#)
[1長期高額利用回線群ごとに](#)

種 類	割 引 額
(1) プラン2－1	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.05を乗じて得た額
(2) プラン2－2	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.06を乗じて得た額
(3) プラン2－3	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.07を乗じて得た額
(4) プラン2－4	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.08を乗じて得た額
(5) プラン2－5	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.081を乗じて得た額
(6) プラン2－6	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.081を乗じて得た額
(7) プラン2－7	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.081を乗じて得た額

[エ 削除](#)

[オ この月極割引適用後の長期高額利用回線群に係る通話に関する料金等は、割引選択回線群を構成する利用回線又は他社直収電話等利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）のうちその割引選択回線群を代表する回線（アの（ア）の表の種類を選択する場合は1以上の回線とします。以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の契約者又は当社が別に定めるところによりその契約者があらかじめ指定する割引選択回線の契約者に請求します。](#)

[カ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はデジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうち、加入電話等設備に係る一般通話（フリーダイヤル通話並びに区域内通話を除きます。）、フリーダイヤル通話又は国際通話（デジタル通信モード等を除きます。以下この表において同じとします。）であって、次に該当しないものに限ります。](#)

[（ア） 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話](#)

[（イ） 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話](#)

[（ウ） 削除](#)

[（エ） 削除](#)

[キ カの規定にかかわらず、当社が別に定める場合で、ア（ア）の（4）の適用を受けている割引選択代表回線に係る割引選択回線群について、その割引選択代表回線に係る割引選択回線](#)

	群に係る区域内通話に関する年間累計額が2,500万円(2,750万円)以上の利用を行う申出を行った場合に申出のあった割引選択代表回線に係る割引選択回線群に係る区域内通話に関する料金の月間累計額についてア(ア)の(4)の割引額の欄の算出式の数値に0.095を加算して割引を適用することとします。 ク カの規定にかかわらず、この月極割引の対象となる通話のうち加入電話等設備に係る一般通話(同一の都道府県の区域に終始する利用回線等相互間の通話であってフリーダイヤル通話を除いたものに限ります。)の部分は、割引選択回線の契約者がその割引選択回線について当社が別に定める月極割引の適用を受けることについて当社の承諾がない場合はこの月極割引の対象となりません。 ケ カ又はクの規定にかかわらず、(2)欄のイ(エ)及び(オ)に規定する他の月極割引の適用を受けており、割引選択代表回線と契約者が異なる割引選択回線については、当該割引選択回線が適用を受けている他の月極割引の割引対象通話に限り、この月極割引を適用します。 (注1) アの「当社が別に定める電気通信サービス」は次のとおりとします。 ・ 専用サービス ・ I P通信網サービス (注2) ア又はキに規定する当社が別に定める場合とは、割引選択代表回線の契約者から申出のあった場合であって、その割引選択代表回線を含む長期高額利用回線群のそれぞれの割引選択代表回線の契約者と同一の者が契約者となる電気通信回線が当社の専用サービス契約約款及びI P通信網サービス契約約款に規定する長期高額利用割引の適用を受けているとみなした場合にその適用の対象となる料金額の合計が、申出のあった日を含む料金月の前料金月から前12料金月において20億円(22億円)以上であったことを当社が確認した場合とします。 ただし、当社の専用サービス契約約款及びI P通信網サービス契約約款に規定する長期高額利用割引の適用を受けている場合を除きます。 (注3) イに規定する当社が別に定める場合とは、割引選択代表回線の契約者から申出のあった場合であって、その割引選択代表回線の契約者と同一の者が契約者となる電気通信回線が、当社の専用サービス契約約款及びI P通信網サービス契約約款に規定する長期高額利用割引の適用を受けているとみなした場合にその適用の対象となる料金額並びにその電気通信回線に係る当社のパケット交換サービス契約約款に定める料金額(第1表(料金)第1(基本料金)2(料金額)2－1(回線使用料(基本額))に定める料金及び第2(通信料金)2(料金額)に定める料金に限りします。)の合計が、申出のあった日を含む料金月の前料金月から前12料金月において10億円(11億円)以上であったことを当社が確認した場合とします。 ただし、当社の専用サービス契約約款及びI P通信網サービス契約約款に規定する長期高額利用割引の適用を受けている場合を除きます。 約定金額等に表示する税込価格については、料金の累計額に国際料金が含まれている場合はこの限りではありません。 (注4) 約定金額等に表示する税込価格については、料金の累計額に国際料金が含まれている場合はこの限りではありません。
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるとき

	は、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 (ア) その申し出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 (イ) その申出のあった割引選択回線の契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。(この申し出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものに限ります。)の適用を受けるときはこの限りではありません。) (ウ) 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。 (エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。(この申し出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものに限ります。)の適用を受けるとき又は(1)欄のアの(ア)の表の種類を選択する場合であって、この申出のあった割引選択回線の契約者その他の割引選択回線の契約者が相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合するときはこの限りではありません。) (オ) その申出のあった割引選択回線が、当社が別に定める電気通信サービスの契約約款等に規定する長期高額利用割引の適用を受けている回線群であって契約者が合算対象として指定した回線群の契約者と同一の者に係るものであるとき(この申出のあった割引選択回線(割引選択代表回線となるものを除きます。)が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものに限ります。)の適用を受けるときは、この限りではありません。) (カ) (1)欄のオの規定によりこの月極割引適用後の長期高額利用回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。 (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線又は他社直収電話等利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線又は他社直収電話等利用回線について当社が別に定める付加機能の提供の開始があったときであってその契約者から申出があったときは、その付加機能に係る通話についてその付加機能の提供開始日を含む料金月の翌料金月からこの月極割引を適用します。 エ (1)欄のアに規定する当社が別に定める場合は割引選択代表回線の契約者から申出のあった日を含む料金月の翌料金月から適用するものとし、廃止の申出があった場合は申出のあった日を含む料金月の末日まで適用します。 オ 固定優先接続特別割引は、各固定区分について当社の事業者識別番号を指定していることを特定協定事業者からの通知により当社が確認できた日を含む料金月の翌料金月から適用します。(1)欄のイに定める当社が別に定める場合は割引選択

代表回線の契約者から申出のあった日を含む料金月の翌料金月から適用するものとし、廃止の申出があった場合は申出のあった日を含む料金月の末日まで適用します。

カ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線又は他社直収電話等利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。

(ア) 割引選択代表回線の契約者の承諾の取消しがあったとき。

(イ) 電話等利用契約又は他社直収電話等付加機能利用契約の解除があったとき。

(ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。

(エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。

(オ) その利用回線若しくは他社直収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であつて、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合又はその他社直収電話等利用回線が電話サービスに係るものと総合デジタル通信サービスに係るものとの間の変更があった場合であつて、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(キ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であつて、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(ク) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の長期高額利用回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。

(ケ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。

(コ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

キ この月極割引の適用を受けている利用回線について、付加機能の廃止又はその利用回線又は他社直収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更となる場合であつて、あらかじめ第45条(電話等利用契約者からの通知)若しくは第45条の5（他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知）に規定する通知があったときは、ウの(オ)の規定にかかわらず、次表に規定するとおりとします。

区 分	月極割引の適用
1 削除	削除
2 この月極割引の適用を受けている利用回線又は他社直収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更となる場合であつて、第45条（電話等利用契約者からの通知）又は第45条の5（他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知）に規定する事前通知があったとき。	<u>その変更日を含む料金月からこの利用回線又は他社直収電話等利用回線に係る一般通話及び国際通話について、この月極割引を適用しません。</u> <u>ただし、その利用回線又は他社直収電話等利用回線に係る一般通話又は国際通話について契約者からこの月極割引の適用の申出があるときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からこの月極割引を適用します。</u>

ク この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次

表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄の規定に該当する場合は、それぞれ2欄から6欄の規定によるものとします。

<u>区 分</u>	<u>月極割引の適用</u>
<u>1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>2 カの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき（4に規定する場合を除きます。）。</u>	<u>その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>3 カの(ウ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引適用します。</u>
<u>4 カの(エ)の規定、第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除又は第14条の45（他社直収電話等付加機能利用契約者が行う他社直収電話等付加機能利用契約の解除）に規定する他社直収電話等付加機能利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>5 カの(オ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>6 カの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>① 削除</u> <u>② 一般通話及び国際通話については、その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>

ケ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

コ カ及びキに規定するほか、当社は各固定区分について当社の事業者識別番号の指定が解除されたことを特定協定事業者からの通知により確認できたときは、固定優先接続特別割引を廃止します。この場合、その廃止があった日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、固定優先接続特別割引の適用を行います。

サ カの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択代表回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の契約者に請求します。この場合の支払期日はカの(ク)に規定する支払期日とします。

シ 割引選択代表回線の契約者は、1料金月におけるこの表並びに当社が別に定める他の電気通信サービスの契約約款等に

	規定する長期高額利用割引適用後の長期高額利用回線群に係る通話に関する料金等の額（消費税相当額を加算しない額とします。）の年間累計額が約定金額に満たないときは、次に定める方法により算出した割引相当額の累計額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、特定協定事業者が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていただきます。 $\text{割引相当額} = \frac{\text{年間累計額の算出対象期間内の各料金月におけるこの月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}{\text{月極割引適用率}} \times \text{割引率}$ ス 割引選択代表回線の契約者は、1 料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額（消費税相当額を加算しない額とします。）の年間累計額が、次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、シに定める方法により算出した割引相当額に規定損害金を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていただきます。 ただし、シの適用を受けるときはこの限りではありません。 $\text{最低基準額} = \frac{\text{年間累計額の算出対象期間内の各料金月におけるこの月極割引の適用を受けた割引選択回線の数の累計}}{12 \text{（この月極割引を長期高額利用期間満了前に廃止したときは、年間累計額の算出対象期間内に利用した月数とします。）}} \times 2,000 \text{円} \times 12$ セ 割引選択代表回線の契約者は、この月極割引の種類の変更（約定金額の増額（長期高額利用期間の短縮を伴う場合を除きます。）又は長期高額利用期間の延長を伴う場合（約定金額の減少を伴う場合を除きます。）に限ります。）を行うことができます。この場合において、変更後の長期高額利用割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ただし、割引選択代表回線が複数あるときは、全ての割引選択代表回線の契約者の同意を得た上で変更を申し出てください。 （注）割引選択回線群に係る通話に関する料金に割引率を乗じて得た額に 1 円未満の端数が生じた場合は、通則 7 の規定に関わらず、その端数を切り上げます。
<u>(4) 長期高額利用回線群に係る月極割引の長期高額利用期間等</u>	ア 長期高額利用回線群に係る長期高額利用期間は、この表又は当社が別に定める他の電気通信サービスの契約約款等に規定する長期高額利用割引の適用を開始した日又はその開始した日以降最初に到来する料金月の起算日から(1)欄のアの表中に規定する長期高額利用期間とします。 割引選択代表回線の契約者は、長期高額利用期間終了後も、この月極割引を継続しようとするときは、この表又は当社が

	別に定める他の電気通信サービスの契約約款等に規定する長期高額利用割引の適用を開始した料金月に係る割引選択回線又は電気通信回線の長期高額利用期間満了日の10日前までに、新たにこの月極割引の種類を選択して当社に申し出ていただきます。 ただし、割引選択代表回線が複数あるときは、全ての割引選択代表回線の契約者の同意を得た上で申し出ていただきます。 イ 削除 ウ 削除 エ 削除 オ 削除 カ (3) 欄のセの規定によりこの月極割引の種類の変更を行った場合、変更後の月極割引を適用する長期高額利用期間は変更前の月極割引の適用を開始した料金月から起算して算出します。
(5) 1 割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	ア 当社は、(3) 欄のサの規定又は料金返還その他の場合において1 割引選択回線当たりの通話((1) 欄のカに規定する通話に限ります。以下同じとします。) に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。 <u>1 割引選択回線当たりのこの月の通話に関する料金</u> = <u>1 割引選択回線当たりのこの月極割引適用前のその割引選択回線に係る通話に関する料金</u> <u>1 割引選択回線当たりのこの月極割引（固定優先接続特別割引のうち(1) 欄のアに規定する同一プランの割引率との差分を除きます。）を適用した割引額</u> = <u>1 割引選択回線当たりの固定優先接続特別割引のうち(1) 欄のアに規定する同一プランの割引率との差分を適用した時の割引額</u> <u>1 割引選択回線当たりのこの月極割引（固定優先接続特別割引のうち(1) 欄のアに規定する同一プランの割引率との差分を除きます。）を適用した割引額</u> = <u>この月極割引適用前のその割引選択回線に係る通話に関する料金</u> <u>この月極割引（固定優先接続特別割引のうち(1) 欄のアに規定する同一プランの割引率との差分を除きます。）を適用した後の割引選択回線群に係る割引額</u> × <u>この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金</u> <u>この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金</u> ÷ <u>この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金</u>

	$ \begin{array}{l} \frac{\text{1 割引選択回線当たりの固定優先接続特別割引のうち(1)欄のAに規定する同一プランの割引率との差分を適用した時の割引額}}{\div} \\ \frac{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金のうち固定優先接続特別割引の適用を受ける通話に関する料金}}{\div} \end{array} $	
イ Aの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてAの規定により算出した1割引選択回線当たりの通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る通話に関する料金に加算します。 ウ イに規定するほか、(1)欄のAの規定に基づきこの月極割引の適用前に適用されるこの通話料金別表に規定する他の月極割引があったときは、Aに規定する1割引選択回線当たりの通話に関する料金に、次の算式により算出する1割引選択回線当たりの定額料相当額を加算します。この場合、その月極割引が複数あるときは、それぞれの1割引選択回線当たりの定額料相当額の和をAに規定する1割引選択回線当たりの通話に関する料金に加算します。 $ \begin{array}{l} \frac{\text{1 割引選択回線当たりの定額料相当額}}{\div} = \frac{\text{その月極割引の定額料}}{\div} \times \frac{\text{その月極割引適用前の割引選択回線に係る通話に関する料金}}{\div} \end{array} $		

53 長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ2）

区 分	内 容
(1) 定義等	A 「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ2）」とは、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けている割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（オの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、割引選択回線の電話等利用契約者からの申出によりイ

	<u>及びウに規定する割引を行うことをいいます。</u> <u>イ 割引選択回線の電話等利用契約者に係る通話に関する料金（特定月極割引の割引対象となる通話のうち、区域内通話及び国際通話を除き、他の月極割引の適用前の料金とします。）の平均が6,000円(6,600円)以上であって、その料金の月間累計額が500万円(550万円)以上の利用を行う申出をした場合に、特定月極割引の割引額（区域内通話及び同一の都道府県の区域に終始する通話に係るものを除きます。）の欄の算出式の数値に0.069を加算することとします。</u> <u>ウ イに規定するほか、割引選択回線の電話等利用契約者から申出があり、同一の都道府県の区域に終始する通話の利用を行う場合であって、この月極割引の適用に係る電話等サービス取扱所の数を割引選択回線の終端が収容される場所の数で除して得た数が0.005未満である場合は、この通話料金別表に規定する当社が別に定める月極割引を適用します。</u> <u>エ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群を構成する割引選択回線の電話等利用契約者又は当社が別に定めるところにより、その電話等利用契約者があらかじめ指定する割引選択回線の電話等利用契約者に請求します。</u> <u>オ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱い及びこの月極割引の対象となる通話については、特定月極割引の規定によります。</u> <u>(注) アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。（「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ1）」の(1)欄のアに規定するプラン1－4の適用を受けている場合に限ります。）</u> <u>・ 回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ（その適用を受けている利用回線の電話等利用契約者が、特定協定事業者の電話サービス契約約款又は総合ディジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定に係る市内通話、県内市外通話の各通話区分又は市内通信、県内市外通信の各通信区分について、当社の事業者識別番号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この表において同じとします。）を指定している場合に限りま</u> <u>す。）</u>
<u>(2) 承諾</u>	<u>ア この月極割引を選択する割引選択回線の電話等利用契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。</u> <u>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</u> <u>（ア） その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</u> <u>（イ） その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。（この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限りま</u> <u>す。）の適用を受けるときはこの限りではありません。）</u> <u>（ウ） 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。</u> <u>（エ） その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。（割引選択代表回線の電話等利用契約者と相互に業務上緊密な</u>

	<u>関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。)</u> <u>(オ) その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなるとき。</u> <u>(カ) (1) 欄のエの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</u> <u>(キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</u> <u>ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</u>
<u>(3) 月極割引の適用</u>	<u>ア この月極割引の適用は、この通話料金別表に規定する特定月極割引の規定により適用します。</u> <u>イ 割引選択回線の電話等利用契約者に係る通話に関する料金の月間累計額が500万円(550万円)未満若しくは、各割引選択回線の通話に関する料金の平均が6,000円(6,600円)未満となった状態が3料金月連続して発生した場合は、割引選択回線の電話等利用契約者の申出によらずこの月極割引の適用を廃止します。この場合、月極割引の適用は当社がその事実を知った日を含む料金月の末日までとします。</u>
<u>(4) 1割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算</u>	<u>ア 当社はこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき、又は料金返還その他の場合において1割引選択回線群あたりの通話((1) 欄のイに規定する通話に限ります。以下同じとします。)に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。</u> <u>(ア) (イ)以外のとき</u> <u>1割引選択回線当たりの通話に関する料金</u> <u>＝</u> <u>特定月極割引とこの月極割引の双方を適用する前のその割引選択回線に係る通話に関する料金</u> <u>×</u> <u>特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金</u> <u>(イ) 削除</u> <u>イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成する全ての割引選択回線についてアの規定により算出した1割引選択回線群当たりの通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る通話に関する料金に加算します。</u>

54 長期高額利用による通話料金の月極割引(タイプ3)

<u>区 分</u>	<u>内 容</u>
<u>(1) 定義等</u>	<u>ア 「長期高額利用による通話料金の月極割引(タイプ3)」とは、特定月極割引(この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。)の適用を受けている割引選択回線群</u>

	<u>（この月極割引を選択する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（オの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限りです。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、割引選択回線の契約者からの申出によりイ及びウに規定する割引を行うことをいいます。</u> <u>イ 契約者の割引選択回線に係る通話に関する料金（特定月極割引の割引対象となる通話のうち、区域内通話及び国際通話を除き、他の月極割引の適用前の料金とします。）の平均が8,000円(8,800円)以上であって、その終端の場所が同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。以下この表において同じとします。）又は同一の建物内にあるものにより構成される回線群に係る通話に関する料金の月間累計額が150万円(165万円)以上の利用を行う申出をした場合に、特定月極割引の割引額（区域内通話を除きます。）の欄の算出式の数値に0.04を加算することとします。</u> <u>ウ 削除</u> <u>エ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群を構成する割引選択回線の契約者又は当社が別に定めるところにより、その契約者があらかじめ指定する割引選択回線の契約者に請求します。</u> <u>オ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱い及びこの月極割引の対象となる通話については、特定月極割引の規定によりです。</u> <u>(注1) アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。（「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ1）」の(1)欄のアに規定するプラン1－4又は(1)欄のエに規定するプラン1－4の適用を受けている場合に限りです。）</u> <u>・ 回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ</u> <u>(注2) この月極割引の適用を受ける間は、特定月極割引の規定の(1)欄のアの(ア)及び(3)欄のケの規定にかかわらず、この月極割引の適用を受ける割引選択回線群であって、20万円(22万円)以上の場合と読み替えます。</u> <u>(注3) この月極割引の適用を受ける間は、ウに規定するこの通話料金別表に規定する当社が別に定める月極割引の規定の(1)欄のア及び(3)欄のキの規定にかかわらず、この月極割引の適用を受ける割引選択回線群であって、その終端の場所が同一の構内又は同一の建物内にあるものにより構成される回線群に係る通話に関する料金の月間累計額が150万円(165万円)以上の場合と読み替えます。</u>
<u>(2) 承諾</u>	<u>ア この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。</u> <u>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</u> <u>(ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</u> <u>(イ) その申出のあった割引選択回線の契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。（この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるもの）に限りです。）の適用を受けるときはこの限りではありません。</u>

	<u>ん。)</u> <u>(ウ) 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。</u> <u>(エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。)</u> <u>(オ) その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなるとき。</u> <u>(カ) (1)欄のエの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</u> <u>(キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</u> <u>ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</u>
<u>(3) 月極割引の適用</u>	<u>ア この月極割引の適用は、この通話料金別表に規定する特定月極割引の規定により適用します。</u> <u>イ 割引選択回線の契約者に係る通話に関する料金の月間累計額が150万円(165万円)未満若しくは、各割引選択回線の通話に関する料金の平均が8,000円(8,800円)未満となった状態が3料金月連続して発生した場合は、割引選択回線の契約者の申出によらずこの月極割引の適用を廃止します。この場合、月極割引の適用は当社がその事実を知った日を含む料金月の末日までとします。</u>
<u>(4) 1 割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算</u>	<u>ア 当社はこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき、又は料金返還その他の場合において1割引選択回線当たりの通話(1)欄のイに規定する通話に限ります。以下同じとします。)に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。</u> <u>(ア) (イ)以外のとき</u> <u>1 割引選択回線当たり</u> <u>の通話に関する料金</u> <u>=</u> <u>特定月極割引とこの月極割引の双方を適用する前のその割引選択回線に係る通話に関する料金</u> <u>×</u> <u>特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金</u>

55 長期高額利用による通話料金の月極割引(タイプ4)

<u>区 分</u>	<u>内 容</u>
<u>(1) 定義等</u>	<u>ア 「長期高額利用による通話料金の月極割引(タイプ4)」とは、特定月極割引(この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。)の適用を受けている割引選択回線群(この月極割引を選択する利用回線(以下この表において「割引選択回線」といいます。)により構成される回線群をいいます。</u>

	す。以下この表において同じとします。)に係る通話(オの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限りま す。以下この表において同じとします。)に関する料金の月間累計額について、割引選択回線の契約者からの申出によりイ及びウに規定する割引を行うことをいいます。 イ 割引選択回線の電話等利用契約者に係る通話に関する料金(特定月極割引の割引対象となる通話のうち、同一の都道府県の区域に終始する利用回線等相互間の通話及び国際通話を除き、他の月極割引の適用前の料金とします。)の平均が5,000円(5,500円)以上であって、その料金の月間累計額が100万円(110万円)以上の利用を行う申出をした場合に、特定月極割引の割引額(同一の都道府県の区域に終始する通話を除きます。)の欄の算出式の数値に0.05を加算します。 ウ イに規定するほか、割引選択回線の電話等利用契約者から申出があり、この月極割引の適用に係る電話等サービス取扱所の数を割引選択回線の終端が収容される場所の数で除して得た数が0.005未満である場合であって、国際通話の月額利用料金が500万円以上であることを当社が認めた場合、この通話料金別表に規定する当社が別に定める月極割引を適用します。 エ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群を構成する割引選択回線の電話等利用契約者又は当社が別に定めるところにより、その電話等利用契約者があらかじめ指定する割引選択回線の電話等利用契約者に請求します。 オ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱い及びこの月極割引の対象となる通話については、特定月極割引の規定によります。 (注1) アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。(「長期高額利用による通話料金の月極割引(タイプ1)」の(1)欄のアに規定するプラン1ー4の適用を受けている場合に限りま す。 ・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ ・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ (注2) この月極割引の適用を受ける間は、ウに規定するこの通話料金別表に規定する当社が別に定める月極割引を、その条件に関わらず、本月極割引の規定により適用します。
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線の電話等利用契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 (ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 (イ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものに限りま す。) ではないません。) (ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。 (エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線

	<u>の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の電話等利用契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。)</u> <u>(オ) その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなるとき。</u> <u>(カ) (1)欄のエの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</u> <u>(キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</u> <u>ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</u>
<u>(3) 月極割引の適用</u>	<u>ア この月極割引の適用は、この通話料金別表に規定する特定月極割引の規定により適用します。</u> <u>イ 割引選択回線の電話等利用契約者に係る通話に関する料金の月間累計額が100万円(110万円)未満若しくは、各割引選択回線の通話に関する料金の平均が5,000円(5,500円)未満となった状態が3料金月連続して発生した場合は、割引選択回線の電話等利用契約者の申出によらずこの月極割引の適用を廃止します。この場合、月極割引の適用は当社がその事実を知った日を含む料金月の末日までとします。</u>
<u>(4) 1割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算</u>	<u>ア 当社はこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき、又は料金返還その他の場合において1割引選択回線当たりの通話(1)欄のイに規定する通話に限ります。以下同じとします。)に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。</u> <u>1割引選択回線当たりの通話に関する料金</u> = <u>特定月極割引とこの月極割引の双方を適用する前のその割引選択回線に係る通話に関する料金</u> × <u>特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金</u>

56 長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ5）

<u>区 分</u>	<u>内 容</u>
<u>(1) 定義等</u>	<u>ア 「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ5）」とは、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けている割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（オの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、割引選択回線の契約者からの申出によりイ及びウに規</u>

	<u>定する割引を行うことをいいます。</u> <u>イ 契約者の割引選択回線に係る通話に関する料金（特定月極割引の割引対象となる通話のうち、区域内通話及び国際通話を除き、他の月極割引の適用前の料金とします。）の平均が7,000円(7,700円)以上であって、その料金の月間累計額が100万円(110万円)以上の利用を行う申出をした場合、特定月極割引の割引額（区域内通話を除きます。）の欄の算出式の数値に0.02を加算します。</u> <u>ウ 削除</u> <u>エ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群を構成する割引選択回線の契約者又は当社が別に定めるところにより、その契約者があらかじめ指定する割引選択回線の契約者に請求します。</u> <u>オ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱い及びこの月極割引の対象となる通話については、特定月極割引の規定によります。</u> <u>(注1) アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。（「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ1）」の(1)欄のアに規定するプラン1－4又は(1)欄のエに規定するプラン1－4の適用を受けている場合に限ります。）</u> <u>・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ</u> <u>(注2) この月極割引の適用を受ける間は、ウに規定するこの通話料金別表に規定する当社が別に定める月極割引を、その条件に関わらず本月極割引の規定により適用します。</u>
<u>(2) 承諾</u>	<u>ア この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。</u> <u>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</u> <u>（ア） その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</u> <u>（イ） その申出のあった割引選択回線の契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。（この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限ります。）の適用を受けるときはこの限りではありません。）</u> <u>（ウ） 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。</u> <u>（エ） その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。（割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。）</u> <u>（オ） その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなるとき。</u> <u>（カ） (1) 欄のエの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</u> <u>（キ） その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</u> <u>ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引</u>

	<u>（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</u>
<u>(3) 月極割引の適用</u>	<u>ア この月極割引の適用は、この通話料金別表に規定する特定月極割引の規定により適用します。</u> <u>イ 割引選択回線の契約者に係る通話に関する料金の月間累計額が100万円(110万円)未満若しくは、各割引選択回線の通話に関する料金の平均が7,000円(7,700円)未満となった状態が3料金月連続して発生した場合は、割引選択回線の契約者の申出によらずこの月極割引の適用を廃止します。この場合、月極割引の適用は当社がその事実を知った日を含む料金月の末日までとします。</u>
<u>(4) 1 割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算</u>	<u>ア 当社はこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき、又は料金返還その他の場合において1 割引選択回線当たりの通話（(1) 欄のイに規定する通話に限ります。以下同じとします。）に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。</u> <u>1 割引選択回線当たりの通話に関する料金</u> = <u>特定月極割引とこの月極割引の双方を適用する前のその割引選択回線に係る通話に関する料金</u> × <u>特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金</u>

57 長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ6）

<u>区 分</u>	<u>内 容</u>
<u>(1) 定義等</u>	<u>ア 「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ6）」とは、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けている割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（オの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、割引選択回線の電話等利用契約者からの申出によりイ及びウに規定する割引を行うことをいいます。</u> <u>イ 割引選択回線の電話等利用契約者に係る通話に関する料金（特定月極割引の割引対象となる通話のうち、区域内通話及び国際通話を除き、他の月極割引の適用前の料金とします。）の平均が4,000円(4,400円)以上であって、その料金の月間累計額が50万円(55万円)以上の利用を行う申出をした場合に、特定月極割引の割引額（区域内通話を除きます。）の欄の算出式の数値に0.036を加算することとします。</u> <u>ウ イに規定するほか、割引選択回線の電話等利用契約者から申出があり、割引選択回線群を構成する割引選択回線の終端の場所が同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。以下この表において同じとします。）又は同一の建物内にあるものにより構成される場合は、この通話料金別表に規定する当社が別に定める月極割引を適用します。</u> <u>エ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する</u>

	<u>料金は、割引選択回線群を構成する割引選択回線の電話等利用契約者又は当社が別に定めるところにより、その電話等利用契約者があらかじめ指定する割引選択回線の電話等利用契約者に請求します。</u> <u>オ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱い及びこの月極割引の対象となる通話については、特定月極割引の規定によります。</u> <u>(注1) アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。(「長期高額利用による通話料金の月極割引(タイプ1)」の(1)欄のアに規定するプラン1－4の適用を受けている場合に限ります。)</u> <u>・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ</u> <u>(注2) この月極割引の適用を受ける間は、オに規定するこの通話料金別表に規定する当社が別に定める月極割引を、その条件に関わらず本月極割引の規定により適用します。</u>
<u>(2) 承諾</u>	<u>ア この月極割引を選択する割引選択回線の電話等利用契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。</u> <u>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</u> <u>(ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</u> <u>(イ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるもの)に限ります。)の適用を受けるときはこの限りではありません。)</u> <u>(ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。</u> <u>(エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の電話等利用契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。)</u> <u>(オ) その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなるとき。</u> <u>(カ) (1)欄のエの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</u> <u>(キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</u> <u>ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</u>
<u>(3) 月極割引の適用</u>	<u>ア この月極割引の適用は、この通話料金別表に規定する特定月極割引の規定により適用します。</u> <u>イ 割引選択回線の電話等利用契約者に係る通話に関する料金の月間累計額が50万円(55万円)未満若しくは、各割引選択回線の通話に関する料金の平均が4,000円(4,400円)未満となった状態が3料金月連続して発生した場合は、割引選択回線の</u>

	電話等利用契約者の申出によらずこの月極割引の適用を廃止します。この場合、月極割引の適用は当社がその事実を知った日を含む料金月の末日までとします。
(4) 1 割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	ア 当社はこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき、又は料金返還その他の場合において1 割引選択回線当たりの通話（(1) 欄のイに規定する通話に限ります。以下同じとします。）に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。 $\frac{\text{1 割引選択回線当たりの通話に関する料金の金額}}{\text{特定月極割引とこの月極割引の双方を適用する前のその割引選択回線に係る通話に関する料金の金額}} \times \text{特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の金額}$

58 長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ7）

区 分	内 容
(1) 定義等	ア 「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ7）」とは、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けている割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（エの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、割引選択回線の契約者からの申出によりイに規定する割引を行うことをいいます。 イ 契約者の割引選択回線群に係る通話に関する料金（特定月極割引の割引対象となる通話のうち、区域内通話及び国際通話を除き、他の月極割引の適用前の料金とします。）の平均が2,000円(2,200円)以上であって、その料金の月間累計額が50万円(55万円)以上の利用を行う申出をした場合、特定月極割引の割引額（区域内通話を除きます。）の欄の算出式の数値に0.012を加算し、この通話料金別表に規定する当社が別に定める月極割引を適用します。 ウ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群を構成する割引選択回線の契約者又は当社が別に定めるところにより、その契約者があらかじめ指定する割引選択回線の契約者に請求します。 エ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱い及びこの月極割引の対象となる通話については、特定月極割引の規定によります。 (注1) アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。（「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ1）」の(1) 欄のアに規定するプラン1－4の適用を受けている場合に限ります。） ・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ

<u>(2) 承諾</u>	<u>ア この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。</u> <u>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</u> <u>(ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</u> <u>(イ) その申出のあった割引選択回線の契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものに限ります。)の適用を受けるときはこの限りではありません。)</u> <u>(ウ) 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。</u> <u>(エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。)</u> <u>(オ) その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなるとき。</u> <u>(カ) (1)欄のエの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</u> <u>(キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</u> <u>ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</u>
<u>(3) 月極割引の適用</u>	<u>ア この月極割引の適用は、この通話料金別表に規定する特定月極割引の規定により適用します。</u> <u>イ 割引選択回線の契約者に係る通話に関する料金の月間累計額が50万円(55万円)未満若しくは、各割引選択回線の通話に関する料金の平均が2,000円(2,200円)未満となった状態が3料金月連続して発生した場合は、割引選択回線の契約者の申出によらずこの月極割引の適用を廃止します。この場合、月極割引の適用は当社がその事実を知った日を含む料金月の末日までとします。</u>
<u>(4) 1割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算</u>	<u>ア 当社はこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき、又は料金返還その他の場合において1割引選択回線当たりの通話(1)欄のイに規定する通話に限りします。以下同じとします。)に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。</u> <u>1割引選択回線当たり</u> <u>の通話に関する料金</u> = <u>特定月極割引とこの月極割引の双方を適用する前のその割引選択回</u> × <u>特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金</u>

	<u>線に係る通話に関する料金</u>	<u>特定月極割引とこの月極割引の双方を適用する前の割引選択回線群に係る通話に関する料金</u>

59 長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ8）

区 分	内 容																				
(1) 定義等	ア 「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ８）」とは、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けることとなる割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（エの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、割引選択回線の契約者からの申出によりイに規定する適用を行うことをいいます。 イ 割引選択回線の電話等利用契約者に係る通話に関する料金（特定月極割引の適用前の料金とします。）の平均が2,000円（2,200円）以上の利用を行う申出をした場合、同一の都道府県の区域に終始する割引選択回線群に対して、特定月極割引及び「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ」又は「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」の適用を受けているときはこの月極割引に規定する割引額にかかわらず（国際通話を除きます。）、「同一場所の回線群を単位とする定額時間による通話料金の月極割引」の(1)アのプラン1及びプラン2に定める月極割引の料金を以下に読み替えて適用します。 <table><tr><th></th><th>月額定額料</th><th>定額通話時間</th><th>超過分通話料金</th></tr><tr><td>プラン1</td><td>50,000円 (55,000円)</td><td>9,000分</td><td>8円(8.8円)/分</td></tr><tr><td>プラン2</td><td>150,000円 (165,000円)</td><td>27,000分</td><td>8円(8.8円)/分</td></tr><tr><td>プラン3</td><td>200,000円 (220,000円)</td><td>36,000分</td><td>8円(8.8円)/分</td></tr><tr><td>プラン4</td><td>250,000円 (275,000円)</td><td>45,000分</td><td>8円(8.8円)/分</td></tr></table> ウ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群を構成する割引選択回線の電話等利用契約者又は当社が別に定めるところにより、その電話等利用契約者があらかじめ指定する割引選択回線の電話等利用契約者に請求します。 エ この月極割引の対象となる通話については、イに規定する月極割引の規定によります。 (注１) アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。（「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ１）」の(1)欄のアに規定するプラン１－４の適用を受けている場合に限りします。） ・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ		月額定額料	定額通話時間	超過分通話料金	プラン1	50,000円 (55,000円)	9,000分	8円(8.8円)/分	プラン2	150,000円 (165,000円)	27,000分	8円(8.8円)/分	プラン3	200,000円 (220,000円)	36,000分	8円(8.8円)/分	プラン4	250,000円 (275,000円)	45,000分	8円(8.8円)/分
	月額定額料	定額通話時間	超過分通話料金																		
プラン1	50,000円 (55,000円)	9,000分	8円(8.8円)/分																		
プラン2	150,000円 (165,000円)	27,000分	8円(8.8円)/分																		
プラン3	200,000円 (220,000円)	36,000分	8円(8.8円)/分																		
プラン4	250,000円 (275,000円)	45,000分	8円(8.8円)/分																		

	<u>・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ</u> <u>オ エの規定にかかわらず、契約者の申出があった場合、イに定めるプランの適用を受けている割引選択代表回線に係る割引選択回線群の区域内通話に関する料金についてイに定める月額定額料、定額通話時間及び超過分通話料金をそれぞれ120,000円（132,000円）、51,000分及び8円(8.8円)/3分として割引を適用することとします。</u>
<u>(2) 承諾</u>	<u>ア この月極割引を選択する割引選択回線の電話等利用契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。</u> <u>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</u> <u>(ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</u> <u>(イ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限ります。）の適用を受けるときはこの限りではありません。)</u> <u>(ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。</u> <u>(エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の電話等利用契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。)</u> <u>(オ) その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなるとき。</u> <u>(カ) (1)欄のウの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</u> <u>(キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</u> <u>ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</u>
<u>(3) 月極割引の適用</u>	<u>ア この月極割引の適用は、この通話料金別表に規定する特定月極割引の規定により適用します。</u> <u>イ 各割引選択回線の通話に関する料金の平均が2,000円(2,200円)未満となった状態が3料金月連続して発生した場合は、割引選択回線の電話等利用契約者の申出によらずこの月極割引の適用を廃止します。この場合、月極割引の適用は当社がその事実を知った日を含む料金月の末日までとします。</u>
<u>(4) 1割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算</u>	<u>ア 当社はこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき、又は料金返還その他の場合において1割引選択回線当たりの通話（(1)欄のイに規定する通話に限ります。以下同じとします。）に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。</u>

	(ア) <u>その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</u> (イ) <u>その申出のあった割引選択回線の契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引 (当社が別に定めるものに限ります。) の適用を受けるときはこの限りではありません。)</u> (ウ) <u>割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。</u> (エ) <u>その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。)</u> (オ) <u>その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなるとき。</u> (カ) <u>(1) 欄のエの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</u> (キ) <u>その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</u> ウ <u>イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引 (当社が別に定めるものを除きます。) の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</u>
<u>(3) 月極割引の適用</u>	ア <u>この月極割引の適用は、この通話料金別表に規定する特定月極割引の規定により適用します。</u> イ <u>割引選択回線の契約者に係る通話に関する料金の月間累計額が2,000万円 (2,200万円) 未満若しくは、各割引選択回線の通話に関する料金の平均が2,000円 (2,200円) 未満となった状態が3料金月連続して発生した場合は、割引選択回線の契約者の申出によらずこの月極割引の適用を廃止します。この場合、月極割引の適用は当社がその事実を知った日を含む料金月の末日までとします。</u>
<u>(4) 1 割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算</u>	ア <u>当社はこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき、又は料金返還その他の場合において1割引選択回線当たりの通話 ((1) 欄のイに規定する通話に限ります。以下同じとします。) に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。</u> <u>1 割引</u> <u>選択回</u> <u>線当た</u> <u>りの通</u> <u>話に関</u> <u>する料</u> <u>金</u> <u>=</u> <u>特定月極割引</u> <u>とこの月極割</u> <u>引の双方を適</u> <u>用する前のそ</u> <u>の割引選択回</u> <u>線に係る通話</u> <u>に関する料金</u> <u>×</u> <u>特定月極割引とこの月極</u> <u>割引の双方を適用した後</u> <u>の割引選択回線群に係る</u> <u>通話に関する料金</u>

61 長期高額利用による通話料金の月極割引 (タイプ10)

<u>区 分</u>	<u>内 容</u>
<u>(1) 定義等</u>	ア 「長期高額利用による通話料金の月極割引 (タイプ10)」とは、特定月極割引 (この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用が必

	<u>要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。)</u>の適用を受けている割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（エの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、割引選択回線の契約者からの申出によりイに規定する料金を適用することをいいます。 <u>イ 同一都道府県の区域に終始する契約者の割引選択回線に係る通話に関する料金（特定月極割引の割引対象となる通話のうち、区域内通話及び国際通話を除き、他の月極割引の適用前の料金とします。）の平均が4,000円(4,400円)以上でこの月極割引適用前3料金月の割引選択回線群における割引適用前通話料金の平均が35万円(38.5万円)以下の場合であって、その料金の月間累計額が150万円(165万円)以上の利用を最低12料金月継続して利用する申出を行い、当社が別に定める場合に、この通話料金別表に規定する当社が別に定める月極割引を特定月極割引の割引額の規定（国際通話を除きます）にかかわらず適用します。</u> <u>ウ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群を構成する割引選択回線の契約者又は当社が別に定めるところにより、その契約者があらかじめ指定する割引選択回線の契約者に請求します。</u> <u>エ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱い及びこの月極割引の対象となる通話については、特定月極割引の規定によります。</u> <u>（注1）アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。（「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ1）」の(1)欄のアに規定するプラン1－4の適用を受けている場合に限ります。）</u> <u>・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ</u> <u>（注2）イに規定する当社が別に定める場合とは、割引選択代表回線を含む長期高額利用回線群のそれぞれの割引選択代表回線の契約者と同一の者が契約者となる電気通信回線が当社の専用サービス契約約款及びI P通信網サービス契約約款に規定する長期高額利用割引の適用を受けているとみなした場合にその適用の対象となる利用額の合計が、申出のあった日を含む料金月の前料金月から前12料金月において4,000万円(4,400万円)以上であったことを当社が確認した場合とします。</u> <u>（注3）この月極割引の適用を受ける間は、イに規定するこの通話料金別表に規定する当社が別に定める月極割引を、その条件に関わらず、本月極割引の規定により適用します。</u>
<u>(2) 承諾</u>	<u>ア この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。</u> <u>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</u> <u>（ア）その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</u> <u>（イ）その申出のあった割引選択回線の契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。（この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるもの</u>

	に限ります。)の適用を受けるときはこの限りではありません。) (ウ) 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。 (エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。) (オ) その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなるとき。 (カ) (1)欄のエの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠りまたは怠るおそれがないとき。 (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。
(3) 月極割引の適用	ア この月極割引の適用は、この通話料金別表に規定する特定月極割引の規定により適用します。 イ 割引選択回線の契約者に係る通話に関する料金の月間累計額が150万円(165万円)未満若しくは、各割引選択回線の通話に関する料金の平均が4,000円(4,400円)未満となった状態が3料金月連続して発生した場合は、割引選択回線の契約者の申出によらずこの月極割引の適用を廃止します。この場合、月極割引の適用は当社がその事実を知った日を含む料金月の末日までとします。
(4) 1 割引選択回線あたりの通話に関する料金の計算	ア 当社はこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき、又は料金返還その他の場合において1割引選択回線あたりの通話((1)欄のイに規定する通話に限りします。以下同じとします。)に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。 <u>1 割引</u> <u>選択回</u> <u>線当た</u> <u>りの通</u> <u>話に関</u> <u>する料</u> <u>金</u> = <u>特定月極割引</u> <u>とこの月極割</u> <u>引の双方を適</u> <u>用する前のそ</u> <u>の割引選択回</u> <u>線に係る通話</u> <u>に関する料金</u> × <u>特定月極割引とこの月極</u> <u>割引の双方を適用した後</u> <u>の割引選択回線群に係る</u> <u>通話に関する料金</u> <u>特定月極割引とこの月極</u> <u>割引の双方を適用する前</u> <u>の割引選択回線群に係る</u> <u>通話に関する料金</u>

62 長期高額利用による通話料金の月極割引 (タイプ11)

区 分	内 容
(1) 定義等	ア 「長期高額利用による通話料金の月極割引 (タイプ11)」とは、特定月極割引 (この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。)の適用を受けている割引選択回線群 (この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群

	<u>をいいます。以下この表において同じとします。)</u>に係る通話 (エの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限りま す。以下この表において同じとします。)に関する料金の月間 累計額について、割引選択回線の契約者からの申出によりイ に規定する料金を適用することをいいます。 イ 同一の構内又は同一の建物内にある（これに準ずる区域内 であって、当社の基準に適合するときを含みます。）契約者の 割引選択回線に係る通話に関する料金（特定月極割引の割引 対象となる通話のうち、区域内通話及び国際通話を除き、他 の月極割引の適用前の料金とします。）の平均が8,000円 (8,800円)以上でこの月極割引適用前3料金月の割引選択回 線群における割引適用前通話料金の平均が75万円(82.5万円) 未満の場合であって、その料金の月間累計額が300万円(330 万円)以上の利用を最低12料金月継続して利用する申出があ った場合、当社が別に定める場合に、次表に規定する額を特 定月極割引の割引額の規定（国際通話を除きます）にかかわ らず適用します。 <table><tr><td><u>この月極割引の対象となる 割引選択回線群に係る通話 に関する月間累計額</u></td><td><u>支払額</u></td></tr><tr><td><u>130万円(143万円)以上650 万円(715万円)未満の場合</u></td><td><u>130万円(143万円)</u></td></tr><tr><td><u>650万円(715万円)以上の場 合</u></td><td><u>650万円(715万円)以上の月額 累計額に0.535を乗じて得た 額に130万円(143万円)を加算 した額</u></td></tr></table> ウ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する 料金は、割引選択回線群を構成する割引選択回線の契約者又 は当社が別に定めるところにより、その契約者があらかじめ 指定する割引選択回線の契約者に請求します。 エ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する 料金の請求の取扱い及びこの月極割引の対象となる通話につ いては、特定月極割引の規定によります。 (注1) アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその 適用が必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げる ものとします。(「長期高額利用による通話料金の月極割引 (タイプ1)」の(1)欄のアに規定するプラン1－4の適用 を受けている場合に限ります。) ・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による 通話料金の月極割引Ⅱ (注2) イに規定する当社が別に定める場合とは、割引選択代 表回線を含む長期高額利用回線群のそれぞれの割引選択代 表回線の契約者と同一の者が契約者となる電気通信回線が 当社の専用サービス契約約款及びIP通信網サービス契約 約款に規定する長期高額利用割引の適用を受けているとみ なした場合にその適用の対象となる利用額の合計が、申出 のあった日を含む料金月の前料金月から前12料金月におい て4,000万円(4,400万円)以上であったことを当社が確認し た場合とします。	<u>この月極割引の対象となる 割引選択回線群に係る通話 に関する月間累計額</u>	<u>支払額</u>	<u>130万円(143万円)以上650 万円(715万円)未満の場合</u>	<u>130万円(143万円)</u>	<u>650万円(715万円)以上の場 合</u>	<u>650万円(715万円)以上の月額 累計額に0.535を乗じて得た 額に130万円(143万円)を加算 した額</u>
<u>この月極割引の対象となる 割引選択回線群に係る通話 に関する月間累計額</u>	<u>支払額</u>						
<u>130万円(143万円)以上650 万円(715万円)未満の場合</u>	<u>130万円(143万円)</u>						
<u>650万円(715万円)以上の場 合</u>	<u>650万円(715万円)以上の月額 累計額に0.535を乗じて得た 額に130万円(143万円)を加算 した額</u>						
<u>(2) 承諾</u>	ア この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、1の割 引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。こ の場合においてその申出が新たに割引選択回線群を構成する 申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申 し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該 当するものである場合に限り、これを承諾します。						

	(ア) <u>その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</u> (イ) <u>その申出のあった割引選択回線の契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものに限ります。)の適用を受けるときはこの限りではありません。)</u> (ウ) <u>割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。</u> (エ) <u>その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。)</u> (オ) <u>その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなるとき。</u> (カ) <u>(1)欄のエの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠りまたは怠るおそれがないとき。</u> (キ) <u>その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</u> ウ <u>イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</u>
<u>(3) 月極割引の適用</u>	ア <u>この月極割引の適用は、この通話料金別表に規定する特定月極割引の規定により適用します。</u> イ <u>割引選択回線の契約者に係る通話に関する料金の月間累計額が300万円(330万円)未満若しくは、各割引選択回線の通話に関する料金の平均が8,000円(8,800円)未満となった状態が3料金月連続して発生した場合は、割引選択回線の契約者の申出によらずこの月極割引の適用を廃止します。この場合、月極割引の適用は当社がその事実を知った日を含む料金月の末日までとします。</u>
<u>(4) 1 割引選択回線あたりの通話に関する料金の計算</u>	ア <u>当社はこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき、又は料金返還その他の場合において1割引選択回線あたりの通話((1)欄のイに規定する通話に限ります。以下同じとします。)に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。</u> <u>1 割引</u> <u>選択回</u> <u>線当た</u> <u>りの通</u> <u>話に関</u> <u>する料</u> <u>金</u> <u>=</u> <u>特定月極割引</u> <u>とこの月極割</u> <u>引の双方を適</u> <u>用する前のそ</u> <u>の割引選択回</u> <u>線に係る通話</u> <u>に関する料金</u> <u>×</u> <u>特定月極割引とこの月極</u> <u>割引の双方を適用した後</u> <u>の割引選択回線群に係る</u> <u>通話に關す料金</u>

63 長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ12）

<u>区 分</u>	<u>内 容</u>
<u>(1) 定義等</u>	ア 「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ12）」と

	は、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けている割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（エの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、割引選択回線の契約者からの申出によりイに規定する割引を行うことをいいます。 イ 契約者の割引選択回線群に係る各割引選択回線の通話に関する料金（特定月極割引の割引対象となる通話のうち、都道府県の区域に終始する一般通話及び国際通話を除き、他の月極割引の適用前の料金とします。）の平均が9,000円（9,900円）以上であって、この月極割引適用前3料金月の割引選択回線群における割引適用前通話料金の平均が80万円（88万円）以下の場合で、その料金の月額累計額が150万円（165万円）以上の利用する申出を行った場合、若しくは、契約者の割引選択回線群に係る各割引選択回線の通話に関する料金の平均が3,000円（3,300円）以上であって、この月極割引適用前3料金月の割引選択回線群における割引適用前通話料金の平均が1,300万円（1,430万円）以下の場合で、その料金の月額累計額が2,200万円（2,420万円）以上の利用する申出を行った場合、または、契約者の割引選択回線群に係る各割引選択回線の通話に関する料金（特定月極割引の割引対象となる通話のうち、区域内通話及び国際通話を除き、他の月極割引の適用前の料金とします。）の平均が3,000円（3,300円）以上であって、その割引選択回線群に係る料金の月額累計額が3,000万円（3,300万円）以上の利用を行う申出を行った場合、特定月極割引の割引額（区域内通話を除きます。）の欄の算出式の数値に0.1を加算し、この通話料金別表に規定する当社が別に定める月極割引を適用します。 ウ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群を構成する割引選択回線の契約者又は当社が別に定めるところにより、その契約者があらかじめ指定する割引選択回線の契約者に請求します。 エ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱い及びこの月極割引の対象となる通話については、特定月極割引の規定によります。 （注1）アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。（「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ1）」の（1）欄のアに規定するプラン1－4の適用を受けている場合に限ります。） ・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ （注2）この月極割引の適用を受ける間は、イに規定するこの通話料金別表に規定する当社が別に定める月極割引を、その条件に関わらず、本月極割引の規定により適用します。
<u>（2）承諾</u>	ア この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 （ア）その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。

	(イ) <u>その申出のあった割引選択回線の契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものに限ります。)の適用を受けるときはこの限りではありません。)</u> (ウ) <u>割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。</u> (エ) <u>その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。)</u> (オ) <u>その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなるとき。</u> (カ) <u>(1) 欄のエの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠りまたは怠るおそれがないとき。</u> (キ) <u>その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</u> ウ <u>イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</u>																																								
<u>(3) 月極割引の適用</u>	ア <u>この月極割引の適用は、この通話料金別表に規定する特定月極割引の規定により適用します。</u> イ <u>割引選択回線の契約者に係る通話に関する料金の月間累計額が150万円 (165万円)未満若しくは、各割引選択回線の通話に関する料金の平均が9,000円 (9,900円)未満となった状態、割引選択回線の契約者に係る通話に関する料金の月間累計額が2,500万円 (2,750万円)未満若しくは、各割引選択回線の通話に関する料金の平均が3,000円 (3,300円)未満となった状態、または、割引選択回線の契約者に係る通話に関する料金の月間累計額が3,000万円 (3,300万円)未満若しくは、各割引選択回線の通話に関する料金の平均が3,000円 (3,300円)未満となった状態が3料金月連続して発生した場合は、割引選択回線の契約者の申出によらずこの月極割引の適用を廃止します。この場合、月極割引の適用は当社がその事実を知った日を含む料金月の末日までとします。</u>																																								
<u>(4) 1 割引選択回線あたりの通話に関する料金の計算</u>	ア <u>当社はこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき、又は料金返還その他の場合において1 割引選択回線あたりの通話 ((1) 欄のイに規定する通話に限ります。以下同じとします。)</u>に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。 <table><tr><td><u>1 割引</u></td><td></td><td><u>特定月極割引</u></td><td></td><td><u>特定月極割引とこの月極</u></td></tr><tr><td><u>選択回</u></td><td></td><td><u>とこの月極割</u></td><td></td><td><u>割引の双方を適用した後</u></td></tr><tr><td><u>線当た</u></td><td></td><td><u>引の双方を適</u></td><td></td><td><u>の割引選択回線群に係る</u></td></tr><tr><td><u>りの通</u></td><td><u>=</u></td><td><u>用する前のそ</u></td><td><u>×</u></td><td><u>通話に関する料金</u></td></tr><tr><td><u>話に関</u></td><td></td><td><u>の割引選択回</u></td><td></td><td><u>特定月極割引とこの月極</u></td></tr><tr><td><u>する料</u></td><td></td><td><u>線に係る通話</u></td><td></td><td><u>割引の双方を適用する前</u></td></tr><tr><td><u>金</u></td><td></td><td><u>に関する料金</u></td><td></td><td><u>の割引選択回線群に係る</u></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td><u>通話に関する料金</u></td></tr></table>	<u>1 割引</u>		<u>特定月極割引</u>		<u>特定月極割引とこの月極</u>	<u>選択回</u>		<u>とこの月極割</u>		<u>割引の双方を適用した後</u>	<u>線当た</u>		<u>引の双方を適</u>		<u>の割引選択回線群に係る</u>	<u>りの通</u>	<u>=</u>	<u>用する前のそ</u>	<u>×</u>	<u>通話に関する料金</u>	<u>話に関</u>		<u>の割引選択回</u>		<u>特定月極割引とこの月極</u>	<u>する料</u>		<u>線に係る通話</u>		<u>割引の双方を適用する前</u>	<u>金</u>		<u>に関する料金</u>		<u>の割引選択回線群に係る</u>					<u>通話に関する料金</u>
<u>1 割引</u>		<u>特定月極割引</u>		<u>特定月極割引とこの月極</u>																																					
<u>選択回</u>		<u>とこの月極割</u>		<u>割引の双方を適用した後</u>																																					
<u>線当た</u>		<u>引の双方を適</u>		<u>の割引選択回線群に係る</u>																																					
<u>りの通</u>	<u>=</u>	<u>用する前のそ</u>	<u>×</u>	<u>通話に関する料金</u>																																					
<u>話に関</u>		<u>の割引選択回</u>		<u>特定月極割引とこの月極</u>																																					
<u>する料</u>		<u>線に係る通話</u>		<u>割引の双方を適用する前</u>																																					
<u>金</u>		<u>に関する料金</u>		<u>の割引選択回線群に係る</u>																																					
				<u>通話に関する料金</u>																																					

区 分	内 容
<u>（１）定義等</u>	<u>ア 「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ13）」とは、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けている割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（エの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限りま</u> <u>す。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、割引選択回線の契約者からの申出によりイに規定する割引を行うことをいいます。</u> <u>イ 契約者の割引選択回線群に係る各割引選択回線の通話に関する料金（特定月極割引の割引対象となる通話のうち、都道府県の区域に終始する一般通話及び国際通話を除き、他の月極割引の適用前の料金とします。）の平均が9,000円（9,900円）以上であって、この月極割引適用前3料金月の割引選択回線群における割引適用前通話料金の平均が75万円（82.5万円）以下の場合で、その料金の月額累計額が150万円（165万円）以上の利用する申出を行った場合、若しくは、契約者の割引選択回線群に係る各割引選択回線の通話に関する料金の平均が3,000円（3,300円）以上であって、この月極割引適用前3料金月の割引選択回線群における割引適用前通話料金の平均が1,100万円（1,210万円）以下の場合で、その料金の月額累計額が2,200万円（2,420万円）以上の利用する申出を行った場合にこの通話料金別表に規定する当社が別に定める月極割引を適用します。</u> <u>ウ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群を構成する割引選択回線の契約者又は当社が別に定めるところにより、その契約者があらかじめ指定する割引選択回線の契約者に請求します。</u> <u>エ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱い及びこの月極割引の対象となる通話については、特定月極割引の規定によります。</u> <u>（注１）アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。（「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ1）」の（１）欄のアに規定するプラン1－4の適用を受けている場合に限りま</u> <u>す。）</u> <u>・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ</u> <u>（注２）この月極割引の適用を受ける間は、イに規定するこの通話料金別表に規定する当社が別に定める月極割引を、その条件に関わらず、本月極割引の規定により適用します。</u>
<u>（２）承諾</u>	<u>ア この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。</u> <u>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</u> <u>（キ）その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</u> <u>（ク）その申出のあった割引選択回線の契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める</u>

	<u>団体であるとき。（この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限ります。）の適用を受けるときはこの限りではありません。）</u> <u>（ケ）割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。</u> <u>（コ）その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。（割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。）</u> <u>（サ）その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなるとき。</u> <u>（シ）（１）欄のエの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠りまたは怠るおそれがないとき。</u> <u>（キ）その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</u> <u>ウ　イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</u>
<u>（３）月極割引の適用</u>	<u>ア　この月極割引の適用は、この通話料金別表に規定する特定月極割引の規定により適用します。</u> <u>イ　割引選択回線の契約者に係る通話に関する料金の月間累計額が150万円（165万円）未満若しくは、各割引選択回線の通話に関する料金の平均が9,000円（9,900円）未満となった状態または割引選択回線の契約者に係る通話に関する料金の月間累計額が2,200万円（2,420万円）未満若しくは、各割引選択回線の通話に関する料金の平均が3,000円（3,300円）未満となった状態が３料金月連続して発生した場合は、割引選択回線の契約者の申出によらずこの月極割引の適用を廃止します。この場合、月極割引の適用は当社がその事実を知った日を含む料金月の末日までとします。</u>
<u>（４）１割引選択回線あたりの通話に関する料金の計算</u>	<u>ア　当社はこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき、又は料金返還その他の場合において１割引選択回線あたりの通話（（１）欄のイに規定する通話に限ります。以下同じと</u> <u>します。）に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。</u> <u>１割引</u> <u>選択回</u> <u>線当た</u> <u>りの通</u> <u>話に関</u> <u>する料</u> <u>金</u> <u>=</u> <u>特定月極割引</u> <u>とこの月極割</u> <u>引の双方を適</u> <u>用する前のそ</u> <u>の割引選択回</u> <u>線に係る通話</u> <u>に関する料金</u> <u>×</u> <u>特定月極割引とこの月極</u> <u>割引の双方を適用した後</u> <u>の割引選択回線群に係る</u> <u>通話に関する料金</u>

65　長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ14）

<u>区　分</u>	<u>内　　　　容</u>

(1) 定義等	<u>ア 「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ14）」とは、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けている割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（力の規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、割引選択回線の契約者からの申出によりイに規定する割引を行うことをいいます。</u> <u>イ 契約者の割引選択回線に係る通話に関する料金（特定月極割引の割引対象となる通話のうち、区域内通話及び国際通話を除き、他の月極割引の適用前の料金とします。）の平均が8,000円（8,800円）以上であって、その終端の場所が同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。以下この表において同じとします。）又は同一の建物内にあるものにより構成される回線群に係る通話に関する料金の月間累計額が150万円（165万円）以上の利用を行う申出をした場合に、特定月極割引の割引額（区域内通話を除きます。）の欄の算出式の数値に0.04を加算し、この通話料金別表に規定する当社が別に定める月極割引の適用を行うこととします。</u> <u>ウ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群を構成する割引選択回線の契約者又は当社が別に定めるところにより、その契約者があらかじめ指定する割引選択回線の契約者に請求します。</u> <u>エ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱い及びこの月極割引の対象となる通話については、特定月極割引の規定によります。</u> <u>（注1）アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。（「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ1）」の(1)欄のアに規定するプラン1－4の適用を受けている場合に限りします。）</u> <u>・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ</u> <u>（注2）この月極割引の適用を受ける間は、イに規定するこの通話料金別表に規定する当社が別に定める月極割引の規定の(1)欄のア及び(3)欄のキの規定にかかわらず、この月極割引の適用を受ける割引選択回線群であって、その終端の場所が同一の構内又は同一の建物内にあるものにより構成される回線群に係る通話に関する料金の月間累計額が150万円（165万円）以上の場合と読み替えます。</u>
(2) 承諾	<u>ア この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。</u> <u>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</u> <u>（ア）その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</u> <u>（イ）その申出のあった割引選択回線の契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。（この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるもの</u>

	<u>に限ります。)</u>の適用を受けるときはこの限りではありません。<u>せん。)</u> <u>(ウ) 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。</u> <u>(エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。)</u> <u>(オ) その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなるとき。</u> <u>(カ) (1)欄のエの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠りまたは怠るおそれがないとき。</u> <u>(キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</u> <u>ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</u>
<u>(3) 月極割引の適用</u>	<u>ア この月極割引の適用は、この通話料金別表に規定する特定月極割引の規定により適用します。</u> <u>イ 割引選択回線の契約者に係る通話に関する料金の月間累計額が150万円 (165万円)未満もしくは、各割引選択回線の通話に関する料金の平均が8,000円 (8,800円)未満となった状態が3料金月連続して発生した場合は、割引選択回線の契約者の申出によらずこの月極割引の適用を廃止します。この場合、月極割引の適用は当社がその事実を知った日を含む料金月の末日までとします。</u>
<u>(4) 1 割引選択回線あたりの通話に関する料金の計算</u>	<u>ア 当社はこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき、又は料金返還その他の場合において1割引選択回線あたりの通話((1)欄のイに規定する通話に限ります。以下同じとします。)に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。</u> <u>1 割引</u> <u>選択回</u> <u>線当た</u> <u>りの通</u> <u>話に関</u> <u>する料</u> <u>金</u> <u>=</u> <u>特定月極割引</u> <u>とこの月極割</u> <u>引の双方を適</u> <u>用する前のそ</u> <u>の割引選択回</u> <u>線に係る通話</u> <u>に関する料金</u> <u>×</u> <u>特定月極割引とこの月極</u> <u>割引の双方を適用した後</u> <u>の割引選択回線群に係る</u> <u>通話に関する料金</u> <u>特定月極割引とこの月極</u> <u>割引の双方を適用する前</u> <u>の割引選択回線群に係る</u> <u>通話に関する料金</u>

66 長期高額利用による通話料金の月極割引 (タイプ15)

<u>区 分</u>	<u>内 容</u>
<u>(1) 定義等</u>	<u>ア 「長期高額利用による通話料金の月極割引 (タイプ15)」とは、特定月極割引 (この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。)の適用を受けている割引選択回線群 (この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。)に係る通話 (エの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限りま</u>

	す。<u>以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、割引選択回線の契約者からの申出により伊に規定する割引を行うことをいいます。</u> イ <u>契約者の割引選択回線群に係る各割引選択回線の通話に関する料金（特定月極割引の割引対象となる通話のうち、区域内通話及び国際通話を除き、他の月極割引の適用前の料金とします。）の平均が6,000円（6,600円）以上であって、その割引選択回線群に係る料金の月間累計額が200万円（220万円）以上の利用を行う申出をした場合、特定月極割引の割引額（区域内通話を除きます。）の欄の算出式の数値に0.06を加算し、この通話料金別表に規定する当社が別に定める月極割引を適用します。</u> ウ <u>この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群を構成する割引選択回線の契約者又は当社が別に定めるところにより、その契約者があらかじめ指定する割引選択回線の契約者に請求します。</u> エ <u>この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱い及びこの月極割引の対象となる通話については、特定月極割引の規定によります。</u> <u>（注1）アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。（「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ1）」の(1)欄のアに規定するプラン1－4の適用を受けている場合に限ります。）</u> <u>・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ</u> <u>（注2）この月極割引の適用を受ける間は、イに規定するこの通話料金別表に規定する当社が別に定める月極割引を、その条件に関わらず、本月極割引の規定により適用します。</u>
(2) 承諾	ア <u>この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。</u> イ <u>当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</u> <u>（ア）その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</u> <u>（イ）その申出のあった割引選択回線の契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。（この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限ります。）の適用を受けるときはこの限りではありません。）</u> <u>（ウ）割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。</u> <u>（エ）その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。（割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。）</u> <u>（オ）その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなるとき。</u> <u>（カ）（1）欄のエの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</u> <u>（キ）その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</u>

	<u>ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</u>																																								
<u>(3) 月極割引の適用</u>	<u>ア この月極割引の適用は、この通話料金別表に規定する特定月極割引の規定により適用します。</u> <u>イ 割引選択回線の契約者に係る通話に関する料金の月間累計額が200万円（220万円）未満若しくは、各割引選択回線の通話に関する料金の平均が6,000円（6,600円）未満となった状態が3料金月連続して発生した場合は、割引選択回線の契約者の申出によらずこの月極割引の適用を廃止します。この場合、月極割引の適用は当社がその事実を知った日を含む料金月の末日までとします。</u>																																								
<u>(4) 1割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算</u>	<u>ア 当社はこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき、又は料金返還その他の場合において1割引選択回線当たりの通話（(1)欄のイに規定する通話に限ります。以下同じとします。）に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。</u> <table><tr><td><u>1割引</u></td><td></td><td><u>特定月極割引</u></td><td></td><td><u>特定月極割引とこの月極</u></td></tr><tr><td><u>選択回</u></td><td></td><td><u>とこの月極割</u></td><td></td><td><u>割引の双方を適用した後</u></td></tr><tr><td><u>線当た</u></td><td></td><td><u>りの双方を適</u></td><td></td><td><u>の割引選択回線群に係る</u></td></tr><tr><td><u>りの通</u></td><td><u>=</u></td><td><u>用する前のそ</u></td><td><u>×</u></td><td><u>通話に關す料金</u></td></tr><tr><td><u>話に關</u></td><td></td><td><u>の割引選択回</u></td><td></td><td><u>特定月極割引とこの月極</u></td></tr><tr><td><u>する料</u></td><td></td><td><u>線に係る通話</u></td><td></td><td><u>割引の双方を適用する前</u></td></tr><tr><td><u>金</u></td><td></td><td><u>に関する料金</u></td><td></td><td><u>の割引選択回線群に係る</u></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td><u>通話に関する料金</u></td></tr></table>	<u>1割引</u>		<u>特定月極割引</u>		<u>特定月極割引とこの月極</u>	<u>選択回</u>		<u>とこの月極割</u>		<u>割引の双方を適用した後</u>	<u>線当た</u>		<u>りの双方を適</u>		<u>の割引選択回線群に係る</u>	<u>りの通</u>	<u>=</u>	<u>用する前のそ</u>	<u>×</u>	<u>通話に關す料金</u>	<u>話に關</u>		<u>の割引選択回</u>		<u>特定月極割引とこの月極</u>	<u>する料</u>		<u>線に係る通話</u>		<u>割引の双方を適用する前</u>	<u>金</u>		<u>に関する料金</u>		<u>の割引選択回線群に係る</u>					<u>通話に関する料金</u>
<u>1割引</u>		<u>特定月極割引</u>		<u>特定月極割引とこの月極</u>																																					
<u>選択回</u>		<u>とこの月極割</u>		<u>割引の双方を適用した後</u>																																					
<u>線当た</u>		<u>りの双方を適</u>		<u>の割引選択回線群に係る</u>																																					
<u>りの通</u>	<u>=</u>	<u>用する前のそ</u>	<u>×</u>	<u>通話に關す料金</u>																																					
<u>話に關</u>		<u>の割引選択回</u>		<u>特定月極割引とこの月極</u>																																					
<u>する料</u>		<u>線に係る通話</u>		<u>割引の双方を適用する前</u>																																					
<u>金</u>		<u>に関する料金</u>		<u>の割引選択回線群に係る</u>																																					
				<u>通話に関する料金</u>																																					

- 67 削除
- 68 長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ17）

<u>区 分</u>	<u>内 容</u>
<u>(1) 定義等</u>	<u>ア</u> 「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ17）」とは、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けている割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（オの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、割引選択回線の契約者からの申出によりイ及びウに規定する割引を行うことをいいます。 <u>イ</u> 契約者の割引選択回線に係る通話に関する料金（特定月極割引の割引対象となる通話のうち、区域内通話及び国際通話を除き、他の月極割引の適用前の料金とします。）の平均が9,000円（9,900円）以上であって、その終端の場所が同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。以下この表において同じとします。）又は同一の建物内にあるものにより構成される回線群に係る通話に関する料金の月間累計額が250万円（275万円）以上の利用を行う申出をした場合に、特定月極割引の割引額（区域内通話を除きます。）の欄の算出式の数値に0.06を加算することとします。 <u>ウ</u> 削除 <u>エ</u> この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群を構成する割引選択回線の契約者又は当社が別に定めるところにより、その契約者があらかじめ

	<u>め指定する割引選択回線の契約者に請求します。</u> <u>オ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱い及びこの月極割引の対象となる通話については、特定月極割引の規定によります。</u> <u>(注 1) アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。(「長期高額利用による通話料金の月極割引(タイプ1)」の(1)欄のAに規定するプラン1－4又は(1)欄のエに規定するプラン1－4の適用を受けている場合に限ります。)</u> <u>・ 回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ</u> <u>(注 2) この月極割引の適用を受ける間は、イに規定するこの通話料金別表に規定する当社が別に定める月極割引を、その条件に関わらず、本月極割引の規定により適用します。</u>	
<u>(2) 承諾</u>	<u>ア この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。</u> <u>イ 当社は、Aに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</u> <u>(ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</u> <u>(イ) その申出のあった割引選択回線の契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものに限ります。)の適用を受けるときはこの限りではありません。)</u> <u>(ウ) 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。</u> <u>(エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。)</u> <u>(オ) その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなるとき。</u> <u>(カ) (1)欄のエの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</u> <u>(キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</u> <u>ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</u>	
<u>(3) 月極割引の適用</u>	<u>ア この月極割引の適用は、この通話料金別表に規定する特定月極割引の規定により適用します。</u> <u>イ 割引選択回線の契約者に係る通話に関する料金の月間累計額が250万円(275万円)未満若しくは、各割引選択回線の通話に関する料金の平均が9,000円(9,900円)未満となった状態が3料金月連続して発生した場合は、割引選択回線の契約者の申出によらずこの月極割引の適用を廃止します。この場合、月極割引の適用は当社がその事実を知った日を含む料金月の末日までとします。</u>	

(4) 1 割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	ア 当社はこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき、又は料金返還その他の場合において 1 割引選択回線当たりの通話（(1) 欄のイに規定する通話に限ります。以下同じとします。）に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。 （ア）（イ）以外るとき $\frac{\text{1 割引選択回線当たりの通話に関する料金}}{\text{特定月極割引とこの月極割引の双方を適用する前のその割引選択回線に係る通話に関する料金}} \times \text{特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金}$

69 長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ18）

区 分	内 容
(1) 定義等	ア 「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ18）」とは、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けている割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（エの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、割引選択回線の契約者からの申出によりイに規定する割引を行うことをいいます。 イ 契約者の割引選択回線群に係る各割引選択回線の通話に関する料金（特定月極割引の割引対象となる通話のうち、都道府県の区域に終始する一般通話及び国際通話を除き、他の月極割引の適用前の料金とします。）の平均が3,000円（3,300円）以上であって、この月極割引適用前3料金月の割引選択回線群における割引適用前通話料金の平均が1,300万円（1,430万円）以下の場合で、その料金の月額累計額が2,500万円（2,750万円）以上の利用する申出を行った場合、または、契約者の割引選択回線群に係る各割引選択回線の通話に関する料金（特定月極割引の割引対象となる通話のうち、区域内通話及び国際通話を除き、他の月極割引の適用前の料金とします。）の平均が3,000円（3,300円）以上であって、その割引選択回線群に係る料金の月額累計額が2,200万円（2,420万円）以上の利用を行う申出を行った場合、特定月極割引の割引額（区域内通話を除きます。）の欄の算出式の数値に0.158を加算し、この通話料金別表に規定する当社が別に定める月極割引を適用します。 ウ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群を構成する割引選択回線の契約者又は当社が別に定めるところにより、その契約者があらかじめ指定する割引選択回線の契約者に請求します。 エ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱い及びこの月極割引の対象となる通話については、特定月極割引の規定によります。 （注1）アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。（「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ1）」の(1) 欄のアに規定するプラン1－4の適用を受けている場合に限ります。） ・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による

	<u>通話料金の月極割引Ⅱ</u> <u>(注2) この月極割引の適用を受ける間は、イに規定するこの通話料金別表に規定する当社が別に定める月極割引を、その条件に関わらず、本月極割引の規定により適用します。</u>
<u>(2) 承諾</u>	<u>ア この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。</u> <u>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</u> <u>(ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</u> <u>(イ) その申出のあった割引選択回線の契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものに限ります。)の適用を受けるときはこの限りではありません。)</u> <u>(ウ) 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。</u> <u>(エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。)</u> <u>(オ) その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなるとき。</u> <u>(カ) (1)欄のエの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠りまたは怠るおそれがないとき。</u> <u>(キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</u> <u>ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</u>
<u>(3) 月極割引の適用</u>	<u>ア この月極割引の適用は、この通話料金別表に規定する特定月極割引の規定により適用します。</u> <u>イ 割引選択回線の契約者に係る通話に関する料金の月間累計額が2,500万円(2,750万円)未満若しくは、各割引選択回線の通話に関する料金の平均が3,000円(3,300円)未満となった状態、または、割引選択回線の契約者に係る通話に関する料金の月間累計額が2,200万円(2,420万円)未満若しくは、各割引選択回線の通話に関する料金の平均が3,000円(3,300円)未満となった状態が3料金月連続して発生した場合は、割引選択回線の契約者の申出によらずこの月極割引の適用を廃止します。この場合、月極割引の適用は当社がその事実を知った日を含む料金月の末日までとします。</u>
<u>(4) 1割引選択回線あたりの通話に関する料金の計算</u>	<u>ア 当社はこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき、又は料金返還その他の場合において1割引選択回線あたりの通話((1)欄のイに規定する通話に限ります。以下同じとします。)に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。</u>

	1 割引 選択回 線当た りの通 話に関 する料 金	特定月極割引 とこの月極割 引の双方を適 用する前のそ の割引選択回 線に係る通話 に関する料金	特定月極割引とこの月極 割引の双方を適用した後 の割引選択回線群に係る 通話に関する料金

70 長期継続利用による通話料金の月極割引 I

区 分	内 容																					
(1) 定義等	ア 「長期継続利用による通話料金の月極割引Ⅰ」とは、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下、この表において同じとします。）の適用を受けている割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線又は他社直収電話等利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）を構成する利用回線又は他社直収電話等利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）の契約者に係る通話（キの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金（特定月極割引の適用前の料金であって当社が別に定める月極割引の適用を受けている場合はその月極割引の適用後の料金とします。以下この表において同じとします。）の月間累計額について、次表に定める契約期間において、この月極割引の継続利用を行う申出をした場合に同表に規定する額の割引を行うことをいいます。この場合、この月極割引には同表の 6 種類があり、あらかじめいずれか 1 つを選択していただきます。 1 割引選択回線群ごとに <table><tr><th>種 類</th><th>契約期間</th><th>割 引 額</th></tr><tr><td><u>(1) プラン 1</u></td><td><u>12ヶ月</u></td><td><u>1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.03を乗じて得た額</u></td></tr><tr><td><u>(2) プラン 2</u></td><td><u>24ヶ月</u></td><td><u>1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.04を乗じて得た額</u></td></tr><tr><td><u>(3) プラン 3</u></td><td><u>36ヶ月</u></td><td><u>1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.05を乗じて得た額</u></td></tr><tr><td><u>(4) プラン 4</u></td><td><u>48ヶ月</u></td><td><u>1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.05を乗じて得た額</u></td></tr><tr><td><u>(5) プラン 5</u></td><td><u>60ヶ月</u></td><td><u>1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.05を乗じて得た額</u></td></tr><tr><td><u>(6) プラン 6</u></td><td><u>72ヶ月</u></td><td><u>1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.05を乗じて得た額</u></td></tr></table> イ 特定月極割引の規定にかかわらず、特定月極割引とこの月極割引（ウに規定する固定優先接続特別割引の適用を受けている場合を含みます。以下この表において同じとします。）の	種 類	契約期間	割 引 額	<u>(1) プラン 1</u>	<u>12ヶ月</u>	<u>1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.03を乗じて得た額</u>	<u>(2) プラン 2</u>	<u>24ヶ月</u>	<u>1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.04を乗じて得た額</u>	<u>(3) プラン 3</u>	<u>36ヶ月</u>	<u>1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.05を乗じて得た額</u>	<u>(4) プラン 4</u>	<u>48ヶ月</u>	<u>1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.05を乗じて得た額</u>	<u>(5) プラン 5</u>	<u>60ヶ月</u>	<u>1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.05を乗じて得た額</u>	<u>(6) プラン 6</u>	<u>72ヶ月</u>	<u>1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.05を乗じて得た額</u>
種 類	契約期間	割 引 額																				
<u>(1) プラン 1</u>	<u>12ヶ月</u>	<u>1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.03を乗じて得た額</u>																				
<u>(2) プラン 2</u>	<u>24ヶ月</u>	<u>1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.04を乗じて得た額</u>																				
<u>(3) プラン 3</u>	<u>36ヶ月</u>	<u>1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.05を乗じて得た額</u>																				
<u>(4) プラン 4</u>	<u>48ヶ月</u>	<u>1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.05を乗じて得た額</u>																				
<u>(5) プラン 5</u>	<u>60ヶ月</u>	<u>1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.05を乗じて得た額</u>																				
<u>(6) プラン 6</u>	<u>72ヶ月</u>	<u>1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.05を乗じて得た額</u>																				

双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線のうちその割引選択回線群を代表する回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の契約者又は当社が別に定めるところによりその契約者があらかじめ指定する割引選択回線の契約者に請求します。

ウ この月極割引の適用を受けている利用回線の電話等利用契約者が、特定協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定に係る県内市外通話、県間市外通話、国際通話の各通話区分又は県内市外通信、県間市外通信、国際通信の各通信区分（以下この表において「各固定区分」といいます。）について当社の事業者識別番号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この表において同じとします。）を指定しており、その回線の指定した区分に係る通話に関する料金（当社が別に定める月極割引を適用している場合はその月極割引の適用後の料金とします。以下この表において同じとします。）の月間累計額の合計が1万円（1.1万円）以上の場合、その回線の指定した区分に係る通話に関する料金の割引額算出について、アの表の割引額の欄の算出式の数値に0.05を加算することとします。（以下この表において「固定優先接続特別割引」といいます。）

エ ウの規定にかかわらず、アの(4)から(6)について、ウに規定する各固定区分について当社の事業者識別番号を指定した区分に係る通話に関する料金の月間累計額の合計が100万円（110万円）以上の場合、その回線の指定した区分に係る通話に関する料金の割引額算出について、アの表の割引額の欄の算出式の数値に次表の数値を加算することとします。

種 類	契約期間	数 値
(4) プラン4	48ヶ月	0.10
(5) プラン5	60ヶ月	0.13
(6) プラン6	72ヶ月	0.15

オ この月極割引を選択する割引選択回線の契約者が申出を行う場合であって、割引選択回線の終端の場所が同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内にあるものにより構成される回線群に係るフリーダイヤル通話に関する料金（キの規定によりこの月極割引の対象となる通話に携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行うフリーダイヤル通話及び同一の単位料金区域内のフリーダイヤル通話を含むものとし、当社が別に定める月極割引を適用している場合はその月極割引の適用後の料金とします。以下この表において「判定フリーダイヤル通話」といいます。）の月間累計額の合計が1万円（1.1万円）以上の場合は、その回線群に係るフリーダイヤル通話（キの規定によりこの月極割引の対象となるフリーダイヤル通話をいいます。以下オの規定において同じとします。）に関する料金の割引額算出について、アの表の割引額の欄の算出式の数値に0.05を加算することとし、アの(4)から(6)について、判定フリーダイヤル通話の月間累計額の合計が100万円（110万円）以上の場合は、その回線群に係るフリーダイヤル通話に関する料金の割引額算出について、アの表の割引額の欄の算出式の数値に更に次表の数値を加算することとします。（以下この表において「フリーダイヤル通話特別割引」といいます。）

種 類	契約期間	数 値
(4) プラン4の場合	48ヶ月	0.05

	<table><tr><td>(5) プラン 5 の場合</td><td>60ヶ月</td><td>0.08</td></tr><tr><td>(6) プラン 6 の場合</td><td>72ヶ月</td><td>0.10</td></tr></table> <u>カ 削除</u> <u>キ この月極割引の対象となる通話は特定月極割引の対象となる通話とします。(携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話、区域内通話、 I P 電話設備 (当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第 2 号に規定する電気通信番号を利用するものに限りません。) から行うフリーダイヤル通話及び I P 電話設備 (電気通信番号規則第10条第 2 号に規定する電気通信番号を利用するものに限りません。)に係る他社通話に伴って行うフリーダイヤル通話を除きます。)</u> <u>ただし、固定優先接続特別割引については、フリーダイヤル通話を除くこととし、フリーダイヤル通話特別割引については、携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話、区域内通話を除きます。</u> <u>(注) アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。</u> <u>・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ</u> <u>・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ</u>	(5) プラン 5 の場合	60ヶ月	0.08	(6) プラン 6 の場合	72ヶ月	0.10
(5) プラン 5 の場合	60ヶ月	0.08					
(6) プラン 6 の場合	72ヶ月	0.10					
(2) 承諾	<u>ア この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、 1 の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。</u> <u>イ この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、アに規定する申出を行う際、(1)欄のアに規定する契約期間においてこの月極割引を利用する旨を記載した当社所定の書面を、当社が指定する電話等サービス取扱所に提出していただきます。</u> <u>ウ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</u> <u>(ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</u> <u>(イ) 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。</u> <u>(ウ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。</u> <u>(割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。)</u> <u>(エ) その申出の際現に特定月極割引の適用を受けている又は特定月極割引の申出を伴うとき。(特定月極割引の適用を現に受けている場合を除きます。)</u> <u>(オ) 申出のあった割引選択回線群の割引選択代表回線及び割引選択回線群が特定月極割引と同一であるとき。</u> <u>(カ) (1)欄のアの(4)から(6)について、その申し出のあった割引選択回線の終端の場所が同一の構内 (これに準ずる区域内を含みます。以下この表において同じとします。) 又は同一の建物内にあるとき。</u> <u>(キ) (1)欄のイの規定により特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</u> <u>(ク) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</u>						

		<u>エ　　ウに規定する他、当社は、フリーダイヤル通話特別割引の適用を受けることについて申出があったときは、当社の業務の遂行上著しい支障がない場合に限りこれを承諾します。</u> <u>オ　　削除</u> <u>カ　　ウの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</u>	
	<u>(3) 月極割引の適用</u>	<u>ア　　割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</u> <u>イ　　この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</u> <u>ウ　　この月極割引の割引選択回線群に係る通話に関する料金について、特定月極割引の適用を受けない場合は、この月極割引を適用しません。</u> <u>エ　　固定優先接続特別割引は、各固定区分について当社の事業者識別番号を指定していることを特定協定事業者からの通知により当社が確認できた日を含む料金月の翌料金月から適用します。</u> <u>オ　　当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合は生じたときは、この月極割引を廃止します。</u> <u>（ア）　割引選択代表回線の契約者の承諾の取消しがあったとき。</u> <u>（イ）　電話等利用契約の解除があった時。</u> <u>（ウ）　一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u> <u>（エ）　電話等利用権の譲渡があったとき。</u> <u>（オ）　その割引選択回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>（カ）　その割引選択回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合又はその他社直収電話等利用回線が電話サービスに係るものと総合デジタル通信サービスに係るものとの間の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>（キ）　加入電話等契約にかかわる利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>（ク）　(1) 欄のイの規定により特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払い期日を経過してもなお一括して支払わないとき。</u> <u>（ケ）　割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。</u> <u>（コ）　特定月極割引の廃止があったとき。</u> <u>（サ）　(1) 欄のアの(4) から(6) について、その割引選択回線に係る終端の場所が、割引選択回線群と異なる構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は異なる建物内になった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>（シ）　その他(2) 欄のウ、エ又はオに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</u> <u>カ　　この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1 欄の規定による月極割引の廃止後2 欄から6 欄までの規定に該当する場合は生じたときはそれぞれ2 欄から6 欄までの規定によるものとします。</u>	

ただし、オの(コ)の規定によるこの月極割引の廃止があったときは、次表の規定にかかわらず、特定月極割引の適用に準じます。

<u>区 分</u>	<u>月極割引の適用</u>
<u>1 2から6以外により月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>2 電話等利用契約若しくは他社直収電話等付加機能利用契約の解除があったとき（3に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除若しくは第14条の47（他社直収電話等契約の解除に伴う他社直収電話等付加機能利用契約の取扱い）に規定する他社直収電話等付加機能利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>4 オの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>5 オの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>6 オの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>

キ オに規定するほか、当社は各固定区分について当社の事業者識別番号の指定が解除されたことを特定協定事業者からの通知により確認できたときは、固定優先接続特別割引を廃止します。この場合、その廃止があった日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、固定優先接続特別割引の適用を行います。

ク オに規定するほか、当社は、次のいずれかに該当する場合は生じたときはフリーダイヤル通話特別割引を廃止します。この場合、その廃止があった日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、フリーダイヤル通話特別割引の適用を行います。

(ア) 契約者からフリーダイヤル通話特別割引の廃止の申出があったとき。

(イ) (2)欄のエに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

ケ オに規定するほか、当社は、次のいずれかに該当する場合は生じたときはI P特別割引を廃止します。この場合、その

	<u>廃止があった日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、I P特別割引の適用を行います。</u> <u>(ア) 契約者からI P特別割引の廃止の申出があったとき。</u> <u>(イ) (2)欄のオに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</u> <u>コ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</u> <u>サ オの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の契約者に請求します。この場合の支払期日はオの(ク)に規定する支払期日とします。</u> <u>シ 割引選択代表回線の契約者は、1料金月における特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額の月間累計額（消費税相当額を加算しない額とします。）が次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</u> <u>(ア) 最低基準額の算出方法は以下のとおりとします。</u> <u>最低基準額 = $\frac{\text{当該料金月における割引選択回線の総回線数}}{\text{}}$ × 600円</u> <u>(イ) 割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。</u> <u>割引相当額 = $\frac{\text{特定月極割引とこの月極割引の双方を適用する前の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額}}{\text{}}$ × 割引率</u> <u>ス 割引選択代表回線の契約者は、この月極割引の種類の変更（契約期間の延長を伴う場合に限ります。）を行うことができます。この場合において、変更後の種類の月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</u> <u>（注）特定月極割引の端数処理の規定にかかわらず、割引選択回線群に係る通話に関する料金に特定月極割引の割引率とこの月極割引の割引率を合計して得た割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。</u>
<u>(4) 割引選択回線群に係る月極割引の適用期間等</u>	<u>ア 割引選択回線群について、この月極割引を適用する期間は、この月極割引の適用開始日から(1)欄のアの表中に規定する契約期間とします。</u> <u>ただし、割引選択代表回線の契約者から適用期間終了日の10日前までに適用廃止の申出がない場合には、その契約期間と同様の期間延長するものとし、以後も同様とします。</u> <u>イ 削除</u> <u>ウ (3)欄のスの規定によりこの月極割引の種類の変更を行った場合、変更後の月極割引を適用する期間は変更前の種類の月極割引の適用を開始した日から起算して算出します。</u>
<u>(5) 1割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算</u>	<u>ア 当社は、(3)欄のコの規定又は料金返還その他の場合において1割引選択回線当たりの通話（(1)欄のキに規定する通話に限ります。以下同じとします。）に関する料金を確定する必要が生じたときは、次の算式により算出します。</u>

	<u>イ</u> アの場合において、特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてアの規定により算出した1割引選択回線当たりの通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る通話に関する料金に加算します。 <u>ウ</u> イに規定するほか、(1)欄のアの規定に基づきこの月極割引の適用前に適用されるこの通話料金別表に規定する他の月極割引があったときは、アに規定する1割引選択回線当たりの通話に関する料金に、次の算式により算出する1割引選択回線当たりの定額料相当額を加算します。この場合、その月極割引が複数あるときは、それぞれの1割引選択回線当たりの定額料相当額の和をアに規定する1割引選択回線当たりの通話に関する料金に加算します。 <u>1割引選択回線当たり</u> <u>の定額料相当額</u> = <u>その月極割引の定額料</u> × <u>その月極割引適用前の割引選択回線に係る通話に関する料金</u> <u>その月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金</u>

71 削除 72 長期継続利用による通話料金の月極割引Ⅲ

区 分	内 容						
(1) 定義等	ア 「長期継続利用による通話料金の月極割引Ⅲ」とは、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下、この表において同じとします。）の適用を受けている割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線又は他社直収電話等利用回線により構成される回線群でその終端の場所が同一の構内又は同一の建物内にあるもの（これに準ずる区域内であって、当社の基準に適合するときを含みます。）により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）を構成する利用回線又は他社直収電話等利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）の契約者に係る通話（特定月極割引の規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金（特定月極割引の適用前の料金であって当社が別に定める月極割引の適用を受けている場合はその月極割引の適用後の料金とします。以下この表において同じとします。）の月間累計額について、次表に定める契約期間において、この月極割引の継続利用を行う申出をした場合に同表に規定する額の割引を行うことをいいます。この場合、この月極割引には同表の3種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。 1 割引選択回線群ごとに <table><tr><th>種 類</th><th>契約期間</th><th>割 引 額</th></tr><tr><td>(ア) プラン1</td><td>48ヶ月</td><td>1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.05を乗じて得た額</td></tr></table>	種 類	契約期間	割 引 額	(ア) プラン1	48ヶ月	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.05を乗じて得た額
種 類	契約期間	割 引 額					
(ア) プラン1	48ヶ月	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.05を乗じて得た額					

(イ) プラン 2	60ヶ月	1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.05を乗じて得た額
(ウ) プラン 3	72ヶ月	1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.05を乗じて得た額

イ 特定月極割引の規定にかかわらず、特定月極割引とこの月極割引（ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケに規定する特別割引の適用を受けている場合を含みます。以下この表において同じとします。）の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線のうちその割引選択回線群を代表する回線（1 以上の回線とします。以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の契約者又は当社が別に定めるところによりその契約者があらかじめ指定する割引選択回線の契約者に請求します。

ウ 割引選択回線群を構成する利用回線又は他社直収電話等利用回線の契約者の特定月極割引の対象となる通話（特定月極割引の規定にかかわらず、同一の都道府県の区域に終始する通話を含みます。）に係る通話に関する料金及び割引選択回線群の契約者に係る当社が別に定める電気通信サービスの料金の月間累計額（以下この表において「割引適用判定通話等」とします。）について、アに定める契約期間の間、月額平均 1 万円（1.1万円）以上の利用を行う申出をした場合、特定月極割引の対象となる通話からケの（ア）に定める通話を除いた通話について、アの表の割引額の欄の算出式の数値に次表の数値を加算した額の割引を行います。（以下この表において「特別割引 1」といいます。）

種 類	契約期間	数 値
(1) プラン 1	48ヶ月	0.05
(2) プラン 2	60ヶ月	0.05
(3) プラン 3	72ヶ月	0.05

エ 割引適用判定通話等について、アに定める契約期間の間、月額平均100万円（110万円）以上の利用を行う申出をした場合、特定月極割引の対象となる通話からケの（ア）に定める通話を除いた通話（ケの（イ）を除いた通話をいいます。）について、アの表の割引額の欄の算出式の数値に、ウの表の数値に加え、更に次表の数値を加算した額の割引を行います。（以下この表において「特別割引 2」といいます。）

種 類	契約期間	数 値
(1) プラン 1	48ヶ月	0.05
(2) プラン 2	60ヶ月	0.08
(3) プラン 3	72ヶ月	0.10

オ 割引適用判定通話等について、契約者の割引選択回線群に係る各割引選択回線の通話に関する料金の平均が5,000円（5,500円）以上であって、その料金の月額累計額が1,000万円（1,100万円）以上の利用を行う申出をした場合で、36料金月継続して利用を行う申出をした場合、ア、ウ又はエに規定する契約期間の規定にかかわらず、ア、ウおよびエの表のプラン 3 の数値の欄を合算したものに、0.08の数値を加算して適用します。（以下この表において「特別割引 3」といいます。）

カ オに規定する申出を行った場合でフリーダイヤル通話（携帯電話設備、PHS 設備、IP 電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第 2 号に規定する電気通信番

	号を利用するものに限りま。から行うフリーダイヤル通話及び I P 電話設備（電気通信番号規則第10条第 2 号に規定する電気通信番号を利用するものに限りま。）に係る他社通話に伴って行うフリーダイヤル通話を除きま。）を月額100万円（110万円）以上の利用を行う申出をした場合、オに規定する割引率に0.05の数値を加算して適用しま。（以下この表において「特別割引 4」といいま。） キ カに規定する申出を行った場合でこの月極割引の契約者が携帯電話設備に係る他社通話に伴って行われるフリーダイヤル通話を着信できるようにする取り扱いを行っている場合は、カに規定する割引率に0.05の数値を加算して適用し、当社が別に定める月極割引を利用する申出があった場合、当社が別に定める月極割引の数値に0.1を加算して適用しま。（以下この表において「特別割引 5」といいま。） ク 削除 ケ この月極割引を適用する通話は、特定月極割引の対象となる通話のうち、次に該当しないものに限りま。 （ア） 特別割引 1、3、4 及び 5 について、特定協定事業者の電話サービス契約約款又は総合ディジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定に係る県内市外通話、県間市外通話、国際通話の各通話区分又は県内市外通信、県間市外通信、国際通信の各通信区分（以下この表において「各固定区分」といいま。）について当社の事業者識別番号（電気通信番号規則第 5 条に規定する電気通信番号をいいま。以下この表において同じとしま。）を指定していない区分に係る通話、携帯電話設備等の電気通信設備に係る通話のうち当社が別に定める通話。 （イ） 削除 （注 1） アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとしま。 ・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ ・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ ・回線群を単位とする区域内通話を含めたフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引（フリーダイヤルボリューム割引サービス） （注 2） 当社が別に定める電気通信サービスとは次に掲げるものとしま。 ・専用サービス契約約款、 I P 通信網サービス契約約款及びイーサネット通信サービス契約約款に規定するサービス （注 3） キに規定する当社が別に定める月極割引の数値とは次に掲げるものとしま。 ・長期継続利用による通話料金の月極割引Ⅳの(1)アに規定する数値 （注 4） 削除 （注 5） 削除 （注 6） 削除 （注 7） 割引選択回線に係る通話に関する料金の月間累計額に国際通話が含まれている場合はこの限りではありません。
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、1 の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、アに規

	<u>定する申出を行う際、(1)のアに規定する契約期間においてこの月極割引を利用する旨を記載した当社所定の書面を、当社が指定する電話等サービス取扱所に提出していただきます。</u> ウ <u>当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</u> <u>(ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</u> <u>(イ) 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。</u> <u>(ウ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。)</u> <u>(エ) その申出の際現に特定月極割引の適用を受けている又は特定月極割引の申出を伴うとき。</u> <u>(オ) 契約者が指定する特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなるすべての利用回線若しくは他社直収電話等利用回線により構成される回線群と割引選択回線群が同一であるときであって、特定月極割引の適用となる割引選択代表回線がこの月極割引の割引選択代表回線と同一であるとき。</u> <u>(カ) (1)のイの規定により特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</u> <u>(キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</u> エ <u>ウの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</u>
<u>(3) 月極割引の適用</u>	<u>ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</u> <u>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</u> <u>ウ この月極割引の割引選択回線群に係る通話に関する料金について、特定月極割引の適用を受けない場合は、この月極割引を適用しません。</u> <u>エ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線又は他社直収電話等利用回線について当社が別に定める付加機能の提供の開始があったときであってその契約者から申出があったときは、その付加機能に係る通話についてその付加機能の提供開始日を含む料金月の翌料金月からこの月極割引を適用します。</u> <u>オ (1)のケの(ア)に規定する、各固定区分について当社の事業者識別番号を指定していない区分に係る通話以外への特別割引は、各固定区分について当社の事業者識別番号を指定していることを特定協定事業者からの通知により当社が確認できた日を含む料金月の翌料金月から適用します。</u> <u>カ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合が生じたときは、この月極割引を廃止します。</u> <u>(ア) 割引選択代表回線の契約者の承諾の取消しがあったとき。</u> <u>(イ) 電話等利用契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。</u> <u>(ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u> <u>(エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。</u> <u>(オ) その割引選択回線に係る電話番号、契約者回線番号の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき</u>

- 又は当社がその事実を知ったとき。
- (カ) その割引選択回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合又はその他社直収電話等利用回線が電話サービスに係るものと総合デジタル通信サービスに係るものとの間の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。
- (キ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。
- (ク) (1)のイの規定により特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払い期日を経過してもなお一括して支払わないとき。
- (ケ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。
- (コ) 特定月極割引の廃止があったとき。
- (サ) その割引選択回線に係る終端の場所が、割引選択回線群と異なる構内又は異なる建物内にあるもの（これに準ずる区域内であって、当社の基準に適合しないときを含みます。）となった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。
- (シ) その他(2)に規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

キ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄までの規定に該当する場合は生じたときはそれぞれ2欄から6欄までの規定によるものとします。

ただし、カの(コ)の規定によるこの月極割引の廃止があったときは、次表の規定にかかわらず、特定月極割引の適用に準じます。

<u>区 分</u>	<u>月極割引の適用</u>
<u>1 2 から 6 以外により月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>2 電話等利用契約若しくは他社直収電話等付加機能利用契約の解除があったとき(3に規定する場合を除きます。)又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>3 第12条(電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い)に規定する電話等利用契約の解除若しくは第14条の47(他社直収電話等契約の解除に伴う他社直収電話等付加機能利用契約の取扱い)に規定する他社直収電話等付加機能利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>

	<table><tr><td><u>4 カの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u></td><td><u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr><tr><td><u>5 カの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u></td><td><u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr><tr><td><u>6 カの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u></td><td><u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr></table> <u>ク (1)のケに規定するほか、当社は各固定区分について当社の事業者識別番号の指定が解除されたことを特定協定事業者からの通知により確認できたときは、各固定区分について当社の事業者識別番号を指定していない区分以外に係る通話への特別割引を廃止します。この場合、その廃止があった日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、(1)のウ、エ、オ、カ又はキに規定する特別割引を行います。</u> <u>ケ (1)のクに規定するほか、当社は、次のいずれかに該当する場合が生じたときは I P 特別割引を廃止します。この場合、その廃止があった日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、 I P 特別割引の適用を行います。</u> <u>（ア） 契約者から I P 特別割引の廃止の申出があったとき。</u> <u>（イ） の(2)のカに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</u> <u>コ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</u> <u>(注) 特定月極割引の端数処理の規定にかかわらず、割引選択回線群に係る通話に関する料金に特定月極割引の割引率とこの月極割引の割引率を合計して得た割引率を乗じて得た額に 1 円未満の端数が生じた場合は、通則 7 の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。</u>	<u>4 カの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>	<u>5 カの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>	<u>6 カの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>	
<u>4 カの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>							
<u>5 カの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>							
<u>6 カの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>							
<u>(4) その他の適用</u>	<u>ア 割引選択回線群について、この月極割引を適用する期間は、この月極割引の適用開始日から(1)のア又はキの表中に規定する契約期間とします。</u> <u>イ 割引選択回線の 1 の契約者に係る全ての割引選択回線についてア又はキに規定する適用期間内にこの月極割引の廃止を行う場合（当社から行うこの月極割引の廃止の場合を含みます。）及び月極割引を適用する期間を満了する場合、当社は契約期間における割引選択回線群に係る割引適用判定通話等の累計額及び特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の通話に関する料金の累計額等を算出します。</u> <u>ウ 特別割引 1 の適用を受けている場合、割引適用判定通話等の累計額等が次に定める方法により算出した最低基準額①②をどちらか一方でも超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</u> <u>（ア） 最低基準額①の算出方法は以下のとおりとします。</u> <u>契約期間にお</u> <u>最低基準額① = る割引選択回線 × 600円</u> <u>の総累計回線数</u> <u>最低基準額①から特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の累計額を減算した値が 0 を超える場合、(ウ)にて定める割引相当額を支払っていただきます。</u> <u>（イ） 最低基準額②の算出方法は以下のとおりとします。</u>							

最低基準額② = (1) のアに定める契約期間 × 1 万円

最低基準額②から割引適用判定通話等の累計額を減算した値が0を超える場合、(ウ)にて定める割引相当額を支払っていただきます。

(ウ) 割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。

	<u>特定月極割引とこの月極割引の双方を適用する前の割引選択回線群に係る通話に関する料金</u>	<u>×</u>	<u>特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金</u>
割引相当額	=		

エ 特別割引 2 の適用を受けている場合、割引適用判定通話等の累計額等が次に定める方法により算出した最低基準額①②をどちらか一方でも超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

(ア) 最低基準額①の算出方法は以下のとおりとします。

	<u>契約期間における割引選択回線の総累計回線数</u>	<u>×</u>	<u>600円</u>
最低基準額①	=		

最低基準額①から特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の累計額を減算した値が0を超える場合、(ウ)にて定める割引相当額を支払っていただきます。

(イ) 最低基準額②の算出方法は以下のとおりとします。

	<u>(1) のアに定める契約期間</u>	<u>×</u>	<u>100万円</u>
最低基準額②	=		

最低基準額②から割引適用判定通話等の累計額を減算した値が0を超える場合、(ウ)にて定める割引相当額を支払っていただきます。

(ウ) 割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。

	<u>特定月極割引とこの月極割引の双方を適用する前の割引選択回線群に係る通話に関する料金</u>	<u>×</u>	<u>特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金</u>
割引相当額	=		

オ 特別割引 3、4 または 5 の適用を受けている場合、割引適用判定通話等の累計額等が次に定める方法により算出した最低基準額①②をどちらか一方でも超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

(ア) 最低基準額①の算出方法は以下のとおりとします。

	<u>契約期間における割引選択回線の総累計回線数</u>	<u>×</u>	<u>600円</u>
最低基準額①	=		

最低基準額①から特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の累計額を減算した値が0を超える場合、(ウ)にて定める割引相当額を支払っていただきます。

(イ) 最低基準額②の算出方法は以下のとおりとします。

	<u>(1) のオに定める契約期間</u>	<u>×</u>	<u>1,000万円</u>
最低基準額②	=		

(ウ) 割引相当額の算出方法は以下のとおりとします

	割引相当額 = <u>特定月極割引とこの月極割引の双方を適用する前の割引選択回線群に係る通話に関する料金</u> <u>×</u> <u>特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金</u>
	カ ウ又はエにおいて割引相当額の支払を要することとなる場合、割引選択代表回線の契約者は、既に申出を行っている(1)のアに定める期間を限度とし、契約期間の延長を申出することができます。この申出があった場合、ウ又はエに定める最低基準額及び割引相当額の算出式において、契約期間に延長期間を加算します。(当社から行うこの月極割引の廃止の場合を除きます。) キ 削除 ク ウ又はエにおいて最低基準額又は割引相当額の支払を要しない場合であり、割引選択代表回線の契約者から適用終了の10日前までに適用廃止の申出がない場合には、既に申出を行っている契約期間についての再度申出があったものとみなし、以後も同様とします。
(5) 1 割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	ア (3)のカの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、(4)のウ又はエに規定する料金及びその割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の契約者に請求します。この場合の支払期日は(3)のカの(ク)に規定する支払期日とします。 <u>1 割引選択回線当たりの特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の通話に関する料金</u> = <u>特定月極割引とこの月極割引の双方を適用する前のその割引選択回線に係る通話に関する料金</u> <u>×</u> <u>特定月極割引とこの月極割引の双方を適用する前の割引選択回線群に係る通話に関する料金</u> イ アの場合において、特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてアの規定により算出した1割引選択回線当たりの通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る通話に関する料金に加算します。 ウ イに規定するほか、(1)のアの規定に基づきこの月極割引の適用前に適用されるこの通話料金別表に規定する他の月極割引があったときは、アに規定する1割引選択回線当たりの通話に関する料金に、次の算式により算出する1割引選択回線当たりの定額料相当額を加算します。この場合、その月極割引が複数あるときは、それぞれの1割引選択回線当たりの定額料相当額の和をアに規定する1割引選択回線当たりの通話に関する料金に加算します。 <u>1 割引選択回線当たりの定額料相当額</u> = <u>その月極割引の定額料</u> <u>×</u> <u>その月極割引適用前の割引選択回線に係る通話に関する料金</u>

	<u>その月極割引適用前 の割引選択回線群に 係る通話に関する料 金</u>

73 長期継続利用による通話料金の月極割引Ⅳ

区 分	内 容												
(1) 定義等	ア 「長期継続利用による通話料金の月極割引Ⅳ」とは、長期継続利用による通話料金の月極割引Ⅲ（以下この表において「長期継続月極割引Ⅲ」といいます。）の適用を受けている利用回線又は他社直収電話等利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）の通話のうち、携帯電話設備に係る他社通話に伴って行われるフリーダイヤル通話（以下この表において「携帯フリーダイヤル通話」といいます。）に係る料金（長期継続月極割引Ⅲ、回線群を単位とする定額時間によるフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引（タイプ1）、又は回線群を単位とする定額時間によるフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引（タイプ2）による割引の適用前の料金であって当社が別に定める月極割引の適用を受けている場合はその月極割引の適用後の料金とします。以下この表において同じとします。）の月間累計額（以下この表において「携帯フリーダイヤル通話割引適用判定通話」といいます。）が、次表に定める契約期間において、携帯フリーダイヤル通話の着信を継続して取扱いをし、かつ月額平均100万円（110万円）以上の利用を行う旨の申出をした場合、携帯フリーダイヤル通話割引適用判定通話に同表の数値を乗じて得た額の割引を行うことをいいます。 <table><tr><th>種 類</th><th>契約期間</th><th>数 値</th></tr><tr><td>(1) プランA</td><td>12ヶ月</td><td>0.06</td></tr><tr><td>(2) プランB</td><td>24ヶ月</td><td>0.08</td></tr><tr><td>(3) プランC</td><td>36ヶ月</td><td>0.10</td></tr></table> イ この月極割引を適用した後の携帯フリーダイヤル通話に係る料金は、長期継続月極割引Ⅲにおいて定められた支払いを要する契約者に請求します。	種 類	契約期間	数 値	(1) プランA	12ヶ月	0.06	(2) プランB	24ヶ月	0.08	(3) プランC	36ヶ月	0.10
種 類	契約期間	数 値											
(1) プランA	12ヶ月	0.06											
(2) プランB	24ヶ月	0.08											
(3) プランC	36ヶ月	0.10											
(2) 承諾	ア 当社は、次に該当するものである場合に限りこれを承諾します。 長期継続月極割引Ⅲ、回線群を単位とする定額時間によるフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引（タイプ1）、又は回線群を単位とする定額時間によるフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引（タイプ2）の適用を現に行っている又は同時に行う場合 イ アの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定める月極割引を除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。												
(3) 月極割引の適用	ア 携帯フリーダイヤル通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引の適用を廃止します。 (ア) 長期継続月極割引Ⅲ、回線群を単位とする定額時間によるフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引（タイプ												

	<u>1)、又は回線群を単位とする定額時間によるフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引（タイプ2）の契約が廃止となった場合。</u> <u>（イ） この月極割引の適用を受けている全ての割引選択回線において携帯フリーダイヤル通話の着信の取扱いが廃止となった場合。</u> <u>（ウ）（2）に規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</u> <u>エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から4欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から4欄の規定によるものとします。</u> <table><tr><th><u>区 分</u></th><th><u>月極割引の適用</u></th></tr><tr><td><u>1 2から4以外により、月極割引の廃止があったとき</u></td><td><u>この月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr><tr><td><u>2 長期継続月極割引Ⅲの廃止があったとき</u></td><td><u>長期継続月極割引Ⅲに規定する取扱いとします。</u></td></tr><tr><td><u>3 地域指定着信課金機能の廃止があったとき。</u></td><td><u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr><tr><td><u>4 全ての割引選択回線について携帯フリーダイヤル通話の着信の取扱いの廃止があったとき。</u></td><td><u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr></table> <u>オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</u> <u>（注）長期継続月極割引Ⅲの端数処理の規定にかかわらず、割引選択回線に係る通話に関する料金に長期継続月極割引Ⅲの割引率とこの月極割引の割引率を合計して得た割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。</u>	<u>区 分</u>	<u>月極割引の適用</u>	<u>1 2から4以外により、月極割引の廃止があったとき</u>	<u>この月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>	<u>2 長期継続月極割引Ⅲの廃止があったとき</u>	<u>長期継続月極割引Ⅲに規定する取扱いとします。</u>	<u>3 地域指定着信課金機能の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>	<u>4 全ての割引選択回線について携帯フリーダイヤル通話の着信の取扱いの廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>区 分</u>	<u>月極割引の適用</u>										
<u>1 2から4以外により、月極割引の廃止があったとき</u>	<u>この月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>										
<u>2 長期継続月極割引Ⅲの廃止があったとき</u>	<u>長期継続月極割引Ⅲに規定する取扱いとします。</u>										
<u>3 地域指定着信課金機能の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>										
<u>4 全ての割引選択回線について携帯フリーダイヤル通話の着信の取扱いの廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>										
<u>（4）その他の適用</u>	<u>ア この月極割引を適用する期間は、この月極割引の適用開始日から（1）のアの表中に規定する契約期間とします。</u> <u>イ 割引選択回線の1の契約者に係る全ての割引選択回線について（1）のアの表中に規定する期間内にこの月極割引の廃止を行う場合（当社から行うこの月極割引の廃止の場合を含みます。）及び月極割引を適用する期間を満了する場合、当社は契約期間における割引選択回線に係るこの月極割引を適用する前の通話に関する料金の累計額及びこの月極割引を適用した後の通話に関する料金の累計額等を算出します。</u> <u>ウ 携帯フリーダイヤル通話割引適用判定通話の累計額等が次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</u> <u>（ア） 最低基準額の算出方法は以下のとおりとします。</u> 最低基準額 = (1)のアに定める契 約期間 × 100万円 <u>最低基準額から携帯フリーダイヤル通話割引適用判定通話の累計額を減算した値が0を超える場合、（イ）に定める割引相当額を支払っていただきます。</u> <u>（イ） 割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。</u>										

	この月極割引を 適用する前の割 引相当額	=	この月極割引 を適用した後 の割引選択回 線に係る通話 料金	=	この月極割引 を適用した後 の割引選択回 線に係る通話 に関する料金
エ	ウにおいて割引相当額の支払を要することとなる場合、この月極割引の契約者は、既に申出を行っている(1)のアの表中に規定する契約期間を限度とし、契約期間の延長を申出することができます。この申出があった場合、ウに定める最低基準額及び割引相当額の算出式において、契約期間に延長期間を加算します。(当社から行うこの月極割引の廃止の場合を除きます。)				
オ	割引				

74 削除

75 削除

76 削除

77 回線群を単位とする国際通話料金の月極割引（タイプ1）

区 分	内 容								
(1) 定義等	ア 「回線群を単位とする国際通話料金の月極割引(タイプ1)」とは、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線、携帯利用回線又は他社直加入電話等利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る国際通話（エの規定によりこの月極割引の対象となる国際通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。								
	1 割引選択回線群ごとに								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="685 1073 1053 1165">割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の月間累計額</th><th data-bbox="1053 1073 1288 1165">割引額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="685 1165 1053 1299">3 千円以上 3 万円未満の場合</td><td data-bbox="1053 1165 1288 1299">1 の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の月間累計額に0.26を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td data-bbox="685 1299 1053 1434">3 万円以上 20 万円未満の場合</td><td data-bbox="1053 1299 1288 1434">1 の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の月間累計額に0.28を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td data-bbox="685 1434 1053 1596">20 万円以上の場合</td><td data-bbox="1053 1434 1288 1596">1 の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額</td></tr> </tbody> </table>	割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の月間累計額	割引額	3 千円以上 3 万円未満の場合	1 の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の月間累計額に0.26を乗じて得た額	3 万円以上 20 万円未満の場合	1 の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の月間累計額に0.28を乗じて得た額	20 万円以上の場合	1 の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額
割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の月間累計額	割引額								
3 千円以上 3 万円未満の場合	1 の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の月間累計額に0.26を乗じて得た額								
3 万円以上 20 万円未満の場合	1 の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の月間累計額に0.28を乗じて得た額								
20 万円以上の場合	1 の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額								
	イ この月極割引は、利用回線、携帯利用回線及び他社直加入電話等利用回線から行われた国際通話ごとに適用するものとし、契約者は1の割引選択回線群ごとあらかじめいずれかを選択していただきます。								
	ウ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金は、割引選択回線群を構成する利用回線、携帯利用回線又は他社直加入電話等利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）のうち、その割引選択回線群を代表する利用回線又は他社直加入電話等利用回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の契約者（携帯電話等国際利用契約者を除きます。以下ウにおいて同じとし								

		<u>ます。)又はその契約者があらかじめ指定する割引選択回線の契約者に請求します。</u> エ <u>この月極割引の対象となる通話は、国際通話のうち、次に該当しないものに限ります。</u> <u>デジタル通信モードに係る通話</u>
	(2) 承諾	ア <u>この月極割引を選択する割引選択回線の電話等利用契約者、携帯電話等国際利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。</u> イ <u>当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当する場合に限り、これを承諾します。</u> <u>(ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者の承諾があるとき。</u> <u>(イ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者と同一の者に係るものであるとき（割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。）。</u> <u>(ウ) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</u> <u>(エ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務遂行上著しい支障がないとき。</u> ウ <u>イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の通話料金の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</u> <u>(注) 本欄ウに規定する当社が別に定めるものは、長期継続利用による国際通話料金の月極割引とします。</u>
	(3) 月極割引の適用	ア <u>割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</u> イ <u>この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</u> ウ <u>当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合が生じたときは、この月極割引を廃止します。</u> <u>(ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者の承諾の取消しがあったとき。</u> <u>(イ) 電話等利用契約、携帯電話等国際利用契約又は他社直加入電話等国際利用契約の解除があったとき。</u> <u>(ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u> <u>(エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。</u> <u>(オ) その割引選択回線に係る電話番号、契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者、携帯電話等国際利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>(カ) その割引選択回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>(キ) 加入電話等契約又は携帯電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者又は携帯電話等国際利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を</u>

- 知ったとき。
- (ク) (1) 欄ウの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者が、その料金について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払いがないとき。
- (ケ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。
- (コ) その他(2) 欄イ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1 欄の規定による月極割引の廃止後2 欄から6 欄までの規定に該当する場合は生じたときはそれぞれ2 欄から6 欄までの規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
<u>1 2 から6 以外により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>2 電話等利用契約、携帯電話等国際利用契約若しくは他社直加入電話等国際利用契約の解除があったとき（3 に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約又は電話等利用権の譲渡があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は承諾日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>4 ウの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>5 ウの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>6 ウの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>

オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

	<u>カ</u> ウの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの国際通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の電話等利用契約者、携帯電話等国際利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者に請求します。この場合の支払期日は、ウの(ク)に規定する支払期日とします。 (注) 割引選択回線群に係る国際通話に関する料金を割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定に関わらず、その端数を切り上げます。
<u>(4) 1 割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算</u>	<u>ア</u> 当社は、(3)欄のカの規定又は料金返還その他の場合において、1 割引選択回線当たりの国際通話（(1)欄のウに規定する通話に限ります。以下同じとします）に関する料金を確定する必要が生じたときは、次の算式により算出します。 <u>1 割引選択回線当たりの国際通話に関する料金</u> $\left(\frac{\text{この月極割引適用前のその割引選択回線に係る国際通話に関する料金}}{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金}} \right) \times$ <u>この月極割引適用前の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金</u> <u>イ</u> アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてアの規定により算出した1 割引選択回線当たりの国際通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る国際通話に関する料金に加算します。

78 回線群を単位とする国際通話料金の月極割引（タイプ2）

<u>区 分</u>	<u>内 容</u>												
<u>(1) 定義等</u>	<u>ア 「回線群を単位とする国際通話料金の月極割引（タイプ2）」</u>とは、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線、携帯利用回線又は他社直加入電話等利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る国際通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる国際通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。 <table><tr><th colspan="2"><u>1 割引選択回線群ごとに</u></th></tr><tr><th><u>第2の2の規定により算定した額の月間累計額</u></th><th><u>割引額</u></th></tr><tr><td><u>10万円を超え30万円までの部分</u></td><td><u>左欄の料金に0.35を乗じて得た額</u></td></tr><tr><td><u>30万円を超え60万円までの部分</u></td><td><u>左欄の料金に0.40を乗じて得た額</u></td></tr><tr><td><u>60万円を超え100万円までの部分</u></td><td><u>左欄の料金に0.45を乗じて得た額</u></td></tr><tr><td><u>100万円を超える部分</u></td><td><u>左欄の料金に0.47を乗じて得た額</u></td></tr></table> <u>イ</u> この月極割引は、利用回線、携帯利用回線及び他社直加入電話等利用回線から行われた国際通話ごとに適用するものとし、契約者は1の割引選択回線群ごとにあらかじめいずれかを選択していただきます。 <u>ウ</u> この月極割引適用後の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金は、割引選択回線群を構成する利用回線、携帯利用	<u>1 割引選択回線群ごとに</u>		<u>第2の2の規定により算定した額の月間累計額</u>	<u>割引額</u>	<u>10万円を超え30万円までの部分</u>	<u>左欄の料金に0.35を乗じて得た額</u>	<u>30万円を超え60万円までの部分</u>	<u>左欄の料金に0.40を乗じて得た額</u>	<u>60万円を超え100万円までの部分</u>	<u>左欄の料金に0.45を乗じて得た額</u>	<u>100万円を超える部分</u>	<u>左欄の料金に0.47を乗じて得た額</u>
<u>1 割引選択回線群ごとに</u>													
<u>第2の2の規定により算定した額の月間累計額</u>	<u>割引額</u>												
<u>10万円を超え30万円までの部分</u>	<u>左欄の料金に0.35を乗じて得た額</u>												
<u>30万円を超え60万円までの部分</u>	<u>左欄の料金に0.40を乗じて得た額</u>												
<u>60万円を超え100万円までの部分</u>	<u>左欄の料金に0.45を乗じて得た額</u>												
<u>100万円を超える部分</u>	<u>左欄の料金に0.47を乗じて得た額</u>												

	<u>回線及び他社直加入電話等利用回線(以下この表において「割引選択回線」といいます。)</u>のうち、その割引選択回線群を代表する利用回線及び他社直加入電話等利用回線(以下この表において「割引選択代表回線」といいます。)の契約者(携帯電話等国際利用契約者を除きます。以下ウにおいて同じとします。)又はその契約者があらかじめ指定する割引選択回線の契約者に請求します。 エ この月極割引の対象となる通話は、国際通話のうち、次に該当しないものに限りです。 <u>デジタル通信モードに係る通話</u>
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線の電話等利用契約者、携帯電話等国際利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当する場合に限り、これを承諾します。 (ア) <u>割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者の承諾があるとき。</u> (イ) <u>その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者と同一の者に係るものであるとき(割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。)</u>。 (ウ) <u>(1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</u> (エ) <u>その他この月極割引を適用することについて当社の業務遂行上著しい支障がないとき。</u> ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の通話料金の月極割引の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。
(3) 月極割引の適用	ア <u>割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</u> イ <u>この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</u> ウ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合は生じたときは、この月極割引を廃止します。 (ア) <u>割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者の承諾の取消しがあったとき。</u> (イ) <u>電話等利用契約、携帯電話等国際利用契約又は他社直加入電話等国際利用契約の解除があったとき。</u> (ウ) <u>一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u> (エ) <u>電話等利用権の譲渡があったとき。</u> (オ) <u>その割引選択回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者、携帯電話等国際利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> (カ) <u>その割引選択回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u>

<u>(キ) 加入電話等契約又は携帯電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者又は携帯電話等国際利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u>	
<u>(ク) (1) 欄ウの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者が、その料金について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払いがないとき。</u>	
<u>(ケ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。</u>	
<u>(コ) その他(2) 欄イ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</u>	
<u>エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1 欄の規定による月極割引の廃止後2 欄から6 欄までの規定に該当する場合が生じたときはそれぞれ2 欄から6 欄までの規定によるものとします。</u>	
<u>区 分</u>	<u>月極割引の適用</u>
<u>1 2 から6 以外により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>2 電話等利用契約、携帯電話等国際利用契約若しくは他社直加入電話等国際利用契約の解除があったとき(3に規定する場合を除きます。)又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>3 第12条(電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い)に規定する電話等利用契約又は電話等利用権の譲渡があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は承諾日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>4 ウの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>5 ウの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>6 ウの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</u>	
<u>カ ウの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの国際通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の電話等利用契約者、携帯電話等国際利用契約者又は他社直加入</u>	

	<u>電話等国際利用契約者に請求します。この場合の支払期日は、ウの(ク)に規定する支払期日とします。</u> <u>(注) 割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。</u>
<u>(4) 1割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算</u>	<u>ア 当社は、(3) 欄の(カ)の規定又は料金返還その他の場合において、1割引選択回線当たりの国際通話（(1) 欄のウに規定する通話に限ります。以下同じとします）に関する料金を確定する必要が生じたときは、次の算式により算出します。</u> <u>1割引選択回線当たりの国際通話に関する料金</u> $\left(\begin{array}{l} \text{この月極割引適用前のその割引選択回線に係る国際通話に関する料金} \\ \text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金} \end{array} \right) \times \frac{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金}}{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金}}$ <u>イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてアの規定により算出した1割引選択回線当たりの国際通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る国際通話に関する料金に加算します。</u>

79 回線群を単位とする国際通話料金の月極割引（タイプ3）

<u>区 分</u>	<u>内 容</u>								
<u>(1) 定義等</u>	<u>ア 「回線群を単位とする国際通話料金の月極割引（タイプ3）」とは、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線、携帯利用回線又は他社直加入電話等利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る国際通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる国際通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</u> 1割引選択回線群ごとに <table><tr><td><u>第2の2の規定により算定した額の月間累計額</u></td><td><u>割引額</u></td></tr><tr><td><u>100万円以上200万円未満の場合</u></td><td><u>左欄の料金に0.50を乗じて得た額</u></td></tr><tr><td><u>200万円以上500万円未満の場合</u></td><td><u>左欄の料金に0.52を乗じて得た額</u></td></tr><tr><td><u>500万円以上の場合</u></td><td><u>左欄の料金に0.54を乗じて得た額</u></td></tr></table> <u>イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金は、割引選択回線群を構成する利用回線、携帯利用回線又は他社直加入電話等利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）のうち、その割引選択回線群を代表する利用回線又は他社直加入電話等利用回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の契約者（携帯電話等国際利用契約者を除きます。以下イにおいて同じとします。）又はその契約者があらかじめ指定する割引選択回線の契約者に請求します。</u> <u>ウ この月極割引の適用を受けている割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の月間累計額（この月極割引の適用前の額とします。）の過去6料金月の合計額が1,000万円以上となる場合に、アの表の割引額の欄（第2の2の規定により算定</u>	<u>第2の2の規定により算定した額の月間累計額</u>	<u>割引額</u>	<u>100万円以上200万円未満の場合</u>	<u>左欄の料金に0.50を乗じて得た額</u>	<u>200万円以上500万円未満の場合</u>	<u>左欄の料金に0.52を乗じて得た額</u>	<u>500万円以上の場合</u>	<u>左欄の料金に0.54を乗じて得た額</u>
<u>第2の2の規定により算定した額の月間累計額</u>	<u>割引額</u>								
<u>100万円以上200万円未満の場合</u>	<u>左欄の料金に0.50を乗じて得た額</u>								
<u>200万円以上500万円未満の場合</u>	<u>左欄の料金に0.52を乗じて得た額</u>								
<u>500万円以上の場合</u>	<u>左欄の料金に0.54を乗じて得た額</u>								

		<u>した額の月間累計額の欄の「200万円以上500万円未満の場合」及び「500万円以上の場合」に対応する欄に限りです。）の算出式の数値に0.12を加算することとします。</u> <u>エ 削除</u>
<u>(2) 承諾</u>	<u>ア この月極割引を選択する割引選択回線の電話等利用契約者、携帯電話等国際利用契約者又は他社直加入電話等利用回線は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。</u> <u>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当する場合に限り、これを承諾します。</u> <u>(ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者の承諾があるとき。</u> <u>(イ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者と同一の者に係るものであるとき（割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。）。</u> <u>(ウ) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</u> <u>(エ) 削除</u> <u>(オ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務遂行上著しい支障がないとき。</u> <u>ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の通話料金の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</u> <u>(注) 本欄ウに規定する当社が別に定めるものは、国際 I S D N（デジタル通信モード）高額利用による国際通話料金の月極割引とします。</u>	
<u>(3) 月極割引の適用</u>	<u>ア 割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</u> <u>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</u> <u>ウ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合は生じたときは、この月極割引を廃止します。</u> <u>(ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者の承諾の取消しがあったとき。</u> <u>(イ) 電話等利用契約、携帯電話等国際利用契約又は他社直加入電話等国際利用契約の解除があったとき。</u> <u>(ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u> <u>(エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。</u> <u>(オ) その割引選択回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者、携帯電話等国際利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>(カ) その割引選択回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u>	

<u>(キ) 加入電話等契約又は携帯電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者又は携帯電話等国際利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u>	
<u>(ク) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者が、その料金について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払いがないとき。</u>	
<u>(ケ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。</u>	
<u>(コ) その他(2) 欄イ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</u>	
<u>エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1 欄の規定による月極割引の廃止後2 欄から6 欄までの規定に該当する場合はそれぞれ2 欄から6 欄までの規定によるものとします。</u>	
<u>区 分</u>	<u>月極割引の適用</u>
<u>1 2 から6 以外により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>2 電話等利用契約、携帯電話等国際利用契約若しくは他社直加入電話等国際利用契約の解除があったとき（3 に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約又は電話等利用権の譲渡があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は承諾日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>4 ウの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>5 ウの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>6 ウの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</u>	
<u>カ ウの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの国際通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の電話等利用契約者、携帯電話等国際利用契約者又は他社直加入</u>	

	<u>電話等国際利用契約者に請求します。この場合の支払期日は、ウの(ク)に規定する支払期日とします。</u> キ <u>この月極割引適用前の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の額をその割引選択回線群を構成する割引選択回線の総回線数で除した額が200円未満となる場合は、当社は、(1)欄のアの規定にかかわらず、その割引選択回線群についてこの月極割引を適用しません。</u> (注) <u>割引選択回線群に係る国際通話に関する料金を割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定に関わらず、その端数を切り上げます。</u>
<u>(4) 1割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算</u>	ア 当社は、(3)欄のオの規定又は料金返還その他の場合において、1割引選択回線当たりの国際通話（(1)欄のウに規定する通話に限ります。以下同じとします）に関する料金を確定する必要が生じたときは、次の算式により算出します。 <u>1割引選択回線当たりの国際通話に関する料金</u> $\times$ $\left(\frac{\text{この月極割引適用前のその割引選択回線に係る国際通話に関する料金}}{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金}} \right)$ イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてアの規定により算出した1割引選択回線当たりの国際通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る国際通話に関する料金に加算します。

80 回線群を単位とする国際通話料金の月極割引（タイプ4）

<u>区 分</u>	<u>内 容</u>												
<u>(1) 定義等</u>	ア 「<u>回線群を単位とする国際通話料金の月極割引(タイプ4)</u>」とは、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線、携帯利用回線又は他社直加入電話等利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る国際通話（オの規定によりこの月極割引の対象となる国際通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額（第2の2の規定にかかわらず(6)適用料金表に規定する料金により計算したものとします。）について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。 <u>1割引選択回線群ごとに</u> <table><tr><td><u>(6)適用料金表の規定により算定した額の月間累計額</u></td><td><u>割引額</u></td></tr><tr><td><u>3万円以上10万円未満の場合</u></td><td><u>左欄の料金に0.30を乗じて得た額</u></td></tr><tr><td><u>10万円以上20万円未満の場合</u></td><td><u>左欄の料金に0.35を乗じて得た額</u></td></tr><tr><td><u>20万円以上50万円未満の場合</u></td><td><u>左欄の料金に0.40を乗じて得た額</u></td></tr><tr><td><u>50万円以上の場合100万円未満の場合</u></td><td><u>左欄の料金に0.45を乗じて得た額</u></td></tr><tr><td><u>100万円以上の場合</u></td><td><u>左欄の料金に0.50を乗じて得た額</u></td></tr></table>	<u>(6)適用料金表の規定により算定した額の月間累計額</u>	<u>割引額</u>	<u>3万円以上10万円未満の場合</u>	<u>左欄の料金に0.30を乗じて得た額</u>	<u>10万円以上20万円未満の場合</u>	<u>左欄の料金に0.35を乗じて得た額</u>	<u>20万円以上50万円未満の場合</u>	<u>左欄の料金に0.40を乗じて得た額</u>	<u>50万円以上の場合100万円未満の場合</u>	<u>左欄の料金に0.45を乗じて得た額</u>	<u>100万円以上の場合</u>	<u>左欄の料金に0.50を乗じて得た額</u>
<u>(6)適用料金表の規定により算定した額の月間累計額</u>	<u>割引額</u>												
<u>3万円以上10万円未満の場合</u>	<u>左欄の料金に0.30を乗じて得た額</u>												
<u>10万円以上20万円未満の場合</u>	<u>左欄の料金に0.35を乗じて得た額</u>												
<u>20万円以上50万円未満の場合</u>	<u>左欄の料金に0.40を乗じて得た額</u>												
<u>50万円以上の場合100万円未満の場合</u>	<u>左欄の料金に0.45を乗じて得た額</u>												
<u>100万円以上の場合</u>	<u>左欄の料金に0.50を乗じて得た額</u>												

	<u>イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金は、割引選択回線群を構成する利用回線、携帯利用回線又は他社直加入電話等利用回線(以下この表において「割引選択回線」といいます。)のうち、その割引選択回線群を代表する利用回線又は他社直加入電話等利用回線(以下この表において「割引選択代表回線」といいます。)の契約者(携帯電話等国際利用契約者を除きます。以下イにおいて同じとします。)又はその契約者があらかじめ指定する割引選択回線の契約者に請求します。</u> <u>ウ 割引選択回線群がアの適用を受ける場合であって、その割引選択回線群の国際通話に関する料金の月間累計額について、次表に定める契約期間においてこの月極割引の継続利用を行う申出をした場合に、アの表の割引額の欄の算出式の数値に同表に規定する数値を加算することとします。</u> <u>1 割引選択回線群ごとに</u> <table><tr><th><u>契約期間</u></th><th><u>加算する数</u></th></tr><tr><td><u>12ヶ月</u></td><td><u>0.05</u></td></tr><tr><td><u>24ヶ月</u></td><td><u>0.10</u></td></tr><tr><td><u>36ヶ月</u></td><td><u>0.15</u></td></tr></table> <u>エ 割引選択回線群がウの適用を受ける場合であって、その割引選択回線群を構成するすべての利用回線について、特定協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社選択又は電話会社固定に係る国際通話の通話区分又は国際通信の通信区分について当社の事業者識別番号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この表において同じとします。）を指定している旨の申出を当社に行い、当社が特定協定事業者からの通知によりその事実を確認したときは、アの表の割引額の欄の算出式の数値に次表に規定する数値を加算することとします（以下この表において「優先接続特別割引」といいます。）。</u> <u>1 割引選択回線群ごとに</u> <table><tr><th><u>優先接続の区分</u></th><th><u>加算する数</u></th></tr><tr><td><u>電話会社選択</u></td><td><u>0.02</u></td></tr><tr><td><u>電話会社固定</u></td><td><u>0.05</u></td></tr></table>	<u>契約期間</u>	<u>加算する数</u>	<u>12ヶ月</u>	<u>0.05</u>	<u>24ヶ月</u>	<u>0.10</u>	<u>36ヶ月</u>	<u>0.15</u>	<u>優先接続の区分</u>	<u>加算する数</u>	<u>電話会社選択</u>	<u>0.02</u>	<u>電話会社固定</u>	<u>0.05</u>
<u>契約期間</u>	<u>加算する数</u>														
<u>12ヶ月</u>	<u>0.05</u>														
<u>24ヶ月</u>	<u>0.10</u>														
<u>36ヶ月</u>	<u>0.15</u>														
<u>優先接続の区分</u>	<u>加算する数</u>														
<u>電話会社選択</u>	<u>0.02</u>														
<u>電話会社固定</u>	<u>0.05</u>														
<u>(2) 承諾</u>	<u>ア この月極割引を選択する割引選択回線の電話等利用契約者、携帯電話等国際利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。</u> <u>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当する場合に限り、これを承諾します。</u> <u>(ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者の承諾があるとき。</u> <u>(イ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者と同一の者に係るものであるとき（割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。）。</u> <u>(ウ) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の請求先となる電話</u>														

	<u>等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</u> <u>(エ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務遂行上著しい支障がないとき。</u> <u>ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の通話料金の月極割引の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</u>							
(3) 月極割引の適用	<u>ア 割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</u> <u>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</u> <u>ウ 優先接続特別割引の開始は、(1) 欄のエに規定する申出について特定協定事業者からの通知により当社がその事実を確認できた日を含む料金月の翌料金月から優先接続特別割引を適用します。</u> <u>エ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合が生じたときは、この月極割引を廃止します。</u> <u>(ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者の承諾の取消しがあったとき。</u> <u>(イ) 電話等利用契約、携帯電話等国際利用契約又は他社直加入電話等国際利用契約の解除があったとき。</u> <u>(ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u> <u>(エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。</u> <u>(オ) その割引選択回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者、携帯電話等国際利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>(カ) その割引選択回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>(キ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>(ク) (1) 欄イの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払いがないとき。</u> <u>(ケ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。</u> <u>(コ) その他 (2) 欄イ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</u> <u>オ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の 1 欄の規定による月極割引の廃止後 2 欄から 6 欄までの規定に該当する場合が生じたときはそれぞれ 2 欄から 6 欄までの規定によるものとします。</u> <table><tr><th>区 分</th><th>月極割引の適用</th></tr><tr><td><u>1 2 から 6 以外により、月極割引の廃止があったとき。</u></td><td><u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr><tr><td><u>2 電話等利用契約、携帯電話等国際利用契約若しくは</u></td><td><u>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの国際通</u></td></tr></table>	区 分	月極割引の適用	<u>1 2 から 6 以外により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>	<u>2 電話等利用契約、携帯電話等国際利用契約若しくは</u>	<u>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの国際通</u>	
区 分	月極割引の適用							
<u>1 2 から 6 以外により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>							
<u>2 電話等利用契約、携帯電話等国際利用契約若しくは</u>	<u>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの国際通</u>							

他社直加入電話等国際利用契約の解除があったとき(3に規定する場合を除きます。)又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 第12条(電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い)に規定する電話等利用契約又は電話等利用権の譲渡があったとき。	その契約解除日又は承諾日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 エの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
5 エの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日をまでの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
6 エの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

カ オに規定するほか、当社は、この月極割引の適用を受けている割引選択回線群を構成するすべての利用回線のうち、1以上の利用回線の国際通話の通話区分又は国際通信の通信区分について、当社の事業識別番号の指定が解除された旨の申出があったとき又は当社が特定協定事業者からの通知によりその事実を確認したときは優先接続特別割引を廃止します。この場合、その廃止があった日を含む料金月の末日までの国際通話に関する料金について、優先接続特別割引の適用を行います。

キ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

ク エの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの国際通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者に請求します。この場合の支払期日は、エの(ク)に規定する支払期日とします。

ケ 割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者は、1料金月におけるこの月極割引適用した後の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の累計額(第2の2の規定にかかわらず(6)適用料金表により算出したものとします。)が次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

(ア) 最低基準額の算出方法は以下のとおりとします。

最低基準額

=

当該料金月における割引選択回線の総回線数

×

200円

(イ) 割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。

	関する料 金 この月極割引適用 前の割引選択回線 群に係る国際通話 に関する料金 イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群 に係る国際通話に関する料金からその割引選択回線群を構成 するすべての割引選択回線についてアの規定により算出した 1 割引選択回線当たりの国際通話に関する料金を合計した額 を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選 択代表回線に係る国際通話に関する料金に加算します。																																																																																																																																										
(6) 適用料金表	ア この月極割引を選択した場合の割引選択回線群に係る国際 通話に関する料金額は、第 2 の 2 の規定にかかわらず、次表 に規定する料金額を適用します。 (ア) (イ)、(ウ)以外の国際通話に関する料金 (単位：円) <table><tr><th rowspan="2">地域</th><th rowspan="2">料金額</th><th colspan="3">6 秒までごとに</th></tr><tr><th>(1)</th><th>(2)</th><th>(3)</th></tr><tr><td>アイスランド共和国</td><td></td><td>18.3</td><td>25.1</td><td>22.2</td></tr><tr><td>アイルランド</td><td></td><td>18.3</td><td>25.1</td><td>22.2</td></tr><tr><td>アゼルバイジャン共和国</td><td></td><td>32.8</td><td>40.9</td><td>38.0</td></tr><tr><td>アセンション島</td><td></td><td>39.3</td><td>47.9</td><td>45.1</td></tr><tr><td>アゾレス諸島</td><td></td><td>13.5</td><td>20.0</td><td>17.1</td></tr><tr><td>アフガニスタン・イスラム共和国</td><td></td><td>44.0</td><td>53.2</td><td>50.3</td></tr><tr><td>アメリカ合衆国（ハワイを除きま す。）</td><td></td><td>4.4</td><td>10.4</td><td>7.5</td></tr><tr><td>アラブ首長国連邦</td><td></td><td>39.6</td><td>47.9</td><td>45.1</td></tr><tr><td>アルジェリア民主人民共和国</td><td></td><td>35.5</td><td>43.5</td><td>40.6</td></tr><tr><td>アルゼンチン共和国</td><td></td><td>25.6</td><td>32.9</td><td>30.0</td></tr><tr><td>アルバ</td><td></td><td>38.3</td><td>45.0</td><td>42.1</td></tr><tr><td>アルバニア共和国</td><td></td><td>32.8</td><td>40.9</td><td>38.0</td></tr><tr><td>アルメニア共和国</td><td></td><td>32.8</td><td>40.9</td><td>38.0</td></tr><tr><td>アンギラ</td><td></td><td>38.3</td><td>45.0</td><td>42.1</td></tr><tr><td>アンゴラ共和国</td><td></td><td>35.5</td><td>43.5</td><td>40.6</td></tr><tr><td>アンティグア・バーブーダ</td><td></td><td>38.3</td><td>46.9</td><td>44.0</td></tr><tr><td>アンドラ公国</td><td></td><td>30.3</td><td>38.7</td><td>35.8</td></tr><tr><td>イエメン共和国</td><td></td><td>39.6</td><td>47.9</td><td>45.1</td></tr><tr><td>イスラエル国</td><td></td><td>35.5</td><td>43.7</td><td>40.8</td></tr><tr><td>イタリア共和国</td><td></td><td>10.8</td><td>17.1</td><td>14.2</td></tr><tr><td>イラク共和国</td><td></td><td>39.6</td><td>47.9</td><td>45.1</td></tr><tr><td>イラン・イスラム共和国</td><td></td><td>39.6</td><td>47.9</td><td>45.1</td></tr><tr><td>インド</td><td></td><td>23.1</td><td>30.9</td><td>28.0</td></tr><tr><td>インドネシア共和国</td><td></td><td>20.5</td><td>27.5</td><td>24.6</td></tr><tr><td>ウガンダ共和国</td><td></td><td>35.5</td><td>43.5</td><td>40.6</td></tr><tr><td>ウクライナ</td><td></td><td>29.2</td><td>36.7</td><td>33.8</td></tr></table>	地域	料金額	6 秒までごとに			(1)	(2)	(3)	アイスランド共和国		18.3	25.1	22.2	アイルランド		18.3	25.1	22.2	アゼルバイジャン共和国		32.8	40.9	38.0	アセンション島		39.3	47.9	45.1	アゾレス諸島		13.5	20.0	17.1	アフガニスタン・イスラム共和国		44.0	53.2	50.3	アメリカ合衆国（ハワイを除きま す。）		4.4	10.4	7.5	アラブ首長国連邦		39.6	47.9	45.1	アルジェリア民主人民共和国		35.5	43.5	40.6	アルゼンチン共和国		25.6	32.9	30.0	アルバ		38.3	45.0	42.1	アルバニア共和国		32.8	40.9	38.0	アルメニア共和国		32.8	40.9	38.0	アンギラ		38.3	45.0	42.1	アンゴラ共和国		35.5	43.5	40.6	アンティグア・バーブーダ		38.3	46.9	44.0	アンドラ公国		30.3	38.7	35.8	イエメン共和国		39.6	47.9	45.1	イスラエル国		35.5	43.7	40.8	イタリア共和国		10.8	17.1	14.2	イラク共和国		39.6	47.9	45.1	イラン・イスラム共和国		39.6	47.9	45.1	インド		23.1	30.9	28.0	インドネシア共和国		20.5	27.5	24.6	ウガンダ共和国		35.5	43.5	40.6	ウクライナ		29.2	36.7	33.8
地域	料金額			6 秒までごとに																																																																																																																																							
		(1)	(2)	(3)																																																																																																																																							
アイスランド共和国		18.3	25.1	22.2																																																																																																																																							
アイルランド		18.3	25.1	22.2																																																																																																																																							
アゼルバイジャン共和国		32.8	40.9	38.0																																																																																																																																							
アセンション島		39.3	47.9	45.1																																																																																																																																							
アゾレス諸島		13.5	20.0	17.1																																																																																																																																							
アフガニスタン・イスラム共和国		44.0	53.2	50.3																																																																																																																																							
アメリカ合衆国（ハワイを除きま す。）		4.4	10.4	7.5																																																																																																																																							
アラブ首長国連邦		39.6	47.9	45.1																																																																																																																																							
アルジェリア民主人民共和国		35.5	43.5	40.6																																																																																																																																							
アルゼンチン共和国		25.6	32.9	30.0																																																																																																																																							
アルバ		38.3	45.0	42.1																																																																																																																																							
アルバニア共和国		32.8	40.9	38.0																																																																																																																																							
アルメニア共和国		32.8	40.9	38.0																																																																																																																																							
アンギラ		38.3	45.0	42.1																																																																																																																																							
アンゴラ共和国		35.5	43.5	40.6																																																																																																																																							
アンティグア・バーブーダ		38.3	46.9	44.0																																																																																																																																							
アンドラ公国		30.3	38.7	35.8																																																																																																																																							
イエメン共和国		39.6	47.9	45.1																																																																																																																																							
イスラエル国		35.5	43.7	40.8																																																																																																																																							
イタリア共和国		10.8	17.1	14.2																																																																																																																																							
イラク共和国		39.6	47.9	45.1																																																																																																																																							
イラン・イスラム共和国		39.6	47.9	45.1																																																																																																																																							
インド		23.1	30.9	28.0																																																																																																																																							
インドネシア共和国		20.5	27.5	24.6																																																																																																																																							
ウガンダ共和国		35.5	43.5	40.6																																																																																																																																							
ウクライナ		29.2	36.7	33.8																																																																																																																																							

ウズベキスタン共和国	32.8	40.9	38.0
ウルグアイ東方共和国	33.4	41.2	38.3
英領バージン諸島	38.3	45.0	42.1
エクアドル共和国	33.4	41.2	38.3
エジプト・アラブ共和国	39.3	47.9	45.1
エストニア共和国	29.2	36.7	33.8
エスワティニ王国	35.5	43.5	40.6
エチオピア連邦民主共和国	39.3	47.9	45.1
エリトリア国	39.3	47.9	45.1
エルサルバドル共和国	33.4	41.2	38.3
オーストラリア連邦	11.0	16.9	14.0
オーストリア共和国	13.5	20.0	17.1
オマーン国	35.5	43.7	40.8
オランダ王国	16.5	23.2	20.3
オランダ領アンティール	38.3	46.9	44.0
ガーナ共和国	35.5	43.5	40.6
カーボベルデ共和国	35.5	43.5	40.6
ガイアナ協同共和国	38.3	46.9	44.0
カザフスタン共和国	32.8	40.9	38.0
カタール国	35.5	43.7	40.8
カナダ	5.1	11.1	8.2
カナリア諸島	14.9	21.5	18.6
ガボン共和国	35.5	43.5	40.6
カメルーン共和国	35.5	43.5	40.6
ガンビア共和国	39.3	47.9	45.1
カンボジア王国	31.1	39.5	36.6
ギニア共和国	39.3	47.9	45.1
ギニアビサウ共和国	39.3	47.9	45.1
キプロス共和国	35.5	43.7	40.8
キューバ共和国	33.4	41.6	38.8
ギリシャ共和国	13.5	20.0	17.1
キリバス共和国	35.5	44.2	41.3
キルギス共和国	32.8	40.9	38.0
グアテマラ共和国	33.4	41.6	38.8
グアドループ島	33.4	41.6	38.8
グアム	13.9	20.5	17.6
クウェート国	35.5	43.7	40.8
クック諸島	35.5	44.2	41.3
グリーンランド	30.3	38.7	35.8

クリスマス島	11.0	16.9	14.0
グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国	10.8	17.2	14.3
グレナダ	38.3	46.9	44.0
クロアチア共和国	32.8	40.9	38.0
ケイマン諸島	38.3	45.0	42.1
ケニア共和国	35.5	43.5	40.6
コートジボワール共和国	35.5	43.5	40.6
ココス・キーリング諸島	11.0	16.9	14.0
コスタリカ共和国	33.4	41.6	38.8
コソボ共和国	29.2	36.7	33.8
コモロ連合	39.3	47.9	45.1
コロンビア共和国	25.6	32.9	30.0
コンゴ共和国	39.3	47.9	45.1
コンゴ民主共和国	39.3	47.9	45.1
サイパン	13.9	20.5	17.6
サウジアラビア王国	39.6	47.9	45.1
サモア独立国	35.5	44.2	41.3
サントメ・プリンシペ民主共和国	39.3	47.9	45.1
ザンビア共和国	35.5	43.5	40.6
サンピエール島・ミクロン島	25.7	33.1	30.2
サンマリノ共和国	18.3	25.1	22.2
シエラレオネ共和国	39.3	47.9	45.1
ジブチ共和国	39.3	47.9	45.1
ジブラルタル	30.3	38.7	35.8
ジャマイカ	38.3	46.9	44.0
ジョージア	32.8	40.9	38.0
シリア・アラブ共和国	35.5	43.7	40.8
シンガポール共和国	8.0	13.3	10.4
シント・マールテン島	38.3	46.9	44.0
ジンバブエ共和国	35.5	43.5	40.6
スイス連邦	16.5	23.2	20.3
スウェーデン王国	11.6	18.0	15.1
スーダン共和国	35.5	43.5	40.6
スペイン	14.9	21.5	18.6
スペイン領北アフリカ	14.9	21.5	18.6
スリナム共和国	38.3	46.8	43.9
スリランカ民主社会主義共和国	30.1	38.1	35.2
スロバキア共和国	29.2	36.7	33.8

スロベニア共和国	32.8	40.9	38.0
セイシェル共和国	39.3	47.9	45.1
赤道ギニア共和国	39.3	47.9	45.1
セネガル共和国	39.3	47.9	45.1
セルビア共和国	29.2	36.7	33.8
セントクリストファー・ネイビス	38.3	45.0	42.1
セントビンセントおよびグレナディーン諸島	38.3	46.9	44.0
セントヘレナ島	35.5	43.5	40.6
セントルシア	38.3	45.0	42.1
ソマリア民主共和国	35.5	43.5	40.6
ソロモン諸島	35.5	44.2	41.3
タークス・カイコス諸島	38.3	45.0	42.1
タイ王国	14.0	20.6	17.7
大韓民国	8.2	13.6	10.7
大リビア・アラブ社会主義人民ジャマーヒリーヤ国	35.5	43.5	40.6
台湾	11.1	16.6	13.7
タジキスタン共和国	32.8	40.9	38.0
タンザニア連合共和国	35.5	43.5	40.6
チェコ共和国	29.2	36.7	33.8
チャド共和国	39.3	47.9	45.1
中央アフリカ共和国	39.3	47.9	45.1
中華人民共和国	13.8	20.5	17.6
チュニジア共和国	39.3	47.9	45.1
朝鮮民主主義人民共和国	62.4	72.7	69.8
チリ共和国	33.4	41.2	38.3
ツバル	35.5	44.2	41.3
ディエゴ・ガルシア	39.3	47.9	45.1
デンマーク王国	18.3	25.1	22.2
ドイツ連邦共和国	10.8	16.3	13.4
トーゴ共和国	39.3	47.9	45.1
トケラウ諸島	35.5	44.2	41.3
ドミニカ共和国	38.3	45.0	42.1
ドミニカ国	33.4	41.6	38.8
トリニダード・トバゴ共和国	38.3	46.9	44.0
トルクメニスタン	32.8	40.9	38.0
トルコ共和国	28.7	36.4	33.6
トンガ王国	35.5	44.2	41.3
ナイジェリア連邦共和国	35.5	43.5	40.6

ナウル共和国	35.5	44.2	41.3
ナミビア共和国	35.5	43.5	40.6
ニウエ	35.5	44.2	41.3
ニカラグア共和国	33.4	41.2	38.3
ニジェール共和国	35.5	43.5	40.6
ニューカレドニア	35.5	44.2	41.3
ニュージーランド	13.5	20.0	17.1
ネパール	42.2	51.3	48.4
ノーフォーク島	71.9	82.8	79.9
ノルウェー王国	13.5	20.0	17.1
バーレーン王国	35.5	43.7	40.8
ハイチ共和国	33.4	41.2	38.3
パキスタン・イスラム共和国	31.1	39.4	36.5
バチカン市国	10.8	17.1	14.2
パナマ共和国	33.4	41.6	38.8
バヌアツ共和国	35.5	44.2	41.3
バハマ国	38.3	46.9	44.0
パプアニューギニア独立国	35.5	44.2	41.3
バミューダ諸島	25.7	32.2	29.3
パラオ共和国	35.5	44.2	41.3
パラグアイ共和国	33.4	41.6	38.8
バルバドス	38.3	46.9	44.0
パレスチナ	35.5	43.7	40.8
ハワイ	4.4	10.4	7.5
ハンガリー共和国	29.2	36.7	33.8
バングラデシュ人民共和国	31.1	39.4	36.5
東ティモール民主共和国	20.5	27.5	24.6
フィジー諸島共和国	35.5	44.2	41.3
フィリピン共和国	9.7	16.0	13.1
フィンランド共和国	18.3	25.1	22.2
ブータン王国	30.1	38.4	35.6
プエルトリコ	4.4	10.4	7.5
フェロー諸島	13.5	20.0	17.1
フォークランド諸島	38.3	46.8	43.9
ブラジル連邦共和国	21.3	26.7	23.8
フランス共和国	10.8	16.8	13.9
フランス領ギアナ	33.4	41.6	38.8
フランス領ポリネシア	35.5	44.2	41.3
フランス領ワリス・フテュナ諸島	27.3	35.4	32.5

ブルガリア共和国	29.2	36.7	33.8
ブルキナファソ	35.5	43.5	40.6
ブルネイ・ダルサラーム国	20.5	27.5	24.6
ブルンジ共和国	35.5	43.5	40.6
米領サモア	35.5	44.2	41.3
米領バーキン諸島	4.4	10.4	7.5
ベトナム社会主義共和国	31.8	40.3	37.4
ベナン共和国	39.3	47.9	45.1
ベネズエラ・ボリバル共和国	38.3	46.8	43.9
ベラルーシ共和国	32.8	40.9	38.0
ベリーズ	33.4	41.2	38.3
ペルー共和国	21.6	28.9	26.0
ベルギー王国	16.5	23.2	20.3
ポーランド共和国	29.2	36.7	33.8
ボスニア・ヘルツェゴビナ	32.8	40.9	38.0
ボツワナ共和国	35.5	43.5	40.6
ボリビア共和国	33.4	41.2	38.3
ポルトガル共和国	13.5	20.0	17.1
香港	7.0	12.5	9.6
ホンジュラス共和国	33.4	41.6	38.8
マーシャル諸島共和国	35.5	44.2	41.3
マイヨット島	35.5	43.5	40.6
マカオ	20.5	28.1	25.2
マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国	29.2	36.7	33.8
マダガスカル共和国	39.3	47.9	45.1
マディラ諸島	13.5	20.0	17.1
マラウイ共和国	35.5	43.5	40.6
マリ共和国	39.3	47.9	45.1
マルタ共和国	18.3	25.1	22.2
マルチニーク島	33.4	41.6	38.8
マレーシア	11.6	17.1	14.2
ミクロネシア連邦	27.3	35.4	32.5
南アフリカ共和国	35.5	43.5	40.6
南スーダン共和国	35.5	43.5	40.6
ミャンマー連邦	31.1	39.5	36.6
メキシコ合衆国	25.7	32.2	29.3
モーリシャス共和国	39.3	47.9	45.1
モーリタニア・イスラム共和国	39.3	47.9	45.1

モザンビーク共和国	39.3	47.9	45.1
モナコ公国	13.5	20.0	17.1
モルディヴ共和国	30.1	38.4	35.6
モルドバ共和国	32.8	40.9	38.0
モロッコ王国	39.3	47.9	45.1
モンゴル国	26.6	34.8	31.9
モンセラット	38.3	46.8	43.9
モンテネグロ共和国	29.2	36.7	33.8
ヨルダン・ハシミテ王国	35.5	43.7	40.8
ラオス人民民主共和国	26.6	34.8	31.9
ラトビア共和国	29.2	36.7	33.8
リトアニア共和国	32.8	40.9	38.0
リヒテンシュタイン公国	13.5	20.0	17.1
リベリア共和国	39.3	47.9	45.1
ルーマニア	32.8	40.9	38.0
ルクセンブルク大公国	10.8	16.4	13.5
ルワンダ共和国	39.3	47.9	45.1
レソト王国	35.5	43.5	40.6
レバノン共和国	39.6	47.9	45.1
レユニオン	35.5	43.5	40.6
ロシア連邦	32.8	41.1	38.2
インマルサットA e r o	202.0	206.8	204.4
インマルサットB G A N / F B / S B	68.3	79.0	76.1
インマルサットF	68.3	79.0	76.1
インマルサットB G A N / F B / S B (H S D)	202.0	206.8	204.4
インマルサットF (H S D)	202.0	206.8	204.4
ボーダフォン (マルタ)	202.0	206.8	204.4
イリジウム衛星携帯電話	87.0	95.2	91.2
スラーヤ衛星携帯電話	61.5	69.7	65.7
備考 1 (1) 欄の料金は、(2)～(3)以外の国際通話に適用します。 2 削除 3 (2) 欄の料金は、携帯電話設備からの国際通話及び携帯電話設備、P H S 設備又は国際公衆電話設備からの第2種国際フリーダイヤル通話に適用します。 4 (3) 欄の料金は、P H S 設備からの国際通話（第2種国際フリーダイヤル通話を除きます。）に適用します。 5 セイシェル共和国及びディエゴ・ガルシアへの国際通話は取扱いません。			

(イ) デジタル通信モードによる国際通話に関する料金
(単位：円)

地域	料金額	6 秒までごとに
アイスランド共和国		29.3
アイルランド		29.3
アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）		19.0
アラブ首長国連邦		56.3
アルゼンチン共和国		57.1
アンドラ公国		29.3
イエメン共和国		56.3
イスラエル国		56.3
イタリア共和国		29.3
インド		56.3
インドネシア共和国		21.7
ウクライナ		29.3
ウルグアイ東方共和国		57.1
エクアドル共和国		57.1
エジプト・アラブ共和国		40.7
エストニア共和国		29.3
オーストラリア連邦		23.3
オーストリア共和国		29.3
オランダ王国		29.3
カタール国		56.3
カナダ		19.0
カナリア諸島		29.3
キプロス共和国		56.3
ギリシャ共和国		29.3
グアム		23.3
クリスマス島		23.3
グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国		29.3
クロアチア共和国		29.3
ココス・キーリング諸島		23.3
コスタリカ共和国		57.1
コロンビア共和国		57.1
サイパン		23.3
サウジアラビア王国		56.3
サンマリノ共和国		29.3
ジャマイカ		57.1
シンガポール共和国		21.7
スイス連邦		29.3

スウェーデン王国	29.3
スペイン	29.3
スペイン領北アフリカ	29.3
スリランカ民主社会主義共和国	56.3
スロバキア共和国	29.3
スロベニア共和国	29.3
セネガル共和国	40.7
タイ王国	21.7
大韓民国	20.7
台湾	20.7
チェコ共和国	29.3
中華人民共和国	20.7
チリ共和国	57.1
デンマーク王国	29.3
ドイツ連邦共和国	29.3
ドミニカ共和国	57.1
トリニダード・トバゴ共和国	57.1
トルコ共和国	29.3
ニューカレドニア	23.3
ニュージーランド	23.3
ノルウェー王国	29.3
パキスタン・イスラム共和国	56.3
バチカン市国	29.3
パナマ共和国	57.1
パラグアイ共和国	57.1
バーレーン王国	56.3
ハワイ	19.0
ハンガリー共和国	29.3
フィリピン共和国	21.7
フィンランド共和国	29.3
プエルトリコ	57.1
ブラジル連邦共和国	57.1
フランス共和国	29.3
ブルガリア共和国	29.3
ブルネイ・ダルサラーム国	21.7
米領バージン諸島	57.1
ベトナム社会主義共和国	56.3
ベラルーシ共和国	29.3
ペルー共和国	57.1

ベルギー王国	29.3
ポーランド共和国	29.3
ポルトガル共和国	29.3
ボリビア共和国	57.1
香港	20.7
マカオ	20.7
マディラ諸島	29.3
マルタ共和国	29.3
マレーシア	21.7
南アフリカ共和国	40.7
メキシコ合衆国	57.1
モーリシャス共和国	40.7
モナコ公国	29.3
モロッコ王国	40.7
ヨルダン・ハシミテ王国	56.3
ラトビア共和国	29.3
リトアニア共和国	29.3
リヒテンシュタイン公国	29.3
ルクセンブルク大公国	29.3
ルーマニア	29.3
ロシア連邦	29.3
インマルサットA e r o	202.0
インマルサットB G A N / F B / S B （H S D）	202.0
インマルサットF （H S D）	202.0
ボーダフォン（マルタ）	202.0

（ウ） [国際地域指定着信課金機能（国際フリーダイヤル）による国際通話（第2種国際フリーダイヤル通話を除きます。）に関する料金](#)

[（単位：円）](#)

地域	料金額	6秒までごとに
アイスランド共和国		27.2
アイルランド		27.2
アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）		4.4
アラブ首長国連邦		39.6
アルゼンチン共和国		25.6
イスラエル国		36.5
イタリア共和国		15.1
インド		40.0
インドネシア共和国		20.5

ウクライナ	29.2
ウルグアイ 東方共和国	33.4
オーストラリア連邦	11.0
オーストリア共和国	13.5
オランダ王国	16.5
カナダ	5.1
カナリア諸島	14.9
ギリシャ共和国	17.9
クリスマス島	11.0
グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国	10.8
ココス・キーリング諸島	11.0
コロンビア共和国	25.6
シンガポール共和国	10.4
スイス連邦	16.5
スウェーデン王国	11.6
スペイン	14.9
スペイン領北アフリカ	14.9
スリランカ民主社会主義共和国	30.1
タイ王国	14.6
大韓民国	14.1
台湾	14.1
チェコ共和国	29.2
中華人民共和国	14.1
チリ共和国	33.4
デンマーク王国	27.2
ドイツ連邦共和国	10.8
トルコ共和国	32.6
ニュージーランド	13.5
ノルウェー王国	17.9
バチカン市国	15.1
ハワイ	4.4
ハンガリー共和国	29.2
フィリピン共和国	14.6
フィンランド共和国	27.2
ブラジル連邦共和国	21.3
フランス共和国	10.8
ベトナム社会主義共和国	43.3
ペルー共和国	21.6
ベルギー王国	16.5

	ポーランド共和国	29.2
	ポルトガル共和国	17.9
	香港	7.0
	マレーシア	16.5
	南アフリカ共和国	40.0
	メキシコ合衆国	25.7
	モナコ公国	17.9
	ルクセンブルク大公国	10.8
	ロシア連邦	32.8

81 [回線群を単位とする国際通話料金の月極割引（タイプ5）](#)

区 分	内 容									
(1) 定義等	ア 「回線群を単位とする国際通話料金の月極割引(タイプ5)」とは、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線、携帯利用回線、他社直加入電話等利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）及び割引選択国際クレジットカード番号群（この月極割引を適用するために、あらかじめ登録したクレジットカード番号（以下この表において「割引選択国際クレジットカード番号」といいます。）により構成される番号群をいいます。）（以下この表において、割引選択回線群と割引選択国際クレジットカード番号群を併せて「割引選択回線群等」といいます。）に係る国際通話（オの規定によりこの月極割引の対象となる国際通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額（第2の2の規定にかかわらず(6)適用料金表に規定する料金により計算したものとします。）について、(ア)、(イ)及び(ウ)の表に定める契約期間においてこの月極割引を継続利用し、割引選択回線群等に係る国際通話に関する料金の契約期間における月間累計額の平均額（この月極割引の適用を開始した日に係る料金月の起算日から1料金月毎の累計額に係る平均額とします。以下この表において同じとします。）が(ア)、(イ)及び(ウ)の表に定める金額以上の利用を行う申出をした場合に、(ア)、(イ)及び(ウ)の表に規定する額の割引を行うことをいいます。この場合、この月極割引には同表の9種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。 (ア) 契約期間が12料金月のもの 1 割引選択回線群等ごとに <table><tr><th>種類</th><th>契約期間における月間累計額の平均額</th><th>割引額</th></tr><tr><td>プラン1－1</td><td>12万円</td><td>1の割引選択回線群等に係る通話に関する料金に0.08を乗じて得た額</td></tr><tr><td>プラン1－2</td><td>30万円</td><td>1の割引選択回線群等に係る通話に関する料金に0.17を乗じて得た額</td></tr></table>	種類	契約期間における月間累計額の平均額	割引額	プラン1－1	12万円	1の割引選択回線群等に係る通話に関する料金に0.08を乗じて得た額	プラン1－2	30万円	1の割引選択回線群等に係る通話に関する料金に0.17を乗じて得た額
種類	契約期間における月間累計額の平均額	割引額								
プラン1－1	12万円	1の割引選択回線群等に係る通話に関する料金に0.08を乗じて得た額								
プラン1－2	30万円	1の割引選択回線群等に係る通話に関する料金に0.17を乗じて得た額								

プラン 1－3	60万円	1 の割引選択回線群等に係る通話に関する料金に0.25を乗じて得た額

[（イ） 契約期間が24料金月のもの](#)

[1 割引選択回線群等ごとに](#)

種類	契約期間における月間累計額の平均額	割引額
プラン 2－1	12万円	1 の割引選択回線群等に係る通話に関する料金に0.17を乗じて得た額
プラン 2－2	30万円	1 の割引選択回線群等に係る通話に関する料金に0.25を乗じて得た額
プラン 2－3	60万円	1 の割引選択回線群等に係る通話に関する料金に0.33を乗じて得た額

[（ウ） 契約期間が36料金月のもの](#)

[1 割引選択回線群等ごとに](#)

種類	契約期間における月間累計額の平均額	割引額
プラン 3－1	12万円	1 の割引選択回線群等に係る通話に関する料金に0.25を乗じて得た額
プラン 3－2	30万円	1 の割引選択回線群等に係る通話に関する料金に0.33を乗じて得た額
プラン 3－3	60万円	1 の割引選択回線群等に係る通話に関する料金に0.42を乗じて得た額

[イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金は、割引選択回線群を構成する利用回線、携帯利用回線又は他社直加入電話等利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）のうち、その割引選択回線群を代表する利用回線又は他社直加入電話等利用回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の契約者（携帯電話等国際利用契約者を除きます。以下イにおいて同じとします。）又はその契約者があらかじめ指定する割引選択回線の契約者に請求します。](#)

[ウ 割引選択回線群を構成するすべての利用回線について、特定協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定に係る国際通話の通話区分又は国際通信の通信区分について当社の事業者識別番号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この表において同じとします。）を指定している旨の申出を当社に行い、当社が特定協定事業者からの通知によりその事実を確認したとき](#)

	は、アの表の割引額の欄の算出式の数値に次表に規定する数値を加算することとします（以下この表において「優先接続特別割引」といいます。）。 1 割引選択回線群ごとに <table><tr><th>優先接続の区分</th><th>加算する数</th></tr><tr><td>電話会社選択</td><td>0.03</td></tr><tr><td>電話会社固定</td><td>0.08</td></tr></table>	優先接続の区分	加算する数	電話会社選択	0.03	電話会社固定	0.08
優先接続の区分	加算する数						
電話会社選択	0.03						
電話会社固定	0.08						
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線又は割引選択国際クレジットカード番号（以下この表において併せて「割引選択回線等」といいます。）に係る電話等利用契約者、携帯電話等国際利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者は、1の割引選択回線群等を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群等を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ この月極割引を選択する割引選択回線等の電話等利用契約者、携帯電話等国際利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者は、アに規定する申出を行う際、(1)のアに規定する契約期間においてこの月極割引利用する旨を記載した当社所定の書面を、当社が指定する電話等サービス取扱所に提出していただきます。 ウ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当する場合に限り、これを承諾します。 (ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者の承諾があるとき。 (イ) その申出のあった割引選択回線等が、割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者と同一の者に係るものであるとき（割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。）。 (ウ) (1)のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群等に係る国際通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。 (エ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務遂行上著しい支障がないとき。 エ ウの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった割引選択回線等が、この通話料金別表に規定する他の通話料金の月極割引の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。						
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線群等に係る国際通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 優先接続特別割引の開始は、(1)のエに規定する申出について特定協定事業者からの通知により当社がその事実を確認できた日を含む料金月の翌料金月から優先接続特別割引を適用します。 エ 当社は、割引選択回線等について、次のいずれかに該当する場合が生じたときは、この月極割引を廃止します。 (ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者の承諾の取消しがあったとき。						

- (イ) 電話等利用契約、携帯電話等国際利用契約又は他社直加入電話等国際利用契約の解除があったとき。
- (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。
- (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。
- (オ) その割引選択回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者、携帯電話等国際利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。
- (カ) その割引選択回線が加入電話設備に係るものと総合ディジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。
- (キ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。
- (ク) (1)イの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群等に係る国際通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払いがないとき。
- (ケ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。
- (コ) 割引選択国際クレジットカード番号に係るクレジットカードを発行した者との間で締結されているクレジットカードの利用に係る契約が解除されたとき。
- (サ) その他(2)イ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

オ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄までの規定に該当する場合は生じたときはそれぞれ2欄から6欄までの規定によるものとします。

<u>区 分</u>	<u>月極割引の適用</u>
<u>1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>2 電話等利用契約、携帯電話等国際利用契約若しくは他社直加入電話等国際利用契約の解除があったとき（3に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約又は電話等利用権の譲渡があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は承諾日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>4 エの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>

	<table><tr><td><u>5 エの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u></td><td><u>その廃止日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr><tr><td><u>6 エの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u></td><td><u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr><tr><td><u>7 エの(コ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u></td><td><u>その契約解除日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr></table> <u>カ オに規定するほか、当社は、この月極割引の適用を受けている割引選択回線群を構成するすべての利用回線のうち、1以上の利用回線の国際通話の通話区分又は国際通信の通信区分について、当社の事業識別番号の指定が解除された旨の申出があったとき又は当社が特定協定事業者からの通知によりその事実を確認したときは優先接続特別割引を廃止します。この場合、その廃止があった日を含む料金月の末日までの国際通話に関する料金について、優先接続特別割引の適用を行います。</u> <u>キ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</u> <u>ク エの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群等を構成する各々の割引選択回線等ごとの国際通話に関する料金を算出して、その割引選択回線等の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者に請求します。この場合の支払期日は、エの(ク)に規定する支払期日とします。</u> <u>ケ 割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者は、この月極割引の種類の変更（契約期間の延長又は契約期間における月間累計額の平均額の増額を伴う場合に限ります。）を行うことができます。この場合において、変更後の種類の月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</u> <u>（注）割引選択回線群等に係る国際通話に関する料金に割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定に関わらず、その端数を切り上げます。</u>	<u>5 エの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>	<u>6 エの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>	<u>7 エの(コ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その契約解除日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>	
<u>5 エの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>							
<u>6 エの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>							
<u>7 エの(コ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その契約解除日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>							
<u>(4) その他の適用</u>	<u>ア 割引選択回線群等について、この月極割引を適用する期間は、この月極割引の適用開始日から(1)のアに規定する契約期間とします。</u> <u>イ 割引選択回線群等について、アに規定する契約期間満了前にこの月極割引の廃止を行う場合（当社から行うこの月極割引の廃止の場合を含みます。）及びこの月極割引を適用する期間が満了する場合、当社は契約期間における割引選択回線群等に係るこの月極割引適用後の国際通話に関する料金の累計額（第2の2の規定にかかわらず(6)適用料金表により算出したものとします。）を算出します。</u> <u>ウ イにより算出した契約期間における割引選択回線群等に係るこの月極割引適用後の国際通話に関する料金の累計額が、(1)のアに規定する契約期間における月間累計額の平均額から(1)のアに規定する割引額を減じた金額に、契約期間を乗じて得た額を下回るときは、次に定める方法により算出した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</u>							

	支払を要する額 = (1) のアに規定する月間累計額の平均額 = (1) のアに規定する月間累計額の平均額に係る (1) のアに規定する割引額 × 契約期間 = イにより算出した累計額 エ ウにおいて支払を要することとなる場合、割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国际利用契約者は、既に申出を行っている (1) のアに定める期間を限度とし、契約期間の延長を申出することができます。この申出があった場合、イに定める月極割引適用後の国際通話に関する料金の累計額及びウに規定する支払を要する額の算出において、契約期間に延長期間を加算します（当社から行うこの月極割引の廃止の場合を除きます。）。 オ ウにおいて支払を要さない場合であって、割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国际利用契約者から適用終了の10日前までに適用廃止の申出がない場合には、既に申出を行っている契約期間についての再度の申出があったものとみなし、以後も同様とします。 (注1) エに規定する延長期間は12料金を単位とします。 (注2) (3) 欄のケの規定にかかわらず、エの規定の適用を受ける場合には、契約期間の延長に伴うこの月極割引の種類の変更はできません。																							
(5) 1 割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	1 割引選択回線等当たりの国際通話に関する料金 = この月極割引適用前のその割引選択回線等に係る国際通話に関する料金 × この月極割引適用後の割引選択回線群等に係る国際通話に関する料金 イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群等に係る国際通話に関する料金からその割引選択回線群等を構成するすべての割引選択回線等についてアの規定により算出した1 割引選択回線等当たりの国際通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る国際通話に関する料金に加算します。																							
(6) 適用料金表	ア この月極割引を選択した場合の割引選択回線群等に係る国際通話に関する料金額は、第2 の2 の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。 (ア) (イ)、(ウ) 以外の国際通話に関する料金 (単位：円) <table><tr><th rowspan="2">地域</th><th colspan="3">6 秒までごとに</th></tr><tr><th>(1)</th><th>(2)</th><th>(3)</th></tr><tr><td>アイスランド共和国</td><td>11.0</td><td>15.1</td><td>13.3</td></tr><tr><td>アイルランド</td><td>11.0</td><td>15.1</td><td>13.3</td></tr><tr><td>アゼルバイジャン共和国</td><td>19.7</td><td>24.5</td><td>22.8</td></tr><tr><td>アセンション島</td><td>23.6</td><td>28.7</td><td>27.1</td></tr></table>	地域	6 秒までごとに			(1)	(2)	(3)	アイスランド共和国	11.0	15.1	13.3	アイルランド	11.0	15.1	13.3	アゼルバイジャン共和国	19.7	24.5	22.8	アセンション島	23.6	28.7	27.1
地域	6 秒までごとに																							
	(1)	(2)	(3)																					
アイスランド共和国	11.0	15.1	13.3																					
アイルランド	11.0	15.1	13.3																					
アゼルバイジャン共和国	19.7	24.5	22.8																					
アセンション島	23.6	28.7	27.1																					

アゾレス諸島	8.1	12.0	10.3
アフガニスタン・イスラム共和国	26.4	31.9	30.2
アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）	2.6	6.2	4.5
アラブ首長国連邦	23.8	28.7	27.1
アルジェリア民主人民共和国	21.3	26.1	24.4
アルゼンチン共和国	15.4	19.7	18.0
アルバ	23.0	27.0	25.3
アルバニア共和国	19.7	24.5	22.8
アルメニア共和国	19.7	24.5	22.8
アングラ	23.0	27.0	25.3
アンゴラ共和国	21.3	26.1	24.4
アンティグア・バーブーダ	23.0	28.1	26.4
アンドラ公国	18.2	23.2	21.5
イエメン共和国	23.8	28.7	27.1
イスラエル国	21.3	26.2	24.5
イタリア共和国	6.5	10.3	8.5
イラク共和国	23.8	28.7	27.1
イラン・イスラム共和国	23.8	28.7	27.1
インド	13.9	18.5	16.8
インドネシア共和国	12.3	16.5	14.8
ウガンダ共和国	21.3	26.1	24.4
ウクライナ	17.5	22.0	20.3
ウズベキスタン共和国	19.7	24.5	22.8
ウルグアイ東方共和国	20.0	24.7	23.0
英領バージン諸島	23.0	27.0	25.3
エクアドル共和国	20.0	24.7	23.0
エジプト・アラブ共和国	23.6	28.7	27.1
エストニア共和国	17.5	22.0	20.3
エスワティニ王国	21.3	26.1	24.4
エチオピア連邦民主共和国	23.6	28.7	27.1
エリトリア国	23.6	28.7	27.1
エルサルバドル共和国	20.0	24.7	23.0
オーストラリア連邦	6.6	10.1	8.4
オーストリア共和国	8.1	12.0	10.3
オマーン国	21.3	26.2	24.5
オランダ王国	9.9	13.9	12.2
オランダ領アンティール	23.0	28.1	26.4
ガーナ共和国	21.3	26.1	24.4

カーボベルデ共和国	21.3	26.1	24.4
ガイアナ協同共和国	23.0	28.1	26.4
カザフスタン共和国	19.7	24.5	22.8
カタール国	21.3	26.2	24.5
カナダ	3.1	6.7	4.9
カナリア諸島	8.9	12.9	11.2
ガボン共和国	21.3	26.1	24.4
カメルーン共和国	21.3	26.1	24.4
ガンビア共和国	23.6	28.7	27.1
カンボジア王国	18.7	23.7	22.0
ギニア共和国	23.6	28.7	27.1
ギニアビサウ共和国	23.6	28.7	27.1
キプロス共和国	21.3	26.2	24.5
キューバ共和国	20.0	25.0	23.3
ギリシャ共和国	8.1	12.0	10.3
キリバス共和国	21.3	26.5	24.8
キルギス共和国	19.7	24.5	22.8
グアテマラ共和国	20.0	25.0	23.3
グアドループ島	20.0	25.0	23.3
グアム	8.3	12.3	10.6
クウェート国	21.3	26.2	24.5
クック諸島	21.3	26.5	24.8
グリーンランド	18.2	23.2	21.5
クリスマス島	6.6	10.1	8.4
グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国	6.5	10.3	8.6
グレナダ	23.0	28.1	26.4
クロアチア共和国	19.7	24.5	22.8
ケイマン諸島	23.0	27.0	25.3
ケニア共和国	21.3	26.1	24.4
コートジボワール共和国	21.3	26.1	24.4
ココス・キーリング諸島	6.6	10.1	8.4
コスタリカ共和国	20.0	25.0	23.3
コソボ共和国	17.5	22.0	20.3
コモロ連合	23.6	28.7	27.1
コロンビア共和国	15.4	19.7	18.0
コンゴ共和国	23.6	28.7	27.1
コンゴ民主共和国	23.6	28.7	27.1
サイパン	8.3	12.3	10.6

サウジアラビア王国	23.8	28.7	27.1
サモア独立国	21.3	26.5	24.8
サントメ・プリンシペ民主共和国	23.6	28.7	27.1
ザンビア共和国	21.3	26.1	24.4
サンピエール島・ミクロン島	15.4	19.9	18.1
サンマリノ共和国	11.0	15.1	13.3
シエラレオネ共和国	23.6	28.7	27.1
ジブチ共和国	23.6	28.7	27.1
ジブラルタル	18.2	23.2	21.5
ジャマイカ	23.0	28.1	26.4
ジョージア	19.7	24.5	22.8
シリア・アラブ共和国	21.3	26.2	24.5
シンガポール共和国	4.8	8.0	6.2
シント・マールテン島	23.0	28.1	26.4
ジンバブエ共和国	21.3	26.1	24.4
スイス連邦	9.9	13.9	12.2
スウェーデン王国	7.0	10.8	9.1
スーダン共和国	21.3	26.1	24.4
スペイン	8.9	12.9	11.2
スペイン領北アフリカ	8.9	12.9	11.2
スリナム共和国	23.0	28.1	26.3
スリランカ民主社会主義共和国	18.1	22.9	21.1
スロバキア共和国	17.5	22.0	20.3
スロベニア共和国	19.7	24.5	22.8
セイシェル共和国	23.6	28.7	27.1
赤道ギニア共和国	23.6	28.7	27.1
セネガル共和国	23.6	28.7	27.1
セルビア共和国	17.5	22.0	20.3
セントクリストファー・ネイビス	23.0	27.0	25.3
セントビンセントおよびグレナディーン諸島	23.0	28.1	26.4
セントヘレナ島	21.3	26.1	24.4
セントルシア	23.0	27.0	25.3
ソマリア民主共和国	21.3	26.1	24.4
ソロモン諸島	21.3	26.5	24.8
タークス・カイコス諸島	23.0	27.0	25.3
タイ王国	8.4	12.4	10.6
大韓民国	4.9	8.2	6.4
大リビア・アラブ社会主義人民ジャマーヒリーヤ国	21.3	26.1	24.4

台湾	6.7	10.0	8.2
タジキスタン共和国	19.7	24.5	22.8
タンザニア連合共和国	21.3	26.1	24.4
チェコ共和国	17.5	22.0	20.3
チャド共和国	23.6	28.7	27.1
中央アフリカ共和国	23.6	28.7	27.1
中華人民共和国	8.3	12.3	10.6
チュニジア共和国	23.6	28.7	27.1
朝鮮民主主義人民共和国	37.4	43.6	41.9
チリ共和国	20.0	24.7	23.0
ツバル	21.3	26.5	24.8
ディエゴ・ガルシア	23.6	28.7	27.1
デンマーク王国	11.0	15.1	13.3
ドイツ連邦共和国	6.5	9.8	8.0
トーゴ共和国	23.6	28.7	27.1
トケラウ諸島	21.3	26.5	24.8
ドミニカ共和国	23.0	27.0	25.3
ドミニカ国	20.0	25.0	23.3
トリニダード・トバゴ共和国	23.0	28.1	26.4
トルクメニスタン	19.7	24.5	22.8
トルコ共和国	17.2	21.8	20.2
トンガ王国	21.3	26.5	24.8
ナイジェリア連邦共和国	21.3	26.1	24.4
ナウル共和国	21.3	26.5	24.8
ナミビア共和国	21.3	26.1	24.4
ニウエ	21.3	26.5	24.8
ニカラグア共和国	20.0	24.7	23.0
ニジェール共和国	21.3	26.1	24.4
ニューカレドニア	21.3	26.5	24.8
ニュージーランド	8.1	12.0	10.3
ネパール	25.3	30.8	29.0
ノーフォーク島	43.1	49.7	47.9
ノルウェー王国	8.1	12.0	10.3
バーレーン王国	21.3	26.2	24.5
ハイチ共和国	20.0	24.7	23.0
パキスタン・イスラム共和国	18.7	23.6	21.9
パチカン市国	6.5	10.3	8.5
パナマ共和国	20.0	25.0	23.3
バヌアツ共和国	21.3	26.5	24.8

バハマ国	23.0	28.1	26.4
パプアニューギニア独立国	21.3	26.5	24.8
バミューダ諸島	15.4	19.3	17.6
パラオ共和国	21.3	26.5	24.8
パラグアイ共和国	20.0	25.0	23.3
バルバドス	23.0	28.1	26.4
パレスチナ	21.3	26.2	24.5
ハワイ	2.6	6.2	4.5
ハンガリー共和国	17.5	22.0	20.3
バングラデシュ人民共和国	18.7	23.6	21.9
東ティモール民主共和国	12.3	16.5	14.8
フィジー諸島共和国	21.3	26.5	24.8
フィリピン共和国	5.8	9.6	7.9
フィンランド共和国	11.0	15.1	13.3
ブータン王国	18.1	23.0	21.4
プエルトリコ	2.6	6.2	4.5
フェロー諸島	8.1	12.0	10.3
フォークランド諸島	23.0	28.1	26.3
ブラジル連邦共和国	12.8	16.0	14.3
フランス共和国	6.5	10.1	8.3
フランス領ギアナ	20.0	25.0	23.3
フランス領ポリネシア	21.3	26.5	24.8
フランス領ワリス・フテュナ諸島	16.4	21.2	19.5
ブルガリア共和国	17.5	22.0	20.3
ブルキナファソ	21.3	26.1	24.4
ブルネイ・ダルサラーム国	12.3	16.5	14.8
ブルンジ共和国	21.3	26.1	24.4
米領サモア	21.3	26.5	24.8
米領バージン諸島	2.6	6.2	4.5
ベトナム社会主義共和国	19.1	24.2	22.4
ベナン共和国	23.6	28.7	27.1
ベネズエラ・ボリバル共和国	23.0	28.1	26.3
ベラルーシ共和国	19.7	24.5	22.8
ベリーズ	20.0	24.7	23.0
ペルー共和国	13.0	17.3	15.6
ベルギー王国	9.9	13.9	12.2
ポーランド共和国	17.5	22.0	20.3
ボスニア・ヘルツェゴビナ	19.7	24.5	22.8
ボツワナ共和国	21.3	26.1	24.4

ボリビア共和国	20.0	24.7	23.0
ポルトガル共和国	8.1	12.0	10.3
香港	4.2	7.5	5.8
ホンジュラス共和国	20.0	25.0	23.3
マーシャル諸島共和国	21.3	26.5	24.8
マイヨット島	21.3	26.1	24.4
マカオ	12.3	16.9	15.1
マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国	17.5	22.0	20.3
マダガスカル共和国	23.6	28.7	27.1
マディラ諸島	8.1	12.0	10.3
マラウイ共和国	21.3	26.1	24.4
マリ共和国	23.6	28.7	27.1
マルタ共和国	11.0	15.1	13.3
マルチニーク島	20.0	25.0	23.3
マレーシア	7.0	10.3	8.5
ミクロネシア連邦	16.4	21.2	19.5
南アフリカ共和国	21.3	26.1	24.4
南スーダン共和国	21.3	26.1	24.4
ミャンマー連邦	18.7	23.7	22.0
メキシコ合衆国	15.4	19.3	17.6
モーリシャス共和国	23.6	28.7	27.1
モーリタニア・イスラム共和国	23.6	28.7	27.1
モザンビーク共和国	23.6	28.7	27.1
モナコ公国	8.1	12.0	10.3
モルディヴ共和国	18.1	23.0	21.4
モルドバ共和国	19.7	24.5	22.8
モロッコ王国	23.6	28.7	27.1
モンゴル国	16.0	20.9	19.1
モンセラット	23.0	28.1	26.3
モンテネグロ共和国	17.5	22.0	20.3
ヨルダン・ハシミテ王国	21.3	26.2	24.5
ラオス人民民主共和国	16.0	20.9	19.1
ラトビア共和国	17.5	22.0	20.3
リトアニア共和国	19.7	24.5	22.8
リヒテンシュタイン公国	8.1	12.0	10.3
リベリア共和国	23.6	28.7	27.1
ルーマニア	19.7	24.5	22.8
ルクセンブルク大公国	6.5	9.8	8.1

ルワンダ共和国	23.6	28.7	27.1
レソト王国	21.3	26.1	24.4
レバノン共和国	23.8	28.7	27.1
レユニオン	21.3	26.1	24.4
ロシア連邦	19.7	24.7	22.9
インマルサットA e r o	121.2	124.1	122.7
インマルサットB G A N / F B / S B	41.0	47.4	45.7
インマルサットF	41.0	47.4	45.7
インマルサットB G A N / F B / S B (H S D)	121.2	124.1	122.7
インマルサットF (H S D)	121.2	124.1	122.7
ボーダフォン (マルタ)	121.2	124.1	122.7
イリジウム衛星携帯電話	52.2	57.1	54.7
スラーヤ衛星携帯電話	36.9	41.8	39.4

備考

- 1 (1)の料金は、(2)～(3)以外の国際通話に適用します。
- 2 削除
- 3 (2)の料金は、携帯電話設備からの国際通話及び携帯電話設備、P H S 設備又は国際公衆電話設備からの第2種国際フリーダイヤル通話に適用します。
- 4 (3)の料金は、P H S 設備からの国際通話（第2種国際フリーダイヤル通話を除きます。）に適用します。
- 5 セイシェル共和国及びディエゴ・ガルシアへの国際通話は取扱いません。

(イ) デジタル通信モードによる国際通話に関する料金
(単位：円)

地域	料金額	6秒までごとに
アイスランド共和国		17.6
アイルランド		17.6
アメリカ合衆国 (ハワイを除きます。)		11.4
アラブ首長国連邦		33.8
アルゼンチン共和国		34.3
アンドラ公国		17.6
イエメン共和国		33.8
イスラエル国		33.8
イタリア共和国		17.6
インド		33.8
インドネシア共和国		13.1
ウクライナ		17.6
ウルグアイ東方共和国		34.3
エクアドル共和国		34.3

エジプト・アラブ共和国	24.5
エストニア共和国	17.6
オーストラリア連邦	14.0
オーストリア共和国	17.6
オランダ王国	17.6
カタール国	33.8
カナダ	11.4
カナリア諸島	17.6
キプロス共和国	33.8
ギリシャ共和国	17.6
グアム	14.0
クリスマス島	14.0
グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国	17.6
クロアチア共和国	17.6
ココス・キーリング諸島	14.0
コスタリカ共和国	34.3
コロンビア共和国	34.3
サイパン	14.0
サウジアラビア王国	33.8
サンマリノ共和国	17.6
ジャマイカ	34.3
シンガポール共和国	13.1
スイス連邦	17.6
スウェーデン王国	17.6
スペイン	17.6
スペイン領北アフリカ	17.6
スリランカ民主社会主義共和国	33.8
スロバキア共和国	17.6
スロベニア共和国	17.6
セネガル共和国	24.5
タイ王国	13.1
大韓民国	12.5
台湾	12.5
チェコ共和国	17.6
中華人民共和国	12.5
チリ共和国	34.3
デンマーク王国	17.6
ドイツ連邦共和国	17.6
ドミニカ共和国	34.3

トリニダード・トバゴ共和国	34.3
トルコ共和国	17.6
ニューカレドニア	14.0
ニュージーランド	14.0
ノルウェー王国	17.6
パキスタン・イスラム共和国	33.8
バチカン市国	17.6
パナマ共和国	34.3
パラグアイ共和国	34.3
バーレーン王国	33.8
ハワイ	11.4
ハンガリー共和国	17.6
フィリピン共和国	13.1
フィンランド共和国	17.6
プエルトリコ	34.3
ブラジル連邦共和国	34.3
フランス共和国	17.6
ブルガリア共和国	17.6
ブルネイ・ダルサラーム国	13.1
米領バージン諸島	34.3
ベトナム社会主義共和国	33.8
ベラルーシ共和国	17.6
ペルー共和国	34.3
ベルギー王国	17.6
ポーランド共和国	17.6
ボリビア共和国	34.3
ポルトガル共和国	17.6
香港	12.5
マカオ	12.5
マディラ諸島	17.6
マルタ共和国	17.6
マレーシア	13.1
南アフリカ共和国	24.5
メキシコ合衆国	34.3
モーリシャス共和国	24.5
モナコ公国	17.6
モロッコ王国	24.5
ヨルダン・ハシミテ王国	33.8
ラトビア共和国	17.6

リトアニア共和国	17.6
リヒテンシュタイン公国	17.6
ルクセンブルク大公国	17.6
ルーマニア	17.6
ロシア連邦	17.6
インマルサットA e r o	121.2
インマルサットB G A N / F B / S B （H S D）	121.2
インマルサットF （H S D）	121.2
ボーダフォン （マルタ）	121.2

[（ウ） 国際地域指定着信課金機能（国際フリーダイヤル）による国際通話（第2種国際フリーダイヤル通話を除きます。）に関する料金](#)

[（単位：円）](#)

地域	料金額	6秒までごとに
アイスランド共和国		16.3
アイルランド		16.3
アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）		2.6
アラブ首長国連邦		23.7
アルゼンチン共和国		15.4
イスラエル国		21.3
イタリア共和国		9.0
インド		25.0
インドネシア共和国		12.3
ウクライナ		17.5
ウルグアイ東方共和国		20.0
オーストラリア連邦		6.6
オーストリア共和国		8.1
オランダ王国		9.9
カナダ		3.1
カナリア諸島		8.9
ギリシャ共和国		10.7
クリスマス島		6.6
グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国		6.5
ココス・キーリング諸島		6.6
コロンビア共和国		15.4
シンガポール共和国		6.2
スイス連邦		9.9
スウェーデン王国		7.0

スペイン	8.9
スペイン領北アフリカ	8.9
スリランカ民主社会主義共和国	18.1
タイ王国	8.8
大韓民国	8.5
台湾	8.5
チェコ共和国	17.5
中華人民共和国	8.5
チリ共和国	20.0
デンマーク王国	16.3
ドイツ連邦共和国	6.5
トルコ共和国	19.5
ニュージーランド	8.1
ノルウェー王国	10.7
バチカン市国	9.0
ハワイ	2.6
ハンガリー共和国	17.5
フィリピン共和国	8.8
フィンランド共和国	16.3
ブラジル連邦共和国	12.8
フランス共和国	6.5
ベトナム社会主義共和国	26.0
ペルー共和国	13.0
ベルギー王国	9.9
ポーランド共和国	17.5
ポルトガル共和国	10.7
香港	4.2
マレーシア	9.9
南アフリカ共和国	25.0
メキシコ合衆国	15.4
モナコ公国	10.7
ルクセンブルク大公国	6.4
ロシア連邦	19.7

イ 次表に掲げる地域に係る国際通話に関する料金の月間累計額の平均額が、契約者が選択した(1)のAに定めるプランに係る約定額の1／2以上となることを契約者が申し出た場合は、次表に掲げる地域については、Aの(ア)の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。

(単位：円)

	料金額	6秒までごと
地域		に

	オランダ王国	7.0
	シンガポール共和国	4.0
	スイス連邦	7.0
	大韓民国	4.4
	台湾	3.8
	中華人民共和国	5.0
	ブラジル連邦共和国	6.0
	ベルギー王国	7.0
	マレーシア	5.0
	ロシア連邦	12.0
	備考	
	1 加入電話等設備及び他社直加入電話等設備からの国際通話及び加入電話等設備又は他社直加入電話等設備からの第二種国際フリーダイヤル通話に適用します。	
	ウ イの適用期間については、(1)のアに規定する契約期間と同様とします。 ただし、イの適用が(1)のアに規定する契約期間の途中から開始した場合は、その適用開始日から(1)のアの契約期間満了日までとします。 エ (4)のエ及びオの規定により(1)のアに規定する契約期間が延長される場合は、イの適用期間についても同様に延長されるものとします。 オ 契約者がイの適用を受けている場合であって、割引選択回線群等について(4)のウの適用を受ける場合は、(4)のウの規定により支払を要することとされた額に加えて、次に定める方法により算出した額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。 $\text{支払を要する額} = \frac{\text{(1)のアに規定する月間累計額の平均額}}{\text{月間累計額の平均額}} \times 0.5 \times 0.3 \times \text{イの適用期間}$	

82 長期継続利用による国際通話料金の月極割引

区 分	内 容
(1) 定義等	ア 「長期継続利用による国際通話料金の月極割引」とは、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下、この表において同じとします。）の適用を受けている割引選択回線群（特定月極割引を選択する利用回線、携帯利用回線又は他社直加入電話等利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）を構成する利用回線、携帯利用回線又は他社直加入電話等利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）の契約者に係る国際通話（オの規定によりこの月極割引の対象となる国際通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金（特定月極割引の適用前の料金であって当社が別に定める月極割引の適用を受けている場合はその適用後の料金とします。以下

	<u>この表において同じとします。）の月間累計額について、次表に定める契約期間において、この月極割引の継続利用を行う申出をした場合に同表に規定する額の割引を行うことをいいます。この場合、この月極割引には同表の3種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。</u> 1の割引選択回線群ごとに <table><tr><th>種 類</th><th>契約期間</th><th>割 引 額</th></tr><tr><td><u>(1) プラン 1</u></td><td><u>12ヶ月</u></td><td><u>1の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金に0.03を乗じて得た額</u></td></tr><tr><td><u>(2) プラン 2</u></td><td><u>24ヶ月</u></td><td><u>1の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金に0.04を乗じて得た額</u></td></tr><tr><td><u>(3) プラン 3</u></td><td><u>36ヶ月</u></td><td><u>1の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金に0.05を乗じて得た額</u></td></tr></table> <u>イ この月極割引は、利用回線、携帯利用回線若しくは他社直加入電話等利用回線から行われた国際通話ごとに適用するものとし、契約者は1の割引選択回線群ごとあらかじめいずれかを選択していただきます。</u> <u>ウ 特定月極割引の規定にかかわらず、特定月極割引とこの月極割引（エに規定する固定優先接続特別割引を受けている場合を含みます。以下この表において同じとします。）の双方を適用した後の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金は、割引選択回線群を構成する割引選択回線のうちその割引選択回線群を代表する回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の契約者（携帯電話等国際利用契約者を除きます。以下ウにおいて同じとします。）又はその契約者があらかじめ指定する割引選択回線の契約者に請求します。</u> <u>エ この月極割引の適用を受けている割引選択回線群を構成するすべての利用回線について、特定協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定に係る国際通話の通話区分又は国際通信の通信区分について当社の事業者識別番号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この表において同じとします。）を指定している旨の申出を当社に行い、当社が特定協定事業者からの通知によりその事実を確認したときは、そのすべての利用回線の国際通話の通話区分又は国際通信の通信区分に係る通話に関する料金の月間累計額を合計して得た額が3千円以上の場合に、上表の割引額の欄の算出式の数値に0.05を加算することとします。（以下この表において「固定優先接続特別割引」といいます。）</u> <u>オ この月極割引の対象となる国際通話は特定月極割引の対象となる国際通話とします。</u> <u>（注）アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。</u> <u>・回線群を単位とする国際通話料金の月極割引（タイプ1）</u>	種 類	契約期間	割 引 額	<u>(1) プラン 1</u>	<u>12ヶ月</u>	<u>1の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金に0.03を乗じて得た額</u>	<u>(2) プラン 2</u>	<u>24ヶ月</u>	<u>1の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金に0.04を乗じて得た額</u>	<u>(3) プラン 3</u>	<u>36ヶ月</u>	<u>1の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金に0.05を乗じて得た額</u>
種 類	契約期間	割 引 額											
<u>(1) プラン 1</u>	<u>12ヶ月</u>	<u>1の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金に0.03を乗じて得た額</u>											
<u>(2) プラン 2</u>	<u>24ヶ月</u>	<u>1の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金に0.04を乗じて得た額</u>											
<u>(3) プラン 3</u>	<u>36ヶ月</u>	<u>1の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金に0.05を乗じて得た額</u>											
<u>(2) 承諾</u>	<u>ア この月極割引を選択する割引選択回線の電話等利用契約者、携帯電話等国際利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。</u>												

	<u>イ この月極割引を選択する割引選択回線の電話等利用契約者、携帯電話等国際利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者は、アに規定する申出を行う際、(1)欄のアに規定する契約期間においてこの月極割引を利用する旨を記載した当社所定の書面を、当社が指定する電話等サービス取扱所に提出していただきます。</u> <u>ウ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</u> <u>(ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者の承諾があるとき。</u> <u>(イ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。)</u> <u>(ウ) その申出の際、現に特定月極割引の適用を受けている又は特定月極割引の申出を伴うとき（特定月極割引の適用を現に受けている場合を除きます。）。</u> <u>(エ) 申出のあった割引選択回線群の割引選択代表回線及び割引選択回線群が特定月極割引と同一であるとき。</u> <u>(オ) (1)欄のイの規定により特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</u> <u>(カ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</u> <u>エ ウの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</u> <u>(注) 本欄エに規定する当社が別に定めるものは、回線群を単位とする国際通話料金の月極割引（タイプ1）とします。</u>
<u>(3) 月極割引の適用</u>	<u>ア 割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</u> <u>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</u> <u>ウ この月極割引の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金について、特定月極割引の適用を受けない場合はこの月極割引を適用しません。</u> <u>エ 固定優先接続特別割引の開始は (1)欄のエに規定する申出について、特定協定事業者からの通知により当社がその事実を確認できた日を含む料金月の翌料金月から固定優先接続特別割引を適用します。</u> <u>オ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合が生じたときは、この月極割引を廃止します。</u> <u>(ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者の承諾の取消しがあったとき。</u> <u>(イ) 電話等利用契約又は他社直加入電話等国際利用契約の解除があったとき。</u> <u>(ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u> <u>(エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。</u> <u>(オ) その割引選択回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者、携帯電話等国際利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u>

- (カ) その割引選択回線が加入電話設備に係るものと総合デ
ィジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であ
って、電話利用契約者から届出があったとき又は当社が
その事実を知ったとき。
- (キ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、
電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事
実を知ったとき。
- (ク) (1)欄のイの規定により特定月極割引とこの月極割引
の双方を適用した後の割引選択回線群に係る国際通話に関
する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社
が定める支払い期日を経過してもなお一括して支払わない
とき。
- (ケ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があっ
たとき。
- (コ) 特定月極割引の廃止があったとき。
- (サ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさ
なくなったとき。

カ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次
表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内にお
いて、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6
欄までの規定に該当する場合が生じたときはそれぞれ2欄か
ら6欄までの規定によるものとします。
ただし、オの(コ)の規定によるこの月極割引の廃止があっ
たときは、次表の規定にかかわらず、特定月極割引の適用に
準じます。

<u>区 分</u>	<u>月極割引の適用</u>
<u>1 2から6以外により月極 割引の廃止があったとき。</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料 金月の末日までの国際通話 に関する料金について、こ の月極割引を適用します。</u>
<u>2 電話等利用契約、携帯電 話等国際利用契約若しくは 他社直加入電話等国際利用 契約の解除があったとき (3に規定する場合を除き ます。)又は一般電話等サー ビスの利用の一時中断があ ったとき。</u>	<u>その契約解除日又は利用の 一時中断の日までの国際通 話に関する料金について、 この月極割引を適用しま す。</u>
<u>3 第12条（電話加入権等の 譲渡に伴う電話等利用契約 の取扱い）に規定する電話 等利用契約又は電話等利用 権の譲渡があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は承認日 を含む料金月の前料金月の 末日までの国際通話に関す る料金について、この月極 割引を適用します。</u>
<u>4 オの(オ)の規定により、 月極割引の廃止があったと き。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の 前料金月の末日までの国際 通話に関する料金につい て、この月極割引を適用し ます。</u>
<u>5 オの(カ)又は(キ)の規定 により、月極割引の廃止が あったとき。</u>	<u>その廃止日までの国際通話 に関する料金について、こ の月極割引を適用します。</u>

	6 オの(ク)の規定により、 月極割引の廃止があったと き。 その廃止日を含む料金月の 前料金月の末日までの国際 通話に関する料金につい て、この月極割引を適用し ます。 キ オに規定するほか、当社は、この月極割引の適用を受けて いる割引選択回線群を構成するすべての利用回線のうち1以 上の利用回線の国際通話の通話区分又は国際通信の通信区分 について、当社の事業者識別番号の指定が解除された旨の申 出があったとき又は当社が特定協定事業者からの通知により その事実を確認したときは固定優先接続特別割引を廃止しま す。この場合、その廃止があった日を含む料金月の末日まで の国際通話に関する料金について、固定優先接続特別割引の 適用を行います。 ク 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払わ れているときは、その料金を返還します。 ケ オの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったとき は、その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごと の国際通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の契 約者に請求します。この場合の支払期日はオの(ク)に規定す る支払期日とします。 コ 割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話 等国際利用契約者は、1料金月における特定月極割引とこの 月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る国際通 話に関する料金の額の月間累計額（消費税相当額を加算しな い額とします。）が次に定める方法により算出した最低基準額 を超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当 額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきま す。 (ア) 最低基準額の算出方法は以下のとおりとします。 最低基準額 = 当該料金月における割引選 択回線の総回線数 × 200円 (イ) 割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。 割引相当額 = 特定月極割引とこの月極割 引の双方を適用する前の割 引選択回線群に係る国際通 話に関する料金の額 × 割引率 サ 割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話 等国際利用契約者は、この月極割引の種類の変更（契約期間 の延長を伴う場合に限ります。）を行うことができます。この 場合において、変更後の種類の月極割引の開始は、その申出 を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 (注) 特定月極割引の端数処理の規定にかかわらず、割引選択 回線群に係る国際通話に関する料金に特定月極割引の割引 率とこの月極割引の割引率を合計して得た割引率を乗じて 得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定に かかわらず、その端数を切り上げます。 <td> (4) 割引選択回線 群に係る月極割 引の契約期間等 ア 割引選択回線群について、この月極割引を適用する期間は、 この月極割引の適用開始日から(1)欄のアの表中に規定する 契約期間とします。 ただし、割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直 加入電話等国際利用契約者から契約期間終了日の10日前まで に適用廃止の申出がない場合には、その契約期間と同様の期 間延長するものとし、以後も同様とします。 イ 削除 ウ (3)欄のサの規定によりこの月極割引の種類の変更を行っ </td>	(4) 割引選択回線 群に係る月極割 引の契約期間等 ア 割引選択回線群について、この月極割引を適用する期間は、 この月極割引の適用開始日から(1)欄のアの表中に規定する 契約期間とします。 ただし、割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直 加入電話等国際利用契約者から契約期間終了日の10日前まで に適用廃止の申出がない場合には、その契約期間と同様の期 間延長するものとし、以後も同様とします。 イ 削除 ウ (3)欄のサの規定によりこの月極割引の種類の変更を行っ

	た場合、変更後の月極割引を適用する期間は変更前の種類の月極割引の適用を開始した日から起算して算出します。 (注) 本欄イに規定する当社が別に定める月極割引は、<u>回線群を単位とする国際通話料金の月極割引（タイプ2）、回線群を単位とする国際通話料金の月極割引（タイプ3）、回線群を単位とする国際通話料金の月極割引（タイプ4）及び回線群を単位とする国際通話料金の月極割引（タイプ5）とします。</u>		
(5) 1 割引選択回線当たりの国際通話に関する料金の計算	ア 当社は、(3) 欄のケの規定又は料金返還その他の場合において1 割引選択回線当たりの国際通話（(1) 欄のオに規定する国際通話に限ります。以下同じとします。）に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。 $\frac{\text{1 割引選択回線当たりの国際通話に関する料金}}{\text{特定月極割引とこの月極割引の双方を適用する前のその割引選択回線に係る国際通話に関する料金}} = \frac{\text{特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金}}{\text{特定月極割引とこの月極割引の双方を適用する前の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金}}$ イ アの場合において、特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線について、アの規定により算出した1 割引選択回線当たりの国際通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る国際通話に関する料金に加算します。 ウ イに規定するほか、(1) 欄のアの規定に基づきこの月極割引の適用前に適用されるこの通話料金別表に規定する他の月極割引があったときは、アに規定する1 割引選択回線当たりの国際通話に関する料金の、次の算式により算出する1 割引選択回線当たりの定額料相当額を加算します。この場合、その月極割引が複数あるときは、それぞれの1 割引選択回線当たりの定額料相当額の和をアに規定する1 割引選択回線当たりの国際通話に関する料金に加算します。 $\frac{\text{1 割引選択回線当たりの定額料相当額}}{\text{その月極割引の定額料}} = \frac{\text{その月極割引適用前の割引選択回線に係る国際通話に関する料金}}{\text{その月極割引適用前の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金}}$		

83 国際 I S D N（デジタル通信モード）高額利用による国際通話料金の月極割引

区 分	内 容
(1) 定義等	ア 「国際 I S D N（デジタル通信モード）高額利用による国際通話料金の月極割引」とは、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けている割引選択回線群（特定月極割引を選択する利用回線、携帯利用回線又は他社直加入電話等利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとし

	す。）を構成する利用回線、携帯利用回線又は他社直加入電話等利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）のうちすべての利用回線について、特定協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定に係る国際通話の通話区分又は国際通信の通信区分について当社の事業者識別番号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この表において同じとします。）を指定している旨の申出を当社に行い、当社が特定協定事業者からの通知によりその事実を確認できた場合に、その割引選択回線群の契約者に係る国際通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる国際通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金（特定月極割引の適用前の料金であって当社が別に定める月極割引の適用を受けている場合はその適用後の料金とします。以下この表において同じとします。）の月間累計額について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。 <table><tr><th colspan="2">1 割引選択回線群ごとに</th></tr><tr><th><u>第2の2の規定により算定した国際ISDN（デジタル通信モード）の国際通話に関する料金の月間累計額の過去6ヶ月間の平均額</u></th><th><u>割 引 額</u></th></tr><tr><td><u>30万円以上の場合</u></td><td><u>1の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の0.01を乗じて得た額</u></td></tr><tr><td><u>40万円以上の場合</u></td><td><u>1の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の0.03を乗じて得た額</u></td></tr><tr><td><u>50万円以上の場合</u></td><td><u>1の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の0.05を乗じて得た額</u></td></tr></table> イ 特定月極割引の規定にかかわらず、特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金は、割引選択回線群を構成する割引選択回線のうちその割引選択回線群を代表する回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の契約者（携帯電話等国際利用契約者を除きます。以下ウにおいて同じとします。）又はその契約者があらかじめ指定する割引選択回線の契約者に請求します。 ウ この月極割引の対象となる国際通話は特定月極割引の対象となる国際通話とします。 （注） アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。 ・回線群を単位とする国際通話料金の月極割引（タイプ3）	1 割引選択回線群ごとに		<u>第2の2の規定により算定した国際ISDN（デジタル通信モード）の国際通話に関する料金の月間累計額の過去6ヶ月間の平均額</u>	<u>割 引 額</u>	<u>30万円以上の場合</u>	<u>1の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の0.01を乗じて得た額</u>	<u>40万円以上の場合</u>	<u>1の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の0.03を乗じて得た額</u>	<u>50万円以上の場合</u>	<u>1の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の0.05を乗じて得た額</u>
1 割引選択回線群ごとに											
<u>第2の2の規定により算定した国際ISDN（デジタル通信モード）の国際通話に関する料金の月間累計額の過去6ヶ月間の平均額</u>	<u>割 引 額</u>										
<u>30万円以上の場合</u>	<u>1の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の0.01を乗じて得た額</u>										
<u>40万円以上の場合</u>	<u>1の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の0.03を乗じて得た額</u>										
<u>50万円以上の場合</u>	<u>1の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の0.05を乗じて得た額</u>										
<u>(2) 承諾</u>	ア この月極割引を選択する割引選択回線の電話等利用契約者、携帯電話等国際利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当する場合に限り、これを承諾します。 （ア） 割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加										

	<u>入電話等国際利用契約者の承諾があるとき。</u> <u>(イ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者</u> <u>と同一の者に係るものであるとき（割引選択代表回線の電</u> <u>話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者と相</u> <u>互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に</u> <u>適合する者に係るものであるときを含みます。）。</u> <u>(ウ) その申出の際、現に特定月極割引の適用を受けている</u> <u>又は特定月極割引の申出を伴うとき（特定月極割引の適用</u> <u>を現に受けている場合を除きます。）。</u> <u>(エ) 申出のあった割引選択回線群の割引選択代表回線及び</u> <u>割引選択回線群が特定月極割引と同一であるとき。</u> <u>(オ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選</u> <u>択回線群に係る国際通話に関する料金の請求先となる電話</u> <u>等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者が、そ</u> <u>の料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るお</u> <u>それがないとき。</u> <u>(カ) その他この月極割引を適用することについて当社の業</u> <u>務遂行上著しい支障がないとき。</u> <u>ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあ</u> <u>った割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の通話</u> <u>料金の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用</u> <u>を受けるときは、その申出を承諾しません。</u> <u>(注) 本欄ウに規定する当社が別に定めるものは、回線群を</u> <u>単位とする国際通話料金の月極割引（タイプ3）とします。</u>	
<u>(3) 月極割引の適用</u>	<u>ア 割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の月間累計</u> <u>は、料金月単位で行います。</u> <u>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含</u> <u>む料金月の翌料金月からとします。</u> <u>ウ この月極割引の割引選択回線群に係る国際通話に関する料</u> <u>金について、特定月極割引の適用を受けない場合はこの月極</u> <u>割引を適用しません。</u> <u>エ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する</u> <u>場合が生じたときは、この月極割引を廃止します。</u> <u>(ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入</u> <u>電話等国際利用契約者の承諾の取消しがあったとき。</u> <u>(イ) 電話等利用契約又は他社直加入電話等国際利用契約の</u> <u>解除があったとき。</u> <u>(ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u> <u>(エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。</u> <u>(オ) その割引選択回線に係る電話番号又は契約者回線番号</u> <u>の変更があった場合であって、電話等利用契約者、携帯電</u> <u>話等国際利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者</u> <u>から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>(カ) その割引選択回線が加入電話設備に係るものと総合デ</u> <u>ィジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合で</u> <u>あって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社</u> <u>がその事実を知ったとき。</u> <u>(キ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、</u> <u>電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事</u> <u>実を知ったとき。</u> <u>(ク) (1) 欄イの規定により特定月極割引とこの月極割引の</u> <u>双方を適用した後の割引選択回線群に係る国際通話に関す</u> <u>る料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が</u> <u>定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないと</u> <u>き。</u> <u>(ケ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があっ</u> <u>たとき。</u>	

<u>(コ) 特定月極割引の廃止があったとき。</u>	
<u>(サ) その他(2)欄イ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</u>	
<u>オ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄までの規定に該当する場合が生じたときはそれぞれ2欄から6欄までの規定によるものとします。</u>	
<u>ただし、エの(コ)の規定によるこの月極割引の廃止があったときは、次表の規定にかかわらず、特定月極割引の適用に準じます。</u>	
<u>区 分</u>	<u>月極割引の適用</u>
<u>1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>2 電話等利用契約若しくは携帯電話等国際利用契約の解除があったとき(3に規定する場合を除きます。)又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>3 第12条(電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い)に規定する電話等利用契約又は電話等利用権の譲渡があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は承諾日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>4 エの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>5 エの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日をまでの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>6 エの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>カ オに規定するほか、当社は、この月極割引の適用を受けている割引選択回線群を構成するすべての利用回線のうち1以上の利用回線の国際通話の通話区分又は国際通信の通信区分について、当社の事業者識別番号の指定が解除された旨の申出があったとき又は当社が特定協定事業者からの通知によりその事実を確認したときはこの月極割引を廃止します。この場合、その廃止があった日を含む料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引の適用を行います。</u>	
<u>キ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</u>	
<u>ク エの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごと</u>	

	の国際通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の契約者に請求します。この場合の支払期日は、エの(ク)に規定する支払期日とします。 (注) 特定月極割引の端数処理の規定にかかわらず、割引選択回線群に係る国際通話に関する料金を特定月極割引の割引率とこの月極割引の割引率を合計して得た割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。
(4) 1割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	ア 当社は、(3)欄のクの規定又は料金返還その他の場合において、1割引選択回線当たりの国際通話（(1)欄のウに規定する通話に限ります。以下同じとします）に関する料金を確定する必要が生じたときは、次の算式により算出します。 <u>1割引選択回線当たりの国際通話に関する料金</u> = <u>この月極割引適用前のその割引選択回線に係る国際通話に関する料金</u> × <u>この月極割引適用後の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金</u> この月極割引適用前の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金 イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてアの規定により算出した1割引選択回線当たりの国際通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る国際通話に関する料金に加算します。

84 国際通話料金の月極割引（夜間・深夜利用優遇型）

区 分	内 容				
(1) 定義等	ア 「国際通話料金の月極割引（夜間・深夜利用優遇型）」とは、割引選択回線（この月極割引を選択する利用回線又は他社直加入電話等利用回線をいいます。以下この表において同じとします。）の国際通話に関する料金の月間累計額が次表に規定する額以上になった場合に、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。 1割引選択回線群ごとに <table><tr><td><u>第2の2の規定により算定した額の月間累計額</u></td><td><u>割 引 額</u></td></tr><tr><td><u>1,000円</u></td><td><u>1の割引選択回線について、</u> <u>(1) 昼間及び夜間時間帯に行われた国際通話に関する料金の月間累計額に0.20を乗じて得た額</u> <u>(2) 深夜・早朝時間帯に行われた国際通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額</u></td></tr></table> イ 電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者が、この月極割引を選択した場合は第2の1（適用）の規定にかかわらず、上表の深夜・早朝時間帯は以下のとおりとします。 (ア) (イ)以外の日については、「午前0時から午前10時まで及び午後7時から午後12時までの間」 (イ) 土曜日、日曜日及び祝日については、「終日」 ウ この月極割引の対象となる国際通話は、次に該当しないものに限ります。	<u>第2の2の規定により算定した額の月間累計額</u>	<u>割 引 額</u>	<u>1,000円</u>	<u>1の割引選択回線について、</u> <u>(1) 昼間及び夜間時間帯に行われた国際通話に関する料金の月間累計額に0.20を乗じて得た額</u> <u>(2) 深夜・早朝時間帯に行われた国際通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額</u>
<u>第2の2の規定により算定した額の月間累計額</u>	<u>割 引 額</u>				
<u>1,000円</u>	<u>1の割引選択回線について、</u> <u>(1) 昼間及び夜間時間帯に行われた国際通話に関する料金の月間累計額に0.20を乗じて得た額</u> <u>(2) 深夜・早朝時間帯に行われた国際通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額</u>				

	(ア) デジタル通信モードに係る通話 (イ) 国際フリーダイヤル通話									
(2) 承諾	ア 当社は、この月極割引を選択する申出があったとしても、この申出を承諾しません。									
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線に係る国際通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合が生じたときは、この月極割引を廃止します。 (ア) 電話等利用契約又は他社直加入電話等国際利用契約の解除があったとき。 (イ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。 (ウ) 電話等利用権の譲渡があったとき。 (エ) その割引選択回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (オ) その割引選択回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (カ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (キ) 電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者が、この月極割引適用後の割引選択回線に係る国際通話に関する料金について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払いがないとき。 (ク) その他(2)欄のア又はイに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。 エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の 1 欄の規定による月極割引の廃止後 2 欄から 6 欄までの規定に該当する場合が生じたときはそれぞれ 2 欄から 6 欄までの規定によるものとします。 <table><tr><th>区 分</th><th>月極割引の適用</th></tr><tr><td>1 2 から 6 以外により、月極割引の廃止があったとき。</td><td>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td></tr><tr><td>2 電話等利用契約若しくは他社直加入電話等国際利用契約の解除があったとき（3 に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</td><td>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td></tr><tr><td>3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除又</td><td>その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td></tr></table>	区 分	月極割引の適用	1 2 から 6 以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。	2 電話等利用契約若しくは他社直加入電話等国際利用契約の解除があったとき（3 に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。	3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除又	その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。	
区 分	月極割引の適用									
1 2 から 6 以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。									
2 電話等利用契約若しくは他社直加入電話等国際利用契約の解除があったとき（3 に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。									
3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除又	その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。									

	<table><tr><td>2</td><td><u>① ②以外の時間帯</u> <u>特定電話番号等への国際通話に関する料金の月間累計額に0.50を乗じて得た額</u> <u>② 土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日にかかる法律により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日の終日とします。以下この表において同じとします。）の時間帯</u> <u>特定電話番号等への国際通話に関する料金の月間累計額に0.55を乗じて得た額</u></td></tr></table> <u>イ この月極割引の対象となる国際通話は、次に該当しないものに限ります。</u> <u>（ア） デジタル通信モードに係る通話</u> <u>（イ） 国際フリーダイヤル通話</u>	2	<u>① ②以外の時間帯</u> <u>特定電話番号等への国際通話に関する料金の月間累計額に0.50を乗じて得た額</u> <u>② 土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日にかかる法律により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日の終日とします。以下この表において同じとします。）の時間帯</u> <u>特定電話番号等への国際通話に関する料金の月間累計額に0.55を乗じて得た額</u>
2	<u>① ②以外の時間帯</u> <u>特定電話番号等への国際通話に関する料金の月間累計額に0.50を乗じて得た額</u> <u>② 土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日にかかる法律により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日の終日とします。以下この表において同じとします。）の時間帯</u> <u>特定電話番号等への国際通話に関する料金の月間累計額に0.55を乗じて得た額</u>		
<u>(2) 承諾</u>	<u>ア 当社は、この月極割引を選択する申出があったときは、その申出のあった利用回線が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</u> <u>（ア） 加入電話設備又は総合デジタル通信設備（特定協定事業者の総合デジタル通信サービス契約約款に規定する第1種契約に係るもの（同契約約款に規定する共用契約者回線となるものを除きます。）に限ります。）に係る利用回線</u> <u>（イ） 通話の料金明細内訳を記録している利用回線</u> <u>（ウ） 料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがない電話等利用契約者に係る利用回線</u> <u>（エ） その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がない利用回線</u> <u>イ アの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の通話料金の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</u>		
<u>(3) 月極割引の適用</u>	<u>ア 特定電話番号等への国際通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</u> <u>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</u> <u>ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。</u> <u>（ア） 電話等利用契約の解除があったとき。</u> <u>（イ） 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u> <u>（ウ） 電話等利用権の譲渡があったとき。</u> <u>（エ） その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>（オ） その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>（カ） 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>（キ） 電話等利用契約者が、この月極割引適用後の割引選択回線に係る国際通話に関する料金について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払がないとき。</u> <u>（ク） その他(2)欄に規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</u> <u>エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次</u>		

表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から5欄までの規定に該当する場合は生じたときはそれぞれ2欄から5欄までの規定によるものとします。

<u>区 分</u>	<u>月極割引の適用</u>
<u>1 2から5以外により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>2 電話等利用契約の解除があったとき（3に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>4 ウの(エ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>5 ウの(オ)又は(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>月極割引の廃止日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>

オ この月極割引の適用を受けている電話等利用契約者が、その特定電話番号等を変更するときは、変更前の特定電話番号等への国際通話に関する料金についてはその変更の承諾日を含む料金月の末日まで、変更後の特定電話番号等への国際通話に関する料金についてはその変更の承諾日を含む料金月の翌料金月以降について、この月極割引を適用します。

カ この月極割引を選択している利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号が変更となる場合であって、第45条（電話等利用契約者からの通知）に規定する事前通知があったときは、ウの(エ)の規定にかかわらず、以下のとおり取扱います。

(ア) その電話番号又は契約者回線番号の変更日を含む料金月については、電話番号又は契約者回線番号の変更日までの国際通話に関する料金に限りこの月極割引を適用します。

(イ) その電話番号又は契約者回線番号の変更日以降の国際通話に関する料金については、電話番号又は契約者回線番号の変更日を含む料金月の翌料金月以降、この月極割引を適用します。

キ 当社は、支払を要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(注1) この月極割引を選択している利用回線が(2)欄のイに規定する当社が別に定める他の通話料金の月極割引の適用を受ける場合の国際通話に関する料金については、この月極割引のみを適用するものとします。

(注2) 特定電話番号等への国際通話に関する料金の月間累計額に割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合には、通則7の規定に関わらず、その端数を切り上げます。

区 分	内 容		
(1) 定義等	ア 「携帯電話設備からの国際通話料金の月極割引」とは、この月極割引を選択する割引選択回線（この月極割引を選択する携帯利用回線に係る国際通話（イの規定によりこの月極割引の対象となる国際通話に限ります。）以下この表において同じとします。）に関する料金について、第2の2の規定にかかわらず(4)適用料金表に規定する料金を適用することをいいます。 イ この月極割引の対象となる通話は、国際通話のうち、次に該当しないものに限ります。 （ア） デジタル通信モードに係る通話 （イ） 国際フリーダイヤル通話		
(2) 承諾	ア 当社は、この月極割引を選択する申出があったときは、その申出のあった携帯利用回線が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 （ア） 料金の支払いを現に怠り、又は怠る恐れがない携帯電話等利用契約者に係る携帯利用回線 （イ） その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がない携帯利用回線 イ アの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の通話料金の月極割引の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。		
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線に係る国際通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている携帯利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。 （ア） 携帯電話等国際利用契約の解除があったとき。 （イ） 国際一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。 （ウ） その携帯利用回線に係る電話番号の変更があった場合であって、携帯電話等国際利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 （エ） 携帯電話等契約に係る利用休止があった場合であって、携帯電話等国際利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 （オ） 携帯電話等国際利用契約者が、この月極割引適用後の割引選択回線に係る国際通話に関する料金について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払がないとき。 （カ） その他(2)欄に規定する承諾条件を満たさなくなったとき。 エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から4欄までの規定に該当する場合は生じたときはそれぞれ2欄から4欄までの規定によるものとします。 <table><tr><td>区 分</td><td>月極割引の適用</td></tr></table>	区 分	月極割引の適用
区 分	月極割引の適用		

	<u>1 2から4以外により、 月極割引の廃止があった とき。</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金 月の末日までの国際通話に 関する料金について、この月極 割引を適用します。</u>
	<u>2 携帯電話等国際利用契 約の解除があったとき (3に規定する場合を除 きます。)又は一般電話等 サービスの利用の一時中 断があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は利用の一 時中断の日までの国際通話に 関する料金について、この月 極割引を適用します。</u>
	<u>3 ウの(ウ)の規定により、 月極割引の廃止があった とき。</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金 月の前料金月の末日までの国 際通話に関する料金について、 この月極割引を適用します。</u>
	<u>4 ウの(オ)の規定により、 月極割引の廃止があった とき。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前 料金月の末日までの国際通話 に関する料金について、この 月極割引を適用します。</u>
<u>オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払わ れているときは、その料金を返還します。</u>		
<u>(4) 適用料金表</u>	<u>この月極割引を選択した場合の割引選択回線に係る国際通話に 関する料金額は、第2の2の規定にかかわらず、次表に規定す る料金額を適用します。</u>	
<u>(単位：円)</u>		
<u>地域</u>		<u>料金額</u> <u>1分まで ごとに</u>
<u>アイスランド共和国</u>		<u>127</u>
<u>アイルランド</u>		<u>127</u>
<u>アゼルバイジャン共和国</u>		<u>127</u>
<u>アセンション島</u>		<u>171</u>
<u>アゾレス諸島</u>		<u>119</u>
<u>アフガニスタン・イスラム共和国</u>		<u>151</u>
<u>アメリカ合衆国 (ハワイを除きます。)</u>		<u>43</u>
<u>アラブ首長国連邦</u>		<u>151</u>
<u>アルジェリア民主人民共和国</u>		<u>171</u>
<u>アルゼンチン共和国</u>		<u>65</u>
<u>アルバ</u>		<u>151</u>
<u>アルバニア共和国</u>		<u>127</u>
<u>アルメニア共和国</u>		<u>127</u>
<u>アンギラ</u>		<u>151</u>
<u>アンゴラ共和国</u>		<u>171</u>
<u>アンティグア・バーブーダ</u>		<u>151</u>
<u>アンドラ公国</u>		<u>119</u>
<u>イエメン共和国</u>		<u>151</u>
<u>イスラエル国</u>		<u>151</u>

イタリア共和国	119
イラク共和国	151
イラン・イスラム共和国	151
インド	59
インドネシア共和国	80
ウガンダ共和国	171
ウクライナ	127
ウズベキスタン共和国	127
ウルグアイ東方共和国	69
英領バージン諸島	151
エクアドル共和国	69
エジプト・アラブ共和国	99
エストニア共和国	127
エスワティニ王国	171
エチオピア連邦民主共和国	171
エリトリア国	171
エルサルバドル共和国	69
オーストラリア連邦	83
オーストリア共和国	127
オマーン国	151
オランダ王国	119
オランダ領アンティール	151
ガーナ共和国	171
カーボベルデ共和国	171
ガイアナ協同共和国	151
カザフスタン共和国	127
カタール国	151
カナダ	73
カナリア諸島	119
ガボン共和国	171
カメルーン共和国	171
ガンビア共和国	171
カンボジア王国	88
ギニア共和国	171
ギニアビサウ共和国	171
キプロス共和国	151
キューバ共和国	151
ギリシャ共和国	119
キリバス共和国	104

キルギス共和国	127
グアテマラ共和国	151
グアドループ島	151
グアム	73
クウェート国	151
クック諸島	104
グリーンランド	119
クリスマス島	93
グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国	102
グレナダ	151
クロアチア共和国	127
ケイマン諸島	151
ケニア共和国	99
コートジボワール共和国	171
ココス・キーリング諸島	93
コスタリカ共和国	151
コソボ共和国	127
コモロ連合	171
コロンビア共和国	85
コンゴ共和国	171
コンゴ民主共和国	171
サイパン	73
サウジアラビア王国	151
サモア独立国	104
サントメ・プリンシペ民主共和国	171
ザンビア共和国	171
サンピエール島・ミクロン島	93
サンマリノ共和国	127
シエラレオネ共和国	171
ジブチ共和国	171
ジブラルタル	119
ジャマイカ	151
ジョージア	127
シリア・アラブ共和国	151
シンガポール共和国	80
シント・マールテン島	151
ジンバブエ共和国	171
スイス連邦	119

スウェーデン王国	119
スーダン共和国	171
スペイン	119
スペイン領北アフリカ	119
スリナム共和国	164
スリランカ民主社会主義共和国	85
スロバキア共和国	127
スロベニア共和国	127
セイシェル共和国	171
赤道ギニア共和国	171
セネガル共和国	171
セルビア共和国	127
セントクリストファー・ネイビス	151
セントビンセントおよびグレナディーン諸島	151
セントヘレナ島	171
セントルシア	151
ソマリア民主共和国	171
ソロモン諸島	104
タークス・カイコス諸島	151
タイ王国	79
大韓民国	57
大リビア・アラブ社会主義人民ジャマーヒリーヤ国	171
台湾	66
タジキスタン共和国	127
タンザニア連合共和国	171
チェコ共和国	127
チャド共和国	171
中央アフリカ共和国	171
中華人民共和国	66
チュニジア共和国	171
朝鮮民主主義人民共和国	120
チリ共和国	69
ツバル	104
ディエゴ・ガルシア	171
デンマーク王国	127
ドイツ連邦共和国	107
トーゴ共和国	171
トケラウ諸島	104

ドミニカ共和国	85
ドミニカ国	85
トリニダード・トバゴ共和国	151
トルクメニスタン	127
トルコ共和国	119
トンガ王国	104
ナイジェリア連邦共和国	99
ナウル共和国	104
ナミビア共和国	171
ニウエ	104
ニカラグア共和国	69
ニジェール共和国	171
ニューカレドニア	104
ニュージーランド	83
ネパール	85
ノーフォーク島	130
ノルウェー王国	119
バーレーン王国	151
ハイチ共和国	69
パキスタン・イスラム共和国	151
バチカン市国	119
パナマ共和国	151
バヌアツ共和国	104
バハマ国	151
パプアニューギニア独立国	104
バミューダ諸島	93
パラオ共和国	104
パラグアイ共和国	85
バルバドス	151
パレスチナ	151
ハワイ	43
ハンガリー共和国	127
バングラデシュ人民共和国	151
東ティモール民主共和国	130
フィジー諸島共和国	104
フィリピン共和国	78
フィンランド共和国	127
ブータン王国	151
プエルトリコ	151

フェロー諸島	119
フオー克蘭ド諸島	164
ブラジル連邦共和国	49
フランス共和国	107
フランス領ギアナ	151
フランス領ポリネシア	104
フランス領ワリス・フテュナ諸島	93
ブルガリア共和国	127
ブルキナファソ	171
ブルネイ・ダルサラーム国	80
ブルンジ共和国	171
米領サモア	104
米領バージン諸島	151
ベトナム社会主義共和国	88
ベナン共和国	171
ベネズエラ・ボリバル共和国	91
ベラルーシ共和国	127
ベリーズ	69
ペルー共和国	69
ベルギー王国	119
ポーランド共和国	127
ボスニア・ヘルツェゴビナ	127
ボツワナ共和国	171
ボリビア共和国	69
ポルトガル共和国	119
香港	71
ホンジュラス共和国	151
マーシャル諸島共和国	104
マイヨット島	171
マカオ	84
マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国	127
マダガスカル共和国	171
マディラ諸島	119
マラウイ共和国	171
マリ共和国	171
マルタ共和国	127
マルチニーク島	151
マレーシア	80
ミクロネシア連邦	93

南アフリカ共和国	99
南スーダン共和国	171
ミャンマー連邦	88
メキシコ合衆国	85
モーリシャス共和国	171
モーリタニア・イスラム共和国	171
モザンビーク共和国	171
モナコ公国	119
モルディヴ共和国	151
モルドバ共和国	127
モロッコ王国	171
モンゴル国	88
モンセラット	164
モンテネグロ共和国	127
ヨルダン・ハシミテ王国	151
ラオス人民民主共和国	88
ラトビア共和国	127
リトアニア共和国	127
リヒテンシュタイン公国	119
リベリア共和国	171
ルーマニア	127
ルクセンブルク大公国	127
ルワンダ共和国	171
レソト王国	171
レバノン共和国	151
レユニオン	171
ロシア連邦	127
インマルサットA e r o	800
インマルサットB G A N / F B / S B	380
インマルサットF	380
インマルサットB G A N / F B / S B (H S D)	800
インマルサットF (H S D)	800
ボーダフォン (マルタ)	800
イリジウム衛星携帯電話	380
スラーヤ衛星携帯電話	275
備考	
1 セイシェル共和国及びディエゴ・ガルシアへの国際通話は取り扱いません。	

区分

内容

(1) 定義等

ア 「国際 I S D N通話料金の月極呼ごと割引」とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、割引選択回線（この月極呼ごと割引を選択する総合デジタル通信設備に係る利用回線又は総合デジタル通信設備に係る他社直加入電話等利用回線をいいます。以下この表において同じとします。）のデジタル通信モードによる国際通話に関する料金を、1 通話ごとにその通話時間長に応じてイに規定する料金額を適用することをいいます。

1 割引回線ごとに

定額料
月額 1,000円

イ この月極呼ごと割引を選択した場合のデジタル通信モードによる国際通話に関する料金額は、2（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。

(1) (2) 以外のデジタル通信モードによる国際通話

料金額 地域	最初の 1 分まで 6 秒までご とに	最初の 1 分経過後 30分まで 6 秒まで ごとに	最初の 30 分経過後 60分まで 6 秒まで ごとに	60分経過 以降 6 秒 までごと に
アイスランド共和国	34円	25円	22円	18円
アイルランド	34円	25円	22円	18円
アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）	26円	16円	14円	12円
アラブ首長国連邦	42円	32円	29円	24円
アルゼンチン共和国	46円	35円	31円	26円
アンドラ公国	34円	25円	22円	18円
イエメン共和国	42円	32円	29円	24円
イスラエル国	42円	32円	29円	24円
イタリア共和国	34円	25円	22円	18円
インド	42円	32円	29円	24円
インドネシア共和国	28円	17円	15円	13円
ウクライナ	34円	25円	22円	18円
ウルグアイ東方共和国	46円	35円	31円	26円
エクアドル共和国	46円	35円	31円	26円
エジプト・アラブ共和国	46円	35円	31円	26円
エストニア共	34円	25円	22円	18円

和国				
オーストラリア連邦	29円	19円	17円	14円
オーストリア共和国	34円	25円	22円	18円
オランダ王国	34円	25円	22円	18円
カタール国	42円	32円	29円	24円
カナダ	26円	16円	14円	12円
カナリア諸島	34円	25円	22円	18円
キプロス共和国	42円	32円	29円	24円
ギリシャ共和国	34円	25円	22円	18円
グアム	29円	19円	17円	14円
クリスマス島	29円	19円	17円	14円
グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国	34円	25円	22円	18円
クロアチア共和国	34円	25円	22円	18円
ココス・キリング諸島	29円	19円	17円	14円
コスタリカ共和国	46円	35円	31円	26円
コロンビア共和国	46円	35円	31円	26円
サイパン	29円	19円	17円	14円
サウジアラビア王国	42円	32円	29円	24円
サンマリノ共和国	34円	25円	22円	18円
ジャマイカ	46円	35円	31円	26円
シンガポール共和国	28円	17円	15円	13円
スイス連邦	34円	25円	22円	18円
スウェーデン王国	34円	25円	22円	18円
スペイン	34円	25円	22円	18円
スペイン領北アフリカ	34円	25円	22円	18円
スリランカ民主社会主義共和国	42円	32円	29円	24円
スロバキア共和国	34円	25円	22円	18円

スロベニア共和国	34円	25円	22円	18円
セネガル共和国	46円	35円	31円	26円
タイ王国	28円	17円	15円	13円
大韓民国	27円	16円	14円	12円
台湾	27円	16円	14円	12円
チェコ共和国	34円	25円	22円	18円
中華人民共和国	27円	16円	14円	12円
チリ共和国	46円	35円	31円	26円
デンマーク王国	34円	25円	22円	18円
ドイツ連邦共和国	34円	25円	22円	18円
ドミニカ共和国	46円	35円	31円	26円
トリニダード・トバゴ共和国	46円	35円	31円	26円
トルコ共和国	34円	25円	22円	18円
ニューカレドニア	29円	19円	17円	14円
ニュージーランド	29円	19円	17円	14円
ノルウェー王国	34円	25円	22円	18円
パキスタン・イスラム共和国	42円	32円	29円	24円
パチカン市国	34円	25円	22円	18円
パナマ共和国	46円	35円	31円	26円
パラグアイ共和国	46円	35円	31円	26円
バーレーン王国	42円	32円	29円	24円
ハワイ	26円	16円	14円	12円
ハンガリー共和国	34円	25円	22円	18円
フィリピン共和国	28円	17円	15円	13円
フィンランド共和国	34円	25円	22円	18円
プエルトリコ	46円	35円	31円	26円
ブラジル連邦共和国	46円	35円	31円	26円

フランス共和国	34円	25円	22円	18円
ブルガリア共和国	34円	25円	22円	18円
ブルネイ・ダルサラム国	28円	17円	15円	13円
米領バージン諸島	46円	35円	31円	26円
ベトナム社会主義共和国	42円	32円	29円	24円
ベラルーシ共和国	34円	25円	22円	18円
ペルー共和国	46円	35円	31円	26円
ベルギー王国	34円	25円	22円	18円
ポーランド共和国	34円	25円	22円	18円
ボリビア共和国	46円	35円	31円	26円
ポルトガル共和国	34円	25円	22円	18円
香港	27円	16円	14円	12円
マカオ	27円	16円	14円	12円
マディラ諸島	34円	25円	22円	18円
マルタ共和国	34円	25円	22円	18円
マレーシア	28円	17円	15円	13円
南アフリカ共和国	46円	35円	31円	26円
メキシコ合衆国	46円	35円	31円	26円
モーリシャス共和国	46円	35円	31円	26円
モナコ公国	34円	25円	22円	18円
モロッコ王国	46円	35円	31円	26円
ヨルダン・ハシミデ王国	42円	32円	29円	24円
ラトビア共和国	34円	25円	22円	18円
リトアニア共和国	34円	25円	22円	18円
リヒテンシュタイン公国	34円	25円	22円	18円
ルクセンブルク大公国	34円	25円	22円	18円
ルーマニア	34円	25円	22円	18円
ロシア連邦	34円	25円	22円	18円
インマルサツ	101円	75円	66円	54円

	<table><tr><td><u>トA e r o</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>インマルサッ トB G A N/ F B / S B (H S D)</u></td><td><u>101円</u></td><td><u>75円</u></td><td><u>66円</u></td><td><u>54円</u></td></tr><tr><td><u>インマルサッ トF (H S D)</u></td><td><u>101円</u></td><td><u>75円</u></td><td><u>66円</u></td><td><u>54円</u></td></tr><tr><td><u>ボーダフォン (マルタ)</u></td><td><u>101円</u></td><td><u>75円</u></td><td><u>66円</u></td><td><u>54円</u></td></tr></table>	<u>トA e r o</u>					<u>インマルサッ トB G A N/ F B / S B (H S D)</u>	<u>101円</u>	<u>75円</u>	<u>66円</u>	<u>54円</u>	<u>インマルサッ トF (H S D)</u>	<u>101円</u>	<u>75円</u>	<u>66円</u>	<u>54円</u>	<u>ボーダフォン (マルタ)</u>	<u>101円</u>	<u>75円</u>	<u>66円</u>	<u>54円</u>
<u>トA e r o</u>																					
<u>インマルサッ トB G A N/ F B / S B (H S D)</u>	<u>101円</u>	<u>75円</u>	<u>66円</u>	<u>54円</u>																	
<u>インマルサッ トF (H S D)</u>	<u>101円</u>	<u>75円</u>	<u>66円</u>	<u>54円</u>																	
<u>ボーダフォン (マルタ)</u>	<u>101円</u>	<u>75円</u>	<u>66円</u>	<u>54円</u>																	
	<u>(2) 削除</u>																				
<u>(2) 承諾</u>	<u>ア 当社は、この月極呼ごと割引を選択する申出があったときは、その申出のあった利用回線又は他社直加入電話等利用回線が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</u> <u>(ア) 第28条の3（デジタル通信モードによる国際通話の利用登録）に規定する利用登録を行った利用回線又は他社直加入電話等利用回線</u> <u>(イ) 電話等サービスに係る料金の支払を現に怠り、又は怠るおそれがない契約者に係る利用回線又は他社直加入電話等利用回線</u> <u>(ウ) その他この月極呼ごと割引を適用することについて当社の業務遂行上著しい支障がない利用回線又は他社直加入電話等利用回線</u> <u>イ アの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の通話料金の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</u>																				
<u>(3) 月極割引の適用</u>	<u>ア この月極呼ごと割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</u> <u>イ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合が生じたときは、この月極呼ごと割引を廃止します。</u> <u>(ア) 電話等利用契約又は他社直加入電話等国際利用契約の解除があったとき。</u> <u>(イ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u> <u>(ウ) 電話等利用権の譲渡があったとき。</u> <u>(エ) その割引選択回線に係る契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>(オ) 加入電話等契約について利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>(カ) 電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者が、この月極呼ごと割引適用後の割引選択回線に係る国際通話に関する料金について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払いがないとき。</u> <u>(キ) その他(2)欄に規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</u> <u>ウ この月極呼ごと割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極呼ごと割引の廃止後2欄から5欄までの規定に該当する場合が生じたときはそれぞれ2欄から5欄までの規定によるものとします。</u> <table><tr><td><u>区 分</u></td><td><u>月極呼ごと割引の適用</u></td></tr><tr><td><u>1 2から5以外によ</u></td><td><u>この月極呼ごと割引の廃止日を含</u></td></tr></table>	<u>区 分</u>	<u>月極呼ごと割引の適用</u>	<u>1 2から5以外によ</u>	<u>この月極呼ごと割引の廃止日を含</u>																
<u>区 分</u>	<u>月極呼ごと割引の適用</u>																				
<u>1 2から5以外によ</u>	<u>この月極呼ごと割引の廃止日を含</u>																				

<u>り、月極呼ごと割引の廃止があったとき。</u>	<u>む料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極呼ごと割引を適用します。</u>
<u>2 電話等利用契約若しくは他社直加入電話等契約の解除があったとき（3に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの国際通話に関する料金について、この月極呼ごと割引を適用します。</u>
<u>3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は継承日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極呼ごと割引を適用します。</u>
<u>4 イの（オ）の規定によりこの月極呼ごと割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日までの国際通話に関する料金について、この月極呼ごと割引を適用します。</u>
<u>5 イの（エ）又は（カ）の規定によりこの月極呼ごと割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極呼ごと割引を適用します。</u>

エ この月極割引を選択している利用回線又は他社直加入電話等利用回線に係る契約者回線番号が変更となる場合であつて、あらかじめ第45条（電話等利用契約者からの通知）、又は第45条の4（他社直加入電話等国際利用契約者からの通知）に規定する通知があったときは、イの（エ）の規定にかかわらず、次のとおり取扱います。

（ア） その契約者回線番号の変更日を含む料金月については、契約者回線番号の変更日までの国際通話に関する料金に限りこの月極呼ごと割引を適用します。

（イ） その契約者回線番号の変更日以降の国際通話に関する料金については、契約者回線番号の変更日を含む料金月の翌料金月以降、この月極呼ごと割引を適用します。

オ 選択割引回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際契約者は、この月極呼ごと割引が適用される料金月において、協定事業者の契約約款等に規定する利用の一時中断又は一時停止があったときその他国際電話等サービスを利用できなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、定額料の支払を要します。

ただし、その割引選択回線について、電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際契約者の責めによらない理由により、1料金月のすべての日にわたって、国際電話等サービスをまったく利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通話に著しい障害が生じ、まったく利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。

カ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（注1）定額料については、日割りは行いません。

	(注2) 割引選択回線に係る国際通話に関する料金の割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定に関わらず、その端数を切り上げます。

88 国際通話の通話料金の月極割引

区 分	内 容
(1) 定義等	ア 「国際通話の通話料金の月極割引」とは、割引選択回線（この月極割引を選択する利用回線をいいます。以下この表において同じとします。）における特定協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信契約約款に定める優先接続の取り扱いにおいて、電話会社固定に係る国際通話の通話区分又は国際通信の通信区分（以下この表において、「各固定区分」といいます。）について当社の事業者識別番号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この表において同じとします。）を指定している場合に、割引選択回線に係る国際通話（イの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金について、第2の2（料金額）の規定にかかわらず、(4)適用料金表に規定する料金を適用することをいいます。 イ この月極割引の対象となる通話は、一般通話のうちの国際通話（デジタル通信モードは除きます）であって、次に該当しないものに限ります。 （ア） 地域指定着信課金機能、地域指定特定番号着信機能及び国際地域指定着信課金機能を利用して行う通話 （イ） 携帯電話設備、衛星自動車携帯電話設備、及び衛星船舶電話設備に係る他社通話に伴って行う通話 （ウ） 削除
(2) 承諾	ア 当社は、この月極割引を選択する申出があったときは、その申出のあった割引選択回線が次の各号に該当するものである場合限り、これを承諾します。 （ア） その申出のあった割引選択回線が、加入電話設備又は総合デジタル通信設備（特定協定事業者の総合デジタル通信サービス契約約款に規定する第1種契約及び第2種契約に係るものに限ります。）に係る利用回線であるとき。 （イ） 「全時間帯における区域内通話料金の月極割引」及び「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引」の提供を受けることについて当社の承諾を受けているまたは受ける利用回線 （ウ） その申出のあった割引選択回線が、各固定区分について当社の事業者識別番号を指定しているとき又は指定するとき。 （エ） その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 （オ） その申出のあった割引選択回線に係る電話等利用契約者が、その料金の支払いを現に怠り又は怠る恐れがないとき。 （カ） その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 イ アの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（「全時間帯における区域内通話料金の月極割引」、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引」及び当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。 （注）イに規定する当社が別に定めるものは、「フリーダイヤル

	<u>通話の通話料金の月極割引」「回線群を単位とするフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」「回線群を単位とする区域内通話を含めたフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」「回線群を単位とする定額時間によるフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」及び「フリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」とします。</u>										
(3) <u>月極割引の適用</u>	<u>ア 割引選択回線に関する料金の適用は、料金月単位で行います。</u> <u>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月からとします。</u> <u>ウ 当社は、各固定区分について当社の事業者識別番号を指定していることを確認できた場合には、その確認ができた日を含む料金月の翌料金月において、この月極割引の適用を行います。</u> <u>エ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合は生じたときは、この月極割引を廃止します。</u> <u>(ア) 電話等利用契約の解除があったとき。</u> <u>(イ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u> <u>(ウ) 電話等利用権の譲渡があったとき。</u> <u>(エ) その選択割引回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき</u> <u>(オ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合ディジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>(カ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>(キ) その他(2)欄ア((ウ)を除きます)又はイに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</u> <u>オ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後、2欄から4欄の規定に該当する場合は生じたときは、それぞれ2欄から4欄の規定によるものとします。</u> <table><tr><th><u>区 分</u></th><th><u>月極割引の適用</u></th></tr><tr><td><u>1 2から4以外により、月極割引の廃止があったとき</u></td><td><u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr><tr><td><u>2 電話等利用契約の解除があったとき又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u></td><td><u>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr><tr><td><u>3 エの(エ)または(オ)規定により、月極割引の廃止があったとき。</u></td><td><u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr><tr><td><u>4 共用契約者回線に指定された場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u></td><td><u>その共用契約者回線に指定された日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr></table> <u>カ この月極割引を選択している利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号が変更となる場合であって、約款第45条（電</u>	<u>区 分</u>	<u>月極割引の適用</u>	<u>1 2から4以外により、月極割引の廃止があったとき</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>	<u>2 電話等利用契約の解除があったとき又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>	<u>3 エの(エ)または(オ)規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>	<u>4 共用契約者回線に指定された場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u>	<u>その共用契約者回線に指定された日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>区 分</u>	<u>月極割引の適用</u>										
<u>1 2から4以外により、月極割引の廃止があったとき</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>										
<u>2 電話等利用契約の解除があったとき又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>										
<u>3 エの(エ)または(オ)規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>										
<u>4 共用契約者回線に指定された場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u>	<u>その共用契約者回線に指定された日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>										

	話等利用契約者からの通知) に規定する事前通知があったときは、エの(エ)の規定にかかわらず、次のとおり取扱います。 (ア) その電話番号又は契約者回線番号の変更日を含む料金月については、電話番号又は契約者回線番号の変更日までの通話に関する料金に限りこの月極割引を適用します。 (イ) その電話番号又は契約者回線番号の変更日以降の通話に関する料金については、電話番号又は契約者回線番号に変更日を含む料金月以降、この月極割引を適用します。 キ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。																																																																														
(4) 適用料金表	ア この月極割引を選択した場合の割引選択回線に係る国際通話に関する料金額は、第2の2（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。 イ 前項の規定により適用された料金額については、(2)のアの(イ)の規定にかかわらず、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引」の(1)のアの表(イ)に規定する割引は行いません。 （単位：円） <table><tr><th>地域</th><th>料金額</th><th>1分までごとに</th></tr><tr><td>アイスランド共和国</td><td></td><td>92</td></tr><tr><td>アイルランド</td><td></td><td>92</td></tr><tr><td>アゼルバイジャン共和国</td><td></td><td>102</td></tr><tr><td>アセンション島</td><td></td><td>180</td></tr><tr><td>アゾレス諸島</td><td></td><td>75</td></tr><tr><td>アフガニスタン・イスラム共和国</td><td></td><td>213</td></tr><tr><td>アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）</td><td></td><td>9</td></tr><tr><td>アラブ首長国連邦</td><td></td><td>113</td></tr><tr><td>アルジェリア民主人民共和国</td><td></td><td>128</td></tr><tr><td>アルゼンチン共和国</td><td></td><td>115</td></tr><tr><td>アルバ</td><td></td><td>113</td></tr><tr><td>アルバニア共和国</td><td></td><td>203</td></tr><tr><td>アルメニア共和国</td><td></td><td>203</td></tr><tr><td>アンギラ</td><td></td><td>113</td></tr><tr><td>アンゴラ共和国</td><td></td><td>128</td></tr><tr><td>アンティグア・バーブーダ</td><td></td><td>113</td></tr><tr><td>アンドラ公国</td><td></td><td>42</td></tr><tr><td>イエメン共和国</td><td></td><td>159</td></tr><tr><td>イスラエル国</td><td></td><td>113</td></tr><tr><td>イタリア共和国</td><td></td><td>75</td></tr><tr><td>イラク共和国</td><td></td><td>227</td></tr><tr><td>イラン・イスラム共和国</td><td></td><td>227</td></tr><tr><td>インド</td><td></td><td>105</td></tr><tr><td>インドネシア共和国</td><td></td><td>45</td></tr><tr><td>ウガンダ共和国</td><td></td><td>128</td></tr></table>	地域	料金額	1分までごとに	アイスランド共和国		92	アイルランド		92	アゼルバイジャン共和国		102	アセンション島		180	アゾレス諸島		75	アフガニスタン・イスラム共和国		213	アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）		9	アラブ首長国連邦		113	アルジェリア民主人民共和国		128	アルゼンチン共和国		115	アルバ		113	アルバニア共和国		203	アルメニア共和国		203	アンギラ		113	アンゴラ共和国		128	アンティグア・バーブーダ		113	アンドラ公国		42	イエメン共和国		159	イスラエル国		113	イタリア共和国		75	イラク共和国		227	イラン・イスラム共和国		227	インド		105	インドネシア共和国		45	ウガンダ共和国		128
地域	料金額	1分までごとに																																																																													
アイスランド共和国		92																																																																													
アイルランド		92																																																																													
アゼルバイジャン共和国		102																																																																													
アセンション島		180																																																																													
アゾレス諸島		75																																																																													
アフガニスタン・イスラム共和国		213																																																																													
アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）		9																																																																													
アラブ首長国連邦		113																																																																													
アルジェリア民主人民共和国		128																																																																													
アルゼンチン共和国		115																																																																													
アルバ		113																																																																													
アルバニア共和国		203																																																																													
アルメニア共和国		203																																																																													
アンギラ		113																																																																													
アンゴラ共和国		128																																																																													
アンティグア・バーブーダ		113																																																																													
アンドラ公国		42																																																																													
イエメン共和国		159																																																																													
イスラエル国		113																																																																													
イタリア共和国		75																																																																													
イラク共和国		227																																																																													
イラン・イスラム共和国		227																																																																													
インド		105																																																																													
インドネシア共和国		45																																																																													
ウガンダ共和国		128																																																																													

ウクライナ	102
ウズベキスタン共和国	102
ウルグアイ東方共和国	115
英領バージン諸島	113
エクアドル共和国	115
エジプト・アラブ共和国	128
エストニア共和国	102
エスワティニ王国	128
エチオピア連邦民主共和国	180
エリトリア国	180
エルサルバドル共和国	115
オーストラリア連邦	50
オーストリア共和国	75
オマーン国	113
オランダ王国	75
オランダ領アンティール	113
ガーナ共和国	128
カーボベルデ共和国	128
ガイアナ協同共和国	115
カザフスタン共和国	102
カタール国	113
カナダ	15
カナリア諸島	75
ガボン共和国	128
カメルーン共和国	128
ガンビア共和国	128
カンボジア王国	80
ギニア共和国	180
ギニアビサウ共和国	257
キプロス共和国	113
キューバ共和国	113
ギリシャ共和国	75
キリバス共和国	160
キルギス共和国	102
グアテマラ共和国	115
グアドループ島	113
グアム	40
クウェート国	113
クック諸島	160

グリーンランド	92
クリスマス島	72
グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国	20
グレナダ	113
クロアチア共和国	102
ケイマン諸島	113
ケニア共和国	128
コートジボワール共和国	180
ココス・キーリング諸島	72
コスタリカ共和国	115
コソボ共和国	102
コモロ連合	128
コロンビア共和国	115
コンゴ共和国	257
コンゴ民主共和国	257
サイパン	40
サウジアラビア王国	113
サモア独立国	160
サントメ・プリンシペ民主共和国	257
ザンビア共和国	128
サンピエール島・ミクロン島	78
サンマリノ共和国	92
シエラレオネ共和国	180
ジブチ共和国	128
ジブラルタル	92
ジャマイカ	113
ジョージア	102
シリア・アラブ共和国	113
シンガポール共和国	30
シント・マールテン島	113
ジンバブエ共和国	128
スイス連邦	75
スウェーデン王国	75
スーダン共和国	128
スペイン	75
スペイン領北アフリカ	75
スリナム共和国	115
スリランカ民主社会主義共和国	107

スロバキア共和国	102
スロベニア共和国	102
セイシェル共和国	257
赤道ギニア共和国	180
セネガル共和国	128
セルビア共和国	102
セントクリストファー・ネイビス	113
セントビンセントおよびグレナディーン諸島	113
セントヘレナ島	128
セントルシア	113
ソマリア民主共和国	128
ソロモン諸島	160
タークス・カイコス諸島	113
タイ王国	45
大韓民国	30
大リビア・アラブ社会主義人民ジャマーヒリーヤ国	128
台湾	30
タジキスタン共和国	102
タンザニア連合共和国	128
チェコ共和国	102
チャド共和国	257
中央アフリカ共和国	128
中華人民共和国	29
チュニジア共和国	180
朝鮮民主主義人民共和国	62
チリ共和国	115
ツバル	160
ディエゴ・ガルシア	257
デンマーク王国	75
ドイツ連邦共和国	20
トーゴ共和国	128
トケラウ諸島	160
ドミニカ共和国	113
ドミニカ国	113
トリニダード・トバゴ共和国	157
トルクメニスタン	102
トルコ共和国	92
トンガ王国	160

ナイジェリア連邦共和国	128
ナウル共和国	160
ナミビア共和国	128
ニウエ	160
ニカラグア共和国	115
ニジェール共和国	128
ニューカレドニア	160
ニュージーランド	72
ネパール	107
ノーフォーク島	80
ノルウェー王国	75
バーレーン王国	113
ハイチ共和国	113
パキスタン・イスラム共和国	107
バチカン市国	75
パナマ共和国	115
バヌアツ共和国	160
バハマ国	159
パプアニューギニア独立国	80
バミューダ諸島	157
パラオ共和国	160
パラグアイ共和国	115
バルバドス	113
パレスチナ	113
ハワイ	9
ハンガリー共和国	102
バングラデシュ人民共和国	107
東ティモール民主共和国	127
フィジー諸島共和国	160
フィリピン共和国	35
フィンランド共和国	75
ブータン王国	107
プエルトリコ	113
フェロー諸島	92
フォークランド諸島	230
ブラジル連邦共和国	30
フランス共和国	20
フランス領ギアナ	115
フランス領ポリネシア	160

フランス領ワリス・フテュナ諸島	160
ブルガリア共和国	102
ブルキナファソ	128
ブルネイ・ダルサラーム国	63
ブルンジ共和国	128
米領サモア	80
米領バージン諸島	113
ベトナム社会主義共和国	90
ベナン共和国	128
ベネズエラ・ボリバル共和国	115
ベラルーシ共和国	102
ベリーズ	115
ペルー共和国	105
ベルギー王国	75
ポーランド共和国	102
ボスニア・ヘルツェゴビナ	102
ボツワナ共和国	128
ボリビア共和国	115
ポルトガル共和国	75
香港	30
ホンジュラス共和国	115
マーシャル諸島共和国	112
マイヨット島	128
マカオ	72
マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国	102
マダガスカル共和国	180
マディラ諸島	75
マラウイ共和国	128
マリ共和国	128
マルタ共和国	92
マルチニーク島	113
マレーシア	60
ミクロネシア連邦	80
南アフリカ共和国	128
南スーダン共和国	128
ミャンマー連邦	80
メキシコ合衆国	78
モーリシャス共和国	128
モーリタニア・イスラム共和国	128

モザンビーク共和国	128
モナコ公国	42
モルディヴ共和国	107
モルドバ共和国	102
モロッコ王国	128
モンゴル国	77
モンセラット	113
モンテネグロ共和国	102
ヨルダン・ハシミテ王国	113
ラオス人民民主共和国	107
ラトビア共和国	102
リトアニア共和国	102
リヒテンシュタイン公国	92
リベリア共和国	128
ルーマニア	102
ルクセンブルク大公国	92
ルワンダ共和国	128
レソト王国	128
レバノン共和国	113
レユニオン	128
ロシア連邦	102
インマルサットA e r o	686
インマルサットB G A N / F B / S B	210
インマルサットF	210
インマルサットB G A N / F B / S B (H S D)	686
インマルサットF (H S D)	686
ボーダフォン (マルタ)	686
イリジウム衛星携帯電話	378
スラーヤ衛星携帯電話	273
備考 1 セイシェル共和国及びディエゴ・ガルシアへの国際通話は取り扱いません。	

89 [長期継続利用による区域内通話料金の月極割引（タイプ1）](#)

区 分	内 容
(1) 定義等	ア 「長期継続利用による区域内通話料金の月極割引（タイプ1）」とは、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けている割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係

	<u>る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、割引選択回線の契約者から36料金月継続して利用を行う申出により、イに規定する割引を行うことをいいます。</u> <u>イ 電話等利用契約者の割引選択回線群に係る各割引選択回線の通話に関する料金（この月極割引の対象となる割引適用前の通話料金に限ります。）の月間累計額の平均が2,000円（2,200円）以上（アに規定する契約期間内での平均とします。）であって、その割引選択回線群に係る料金（この月極割引の対象となる割引適用前の通話料金に限ります。）の月間累計額の平均が50万円（55万円）以上（アに規定する契約期間内での平均とします。）の利用を行う申出をした場合、1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計額に0.15を乗じて得た額を割り引くこととします。</u> <u>ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話のうちの区域内通話であって、次に該当しないものに限ります。</u> <u>（ア） 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話</u> <u>（イ） 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話</u>
<u>(2) 承諾</u>	<u>ア この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。</u> <u>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</u> <u>（ア） その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</u> <u>（イ） 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。</u> <u>（ウ） その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。（割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。）</u> <u>（エ） （1）欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</u> <u>（オ） その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</u> <u>ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった割引選択回線がこの通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</u>
<u>(3) 月極割引の適用</u>	<u>ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</u> <u>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</u> <u>ウ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合が生じたときは、この月極割引を廃止します。</u> <u>（ア） 割引選択代表回線の契約者の承諾の取り消しがあったとき。</u> <u>（イ） 電話等利用契約の解除があったとき。</u> <u>（ウ） 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u> <u>（エ） 電話等利用権の譲渡があったとき。</u>

(オ) その割引選択回線に係る電話番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(カ) その割引選択回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(キ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(ク) この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。

(ケ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。

(コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄までの規定に該当する場合が生じたときはそれぞれ2欄から6欄までの規定によるものとします。

<u>区 分</u>	<u>月極割引の適用</u>
<u>1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>2 電話等利用契約の解除があったとき（3に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡の譲渡があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>4 ウの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>5 ウの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>6 ウの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>

オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

カ ウの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごと

	<u>の通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の契約者に請求します。この場合の支払期日はウの(ク)に規定する支払期日とします。</u> <u>ただし、この月額割引の適用を受けた後にこの通話料金別表に規定する他の月額割引（当社が別に定めるものに限ります。）の適用を受けていたときは、その月極割引の表の規定によります。</u>
<u>(4) その他の適用</u>	<u>ア 割引選択回線群について、この月極割引を適用する期間は、この月極割引の適用開始日から(1)欄のアに規定する契約期間とします。</u> <u>イ 割引選択回線の1の契約者に係る全ての割引選択回線についてアに規定する適用期間内にこの月極割引の廃止を行う場合（当社から行うこの月極割引の廃止の場合を含みます。）及び月極割引を適用する期間を満了する場合、当社は契約期間における割引選択回線群に係る累計額等を算出します。</u> <u>ウ 割引選択回線群に係る累計額等が次に定める方法により算出した最低基準額①②をどちらか一方でも超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</u> <u>（ア）最低基準額①の算出方法は以下のとおりとします。</u> <u>契約期間にお</u> <u>ける割引選択</u> <u>回線の総累計</u> <u>回線数</u> <u>最低基準額①</u> <u>(1)のアに</u> <u>定める契約</u> <u>期間</u> $\times 2,000円$

最低基準額②

= (1)のアに定める契約期間

× 50万円

特定月極割引とこの

月極割引の双方を適

用する前の割引選択

回線群に係る通話に

関する料金

-

特定月極割引とこの

月極割引の双方を適

用した後の割引選択

回線群に係る通話に

関する料金

	割引があったときは、アに規定する1割引選択回線当たりの通話に関する料金に、次の算式により算出する1割引選択回線当たりの定額料相当額を加算します。 $\frac{\text{1割引選択回線当たりの定額料相当額}}{\text{その月極割引の定額料}} = \frac{\text{この月極割引適用前の割引選択回線に係る通話に関する料金}}{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金}} \times$

90 長期継続利用による区域内通話料金の月極割引（タイプ2）

区 分	内 容
(1) 定義等	ア 「長期継続利用による区域内通話料金の月極割引（タイプ2）」とは、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けている割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、割引選択回線の契約者から12料金月継続して利用を行う申出により、イに規定する割引を行うことをいいます。 イ 電話等利用契約者の割引選択回線群に係る各割引選択回線の通話に関する料金（この月極割引の対象となる割引適用前の通話料金に限ります。）の月間累計額の平均が4,000円（4,400円）以上（アに規定する契約期間内での平均とします。）であって、その割引選択回線群に係る料金（この月極割引の対象となる割引適用前の通話料金に限ります。）の月間累計額の平均が100万円（110万円）以上（アに規定する契約期間内での平均とします。）の利用を行う申出をした場合、1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計額に0.2を乗じて得た額を割り引くこととします。 ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話のうちの区域内通話であって、次に該当しないものに限ります。 （ア） 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話 （イ） 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 （ア） その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 （イ） 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。 （ウ） その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。（割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。） （エ） （1）欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選

	<u>払回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</u> <u>(オ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</u> ウ <u>イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった割引選択回線がこの通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</u>								
(3) 月極割引の適用	ア <u>割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</u> イ <u>この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</u> ウ <u>当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合は生じたときは、この月極割引を廃止します。</u> <u>(ア) 割引選択代表回線の契約者の承諾の取り消しがあったとき。</u> <u>(イ) 電話等利用契約の解除があったとき。</u> <u>(ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u> <u>(エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。</u> <u>(オ) その割引選択回線に係る電話番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>(カ) その割引選択回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>(キ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>(ク) この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。</u> <u>(ケ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。</u> <u>(コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</u> エ <u>この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄までの規定に該当する場合は生じたときはそれぞれ2欄から6欄までの規定によるものとします。</u> <table><tr><th><u>区 分</u></th><th><u>月極割引の適用</u></th></tr><tr><td><u>1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。</u></td><td><u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr><tr><td><u>2 電話等利用契約の解除があったとき（3に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u></td><td><u>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr><tr><td><u>3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話</u></td><td><u>その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料</u></td></tr></table>	<u>区 分</u>	<u>月極割引の適用</u>	<u>1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>	<u>2 電話等利用契約の解除があったとき（3に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>	<u>3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話</u>	<u>その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料</u>
<u>区 分</u>	<u>月極割引の適用</u>								
<u>1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>								
<u>2 電話等利用契約の解除があったとき（3に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>								
<u>3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話</u>	<u>その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料</u>								

	<table><tr><td><u>等利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡の譲渡があったとき。</u></td><td><u>金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr><tr><td><u>4 ウの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u></td><td><u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr><tr><td><u>5 ウの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u></td><td><u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr><tr><td><u>6 ウの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u></td><td><u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr></table> <u>オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</u> <u>カ ウの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の契約者に請求します。この場合の支払期日はウの(ク)に規定する支払期日とします。</u> <u> ただし、この月額割引の適用を受けた後にこの通話料金別表に規定する他の月額割引（当社が別に定めるものに限ります。）の適用を受けていたときは、その月極割引の表の規定によります。</u>	<u>等利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡の譲渡があったとき。</u>	<u>金について、この月極割引を適用します。</u>	<u>4 ウの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>	<u>5 ウの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>	<u>6 ウの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>等利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡の譲渡があったとき。</u>	<u>金について、この月極割引を適用します。</u>								
<u>4 ウの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>								
<u>5 ウの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>								
<u>6 ウの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>								
<u>(4) その他の適用</u>	<u>ア 割引選択回線群について、この月極割引を適用する期間は、この月極割引の適用開始日から(1)欄のアに規定する契約期間とします。</u> <u>イ 割引選択回線の1の契約者に係る全ての割引選択回線についてアに規定する適用期間内にこの月極割引の廃止を行う場合（当社から行うこの月極割引の廃止の場合を含みます。）及び月極割引を適用する期間を満了する場合、当社は契約期間における割引選択回線群に係る累計額等を算出します。</u> <u>ウ 割引選択回線群に係る累計額等が次に定める方法により算出した最低基準額①②をどちらか一方でも超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</u> <u> (ア) 最低基準額①の算出方法は以下のとおりとします。</u> <u>最低基準額①</u> <u>=</u> <u>契約期間における割引選択回線の総累計回線数</u> <u>×</u> <u>4,000円</u> <u>×</u> <u>(1)のアに定める契約期間</u> <u>最低基準額①から割引選択回線群に係る通話に関する料金の累計額を減算した値が0を超える場合、(ウ)にて定める割引相当額を支払っていただきます。</u> <u> (イ) 最低基準額②の算出方法は以下のとおりとします</u> <u>最低基準額②</u> <u>=</u> <u>(1)のアに定める契約期間</u> <u>×</u> <u>100万円</u> <u>最低基準額②から割引選択回線群に係る通話に関する料金の累計額を減算した値が0を超える場合、(ウ)にて定める割引相当額を支払っていただきます。</u> <u> (ウ) 割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。</u>								

	$\frac{\text{割引相当額}}{\text{特定月極割引とこの月極割引の双方を適用する前の割引選択回線群に係る通話に関する料金}} = \frac{\text{特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}$
<u>(5) 1 割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算</u>	ア 当社は、料金返還その他の場合において1 割引選択回線当たりの通話（(1) 欄のウに規定する通話に限ります。以下同じとします。）に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。 $\frac{\text{1 割引選択回線当たりの通話に関する料金の}}{\text{この月極割引適用前のその割引選択回線に係る通話に関する料金}} = \frac{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}$ イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてアの規定により算出した1 割引選択回線当たりの通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る通話に関する料金に加算します。 ウ イに規定するほか、(1) 欄のアの規定に基づきこの月極割引の適用前に適用されるこの通話料金別表に規定する他の月極割引があったときは、アに規定する1 割引選択回線当たりの通話に関する料金に、次の算式により算出する1 割引選択回線当たりの定額料相当額を加算します。 $\frac{\text{1 割引選択回線当たりの定額料相当額}}{\text{この月極割引適用前の割引選択回線に係る通話に関する料金}} = \frac{\text{その月極割引の定額料}}{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}$

91 長期継続利用による区域内通話料金の月極割引（タイプ3）

区 分	内 容
<u>(1) 定義等</u>	ア 「長期継続利用による区域内通話料金の月極割引（タイプ3）」とは、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けている割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、割引選択回線の契約者から36料金月継続して利用を行う申出により、イに規定する割引を行うことをいいます。 イ 電話等利用契約者の割引選択回線群に係る各割引選択回線の通話に関する料金（この月極割引の対象となる割引適用前の通話料金に限ります。）の月間累計額の平均が2,000円（2,200円）以上（アに規定する契約期間内での平均とします。）であって、その割引選択回線群に係る料金（この月極割引の対象となる割引適用前の通話料金に限ります。）の月間累計額の平均が20万円（22万円）以上（アに規定する契約期間内での平均とします。）の利用を行う申出をした場合、1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計額に0.1を乗じて

	<u>得た額を割り引くこととします。</u> <u>ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話のうちの区域内通話であって、次に該当しないものに限ります。</u> <u>(ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話</u> <u>(イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話</u>
(2) 承諾	<u>ア この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。</u> <u>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</u> <u>(ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</u> <u>(イ) 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。</u> <u>(ウ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。)</u> <u>(エ) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</u> <u>(オ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</u> <u>ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった割引選択回線がこの通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</u>
(3) 月極割引の適用	<u>ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</u> <u>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</u> <u>ウ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合が生じたときは、この月極割引を廃止します。</u> <u>(ア) 割引選択代表回線の契約者の承諾の取り消しがあったとき。</u> <u>(イ) 電話等利用契約の解除があったとき。</u> <u>(ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u> <u>(エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。</u> <u>(オ) その割引選択回線に係る電話番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>(カ) その割引選択回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>(キ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>(ク) この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。</u> <u>(ケ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があつ</u>

	<u>たとき。</u> <u>(コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</u> <u>エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄までの規定に該当する場合はそれぞれ2欄から6欄までの規定によるものとします。</u> <table><tr><th><u>区 分</u></th><th><u>月極割引の適用</u></th></tr><tr><td><u>1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。</u></td><td><u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr><tr><td><u>2 電話等利用契約の解除があったとき（3に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u></td><td><u>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr><tr><td><u>3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡の譲渡があったとき。</u></td><td><u>その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr><tr><td><u>4 ウの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u></td><td><u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr><tr><td><u>5 ウの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u></td><td><u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr><tr><td><u>6 ウの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u></td><td><u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr></table> <u>オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</u> <u>カ ウの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の契約者に請求します。この場合の支払期日はウの(ク)に規定する支払期日とします。</u> <u>ただし、この月額割引の適用を受けた後にこの通話料金別表に規定する他の月額割引（当社が別に定めるものに限りま</u> <u>す。）の適用を受けていたときは、その月極割引の表の規定によります。</u>	<u>区 分</u>	<u>月極割引の適用</u>	<u>1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>	<u>2 電話等利用契約の解除があったとき（3に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>	<u>3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡の譲渡があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>	<u>4 ウの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>	<u>5 ウの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>	<u>6 ウの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>区 分</u>	<u>月極割引の適用</u>														
<u>1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>														
<u>2 電話等利用契約の解除があったとき（3に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>														
<u>3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡の譲渡があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>														
<u>4 ウの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>														
<u>5 ウの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>														
<u>6 ウの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>														
<u>(4) その他の適用</u>	<u>ア 割引選択回線群について、この月極割引を適用する期間は、この月極割引の適用開始日から(1)欄のアに規定する契約期間とします。</u> <u>イ 割引選択回線の1の契約者に係る全ての割引選択回線についてアに規定する適用期間内にこの月極割引の廃止を行う場合（当社から行うこの月極割引の廃止の場合を含みます。）及び月極割引を適用する期間を満了する場合、当社は契約期間における割引選択回線群に係る累計額等を算出します。</u>														

	ウ 割引選択回線群に係る累計額等が次に定める方法により算出した最低基準額①②をどちらか一方でも超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。 (ア) 最低基準額①の算出方法は以下のとおりとします。 $\text{最低基準額①} = \frac{\text{契約期間における割引選択回線の総累計回線数}}{\text{(1)のアに定める契約期間}} \times 2,000\text{円}$ 最低基準額①から割引選択回線群に係る通話に関する料金の累計額を減算した値が0を超える場合、(ウ)にて定める割引相当額を支払っていただきます。 (イ) 最低基準額②の算出方法は以下のとおりとします $\text{最低基準額②} = \frac{\text{(1)のアに定める契約期間}}{\text{(1)のアに定める契約期間}} \times 20\text{万円}$ 最低基準額②から割引選択回線群に係る通話に関する料金の累計額を減算した値が0を超える場合、(ウ)にて定める割引相当額を支払っていただきます。 (ウ) 割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。 $\text{割引相当額} = \frac{\text{特定月極割引とこの月極割引の双方を適用する前の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}{\text{特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}$
(5) 1 割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	ア 当社は、料金返還その他の場合において 1 割引選択回線当たりの通話((1)欄のウに規定する通話に限りです。以下同じとします。)に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。 $\text{1 割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算} = \frac{\text{この月極割引適用前のその割引選択回線に係る通話に関する料金}}{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金}} \times \frac{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}$ イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてアの規定により算出した 1 割引選択回線当たりの通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る通話に関する料金に加算します。 ウ イに規定するほか、(1)欄のアの規定に基づきこの月極割引の適用前に適用されるこの通話料金別表に規定する他の月極割引があったときは、アに規定する 1 割引選択回線当たりの通話に関する料金に、次の算式により算出する 1 割引選択回線当たりの定額料相当額を加算します。 $\text{1 割引選択回線当たりの定額料相当額} = \frac{\text{その月極割引の定額料}}{\text{この月極割引適用前の割引選択回線に係る通話に関する料金}} \times \frac{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}$

92 回線群を単位とする区域内通話料金の月極割引

区 分	内 容
(1) 定義等	ア 「回線群を単位とする区域内通話料金の月極割引」とは、別に定める条件を満たす場合に、割引選択回線群（この月極

	割引を選択する利用回線により構成される回線群であって、この回線群を代表する利用回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の電話等利用契約者を電気通信事業者（この表においては、事業法第16条の届出をした者をいいます。）とするものをいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。 1 割引選択回線群ごとに <table><tr><td>割引率</td></tr><tr><td>0.11</td></tr></table> イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群ごとに一括して割引選択代表回線の電話等利用契約者に請求します。 ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（区域内通話に限ります）であって、次に該当しないものに限ります。 （ア） 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話 （イ） 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話	割引率	0.11
割引率			
0.11			
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）の電話等利用契約者は、1 の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 （ア） 割引選択代表回線の電話等利用契約者が(4) 欄のイの規定に該当する電気通信事業者であって、当社と別に定める契約を取り交わしているとき。 （イ） その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 （ウ） 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき （エ） その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。		
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合が生じたときは、この月極割引を廃止します。 （ア） 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消しがあったとき。 （イ） 電話等利用契約の解除があったとき。 （ウ） 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。 （エ） 電話等利用権の譲渡があったとき。 （オ） その割引選択回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 （カ） その割引選択回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。		

<u>(キ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u>	
<u>(ク) 割引選択代表回線の電話等利用契約者がこの月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。</u>	
<u>(ケ) (4) 欄のコの規定その他割引選択代表回線の電話等利用契約者の申出等により、割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。</u>	
<u>(コ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</u>	
<u>エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1 欄の規定による月極割引の廃止後2 欄から6 欄までの規定に該当する場合は生じたときはそれぞれ2 欄から6 欄までの規定によるものとします。</u>	
<u>区 分</u>	<u>月極割引の適用</u>
<u>1 2 から6 以外により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>2 電話等利用契約の解除があったとき（3 に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>4 ウの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>5 ウの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>6 ウの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</u>	
<u>カ ウの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金を算出して、その割引選択代表回線の電話等利用契約者に請求します。この場合の支払期日は、ウの(ク)に規定する支払期日とします。</u>	
<u>(注) 割引選択回線群に係る通話に関する料金に割引率を乗じ</u>	

	<u>て得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定に関わらず、その端数を切り上げます。</u>
<u>(4) 割引選択代表回線に係るその他の適用</u>	<u>ア 割引選択代表回線の電話等利用契約者となる者は、当社が別に定める書類を添付して、当社指定の書面により当社に申し出ていただきます。</u> <u>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、その電話等利用契約者が電気通信事業者であって、別に定めるすべての基準に適合する者である場合に限りこれを承諾します。</u> <u>ウ 当社は、割引選択代表回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。</u> <u>(ア) 割引選択代表回線について、(3)欄のウの(イ)から(ク)のいずれかに該当する場合が生じたとき。</u> <u>(イ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者が、イに規定する基準に適合する者でなくなったとき。</u>
<u>(5) その他の適用</u>	<u>ア 当社は、割引選択代表回線の電話等利用契約者から申出があったときは、その申出に係る割引選択回線の電話等利用契約者に請求すべき料金その他の債務のうち、(1)欄のイの規定に基づき割引選択代表回線の電話等利用契約者に請求される料金以外の料金その他の債務について、その請求先を割引選択代表回線の電話等利用契約者に変更する取扱いを行います。</u> <u>イ アの規定により割引選択代表回線の電話等利用契約者に請求した料金その他の債務について、その割引選択代表回線の電話等利用契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、アに規定する請求先の変更の取扱いは廃止するものとし、割引選択回線の電話等利用契約者に当社から請求しなおします。</u> <u>ウ イの規定により、割引選択回線の電話等利用契約者に請求しなおすときの支払期日は、イに規定する支払期日とします。</u>

93 長期継続利用による区域内通話料金の月極割引（タイプ4）

<u>区 分</u>	<u>内 容</u>

<u>(1) 定義等</u>	<u>ア 「長期継続利用による区域内通話料金の月極割引（タイプ4）」とは、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けている割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、割引選択回線の契約者から12料金月継続して利用を行う申出により、イに規定する割引を行うことをいいます。</u> <u>イ 電話等利用契約者の割引選択回線群に係る各割引選択回線の通話に関する料金（この月極割引の対象となる割引適用前の通話料金に限ります。）の月間累計額の平均が2,000円（2,200円）以上（アに規定する契約期間内での平均とします。）であって、その割引選択回線群に係る料金（この月極割引の対象となる割引適用前の通話料金に限ります。）の月間累計額の平均が20万円（22万円）以上（アに規定する契約期間内での平均とします。）の利用を行う申出をした場合、1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計額に0.05を乗じて得た額を割り引くこととします。</u> <u>ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話のうちの区域内通話であって、次に該当しないものに限ります。</u> <u>（ア） 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話</u> <u>（イ） 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話</u>
<u>(2) 承諾</u>	<u>ア この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。</u> <u>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</u> <u>（ア） その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</u> <u>（イ） 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。</u> <u>（ウ） その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。（割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。）</u> <u>（エ） （1）欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</u> <u>（オ） その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</u> <u>ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった割引選択回線がこの通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</u>

(3) 月極割引の適用	<u>ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</u>	
	<u>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</u>	
	<u>ウ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合が生じたときは、この月極割引を廃止します。</u>	
	<u>(ア) 割引選択代表回線の契約者の承諾の取り消しがあったとき。</u>	
	<u>(イ) 電話等利用契約の解除があったとき。</u>	
	<u>(ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u>	
	<u>(エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。</u>	
	<u>(オ) その割引選択回線に係る電話番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u>	
	<u>(カ) その割引選択回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u>	
	<u>(キ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u>	
	<u>(ク) この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。</u>	
	<u>(ケ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。</u>	
	<u>(コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</u>	
	<u>エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄までの規定に該当する場合が生じたときはそれぞれ2欄から6欄までの規定によるものとします。</u>	
	<u>区 分</u>	<u>月極割引の適用</u>
	<u>1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
	<u>2 電話等利用契約の解除があったとき（3に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
	<u>3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡の譲渡があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
	<u>4 ウの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
	<u>5 ウの(カ)又は(キ)の規定</u>	<u>その廃止日までの通話に関</u>

	<table><tr><td><u>により、月極割引の廃止があったとき。</u></td><td><u>する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr><tr><td><u>6　ウの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u></td><td><u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr></table> <u>オ　当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</u> <u>カ　ウの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の契約者に請求します。この場合の支払期日はウの(ク)に規定する支払期日とします。</u> <u>ただし、この月額割引の適用を受けた後にこの通話料金別表に規定する他の月額割引（当社が別に定めるものに限ります。）の適用を受けていたときは、その月極割引の表の規定によります。</u>	<u>により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>する料金について、この月極割引を適用します。</u>	<u>6　ウの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
<u>により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>する料金について、この月極割引を適用します。</u>				
<u>6　ウの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>				
<u>(4) その他の適用</u>	<u>ア　割引選択回線群について、この月極割引を適用する期間は、この月極割引の適用開始日から(1)欄のアに規定する契約期間とします。</u> <u>イ　割引選択回線の1の契約者に係る全ての割引選択回線についてアに規定する適用期間内にこの月極割引の廃止を行う場合（当社から行うこの月極割引の廃止の場合を含みます。）及び月極割引を適用する期間を満了する場合、当社は契約期間における割引選択回線群に係る累計額等を算出します。</u> <u>ウ　割引選択回線群に係る累計額等が次に定める方法により算出した最低基準額①②をどちらか一方でも超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</u> <u>（ア）最低基準額①の算出方法は以下のとおりとします。</u> <u>契約期間にお</u> <u>ける割引選択</u> <u>回線の総累計</u> <u>回線数</u> <u>最低基準額①</u> <u>=</u> <u>(1)のアに</u> <u>定める契約</u> <u>期間</u> <u>× 2,000円</u> <u>最低基準額①から割引選択回線群に係る通話に関する料金の累計額を減算した値が0を超える場合、(ウ)にて定める割引相当額を支払っていただきます。</u> <u>（イ）最低基準額②の算出方法は以下のとおりとします。</u> <u>最低基準額②</u> <u>=</u> <u>(1)のアに定める契約期間</u> <u>× 20万円</u> <u>最低基準額②から割引選択回線群に係る通話に関する料金の累計額を減算した値が0を超える場合、(ウ)にて定める割引相当額を支払っていただきます。</u> <u>（ウ）割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。</u> <u>特定月極割引とこの</u> <u>月極割引の双方を適</u> <u>用する前の割引選択</u> <u>回線群に係る通話に</u> <u>関する料金</u> <u>割引相当額</u> <u>=</u> <u>特定月極割引とこの</u> <u>月極割引の双方を適</u> <u>用した後の割引選択</u> <u>回線群に係る通話に</u> <u>関する料金</u> <u>-</u>				

	する料金 通話に関する料 金 この月極割引適用前の 割引選択回線群に係る 通話に関する料金
イ	アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群 に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成する すべての割引選択回線についてアの規定により算出した1割 引選択回線当たりの通話に関する料金を合計した額を控除 し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回 線に係る通話に関する料金に加算します。 ウイに規定するほか、(1)欄のアの規定に基づきこの月極割引 の適用前に適用されるこの通話料金別表に規定する他の月極 割引があったときは、アに規定する1割引選択回線当たりの 通話に関する料金に、次の算式により算出する1割引選択回 線当たりの定額料相当額を加算します。 この月極割引適用前の 割引選択回線に係る通 話に関する料金 この月極割引適用前の 割引選択回線群に係る 通話に関する料金 1割引選択 回線当たり の定額料相 当額 = その月極割引の 定額料 ×

94 長期継続利用による区域内通話料金の月極割引（タイプ5）

区 分	内 容
(1) 定義等	ア 「長期継続利用による区域内通話料金の月極割引（タイプ5）」とは、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けている割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、割引選択回線の契約者から36料金月継続して利用を行う申出により、イに規定する割引を行うことをいいます。 イ 電話等利用契約者の割引選択回線群に係る各割引選択回線の通話に関する料金（この月極割引の対象となる割引適用前の通話料金に限ります。）の月間累計額の平均が2,000円（2,200円）以上（アに規定する契約期間内での平均とします。）であって、その割引選択回線群に係る料金（この月極割引の対象となる割引適用前の通話料金に限ります。）の月間累計額の平均が30万円（33万円）以上（アに規定する契約期間内での平均とします。）の利用を行う申出をした場合、1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計額に0.12を乗じて得た額を割り引くこととします。 ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話のうちの区域内通話であって、次に該当しないものに限ります。 (ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話 (イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。

	<u>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</u> <u>(ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</u> <u>(イ) 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。</u> <u>(ウ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。)</u> <u>(エ) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</u> <u>(オ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</u> <u>ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった割引選択回線がこの通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</u>			
<u>(3) 月極割引の適用</u>	<u>ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</u> <u>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</u> <u>ウ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合が生じたときは、この月極割引を廃止します。</u> <u>(ア) 割引選択代表回線の契約者の承諾の取り消しがあったとき。</u> <u>(イ) 電話等利用契約の解除があったとき。</u> <u>(ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u> <u>(エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。</u> <u>(オ) その割引選択回線に係る電話番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>(カ) その割引選択回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>(キ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>(ク) この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。</u> <u>(ケ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。</u> <u>(コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</u> <u>エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄までの規定に該当する場合が生じたときはそれぞれ2欄から6欄までの規定によるものとします。</u> <table><tr><td>区</td><td>分</td><td>月極割引の適用</td></tr></table>	区	分	月極割引の適用
区	分	月極割引の適用		

	<table><tr><td><u>1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。</u></td><td><u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr><tr><td><u>2 電話等利用契約の解除があったとき（3に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u></td><td><u>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr><tr><td><u>3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡の譲渡があったとき。</u></td><td><u>その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr><tr><td><u>4 ウの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u></td><td><u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr><tr><td><u>5 ウの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u></td><td><u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr><tr><td><u>6 ウの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u></td><td><u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr></table> <u>オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</u> <u>カ ウの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の契約者に請求します。この場合の支払期日はウの(ク)に規定する支払期日とします。</u> <u>ただし、この月額割引の適用を受けた後にこの通話料金別表に規定する他の月額割引（当社が別に定めるものに限りま</u> <u>す。）の適用を受けていたときは、その月極割引の表の規定によります。</u>	<u>1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>	<u>2 電話等利用契約の解除があったとき（3に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>	<u>3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡の譲渡があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>	<u>4 ウの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>	<u>5 ウの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>	<u>6 ウの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>	
<u>1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>													
<u>2 電話等利用契約の解除があったとき（3に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>													
<u>3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡の譲渡があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>													
<u>4 ウの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>													
<u>5 ウの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>													
<u>6 ウの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>													
<u>(4) その他の適用</u>	<u>ア 割引選択回線群について、この月極割引を適用する期間は、この月極割引の適用開始日から(1)欄のアに規定する契約期間とします。</u> <u>イ 割引選択回線の1の契約者に係る全ての割引選択回線についてアに規定する適用期間内にこの月極割引の廃止を行う場合（当社から行うこの月極割引の廃止の場合を含みます。）及び月極割引を適用する期間を満了する場合、当社は契約期間における割引選択回線群に係る累計額等を算出します。</u> <u>ウ 割引選択回線群に係る累計額等が次に定める方法により算出した最低基準額①②をどちらか一方でも超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</u> <u>(ア) 最低基準額①の算出方法は以下のとおりとします。</u> <u>契約期間にお</u> <u>ける割引選択</u> <u>回線の総累計</u> <u>回線数</u> <u>(1)のアに</u> <u>定める契約</u> <u>期間</u> <u>最低基準額①</u> <u>=</u> <u>× 2,000円</u> <u>×</u> <u>最低基準額①から割引選択回線群に係る通話に関する料金の</u>													

	累計額を減算した値が0を超える場合、(ウ)にて定める割引相当額を支払っていただきます。 (イ) 最低基準額②の算出方法は以下のとおりとします。 最低基準額② = (1)のアに定める契約期間 × 30万円 最低基準額②から割引選択回線群に係る通話に関する料金の累計額を減算した値が0を超える場合、(ウ)にて定める割引相当額を支払っていただきます。 (ウ) 割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。 $\text{割引相当額} = \frac{\text{特定月極割引とこの月極割引の双方を適用する前の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}{\text{特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}$
(5) 1 割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	ア 当社は、料金返還その他の場合において1 割引選択回線当たりの通話((1)欄のウに規定する通話に限ります。以下同じとします。)に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。 $\frac{\text{1 割引選択回線当たりの通話に関する料金}}{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金}} = \frac{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}$ イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてアの規定により算出した1 割引選択回線当たりの通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る通話に関する料金に加算します。 ウ イに規定するほか、(1)欄のアの規定に基づきこの月極割引の適用前に適用されるこの通話料金別表に規定する他の月極割引があったときは、アに規定する1 割引選択回線当たりの通話に関する料金に、次の算式により算出する1 割引選択回線当たりの定額料相当額を加算します。 $\frac{\text{1 割引選択回線当たりの定額料相当額}}{\text{その月極割引の定額料}} = \frac{\text{この月極割引適用前の割引選択回線に係る通話に関する料金}}{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}$

95 長期継続利用による区域内通話料金の月極割引（タイプ6）

区 分	内 容
(1) 定義等	ア 「長期継続利用による区域内通話料金の月極割引（タイプ6）」とは、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けている割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、割引選択回線の契約者から36料金月継続して利用を行う申出により、イに規定する割引を行うことをいいます。

	<u>イ 電話等利用契約者の割引選択回線群に係る各割引選択回線の通話に関する料金（この月極割引の対象となる割引適用前の通話料金に限りです。）の月間累計額の平均が3,000円（3,300円）以上（アに規定する契約期間内での平均とします。）であって、その割引選択回線群に係る料金（この月極割引の対象となる割引適用前の通話料金に限りです。）の月間累計額の平均が30万円（33万円）以上（アに規定する契約期間内での平均とします。）の利用を行う申出をした場合、1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計額に0.13を乗じて得た額を割り引くこととします。</u> <u>ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話のうちの区域内通話であって、次に該当しないものに限りです。</u> <u>（ア） 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話</u> <u>（イ） 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話</u>
(2) 承諾	<u>ア この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。</u> <u>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</u> <u>（ア） その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。</u> <u>（イ） 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。</u> <u>（ウ） その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。（割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。）</u> <u>（エ） （1）欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</u> <u>（オ） その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</u> <u>ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった割引選択回線がこの通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</u>
(3) 月極割引の適用	<u>ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</u> <u>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</u> <u>ウ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合が生じたときは、この月極割引を廃止します。</u> <u>（ア） 割引選択代表回線の契約者の承諾の取り消しがあったとき。</u> <u>（イ） 電話等利用契約の解除があったとき。</u> <u>（ウ） 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u> <u>（エ） 電話等利用権の譲渡があったとき。</u> <u>（オ） その割引選択回線に係る電話番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>（カ） その割引選択回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社</u>

	<u>がその事実を知ったとき。</u> <u>(キ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であつて、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</u> <u>(ク) この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。</u> <u>(ケ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。</u> <u>(コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</u> エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄までの規定に該当する場合が生じたときはそれぞれ2欄から6欄までの規定によるものとします。 <table><tr><th>区 分</th><th>月極割引の適用</th></tr><tr><td><u>1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。</u></td><td><u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr><tr><td><u>2 電話等利用契約の解除があったとき（3に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u></td><td><u>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr><tr><td><u>3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡の譲渡があったとき。</u></td><td><u>その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr><tr><td><u>4 ウの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u></td><td><u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr><tr><td><u>5 ウの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u></td><td><u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr><tr><td><u>6 ウの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u></td><td><u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u></td></tr></table> オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 カ ウの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の契約者に請求します。この場合の支払期日はウの(ク)に規定する支払期日とします。 <u>ただし、この月額割引の適用を受けた後にこの通話料金別表に規定する他の月額割引（当社が別に定めるものに限ります。）の適用を受けていたときは、その月極割引の表の規定に</u>	区 分	月極割引の適用	<u>1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>	<u>2 電話等利用契約の解除があったとき（3に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>	<u>3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡の譲渡があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>	<u>4 ウの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>	<u>5 ウの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>	<u>6 ウの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>
区 分	月極割引の適用														
<u>1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>														
<u>2 電話等利用契約の解除があったとき（3に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>														
<u>3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡の譲渡があったとき。</u>	<u>その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>														
<u>4 ウの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>														
<u>5 ウの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>														
<u>6 ウの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</u>	<u>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</u>														

		<u>よります。</u>	
<u>(4) その他の適用</u>	<u>ア</u>	<u>割引選択回線群について、この月極割引を適用する期間は、この月極割引の適用開始日から(1)欄の<u>ア</u>に規定する契約期間とします。</u> <u>イ</u> <u>割引選択回線の1の契約者に係る全ての割引選択回線について<u>ア</u>に規定する適用期間内にこの月極割引の廃止を行う場合（当社から行うこの月極割引の廃止の場合を含みます。）及び月極割引を適用する期間を満了する場合、当社は契約期間における割引選択回線群に係る累計額等を算出します。</u> <u>ウ</u> <u>割引選択回線群に係る累計額等が次に定める方法により算出した最低基準額①②をどちらか一方でも超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</u> <u>(ア) 最低基準額①の算出方法は以下のとおりとします。</u> <u>契約期間にお</u> <u>ける割引選択</u> <u>回線の総累計</u> <u>回線数</u> <u>最低基準額①</u> <u>=</u> <u>× 3,000円</u> <u>×</u> <u>(1)の<u>ア</u>に</u> <u>定める契約</u> <u>期間</u> <u>最低基準額①から割引選択回線群に係る通話に関する料金の累計額を減算した値が0を超える場合、(ウ)にて定める割引相当額を支払っていただきます。</u> <u>(イ) 最低基準額②の算出方法は以下のとおりとします。</u> <u>最低基準額② = (1)の<u>ア</u>に定める契約期間 × 30万円</u> <u>最低基準額②から割引選択回線群に係る通話に関する料金の累計額を減算した値が0を超える場合、(ウ)にて定める割引相当額を支払っていただきます。</u> <u>(ウ) 割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。</u> <u>特定月極割引とこの</u> <u>月極割引の双方を適</u> <u>用する前の割引選択</u> <u>回線群に係る通話に</u> <u>関する料金</u> <u>割引相当額</u> <u>=</u> <u>－</u> <u>特定月極割引とこの</u> <u>月極割引の双方を適</u> <u>用した後の割引選択</u> <u>回線群に係る通話に</u> <u>関する料金</u>	
<u>(5) 1割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算</u>	<u>ア</u>	<u>当社は、料金返還その他の場合において1割引選択回線当たりの通話((1)欄の<u>ウ</u>に規定する通話に限ります。以下同じとします。)に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。</u> <u>1割引選択</u> <u>回線当たり</u> <u>の通話に関</u> <u>する料金</u> <u>=</u> <u>この月極割引適</u> <u>用前のその割引</u> <u>選択回線に係る</u> <u>通話に関する料</u> <u>金</u> <u>×</u> <u>この月極割引適用後の</u> <u>割引選択回線群に係る</u> <u>通話に関する料金</u> <u>イ</u> <u>アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線について<u>ア</u>の規定により算出した1割引選択回線当たりの通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る通話に関する料金に加算します。</u> <u>ウ</u> <u>イに規定するほか、(1)欄の<u>ア</u>の規定に基づきこの月極割引の適用前に適用されるこの通話料金別表に規定する他の月極割引があったときは、<u>ア</u>に規定する1割引選択回線当たりの通話に関する料金に、次の算式により算出する1割引選択回線当たりの定額料相当額を加算します。</u> <u>1割引選択</u> <u>回線当たり</u> <u>の定額料相</u> <u>=</u> <u>その月極割引の</u> <u>定額料</u> <u>×</u> <u>この月極割引適用前の</u> <u>割引選択回線に係る通</u> <u>話に関する料金</u>	

	<u>当額</u>	<u>この月極割引適用前の 割引選択回線群に係る 通話に関する料金</u>	

第2表 工事にに関する費用

- 第1 工事費
- 1 適用
- 2 工事費の額
- 2-1 (略)
- 2-2 利用の一時中断に関する工事

区 分			単 位	工事費の額
(1) 利用の一時中断 (国際電話等サービスに係るものを除きます。)の工事	ア (略)		(略)	(略)
	イ (略)	(ア) ～(カ) (略)	(略)	(略)
(2) (略)				(略)

第2 設備費 (略)

第3表～第4表 (略)

第5表 登録料

区 分		単 位	登録料の額
国際地域指定着信課金機能(国際フリーダイヤル機能)に係るもの	ア 取扱地域登録料	(ア) 最初の1地域	3,000円 (3,300円)
		(イ) 1地域増えるごとに	1,000円 (1,100円)
	イ ユニバーサルフリーナンバー登録料	1のユニバーサルフリーナンバーごとに	18,000円 (19,800円)

第6表～第7表 (略)

第2表 工事にに関する費用

- 第1 工事費
- 1 適用
- 2 工事費の額
- 2-1 (略)
- 2-2 利用の一時中断に関する工事

区 分			単 位	工事費の額
(1) 利用の一時中断の工事	ア (略)		(略)	(略)
	イ (略)	(ア) ～(カ) (略)	(略)	(略)
(2) (略)				(略)

第2 設備費 (略)

第3表～第4表 (略)

第5表 削除

第6表～第7表 (略)

附 則
(実施期日)
第1条 この約款は、平成11年7月1日から実施します。
(契約に関する経過措置)
第2条 この約款実施の際現に、日本電信電話株式会社（以下「N T T」といいます。）が電話サービス契約約款、総合デジタル通信サービス契約約款又は公衆ファクスサービス契約約款（以下「旧約款」といいます。）の規定により締結している次の表の左欄の契約のうち、当社が提供する電話等サービスに相当する部分については、この約款実施の日において、それぞれこの約款の規定により当社が締結した同表の右欄の契約に移行したものとします。

加入電話に係る契約 加入電話契約 臨時加入電話契約 着信用電話契約 支店代行電話契約 接続電話契約 共同電話に係る契約	電話等利用契約
(略)	(略)

[\(選択制による通話料金の月極割引に関する経過措置\)](#)
第3条 [この約款実施の際現に、N T Tが旧約款の規定により提供している選択制による通話料金又は通信料金の月極割引は、この約款実施の日において、附則第2条（契約に関する経過措置）の規定により、それぞれこの約款の規定により当社が提供する選択制による通話料金の月極割引に移行したものとします。この場合において、次の表の左欄の選択制による通話料金又は通信料金の月極割引は、それぞれ同表の右欄の選択制による通話料金の月極割引に移行したものとします。](#)

特定市外局番への通話料金の月極割引 プラン1 プラン2 プラン3	特定市外局番への通話料金の月極割引利用回線が加入電話設備に係るもの プラン1 プラン2 プラン3
特定市外局番への通信料金の月極割引 プラン1 プラン2 プラン3	特定市外局番への通話料金の月極割引利用回線が総合デジタル通信設備に係るもの プラン1 プラン2 プラン3
同一場所の回線群を単位とする通話等に関する料金の月極割引（テレワイズ・ワイド）	同一場所の回線群を単位とする通話料金の月極割引（テレワイズ・ワイド）
同一場所の回線群を単位とする通信料金の月極割引	同一場所の回線群を単位とする通話料金の月極割引（テレワイズ・ワイド）
回線群を単位とする通話等に関する料金の月極割引（タイプ1）	回線群を単位とする通話料金の月極割引（タイプ1）
回線群を単位とする通信料金の月極割引（タイプ1）	回線群を単位とする通話料金の月極割引（タイプ1）
回線群を単位とする通話等に関する料金の月極割引（タイプ2）	回線群を単位とする通話料金の月極割引（タイプ2）
回線群を単位とする通信料金の月極割引（タイプ2）	回線群を単位とする通話料金の月極割引（タイプ2）
フリーダイヤル通信の通信料金の月極割引	フリーダイヤル通話の通話料金の月極割引

附 則
(実施期日)
第1条 この約款は、平成11年7月1日から実施します。
(契約に関する経過措置)
第2条 この約款実施の際現に、日本電信電話株式会社（以下「N T T」といいます。）が電話サービス契約約款、総合デジタル通信サービス契約約款又は公衆ファクスサービス契約約款（以下「旧約款」といいます。）の規定により締結している次の表の左欄の契約のうち、当社が提供する電話等サービスに相当する部分については、この約款実施の日において、それぞれこの約款の規定により当社が締結した同表の右欄の契約に移行したものとします。

加入電話に係る契約 加入電話契約 臨時加入電話契約	電話等利用契約
(略)	(略)

第3条 [削除](#)

引	引
回線群を単位とするフリーダイヤル通信の通信料金の月極割引	回線群を単位とするフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引

2 この約款実施前に、N T Tが旧約款の規定により預かった保証金（選択制による通話料金又は通信料金の月極割引に係るものに限ります。）については、この約款実施の日において、当社がN T Tから引き継ぐものとし、その取扱いについては、この約款の規定に準じて取り扱います。

第4条 （略）
（料金等の支払いに関する経過措置）

第5条 附則第2条（契約に関する経過措置）から第4条（付加機能に関する経過措置）までの規定により、この約款実施前から継続して提供されることとなる電気通信サービスの料金のうち、この約款実施の日を含む料金月（同日を起算日とする料金月を除きます。）を単位として計算される、選択制による月極割引の適用を受けている通話料金及び付加機能使用料（月額で定めるものに限ります。）については、N T Tが提供した電気通信サービスと当社が提供する電気通信サービスとを合わせて旧約款に規定する料金を適用するものとします。

第6条～第7条 （略）
（区域内通話の特例に関する経過措置）

第8条 この約款実施の際現に、旧約款の規定により相互に隣接する2の単位料金区域相互間の通話のうち区域内通話として取り扱っている区域については、この約款の規定にかかわらず、当分の間、なお従前のとおりとします。
（区域外通話の料金の適用に関する経過措置）

第9条 名瀬単位料金区域と鹿児島単位料金区域の相互間の区域外通話（ダイヤル通話を除きます。）については、この約款の規定にかかわらず、当分の間、通話地域間距離が320kmである区域外通話とみなして料金を適用します。

第10条～第12条 （略）

附 則（平成11年12月16日経企第844号）
（実施期日）

- この附則は、平成11年12月23日から実施します。
（経過措置）
- 料金表第1表第2（通話に関する料金）の2－2－2（国際通話に関する料金額）(1)及び(5)に規定する料金の適用を受ける通話については、この附則実施の日から平成11年12月26日までの間、2（料金額）の規定にかかわらず、1の通話ごとに次表に規定する料金額を適用します。

料 金 額
料金表第1表第2の2－2－2(1)及び(5)の規定により算定した額に100分の50を乗じて得た額

- この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスに関する料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成12年2月21日経企第1118号）
（実施期日）

- この附則は、平成12年3月3日から実施します。
（経過措置）
- この附則実施の日及び平成12年3月6日から同年3月10日までの間に限り、料金表第1表第2（通話に関する料金）の2－2－2（国際通話に関する料金額）(1)、(2)、(3)又は(5)の表中「昼間」の欄が適用される通話のうち、「土曜日・日曜日・祝日」以外のものについては、「土曜日・日曜日・祝日」の料金額を適用します。
- この附則実施の日及び平成12年3月6日から同年3月10日の間については、料金表第1表第2の通話料金別表18「国際通話料金の月極割引」(1)イ(ア)の「20時から翌10時」を「終日」と読みかえるものとします。
（料金の支払いに関する経過措置）
- この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスに関する料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第4条 （略）

第5条 [削除](#)

第6条～第7条 （略）

第8条 [削除](#)

第9条 [削除](#)

第10条～第12条 （略）

附 則（平成11年12月16日経企第844号）
（実施期日）

- この附則は、平成11年12月23日から実施します。
（経過措置）
- 削除

- この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスに関する料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成12年2月21日経企第1118号）
（実施期日）

- この附則は、平成12年3月3日から実施します。
- [削除](#)
- [削除](#)

（料金の支払いに関する経過措置）

- この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスに関する料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成12年 3 月27日経企第1375号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成12年4月3日から実施します。
ただし、この改正規定中、「回線群を単位とする国際通話料金の月極割引（通増型）」及び「国際通話料金の月極割引（夜間・深夜利用優遇型）」に関する部分は、平成12年4月3日以降を起算日とする料金月から適用を開始し、特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する電話会議機能を利用して行う当社の料金設定通話に係る通話料金については、この改正規定にかかわらず、当分の間、なお従前のとおりとします。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成12年8月28日経企第912号）
（実施期日）

- 1 この附則は、平成12年 9 月15日から実施します。
（経過措置）
- 2 料金表第1表第2（通話に関する料金）の2－2－2（国際通話に関する料金額）(1)～(3)及び(5)～(6)に規定する料金の適用を受ける通話については、この附則実施の日から平成12年10月1日までの間、2（料金額）の規定にかかわらず、1の通話ごとに次表(1)～(5)に規定する料金額を適用します。

(1) 2－2－2 (1)に係るもの (単位：円)

料金額 地域	最初の1分まで 6秒までごとに				最初の1分経過後 6秒までごとに			
	昼間	土曜日 日曜日 祝日	夜間	深夜 ・ 早朝	昼間	土曜日 日曜日 祝日	夜間	深夜 ・ 早朝
<u>アイスランド共和国</u>	<u>12</u>	<u>10</u>	<u>10</u>	<u>8</u>	<u>10</u>	<u>8</u>	<u>8</u>	<u>8</u>
<u>アイルランド</u>	<u>12</u>	<u>10</u>	<u>10</u>	<u>8</u>	<u>10</u>	<u>8</u>	<u>8</u>	<u>8</u>
<u>アゼルバイジャン共和国</u>	<u>16</u>	<u>14</u>	<u>14</u>	<u>12</u>	<u>16</u>	<u>13</u>	<u>13</u>	<u>10</u>
<u>アセンション島</u>	<u>20</u>	<u>16</u>	<u>16</u>	<u>14</u>	<u>19</u>	<u>16</u>	<u>16</u>	<u>14</u>
<u>アゾレス諸島</u>	<u>12</u>	<u>10</u>	<u>10</u>	<u>8</u>	<u>10</u>	<u>8</u>	<u>8</u>	<u>7</u>
<u>アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）</u>	<u>4</u>	<u>4</u>	<u>4</u>	<u>2</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>2</u>
<u>アラブ首長国連邦</u>	<u>20</u>	<u>16</u>	<u>16</u>	<u>13</u>	<u>19</u>	<u>15</u>	<u>15</u>	<u>12</u>
<u>アルジェリア民主人民共和国</u>	<u>18</u>	<u>15</u>	<u>15</u>	<u>13</u>	<u>17</u>	<u>13</u>	<u>13</u>	<u>11</u>
<u>アルゼンチン共和国</u>	<u>16</u>	<u>14</u>	<u>14</u>	<u>13</u>	<u>16</u>	<u>12</u>	<u>12</u>	<u>11</u>
<u>アルバ</u>	<u>20</u>	<u>16</u>	<u>16</u>	<u>13</u>	<u>18</u>	<u>14</u>	<u>14</u>	<u>12</u>
<u>アルバニア共和国</u>	<u>16</u>	<u>14</u>	<u>14</u>	<u>12</u>	<u>16</u>	<u>13</u>	<u>13</u>	<u>10</u>
<u>アルメニア共和国</u>	<u>16</u>	<u>14</u>	<u>14</u>	<u>12</u>	<u>16</u>	<u>13</u>	<u>13</u>	<u>10</u>
<u>アンギラ</u>	<u>20</u>	<u>16</u>	<u>16</u>	<u>13</u>	<u>18</u>	<u>14</u>	<u>14</u>	<u>12</u>
<u>アンゴラ共和国</u>	<u>18</u>	<u>15</u>	<u>15</u>	<u>13</u>	<u>17</u>	<u>13</u>	<u>13</u>	<u>11</u>
<u>アンティグア・バーブーダ</u>	<u>20</u>	<u>16</u>	<u>16</u>	<u>13</u>	<u>18</u>	<u>14</u>	<u>14</u>	<u>12</u>
<u>アンドラ公国</u>	<u>14</u>	<u>13</u>	<u>13</u>	<u>10</u>	<u>14</u>	<u>11</u>	<u>11</u>	<u>10</u>

附 則（平成12年 3 月27日経企第1375号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成12年4月3日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成12年8月28日経企第912号）
（実施期日）

- 1 この附則は、平成12年 9 月15日から実施します。
（経過措置）
- 2 削除

イエメン共和国	20	16	16	13	19	15	15	12
イスラエル国	18	14	14	12	17	13	13	10
イタリア共和国	12	10	10	8	10	8	8	7
イラク共和国	20	16	16	13	19	15	15	12
イラン・イスラム共和国	20	16	16	13	19	15	15	12
インド	16	12	12	12	14	12	12	11
インドネシア共和国	12	10	10	8	10	8	8	7
ウガンダ共和国	18	15	15	13	17	13	13	11
ウクライナ	16	12	12	10	14	12	12	9
ウズベキスタン共和国	16	14	14	12	16	13	13	10
ウルグアイ東方共和国	16	14	14	13	16	12	12	11
英領バージン諸島	20	16	16	13	18	14	14	12
エクアドル共和国	16	14	14	13	16	12	12	11
エジプト・アラブ共和国	20	16	16	14	19	16	16	14
エストニア共和国	16	12	12	10	14	12	12	9
エチオピア連邦民主共和国	20	16	16	14	19	16	16	14
エリトリア国	20	16	16	14	19	16	16	14
エルサルバドル共和国	16	14	14	13	16	12	12	11
オーストラリア	10	8	8	8	10	8	8	6
オーストリア共和国	12	10	10	8	10	8	8	8
オマーン国	18	14	14	12	17	13	13	10
オランダ王国	12	10	10	8	10	8	8	7
オランダ領アンティール	20	16	16	13	18	14	14	12
ガーナ共和国	18	15	15	13	17	13	13	11
カーボベルデ共和国	18	15	15	13	17	13	13	11
ガイアナ協同共和国	20	16	16	13	18	14	14	12
カザフスタン共和国	16	14	14	12	16	13	13	10
カタール国	18	14	14	12	17	13	13	10
カナダ	6	6	6	4	5	4	4	4
カナリア諸島	12	10	10	8	10	8	8	7
ガボン共和国	18	15	15	13	17	13	13	11
カメルーン共和国	18	15	15	13	17	13	13	11
ガンビア共和国	20	16	16	14	19	16	16	14
カンボジア王国	14	12	12	10	12	10	10	8

ギニア共和国	20	16	16	14	19	16	16	14
ギニアビサウ共和国	20	16	16	14	19	16	16	14
キプロス共和国	18	14	14	12	17	13	13	10
キューバ共和国	16	14	14	13	16	12	12	11
ギリシャ共和国	12	10	10	8	10	8	8	7
キリバス共和国	16	13	13	10	14	11	11	8
キルギス共和国	16	14	14	12	16	13	13	10
グアテマラ共和国	16	14	14	13	16	12	12	11
グアドループ島	16	14	14	13	16	12	12	11
グアム	6	5	5	4	6	5	5	4
クウェート国	18	14	14	12	17	13	13	10
クック諸島	16	13	13	10	14	11	11	8
クリスマス島	10	10	10	8	10	8	8	7
グリーンランド	14	13	13	10	14	11	11	10
グルジア	16	14	14	12	16	13	13	10
グレート・ブリテン および北部アイルラ ンド連合王国	10	8	8	4	9	8	8	3
グレナダ	20	16	16	13	18	14	14	12
クロアチア共和国	16	14	14	12	16	13	13	10
ケイマン諸島	20	16	16	13	18	14	14	12
ケニア共和国	18	15	15	13	17	13	13	11
コートジボワール共 和国	18	15	15	13	17	13	13	11
ココス・キーリング 諸島	10	10	10	8	10	8	8	7
コスタリカ共和国	16	14	14	13	16	12	12	11
コモロ・イスラム連 邦共和国	20	16	16	14	19	16	16	14
コロンビア共和国	16	14	14	13	16	12	12	11
コンゴ共和国	20	16	16	14	19	16	16	14
コンゴ民主共和国	20	16	16	14	19	16	16	14
サイパン	6	5	5	4	6	5	5	4
サウジアラビア王国	20	16	16	13	19	15	15	12
サモア独立国	16	13	13	10	14	11	11	8
サントメ・プリンシ ペ民主共和国	20	16	16	14	19	16	16	14
ザンビア共和国	18	15	15	13	17	13	13	11
サンピエール島・ミ クロン島	13	11	11	8	12	9	9	7
サンマリノ共和国	12	10	10	8	10	8	8	8

シエラレオネ共和国	20	16	16	14	19	16	16	14
ジブチ共和国	20	16	16	14	19	16	16	14
ジブラルタル	14	13	13	10	14	11	11	10
社会主義人民リビア・アラブ国	18	15	15	13	17	13	13	11
ジャマイカ	20	16	16	13	18	14	14	12
シリア・アラブ共和国	18	14	14	12	17	13	13	10
シンガポール共和国	12	10	10	8	10	8	8	7
ジンバブエ共和国	18	15	15	13	17	13	13	11
スイス連邦	12	10	10	8	10	8	8	7
スウェーデン王国	12	10	10	8	10	8	8	7
スーダン共和国	18	15	15	13	17	13	13	11
スペイン	12	10	10	8	10	8	8	7
スペイン領北アフリカ	12	10	10	8	10	8	8	7
スリナム共和国	20	16	16	13	18	14	14	12
スリランカ民主社会主義共和国	16	12	12	12	14	12	12	11
スロバキア共和国	16	12	12	10	14	12	12	9
スロベニア共和国	16	14	14	12	16	13	13	10
スワジランド王国	18	15	15	13	17	13	13	11
セイシェル共和国	20	16	16	14	19	16	16	14
赤道ギニア共和国	20	16	16	14	19	16	16	14
セネガル共和国	20	16	16	14	19	16	16	14
セルビア・モンテネグロ	16	12	12	10	14	12	12	9
セントクリストファー・ネイビス	20	16	16	13	18	14	14	12
セントビンセントおよびグレナディーン諸島	20	16	16	13	18	14	14	12
セントヘレナ島	18	15	15	13	17	13	13	11
セントルシア	20	16	16	13	18	14	14	12
ソマリア民主共和国	18	15	15	13	17	13	13	11
ソロモン諸島	16	13	13	10	14	11	11	8
タークスおよびカイコス諸島	20	16	16	13	18	14	14	12
タイ王国	12	10	10	8	10	8	8	7
大韓民国	8	6	6	6	7	6	6	5
台湾	10	8	8	6	9	7	7	6
タジキスタン共和国	16	14	14	12	16	13	13	10

タンザニア連合共和国	18	15	15	13	17	13	13	11
チェコ共和国	16	12	12	10	14	12	12	9
チャド共和国	20	16	16	14	19	16	16	14
中央アフリカ共和国	20	16	16	14	19	16	16	14
中華人民共和国	10	8	8	6	9	7	7	4
チュニジア共和国	20	16	16	14	19	16	16	14
朝鮮民主主義人民共和国	11	9	9	8	11	9	9	6
チリ共和国	16	14	14	13	16	12	12	11
ツバル	16	13	13	10	14	11	11	8
ディエゴ・ガルシア	20	16	16	14	19	16	16	14
デンマーク王国	12	10	10	8	10	8	8	8
ドイツ連邦共和国	10	10	10	4	10	8	8	3
トーゴ共和国	20	16	16	14	19	16	16	14
トケラウ諸島	16	13	13	10	14	11	11	8
ドミニカ共和国	20	16	16	13	18	14	14	12
ドミニカ国	16	14	14	13	16	12	12	11
トリニダード・トバゴ共和国	20	16	16	13	18	14	14	12
トルクメニスタン	16	14	14	12	16	13	13	10
トルコ共和国	14	13	13	10	14	11	11	10
トンガ王国	16	13	13	10	14	11	11	8
ナイジェリア連邦共和国	18	15	15	13	17	13	13	11
ナウル共和国	16	13	13	10	14	11	11	8
ナミビア共和国	18	15	15	13	17	13	13	11
ニウエ	16	13	13	10	14	11	11	8
ニカラグア共和国	16	14	14	13	16	12	12	11
ニジェール共和国	18	15	15	13	17	13	13	11
ニューカレドニア	16	13	13	10	14	11	11	8
ニュージーランド	10	8	8	8	10	8	8	6
ネパール王国	16	12	12	12	14	12	12	11
ノーフォーク島	10	8	8	8	10	8	8	6
ノルウェー王国	12	10	10	8	10	8	8	7
バーレーン国	18	14	14	12	17	13	13	10
ハイチ共和国	16	14	14	13	16	12	12	11
パキスタン・イスラム共和国	15	14	14	13	15	12	12	11
バチカン市国	12	10	10	8	10	8	8	7
パナマ共和国	16	14	14	13	16	12	12	11

バヌアツ共和国	16	13	13	10	14	11	11	8
バハマ国	20	16	16	13	18	14	14	12
パプアニューギニア	16	13	13	10	14	11	11	8
バミューダ諸島	13	11	11	8	12	9	9	7
パラオ共和国	16	13	13	10	14	11	11	8
パラグアイ共和国	16	14	14	13	16	12	12	11
バルバドス	20	16	16	13	18	14	14	12
ハワイ	4	4	4	2	3	3	3	2
ハンガリー共和国	16	12	12	10	14	12	12	9
バングラデシュ人民共和国	15	14	14	13	15	12	12	11
東ティモール	12	10	10	8	10	8	8	7
フィジー共和国	16	13	13	10	14	11	11	8
フィリピン共和国	10	10	10	8	10	8	8	6
フィンランド共和国	12	10	10	8	10	8	8	8
ブータン王国	16	12	12	12	14	12	12	11
プエルトリコ	17	14	14	13	16	12	12	11
フェロー諸島	12	10	10	8	10	8	8	7
フォークランド諸島	20	16	16	13	18	14	14	12
ブラジル連邦共和国	16	12	12	6	15	12	12	4
フランス共和国	10	10	10	4	10	8	8	3
フランス領ギアナ	16	14	14	13	16	12	12	11
フランス領ポリネシア	16	13	13	10	14	11	11	8
ブルガリア共和国	16	12	12	10	14	12	12	9
ブルキナファソ	18	15	15	13	17	13	13	11
ブルネイ・ダルサラーム国	12	10	10	8	10	8	8	7
ブルンジ共和国	18	15	15	13	17	13	13	11
米領サモア	16	13	13	10	14	11	11	8
米領バージン諸島	17	14	14	13	16	12	12	11
ベトナム社会主義共和国	14	11	11	10	12	10	10	8
ベナン共和国	20	16	16	14	19	16	16	14
ベネズエラ共和国	20	16	16	13	18	14	14	12
ベラルーシ共和国	16	14	14	12	16	13	13	10
ベリーズ	16	14	14	13	16	12	12	11
ペルー共和国	16	12	12	12	15	12	12	10
ベルギー王国	12	10	10	8	10	8	8	7
ポーランド共和国	16	12	12	10	14	12	12	9

ボスニア・ヘルツェゴビナ	16	14	14	12	16	13	13	10
ボツワナ共和国	18	15	15	13	17	13	13	11
ボリビア共和国	16	14	14	13	16	12	12	11
ボルトガル共和国	12	10	10	8	10	8	8	7
香港	10	8	8	8	9	7	7	6
ホンジュラス共和国	16	14	14	13	16	12	12	11
マーシャル諸島共和国	16	13	13	10	14	11	11	8
マイヨット島	18	15	15	13	17	13	13	11
マカオ	10	10	10	8	10	8	8	7
マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国	16	12	12	10	14	12	12	9
マダガスカル共和国	20	16	16	14	19	16	16	14
マディラ諸島	12	10	10	8	10	8	8	7
マラウイ共和国	18	15	15	13	17	13	13	11
マリ共和国	20	16	16	14	19	16	16	14
マルタ共和国	12	10	10	8	10	8	8	8
マルチニーク島	16	14	14	13	16	12	12	11
マレーシア	12	10	10	8	10	8	8	7
ミクロネシア連邦	14	12	12	8	13	11	11	8
南アフリカ共和国	18	15	15	13	17	13	13	11
ミャンマー連邦	14	12	12	10	12	10	10	8
メキシコ合衆国	13	11	11	8	12	9	9	7
モーリシャス共和国	20	16	16	14	19	16	16	14
モーリタニア・イスラム共和国	20	16	16	14	19	16	16	14
モザンビーク共和国	20	16	16	14	19	16	16	14
モナコ公国	12	10	10	8	10	8	8	7
モルディヴ共和国	16	12	12	12	14	12	12	11
モルドバ共和国	16	14	14	12	16	13	13	10
モロッコ王国	20	16	16	14	19	16	16	14
モンゴル国	14	11	11	10	12	10	10	8
モンセラット	20	16	16	13	18	14	14	12
ヨルダン・ハシミテ王国	18	14	14	12	17	13	13	10
ラオス人民民主共和国	14	11	11	10	12	10	10	8
ラトビア共和国	16	12	12	10	14	12	12	9
リトアニア共和国	16	14	14	12	16	13	13	10
リヒテンシュタイン	12	10	10	8	10	8	8	7

公国								
リベリア共和国	20	16	16	14	19	16	16	14
ルーマニア	16	14	14	12	16	13	13	10
ルクセンブルク大公国	10	10	10	8	10	8	8	7
ルワンダ共和国	20	16	16	14	19	16	16	14
レソト王国	18	15	15	13	17	13	13	11
レバノン共和国	20	16	16	13	19	15	15	12
レユニオン	18	15	15	13	17	13	13	11
ロシア連邦	16	14	14	12	16	13	13	10
インマルサットーA (大西洋東)	58	58	58	58	57	57	57	57
インマルサットーB (大西洋東)	36	36	36	36	35	35	35	35
インマルサットーM (大西洋東)	40	40	40	40	39	39	39	39
インマルサットーミニM (大西洋東)	34	34	34	34	33	33	33	33
インマルサットーA (太平洋)	58	58	58	58	57	57	57	57
インマルサットーB (太平洋)	36	36	36	36	35	35	35	35
インマルサットーM (太平洋)	40	40	40	40	39	39	39	39
インマルサットーミニM (太平洋)	34	34	34	34	33	33	33	33
インマルサットーA (インド洋)	58	58	58	58	57	57	57	57
インマルサットーB (インド洋)	36	36	36	36	35	35	35	35
インマルサットーM (インド洋)	40	40	40	40	39	39	39	39
インマルサットーミニM (インド洋)	34	34	34	34	33	33	33	33
インマルサットーA (大西洋西)	58	58	58	58	57	57	57	57
インマルサットーB (大西洋西)	36	36	36	36	35	35	35	35
インマルサットーM (大西洋西)	40	40	40	40	39	39	39	39
インマルサットーミニM (大西洋西)	34	34	34	34	33	33	33	33
備考 この表に規定する料金は、加入電話等設備からの国際通話に適用します。								

(2) 2－2－2 (2)に係るもの

料 金 額
料金表第1表第2の2－2－2(2)の規定により算定した額に100分の67を乗じて得た額
備考 この表に規定する料金は、専用アクセス設備からの国際通話に適用します。

(3) 2－2－2(3)に係るもの (単位：秒)

地域	料金額	100円で通話できる時間		
		昼間	夜間	深夜・早朝
		土曜日 日曜日 祝日		
アイスランド共和国	38.5	47.5	47.5	53.0
アイルランド	38.5	47.5	47.5	53.0
アゼルバイジャン共和国	31.0	38.5	38.5	45.0
アセンション島	27.0	33.0	33.0	35.5
アゾレス諸島	38.5	47.5	47.5	53.0
アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）	66.5	82.5	82.5	87.5
アラブ首長国連邦	27.0	34.0	34.0	40.5
アルジェリア民主人民共和国	28.5	35.5	35.5	37.5
アルゼンチン共和国	29.5	37.0	37.0	42.0
アルバ	22.5	28.5	28.5	33.0
アルバニア共和国	31.0	38.5	38.5	45.0
アルメニア共和国	31.0	38.5	38.5	45.0
アンギラ	22.5	28.5	28.5	33.0
アンゴラ共和国	28.5	35.5	35.5	37.5
アンティグア・バーブーダ	29.5	37.5	37.5	43.0
アンドラ公国	38.5	47.5	47.5	53.0
イエメン共和国	27.0	34.0	34.0	40.5
イスラエル国	28.5	36.0	36.0	43.0
イタリア共和国	38.5	47.5	47.5	53.0
イラク共和国	27.0	34.0	34.0	40.5
イラン・イスラム共和国	27.0	34.0	34.0	40.5
インド	32.5	40.5	40.5	43.0
インドネシア共和国	40.5	50.0	50.0	60.5
ウガンダ共和国	28.5	35.5	35.5	37.5
ウクライナ	32.5	41.0	41.0	48.0
ウズベキスタン共和国	31.0	38.5	38.5	45.0

ウルグアイ東方共和国	29.5	37.5	37.5	43.0
英領バージン諸島	22.5	28.5	28.5	33.0
エクアドル共和国	29.5	37.5	37.5	43.0
エジプト・アラブ共和国	27.0	33.0	33.0	35.5
エストニア共和国	32.5	41.0	41.0	48.0
エチオピア連邦民主共和国	27.0	33.0	33.0	35.5
エリトリア国	27.0	33.0	33.0	35.5
エルサルバドル共和国	29.5	37.5	37.5	43.0
オーストラリア	43.5	54.5	54.5	69.5
オーストリア共和国	38.5	47.5	47.5	53.0
オマーン国	28.5	36.0	36.0	43.0
オランダ王国	38.5	47.5	47.5	53.0
オランダ領アンティール	29.5	37.5	37.5	43.0
ガーナ共和国	28.5	35.5	35.5	37.5
カーボベルデ共和国	28.5	35.5	35.5	37.5
ガイアナ協同共和国	29.5	37.5	37.5	43.0
カザフスタン共和国	31.0	38.5	38.5	45.0
カタール国	28.5	36.0	36.0	43.0
カナダ	64.5	77.0	77.0	82.5
カナリア諸島	38.5	47.5	47.5	53.0
ガボン共和国	28.5	35.5	35.5	37.5
カメルーン共和国	28.5	35.5	35.5	37.5
ガンビア共和国	27.0	33.0	33.0	35.5
カンボジア王国	36.0	44.5	44.5	57.5
ギニア共和国	27.0	33.0	33.0	35.5
ギニアビサウ共和国	27.0	33.0	33.0	35.5
キプロス共和国	28.5	36.0	36.0	43.0
キューバ共和国	29.5	37.0	37.0	42.0
ギリシャ共和国	38.5	47.5	47.5	53.0
キリバス共和国	28.5	33.0	33.0	38.5
キルギス共和国	31.0	38.5	38.5	45.0
グアテマラ共和国	29.5	37.0	37.0	42.0
グアドループ島	29.5	37.0	37.0	42.0
グアム	66.5	82.5	82.5	87.5
クウェート国	28.5	36.0	36.0	43.0
クック諸島	28.5	33.0	33.0	38.5

クリスマス島	43.5	54.5	54.5	69.5
グリーンランド	38.5	47.5	47.5	53.0
グルジア	31.0	38.5	38.5	45.0
グレート・ブリテン および北部アイルラ ンド連合王国	38.5	47.5	47.5	53.0
グレナダ	29.5	37.5	37.5	43.0
クロアチア共和国	31.0	38.5	38.5	45.0
ケイマン諸島	22.5	28.5	28.5	33.0
ケニア共和国	28.5	35.5	35.5	37.5
コートジボワール共 和国	28.5	35.5	35.5	37.5
ココス・キーリング 諸島	43.5	54.5	54.5	69.5
コスタリカ共和国	29.5	37.0	37.0	42.0
コモロ・イスラム連 邦共和国	27.0	33.0	33.0	35.5
コロンビア共和国	29.5	37.0	37.0	42.0
コンゴ共和国	27.0	33.0	33.0	35.5
コンゴ民主共和国	27.0	33.0	33.0	35.5
サイパン	66.5	82.5	82.5	87.5
サウジアラビア王国	27.0	34.0	34.0	40.5
サモア独立国	28.5	33.0	33.0	38.5
サントメ・プリンシ ペ民主共和国	27.0	33.0	33.0	35.5
ザンビア共和国	28.5	35.5	35.5	37.5
サンピエール島・ミ クロン島	40.0	49.5	49.5	63.0
サンマリノ共和国	38.5	47.5	47.5	53.0
シエラレオネ共和国	27.0	33.0	33.0	35.5
ジブチ共和国	27.0	33.0	33.0	35.5
ジブラルタル	38.5	47.5	47.5	53.0
社会主義人民リビ ア・アラブ国	28.5	35.5	35.5	37.5
ジャマイカ	29.5	37.5	37.5	43.0
シリア・アラブ共和 国	28.5	36.0	36.0	43.0
シンガポール共和国	41.5	51.5	51.5	63.0
ジンバブエ共和国	28.5	35.5	35.5	37.5
スイス連邦	38.5	47.5	47.5	53.0
スウェーデン王国	38.5	47.5	47.5	53.0
スーダン共和国	28.5	35.5	35.5	37.5

スペイン	38.5	47.5	47.5	53.0
スペイン領北アフリカ	38.5	47.5	47.5	53.0
スリナム共和国	28.0	34.5	34.5	40.0
スリランカ民主社会主義共和国	32.5	40.5	40.5	43.0
スロバキア共和国	32.5	41.0	41.0	48.0
スロベニア共和国	31.0	38.5	38.5	45.0
スワジランド王国	28.5	35.5	35.5	37.5
セイシェル共和国	27.0	33.0	33.0	35.5
赤道ギニア共和国	27.0	33.0	33.0	35.5
セネガル共和国	27.0	33.0	33.0	35.5
セルビア・モンテネグロ	32.5	41.0	41.0	48.0
セントクリストファー・ネイビス	22.5	28.5	28.5	33.0
セントビンセントおよびグレナディーン諸島	29.5	37.5	37.5	43.0
セントヘレナ島	28.5	35.5	35.5	37.5
セントルシア	22.5	28.5	28.5	33.0
ソマリア民主共和国	28.5	35.5	35.5	37.5
ソロモン諸島	28.5	33.0	33.0	38.5
タークスおよびカイコス諸島	22.5	28.5	28.5	33.0
タイ王国	41.5	51.5	51.5	63.0
大韓民国	54.0	69.5	69.5	75.0
台湾	48.0	59.0	59.0	71.0
タジキスタン共和国	31.0	38.5	38.5	45.0
タンザニア連合共和国	28.5	35.5	35.5	37.5
チェコ共和国	32.5	41.0	41.0	48.0
チャド共和国	27.0	33.0	33.0	35.5
中央アフリカ共和国	27.0	33.0	33.0	35.5
中華人民共和国	48.0	59.0	59.0	71.0
チュニジア共和国	27.0	33.0	33.0	35.5
朝鮮民主主義人民共和国	33.0	39.0	39.0	46.0
チリ共和国	29.5	37.5	37.5	43.0
ツバル	28.5	33.0	33.0	38.5
ディエゴ・ガルシア	27.0	33.0	33.0	35.5
デンマーク王国	38.5	47.5	47.5	53.0

ドイツ連邦共和国	38.5	47.5	47.5	53.0
トーゴ共和国	27.0	33.0	33.0	35.5
トケラウ諸島	28.5	33.0	33.0	38.5
ドミニカ共和国	22.5	28.5	28.5	33.0
ドミニカ国	29.5	37.0	37.0	42.0
トリニダード・トバゴ共和国	29.5	37.5	37.5	43.0
トルクメニスタン	31.0	38.5	38.5	45.0
トルコ共和国	38.5	47.5	47.5	53.0
トンガ王国	28.5	33.0	33.0	38.5
ナイジェリア連邦共和国	28.5	35.5	35.5	37.5
ナウル共和国	28.5	33.0	33.0	38.5
ナミビア共和国	28.5	35.5	35.5	37.5
ニウエ	28.5	33.0	33.0	38.5
ニカラグア共和国	29.5	37.5	37.5	43.0
ニジェール共和国	28.5	35.5	35.5	37.5
ニューカレドニア	28.5	33.0	33.0	38.5
ニュージーランド	43.5	54.5	54.5	69.5
ネパール王国	32.5	40.5	40.5	43.0
ノーフォーク島	43.5	54.5	54.5	69.5
ノルウェー王国	38.5	47.5	47.5	53.0
バーレーン国	28.5	36.0	36.0	43.0
ハイチ共和国	29.5	37.5	37.5	43.0
パキスタン・イスラム共和国	31.0	38.5	38.5	40.5
バチカン市国	38.5	47.5	47.5	53.0
パナマ共和国	29.5	37.0	37.0	42.0
バヌアツ共和国	28.5	33.0	33.0	38.5
バハマ国	29.5	37.5	37.5	43.0
パプアニューギニア	28.5	33.0	33.0	38.5
バミューダ諸島	40.0	49.5	49.5	63.0
パラオ共和国	28.5	33.0	33.0	38.5
パラグアイ共和国	29.5	37.0	37.0	42.0
バルバドス	29.5	37.5	37.5	43.0
ハワイ	66.5	82.5	82.5	87.5
ハンガリー共和国	32.5	41.0	41.0	48.0
バングラデシュ人民共和国	31.0	38.5	38.5	40.5
東ティモール	40.5	50.0	50.0	60.5

フィジー共和国	28.5	33.0	33.0	38.5
フィリピン共和国	41.5	51.5	51.5	63.0
フィンランド共和国	38.5	47.5	47.5	53.0
ブータン王国	32.5	40.5	40.5	43.0
プエルトリコ	29.5	37.5	37.5	43.0
フェロー諸島	38.5	47.5	47.5	53.0
フォークランド諸島	28.0	34.5	34.5	40.0
ブラジル連邦共和国	30.0	37.5	37.5	43.0
フランス共和国	38.5	47.5	47.5	53.0
フランス領ギアナ	29.5	37.0	37.0	42.0
フランス領ポリネシア	28.5	33.0	33.0	38.5
ブルガリア共和国	32.5	41.0	41.0	48.0
ブルキナファソ	28.5	35.5	35.5	37.5
ブルネイ・ダルサラーム国	40.5	50.0	50.0	60.5
ブルンジ共和国	28.5	35.5	35.5	37.5
米領サモア	28.5	33.0	33.0	38.5
米領バージン諸島	29.5	37.5	37.5	43.0
ベトナム社会主義共和国	36.0	44.5	44.5	57.5
ベナン共和国	27.0	33.0	33.0	35.5
ベネズエラ共和国	28.0	34.5	34.5	40.0
ベラルーシ共和国	31.0	38.5	38.5	45.0
ベリーズ	29.5	37.5	37.5	43.0
ペルー共和国	29.5	37.0	37.0	42.0
ベルギー王国	38.5	47.5	47.5	53.0
ポーランド共和国	32.5	41.0	41.0	48.0
ボスニア・ヘルツェゴビナ	31.0	38.5	38.5	45.0
ボツワナ共和国	28.5	35.5	35.5	37.5
ボリビア共和国	29.5	37.5	37.5	43.0
ポルトガル共和国	38.5	47.5	47.5	53.0
香港	48.0	59.0	59.0	71.0
ホンジュラス共和国	29.5	37.0	37.0	42.0
マーシャル諸島共和国	28.5	33.0	33.0	38.5
マイヨット島	28.5	35.5	35.5	37.5
マカオ	41.5	51.5	51.5	63.0
マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国	32.5	41.0	41.0	48.0

マダガスカル共和国	27.0	33.0	33.0	35.5
マディラ諸島	38.5	47.5	47.5	53.0
マラウイ共和国	28.5	35.5	35.5	37.5
マリ共和国	27.0	33.0	33.0	35.5
マルタ共和国	38.5	47.5	47.5	53.0
マルチニーク島	29.5	37.0	37.0	42.0
マレーシア	40.5	50.0	50.0	60.5
ミクロネシア連邦	38.5	47.5	47.5	61.5
南アフリカ共和国	28.5	35.5	35.5	37.5
ミャンマー連邦	36.0	44.5	44.5	57.5
メキシコ合衆国	40.0	49.5	49.5	63.0
モーリシャス共和国	27.0	33.0	33.0	35.5
モーリタニア・イスラム共和国	27.0	33.0	33.0	35.5
モザンビーク共和国	27.0	33.0	33.0	35.5
モナコ公国	38.5	47.5	47.5	53.0
モルディヴ共和国	32.5	40.5	40.5	43.0
モルドバ共和国	31.0	38.5	38.5	45.0
モロッコ王国	27.0	33.0	33.0	35.5
モンゴル国	36.0	44.5	44.5	57.5
モンセラット	28.0	34.5	34.5	40.0
ヨルダン・ハシミテ王国	28.5	36.0	36.0	43.0
ラオス人民民主共和国	36.0	44.5	44.5	57.5
ラトビア共和国	32.5	41.0	41.0	48.0
リトアニア共和国	31.0	38.5	38.5	45.0
リヒテンシュタイン公国	38.5	47.5	47.5	53.0
リベリア共和国	27.0	33.0	33.0	35.5
ルーマニア	31.0	38.5	38.5	45.0
ルクセンブルク大公国	38.5	47.5	47.5	53.0
ルワンダ共和国	27.0	33.0	33.0	35.5
レソト王国	28.5	35.5	35.5	37.5
レバノン共和国	27.0	34.0	34.0	40.5
レユニオン	28.5	35.5	35.5	37.5
ロシア連邦	31.0	38.5	38.5	45.0
インマルサット-A (大西洋東)	9.0	9.0	9.0	9.0
インマルサット-B	15.0	15.0	15.0	15.0

(大西洋東)				
インマルサットーM (大西洋東)	13.5	13.5	13.5	13.5
インマルサットーミ ニM (大西洋東)	16.5	16.5	16.5	16.5
インマルサットーA (太平洋)	9.0	9.0	9.0	9.0
インマルサットーB (太平洋)	15.0	15.0	15.0	15.0
インマルサットーM (太平洋)	13.5	13.5	13.5	13.5
インマルサットーミ ニM (太平洋)	16.5	16.5	16.5	16.5
インマルサットーA (インド洋)	9.0	9.0	9.0	9.0
インマルサットーB (インド洋)	15.0	15.0	15.0	15.0
インマルサットーM (インド洋)	13.5	13.5	13.5	13.5
インマルサットーミ ニM (インド洋)	16.5	16.5	16.5	16.5
インマルサットーA (大西洋西)	9.0	9.0	9.0	9.0
インマルサットーB (大西洋西)	15.0	15.0	15.0	15.0
インマルサットーM (大西洋西)	13.5	13.5	13.5	13.5
インマルサットーミ ニM (大西洋西)	16.5	16.5	16.5	16.5
備考 この表に規定する料金は、国際公衆電話設備からの国際通話に適用します。				

[\(4\) 2-2-2 \(5\)に係るもの](#)

料 金 額
料金表第1表第2の2-2-2 (5)の規定により算定した額に100分の67を乗じて得た額
備考 この表に規定する料金は、携帯・自動車電話設備からの国際通話に適用します。

[\(5\) 削除](#)

3 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスに関する料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成12年10月24日経企第1311号）
（実施時期）

- 1 この改正規定は平成12年11月 1 日から実施します。
[（月極割引の適用）](#)
- 2 [この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の月極割引は、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後の規定により、同表右欄の月極割引とみなして取り扱います。](#)

3 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスに関する料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成12年10月24日経企第1311号）
（実施時期）

- 1 この改正規定は平成12年11月 1 日から実施します。
- 2 削除

長期継続利用契約による通話料金の月極割引プラン1	長期高額利用による通話料金の月極割引プラン1－1
長期継続利用契約による通話料金の月極割引プラン2	長期高額利用による通話料金の月極割引プラン2－1
長期継続利用契約による通話料金の月極割引プラン3	長期高額利用による通話料金の月極割引プラン1－3
長期継続利用契約による通話料金の月極割引プラン4	長期高額利用による通話料金の月極割引プラン2－3

- 3 [この改正規定中、「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引」に関する部分は、平成12年11月 1 日以降を起算日とする料金月から適用を開始します。](#)
- 4 [この改正規定中、「特定電話番号等への通話料金の月極割引」に規定する特別割引に関する部分は、平成12年12月 1 日以降を起算日とする料金月から適用を開始します。](#)
（経過措置）
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成12年10月31日経企第1371号）
この改正規定は、平成12年11月 7 日から実施します。[ただし、この改正規定中、「回線群を単位とする国際通話料金の月極割引（通増型タイプ2）」に関する部分は、平成12年11月 7 日以降を起算日とする料金月から適用を開始します。](#)

- 附 則（平成13年 1 月22日経企第2003号）
（実施期日）
- 1 この改正料規定は、平成13年 2 月 1 日から実施します。
[（回線群を単位とする県間通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引に関する適用）](#)
- 2 [この改正規定中の回線群を単位とする県間通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引に係る部分については平成13年 2 月 6 日以後を起算日とする料金月から適用を開始します。](#)
[（特定電話番号等への通話料金の月極割引に関する適用）](#)
- 3 [この改正規定中の特定電話番号等への通話料金の月極割引に係る規定のうち、国際通話に関する料金の月間累計額についてのこの月極割引の適用、土曜日、日曜日及び祝日の時間帯におけるこの月極割引の適用及び県間固定特別適用に係る部分については平成13年 2 月16日以後を起算日とする料金月から適用を開始します。](#)
[（距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅱに関する適用）](#)
- 4 [この改正規定の距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅱに係る部分については平成13年 3 月 1 日以後を起算日とする料金月から適用を開始します。](#)
[（利用期間に基づく通話料金の月極割引に関する適用）](#)
- 5 [この改正料規定中の利用期間に基づく通話料金の月極割引に係る部分については平成13年 2 月16日以後を起算日とする料金月から適用を開始します。](#)
[ただし、実績割引に係る部分については平成13年 4 月20日以後を起算日とする料金月から適用を開始します。](#)
（経過措置）
- 6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 7 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 附 則（平成13年 1 月22日経企第2004号）
（実施期日）
- 1 この改正規定は、平成13年 3 月 1 日から実施します。
[ただし、この改正規定中、特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する電話会議機能を利用して行う当社の料金設定通話に係る通話料金（特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する会議参加回線から発信するものを除きます。）については、この改正規定にかかわらず、当分の間、なお従前のとおりとし、この改正規定中、第2](#)

3 削除

4 削除

- （経過措置）
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成12年10月31日経企第1371号）
この改正規定は、平成12年11月 7 日から実施します。

- 附 則（平成13年 1 月22日経企第2003号）
（実施期日）
- 1 この改正料規定は、平成13年 2 月 1 日から実施します。
- 2 [削除](#)
- 3 [削除](#)
- 4 [削除](#)
- 5 [削除](#)

- （経過措置）
- 6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 7 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 附 則（平成13年 1 月22日経企第2004号）
（実施期日）
- 1 この改正規定は、平成13年 3 月 1 日から実施します。

(通話に関する料金)の1(適用)の(19)並びに2(料金額)2-1-1の(1)のAの(ア)及び(イ)の同一の都道府県の区域に終始する通話に関する部分については平成13年5月1日から実施し、それまでの間、一般通話に係るダイヤル通話に係る区域内通話の料金額に関する部分は、この改正規定にかかわらず、なお従前のとおりとします。

(経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成13年4月30日までの間の通話に関する料金に限り、次の表の左欄の月極割引の適用を受けている場合、同表の右欄に規定する額の割引を合わせて行います。

ただし、月極割引の廃止があった場合は、通話料金別表の規定にかかわらず、同表の右欄の割引をその廃止日まで適用します。

<u>種 類</u>	<u>割 引 額</u>
<u>「特定時間帯の通話料金の月極割引(テレジョーズ)」</u> <u>プラン1</u>	<u>割引の対象となる通話の合計額が2,000円を超える場合に、その通話のうち、同一の都道府県の区域に終始する利用回線等相互間の通話について、その割引前の通話に関する料金(区域内通話又は当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話を除きます。以下この表において「割引前県内通話料金」といいます。)の月間累計額に0.14を乗じて得た額</u>
<u>プラン2</u>	<u>割引の対象となる通話の合計額が3,000円を超える場合に、その通話のうち、割引前県内通話料金の月間累計額に0.14を乗じて得た額</u>
<u>プラン3</u>	<u>割引の対象となる通話の合計額が5,000円を超える場合に、その通話のうち、割引前県内通話料金の月間累計額に0.14を乗じて得た額</u>
<u>プラン4</u>	<u>割引の対象となる通話の合計額が8,000円を超える場合に、その通話のうち、割引前県内通話料金の月間累計額からその額に0.14を乗じて得た額を引いた額に0.14を乗じて得た額</u>
<u>「全時間帯の通話料金の月極割引(テレワイズ)」</u> <u>プラン1</u>	<u>割引の対象となる通話のうち、割引前県内通話料金の月間累計額からその額に0.10を乗じて得た額を引いた額に0.14を乗じて得た額</u>
<u>プラン2</u>	<u>割引の対象となる通話のうち、割引前県内通話料金の月間累計額からその額に0.15を乗じて得た額を引いた額に0.14を乗じて得た額</u>
<u>「特定市外局番への通話料金の月極割引(テレチョイス)」</u> <u>プラン1</u>	<u>割引の対象となる通話のうち、割引前県内通話料金の月間累計額からその額に0.10を乗じて得た額を引いた額に0.14を乗じて得た額</u>
<u>プラン2</u>	<u>割引の対象となる通話のうち、割引前県内通話料金の月間累計額からその額に0.15を乗じて得た額を引いた額に0.14を乗じて得た額</u>
<u>プラン3</u>	<u>割引の対象となる通話のうち、割引前県内通話料金の月間累計額からその額に0.30を乗じて得た額を引いた額に0.14を乗じて得た額</u>
<u>「同一場所の回線群を単位とする通話料金の月極割引Ⅰ(テレワイズ・ワイド)」</u>	<u>割引の対象となる通話のうち、割引前県内通話料金の月間累計額からその額に0.13を乗じて得た額を引いた額に0.14を乗じて得た額</u>
<u>「回線群を単位とする通話料金の月極割引(タイプ1)(スーパーワイド)」</u>	<u>割引の対象となる通話のうち、割引前県内通話料金の月間累計額からその額に0.13を乗じて得た額</u>

(経過措置)

2 削除

<u>一・テレワイズ)」</u> <u>「回線群を単位とする通話料金</u> <u>の月極割引（タイプ２）」</u>	<u>を引いた額に0.14を乗じて得た額</u> <u>割引の対象となる通話のうち、割引前県内通話料</u> <u>金の月間累計額からその額に0.13を乗じて得た額</u> <u>を引いた額に0.14を乗じて得た額</u>
<u>備考 「回線群を単位とする通話料金の月極割引（タイプ２）」に係る最低保証通話</u> <u>料を算出する場合は、この改正規定の規定にかかわらず、上表に規定する額の割</u> <u>引の適用がなかったものとみなして算出します。</u>	

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正料金表実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

- 附 則（平成13年２月21日経企第2265号）
（実施時期）

1 この改正規定は平成13年３月１日から実施します。
ただし、この改正規定中、「長期高額利用による通話料金の月極割引」に関する部分
は、平成13年４月１日以降を起算日とする料金月から適用を開始します。
（経過措置）

2 この改正規定中の「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅰ」に関する部分
について、平成13年３月１日を含む料金月（同日を起算日とする料金月を除きます。）
においては、起算日から平成13年２月28日までの利用日数に応じてこの改正規定実施
前のこの月極割引の定額料を適用するものとし、平成13年３月１日からその料金月の
末日までの利用日数に応じてこの改正規定実施後のこの月極割引の定額料を適用する
ものとし、

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の月極割
引は、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後の規定により、同表右欄の月
極割引とみなして取り扱います。

<u>長期高額利用による通話料金の月極割引</u> <u>プラン１－１</u>	<u>長期高額利用による通話料金の月極割引</u> <u>プラン１－１</u>
<u>長期高額利用による通話料金の月極割引</u> <u>プラン１－２</u>	<u>長期高額利用による通話料金の月極割引</u> <u>プラン１－１</u>
<u>長期高額利用による通話料金の月極割引</u> <u>プラン１－３</u>	<u>長期高額利用による通話料金の月極割引</u> <u>プラン１－２</u>

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 附 則（平成13年２月22日経企第2280号）
（実施期日）

1 この改正規定は、平成13年３月１日から実施します。
ただし、この改正規定中、特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する料金着
信払通話及び電話会議機能を利用して行う当社の料金設定通話に係る通話料金（特定
協定事業者の契約約款及び料金表に規定する会議参加回線から発信するものを除きま
す。）については、この改正規定にかかわらず、当分の間、なお従前のとおりとし、こ
の改正規定中、第２（通話に関する料金）の２（料金額）２－１－１の(1)のアの(イ)(①
の料金表のうち秒数の改正に関する部分を除きます。）並びに通話料金別表に規定する
「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅱ」（秒数の改正に関する部分を除きま
す。）、「同一場所の回線群を単位とする通話料金の月極割引Ⅱ」に関する部分につい
ては平成13年５月１日から実施します。

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成13年３月23日経企第2545号）

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正料金表実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

- 附 則（平成13年２月21日経企第2265号）
（実施時期）

1 この改正規定は平成13年３月１日から実施します。

（経過措置）

2 削除
- 3 削除

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 附 則（平成13年２月22日経企第2280号）
（実施期日）

1 この改正規定は、平成13年３月１日から実施します。

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成13年３月23日経企第2545号）

(実施時期) 1 この改正規定は平成13年3月31日から実施します。 <u>(地域指定着信課金機能に関する適用)</u> 2 削除 <u>(回線群を単位とする県間通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引に関する適用)</u> 3 <u>この改正規定中、「回線群を単位とする県間通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引」に関する部分については当社が別に定める日から実施し、この改正規定実施前にこの月極割引の適用を受けることについて、当社の承諾を受けている割引選択代表回線に係る割引選択回線群については、この改正規定にかかわらず、なお従前のとおりとします。</u> <u>(長期継続利用による通話料金の月極割引等に関する適用)</u> 4 <u>この改正規定中、「長期継続利用による通話料金の月極割引Ⅰ」、「長期継続利用による通話料金の月極割引Ⅱ」、「長期継続利用による国際通話料金の月極割引」に関する部分については、平成13年5月1日以降を起算日とする料金月から適用を開始します。</u> <u>(経過措置)</u> 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 6 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。 附 則 (平成13年3月30日経企第2627号) (実施時期) 1 この改正規定は平成13年5月1日から実施します。 <u>ただし、この改正規定中、「同一場所の回線群を単位とする通話料金の月極割引Ⅱ」((1)欄のカの規定を除きます。)、「回線群を単位とする区域内通話を含めたフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」((1)欄のアの表中、改正後(エ)となる規定を除きます。)に関する規定については、平成13年5月1日以降を起算日とする料金月から適用を開始し、「同一場所の回線群を単位とする通話料金の月極割引Ⅱ」(1)欄のカの規定及び「回線群を単位とする区域内通話を含めたフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」(1)欄のアの表中、改正後(エ)となる規定については、平成13年6月1日以降を起算日とする料金月から適用を開始します。</u> <u>(経過措置)</u> 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。 附 則 (平成13年4月23日経企第221号) (実施期日) 1 この改正規定は、平成13年4月30日から実施します。 <u>(経過措置)</u> 2 <u>この改正規定中、通話料金別表に規定する「回線群を単位とする国際通話料金の月極割引(タイプ3)」(1)エに関する部分について、この改正規定実施日から平成13年7月31日までの期間においては、「過去6料金月」とあるのを、平成13年2料金月から前料金月までの料金月数(以下「暫定利用料金月数」といいます。)と読み替えるものとし、「1,000万円」とあるのを「その暫定利用料金月数に応じて1,000万円を按分した額」と読み替えるものとします。</u> 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。 附 則 (平成13年4月24日経企第241号) (実施時期) 1 この改正規定は平成13年5月1日から実施します。 <u>ただし、この改正規定中、「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅱ」(1)欄のエの規定のうちフリーダイヤル通話に関する規定及び「回線群を単位とする区域内</u>	(実施時期) 1 この改正規定は平成13年3月31日から実施します。 2 削除 3 削除 4 削除 (経過措置) 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 6 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。 附 則 (平成13年3月30日経企第2627号) (実施時期) 1 この改正規定は平成13年5月1日から実施します。 (経過措置) 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。 附 則 (平成13年4月23日経企第221号) (実施期日) 1 この改正規定は、平成13年4月30日から実施します。 <u>(経過措置)</u> 2 削除 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。 附 則 (平成13年4月24日経企第241号) (実施時期) 1 この改正規定は平成13年5月1日から実施します。

- [通話を含めたフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」に関する規定については、平成13年6月1日以後を起算日とする料金月から適用を開始します。](#)
- (経過措置)
- この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

- 附 則（平成13年6月27日経企第635号）
(実施期日)
- この改正規定は、平成13年7月1日から実施します。
(経過措置)
 - [この改正規定実施の際現に、改正前の規定により付加機能を利用している又は選択制による通話料金の月極割引の適用を受けている利用回線に係る料金に関する取扱いについては、当分の間、なお従前のとおりとします。](#)
 - この改正規定に基づき、当社が通話に関する料金を請求することとした利用回線について、当社がその料金を請求する事由がなくなった場合でも、当分の間、当社が請求するものとします。
 - この改正規定にかかわらず、遠洋船舶通話取扱所の無線電話設備から行った通話に関する料金及びクレジット通話に関する料金であって当社が別に定める料金に関する取扱いについては、当分の間、なお従前のとおりとします。
 - この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているグループセキュリティ機能に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。
 - 削除

- 附 則（平成14年10月31日経企第1002号）
(実施期日)
- この改正規定は、平成14年11月11日から実施します。[ただし、この改正規定中の「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅰ」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅱ」、「全時間帯の県間通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ」、「全時間帯の県間通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」、「利用期間に基づく通話料金の月極割引」及び「携帯・自動車電話設備等に係る通話料金の月極割引」については、平成14年11月16日から、「同一場所の回線群を単位とする定額時間による通話料金の月極割引」の\(1\)のAに規定するプラン3及びプラン4については、平成14年12月1日から、\(1\)のイに規定するプラン5、プラン6及び「モバイル特別割引」については平成15年1月1日から実施します。](#)
(経過措置)
 - この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

- 附 則（平成14年11月21日経企第1063号）
(実施時期)
- この改正規定は、平成14年11月28日から実施します。[ただし、この改正規定中、料金表第1表第1（基本料金）の2（料金額）の2－2（付加機能使用料）の\(3\)（国際通話に係るもの）の（第三者課金機能）の（基本機能）、第2（通話に関する料金）の2（料金額）の2－2（国際通話に係るもの）の2－2－1（国際通話の取扱地域）の\(1\)（国際電話等サービスの取扱地域）の備考の2及び\(5\)（第1種国際カード通話の取扱地域）の（注）、2－2－2（国際通話（国際カード通話を除きます。）に関する料金額）\(1\)（\(2\)から\(6\)以外の国際通話）から\(3\)（国際公衆電話設備からの国際通話）及び\(5\)（携帯・自動車電話設備からの国際通話）の備考の2、及び料金表別表の43及び44の\(6\)のAの備考の5に関する部分については、平成14年12月16日から実施します。](#)
(経過措置)
 - 削除
 - この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電話等サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- (経過措置)
- この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

- 附 則（平成13年6月27日経企第635号）
(実施期日)
- この改正規定は、平成13年7月1日から実施します。
(経過措置)
 - 削除
 - この改正規定に基づき、当社が通話に関する料金を請求することとした利用回線について、当社がその料金を請求する事由がなくなった場合でも、当分の間、当社が請求するものとします。
 - この改正規定にかかわらず、遠洋船舶通話取扱所の無線電話設備から行った通話に関する料金及びクレジット通話に関する料金であって当社が別に定める料金に関する取扱いについては、当分の間、なお従前のとおりとします。
 - この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているグループセキュリティ機能に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。
 - 削除

- 附 則（平成14年10月31日経企第1002号）
(実施期日)
- この改正規定は、平成14年11月11日から実施します。
 - (経過措置)
 - この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

- 附 則（平成14年11月21日経企第1063号）
(実施時期)
- この改正規定は、平成14年11月28日から実施します。
 - (経過措置)
 - 削除
 - この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電話等サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電話等サービスに関する損害賠償の取扱については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成14年12月 9 日経企第1107号）
（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成14年12月16日から実施します。
ただし、この改正規定中、「携帯電話等国際利用契約者を対象とする国際通話料金の月極割引」については、平成15年 1 月20日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお、従前のとおりとします。

附 則（平成15年 2 月21日経企第1330号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年 3 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により選択制による通話料金の月極割引の適用を受けている利用回線に係る料金に関する取扱いについては、当社が別に定める期間、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電話等サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電話等サービスに関する損害賠償の取扱については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年12月26日経企第826号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年12月 1 日から実施します。
ただし、料金表 第 1 表の第 2 の 2－1－1 の(1)のエに規定する部分については、平成15年12月 3 日から、通話料金表別表 選択制による通話料金の月極割引に規定する部分については、平成15年12月 6 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年 4 月26日コボ第100号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年 5 月12日から実施します。
（経過措置）
- 2 この附則実施の日から平成16年 7 月31日までの間、料金表別表74の適用を受ける割引選択回線に係る国際通話に関する料金については、その月間累計額に0.33を乗じて得た額を割引きます。
- 3 前項により、割引選択回線に係る国際通話に関する料金に割引率を乗じて得た額に 1 円未満の端数が生じた場合は、通則 7 の規定に関わらず、その端数を切り上げます。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年 7 月26日コボ第671号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年 8 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この附則実施の日から平成16年 9 月30日までの間に新規に料金表別表74の適用を受ける割引選択回線に係る国際通話に関する料金については、その月間累計額に0.33を

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電話等サービスに関する損害賠償の取扱については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成14年12月 9 日経企第1107号）
（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成14年12月16日から実施します。

（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお、従前のとおりとします。

附 則（平成15年 2 月21日経企第1330号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年 3 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 削除
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電話等サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電話等サービスに関する損害賠償の取扱については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年12月26日経企第826号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年12月 1 日から実施します。

（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年 4 月26日コボ第100号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年 5 月12日から実施します。
（経過措置）
- 2 削除
- 3 削除
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年 7 月26日コボ第671号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年 8 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 削除

- 乗じて得た額を割引きます。ただし、この割引を適用する期間は、新規に適用を受けた料金月及び翌料金月に限ります。
- 3 前項により、割引選択回線に係る国際通話に関する料金に割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定に関わらず、その端数を切り上げます。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年10月12日コボ第1,133号）
（経過措置）

- 1 この附則実施の日から平成16年12月31日までの間に新規に料金表別表77の適用を受ける割引選択回線に係る国際通話に関する料金については、その月間累計額に0.33を乗じて得た額を割引きます。ただし、この割引を適用する期間は、新規に適用を受けた料金月及び翌料金月に限ります。
- 2 前項により、割引選択回線に係る国際通話に関する料金に割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定に関わらず、その端数を切り上げます。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年11月1日コボ第1,243号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年11月1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 附則（平成16年10月12日コボ第1,133号）（経過措置）2の規定は、料金表別表77（4）イの適用を受ける割引選択回線には適用しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成17年1月6日コボ第1,612号）
（経過措置）

- 1 平成17年1月1日から平成17年2月28日までの間に新規に料金表別表77の適用を受けることとなる割引選択回線（料金表別表77（4）イの適用を受ける割引選択回線を除きます。以下同じとします。）に係る国際通話に関する料金については、その月間累計額に0.33を乗じて得た額を割引きます。ただし、この割引を適用する期間は、新規に適用を受けた料金月及び翌料金月に限ります。
- 2 前項により、割引選択回線に係る国際通話に関する料金に割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定に関わらず、その端数を切り上げます。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成18年4月27日コボM600071号）
（実施時期）

- 1 この改正規定は平成18年5月1日より実施いたします。
- （経過措置）
- 2 この改正規定の実施の日から平成19年3月31日までの間に限り、「特定時間帯の通話料金の月極割引（テレジョーズ）」等（次の表の月極割引を指します。以下、この改正規定中、「下表の月極割引」といいます。）の利用期間（「下表の月極割引」を選択する申出を承諾した日の属する料金月から「下表の月極割引」を継続して利用している料金月数をいいます。）が、この改正規定の実施の日が属する料金月を含めて、12を超える場合であって、この改正規定の実施の日以降も「下表の月極割引」の適用を受けている割引選択回線もしくは、「下表の月極割引」をこの改正規定の実施の日以降に廃止

3 削除

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年10月12日コボ第1,133号）
（経過措置）

1 削除

2 削除

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年11月1日コボ第1,243号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年11月1日から実施します。
- （経過措置）

2 削除

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成17年1月6日コボ第1,612号）
（経過措置）

1 削除

2 削除

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成18年4月27日コボM600071号）
（実施時期）

- 1 この改正規定は平成18年5月1日より実施いたします。

2 削除

[し、当社が別に定める月極割引の適用を受けている割引選択回線についてこの改正規定の実施の日以降に特定協定事業者の電話等サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続区分において、電話会社選択（マイライン）又は電話選択固定（マイラインプラス）に係る「市内通話の通話区分又は市内通信の通話区分」又は「県内市外通話の通話区分又は県内市外通信の通話区分」について当社の識別番号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。）を指定した場合に、当社がその事実を確認できた日を含む料金月の割引選択回線の通話に関する料金から800円\(840円税込\)の割引の適用を行うこととします。](#)

[なお、経過措置期間内において、800円\(840円税込\)の割引適用は一度限りとします。](#)

種別
「特定時間帯の通話料金の月極割引（テレジョーズ）」
「全時間帯の通話料金月極割引（テレワイズ）」
「特定市外局番月極割引（テレチョイス）」
「同一場所の回線群を単位とする通話料金の月極割引Ⅰ（テレワイズ・ワイド）」
「回線群を単位とする通話料金の月極割引（タイプ1）（スーパー・テレワイズ）」
「回線群を単位とする通話料金の月極割引（タイプ2）」

- 附 則（平成18年 5 月15日 コボ第M600130号）
（実施期日）
- 1 この改正規定は、平成18年 6 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 [料金表第 1 表（料金）第 2（通話に関する料金）通話料金別表（選択制による通話料金の月極割引）「携帯・自動車電話設備からの国際通話料金の月極割引」に規定する料金の適用を受ける通話については、この附則実施の日から平成18年 9 月30日までの間、\(4\)適用料金表イ次表 に加え、次表に規定する地域に係る料金についても適用するものとします。](#)

地域	料金額	1分までごとに
ウルグアイ 東方共和国		70
エクアドル共和国		70
エルサルバドル共和国		70
チリ共和国		70
ニカラグア共和国		70
ハイチ共和国		70
ブラジル連邦共和国		55
ベリーズ		70
ペルー共和国		70
ボリビア共和国		70

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

- 附 則（平成18年 9 月28日 NV第600208号）
（実施期日）
- 1 この改正規定は、平成18年10月1日から実施します。
（経過措置）

- 附 則（平成18年 5 月15日 コボ第M600130号）
（実施期日）
- 1 この改正規定は、平成18年 6 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 [削除](#)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

- 附 則（平成18年 9 月28日 NV第600208号）
（実施期日）
- 1 この改正規定は、平成18年10月1日から実施します。
（経過措置）

2 料金表第1表（料金）第2（通話に関する料金）通話料金別表（選択制による通話料金の月極割引）「携帯・自動車電話設備からの国際通話料金の月極割引」に規定する料金の適用を受ける通話については、この附則実施の日から平成18年12月31日までの間、(4)適用料金表 イ次表 に加え、次表に規定する地域に係る料金についても適用するものとします。

地域	料金額	1分までごとに
ウルグアイ東方共和国		70
エクアドル共和国		70
エルサルバドル共和国		70
チリ共和国		70
ニカラグア共和国		70
ハイチ共和国		70
ブラジル連邦共和国		55
ベリーズ		70
ペルー共和国		70
ボリビア共和国		70

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成18年12月15日NV第600584号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年1月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 料金表第1表（料金）第2（通話に関する料金）通話料金別表（選択制による通話料金の月極割引）「携帯・自動車電話設備からの国際通話料金の月極割引」に規定する料金の適用を受ける通話については、この附則実施の日から平成19年3月31日までの間、(4)適用料金表 イ次表 に加え、次表に規定する地域に係る料金についても適用するものとします。

地域	料金額	1分までごとに
ウルグアイ東方共和国		70
エクアドル共和国		70
エルサルバドル共和国		70
チリ共和国		70
ニカラグア共和国		70
ハイチ共和国		70
ブラジル連邦共和国		55
ベリーズ		70
ペルー共和国		70
ボリビア共和国		70

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

2 [削除](#)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成18年12月15日NV第600584号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年1月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 [削除](#)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成22年 3 月29日NV第901197号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成22年 4 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 [平成22年 4 月 1 日から平成22年 9 月30日までの午後 9 時から午前 0 時までの間について、料金表第 1 表第 2（通話に関する料金） 2－2－3 \(1\)イの②の規定にかかわらず、次表に規定する料金を適用します。](#)

[（単位：円）](#)

料金額 地域	最初の60秒まで	最初の60秒経過後 60秒までごとに
	中華人民共和国	29 16.5

- 3 [平成22年 4 月 1 日から平成22年 9 月30日までの毎土曜日及び毎日曜日について、料金表第 1 表第 2（通話に関する料金） 2－2－3 \(1\)エの規定にかかわらず、次表に規定する料金を適用します。](#)

[① 加入電話等設備等に係る第 1 種国際カード通話について次表に規定する料金を適用します。](#)
[（単位：円）](#)

料金額 地域	最初の12秒まで			最初の12秒経過後 12秒までごとに		
	昼間	夜間	深夜 ・ 早朝	昼間	夜間	深夜 ・ 早朝
インドネシア共和国	12	12	12	3.6	3.6	3.6
カンボジア王国	20	20	20	4.75	4.75	4.75
ベトナム社会主義共和国	8	8	8	2.75	2.75	2.75
ミャンマー連邦	20.5	20.5	20.5	5.4	5.4	5.4
モンゴル国	8	8	8	2.75	2.75	2.75
ラオス人民共和国	8	8	8	2.75	2.75	2.75

[② 携帯・自動車電話設備に係る第 1 種国際カード通話について次表に規定する料金を適用します。](#)
[（単位：円）](#)

料金額 地域	最初の12秒まで			最初の12秒経過後 12秒までごとに		
	昼間	夜間	深夜 ・ 早朝	昼間	夜間	深夜 ・ 早朝
インドネシア共和国	15.5	15.5	15.5	5.05	5.05	5.05
カンボジア王国	37	37	37	7	7	7
ベトナム社会主義共和国	15	15	15	5.5	5.5	5.5
ミャンマー連邦	37	37	37	7	7	7
モンゴル国	15	15	15	5.5	5.5	5.5
ラオス人民共和国	15	15	15	5.5	5.5	5.5

- [③ 削除](#)
- [④ 公衆電話設備に係る第 1 種国際カード通話について次表に規定する料金を適用します。](#)
[（単位：円）](#)

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成22年 3 月29日NV第901197号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成22年 4 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 [削除](#)

- 3 [削除](#)

料金額 地域	最初の12秒まで			最初の12秒経過後 12秒までごとに		
	昼間	夜間	深夜 ・ 早朝	昼間	夜間	深夜 ・ 早朝
インドネシア共和国	24	24	24	8	8	8
カンボジア王国	40.5	40.5	40.5	10.5	10.5	10.5
ベトナム社会主義共和国	40.5	40.5	40.5	10.5	10.5	10.5
ミャンマー連邦	46	46	46	11.9	11.9	11.9
モンゴル国	40.5	40.5	40.5	10.5	10.5	10.5
ラオス人民共和国	40.5	40.5	40.5	10.5	10.5	10.5

- 4この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

- 附 則（平成22年11月25日NV第000668号）
（実施期日）
- 1この改正規定は、平成23年6月1日から実施します。
（経過措置）
- 2この改訂規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の選択制による通話料金の月極割引は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の選択制による通話料金の月極割引に移行したものとします。

国際通話料金の月極割引（夜間・深夜利用優遇型）（携帯利用回線に係るものに限ります。）	携帯・自動車電話設備からの国際通話料金の月極割引
携帯電話等国際利用契約者を対象とする国際通話料金の月極割引	

- 3この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

- 附 則（平成24年4月4日VV第200004号）
（実施期日）
- 1この改正規定は、平成24年4月7日から実施します。
（経過措置）
- 2この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している国際第三者課金に関する取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 3この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 5この改正規定実施の際現に、約款附則（平成14年11月21日経企第1063号）の1（実施時期）の規定については、次のとおり読み替えて適用します。
（実施時期）
- 1この改正規定は、平成14年11月28日から実施します。ただし、この改正規定中、第2（通話に関する料金）の2（料金額）の2－2（国際通話に係るもの）の2－2－1（国際通話の取扱地域）の(1)（国際電話等サービスの取扱地域）の備考の2及び(5)（第1種国際カード通話の取扱地域）の（注）、2－2－2（国際通話（国
- 4この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 附 則（平成22年11月25日NV第000668号）
（実施期日）

1この改正規定は、平成23年6月1日から実施します。
（経過措置）

2削除
- 3この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 附 則（平成24年4月4日VV第200004号）
（実施期日）

1この改正規定は、平成24年4月7日から実施します。
（経過措置）

2削除

3この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

5削除
- 378/390

際カード通話を除きます。)に関する料金額) (1) ((2)から(6)以外の国際通話) から(3) (国際公衆電話設備からの国際通話) 及び(5) (携帯・自動車電話設備からの国際通話) の備考の2、及び料金表別表の43及び44の(6)のアの備考の5に関する部分については、平成14年12月16日から実施します。

附 則（平成25年 6 月11日 V V 販第300068号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年 6 月20日から実施します。
（経過措置）
- 2 [平成25年 6 月20日から平成25年12月19日までの間について料金表第 1 表第 2（通話に関する料金） 2－2－3 \(1\)イ ①の表に規定する料金額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。](#)

料金額 地域	最初の60秒まで			最初の60秒経過後 60秒までごとに		
	昼間	夜間	深夜	昼間	夜間	深夜
	土曜日 日曜日 祝日		・ 早朝	土曜日 日曜日 祝日		・ 早朝
	中華人民共和国	22	22	22	22	22

- 3 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成25年 9 月 6 日 V V 販第300204号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年 9 月20日から実施します。
（経過措置）
- 2 [平成25年 9 月20日から平成26年 3 月19日までの間について料金表に規定する料金額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。](#)
[第 1 表第 2（通話に関する料金） 2－2－3 \(1\)ア](#)
[① 加入電話等設備等に係る第 1 種国際カード通話について次表に規定する料金を適用します。](#)（単位：円）

料金額 地域	最初の60秒経まで 6秒までごとに			最初の60秒経過後 6秒までごとに		
	昼間	夜間	深夜	昼間	夜間	深夜
	土曜日 日曜日 祝日		・ 早朝	土曜日 日曜日 祝日		・ 早朝
	フィリピン共和国	4. 50	4. 50	4. 50	4. 50	4. 50
香港	7. 60	7. 60	7. 60	7. 60	7. 60	7. 60
アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）	5. 80	5. 80	5. 80	5. 80	5. 80	5. 80
アラスカ	5. 80	5. 80	5. 80	5. 80	5. 80	5. 80
カナダ	9. 20	9. 20	9. 20	9. 20	9. 20	9. 20
アラブ首長国連邦	23. 50	23. 50	23. 50	23. 50	23. 50	23. 50
サウジアラビア王国	23. 50	23. 50	23. 50	23. 50	23. 50	23. 50
イエメン共和国	23. 50	23. 50	23. 50	23. 50	23. 50	23. 50
イラク共和国	23. 50	23. 50	23. 50	23. 50	23. 50	23. 50
レバノン共和国	23. 50	23. 50	23. 50	23. 50	23. 50	23. 50

- [② 携帯電話・自動車電話設備に係る第 1 種国際カード通話について次表に規定する料金を適用します。](#)（単位：円）

附 則（平成25年 6 月11日 V V 販第300068号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年 6 月20日から実施します。
（経過措置）
- 2 [削除](#)

- 3 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成25年 9 月 6 日 V V 販第300204号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年 9 月20日から実施します。
（経過措置）
- 2 [削除](#)

料金額 地域	最初の60秒まで 6秒までごとに				最初の60秒経過後 6秒までごとに			
	昼間		夜間	深夜 ・ 早朝	昼間		夜間	深夜 ・ 早朝
		土曜日 日曜日 祝日				土曜日 日曜日 祝日		
フィリピン共和国	11.10	11.10	11.10	11.10	3.40	3.40	3.40	3.40
香港	8.60	8.60	8.60	8.60	5.70	5.70	5.70	5.70
アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）	12.00	12.00	12.00	12.00	3.90	3.90	3.90	3.90
アラスカ	12.00	12.00	12.00	12.00	3.90	3.90	3.90	3.90
カナダ	11.30	11.30	11.30	11.30	6.20	6.20	6.20	6.20
アラブ首長国連邦	25.00	25.00	25.00	25.00	19.00	19.00	19.00	19.00
サウジアラビア王国	25.00	25.00	25.00	25.00	19.00	19.00	19.00	19.00
イエメン共和国	25.00	25.00	25.00	25.00	19.00	19.00	19.00	19.00
イラク共和国	25.00	25.00	25.00	25.00	19.00	19.00	19.00	19.00
レバノン共和国	25.00	25.00	25.00	25.00	19.00	19.00	19.00	19.00

- ③ 削除
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成25年9月6日VV販第300204号）
（実施期日）

1 この改正規定は、平成25年10月1日から実施します。
（経過措置）

2 [平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間について料金表に規定する料金額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。](#)
[料金表第1表第2（通話に関する料金）2－2－3（1）エ](#)
[① 加入電話等設備等に係る第1種国際カード通話について次表に規定する料金を適用します。](#)（単位：円）

料金額 地域	最初の12秒まで				最初の12秒経過後 12秒までごとに			
	昼間		夜間	深夜 ・ 早朝	昼間		夜間	深夜 ・ 早朝
		土曜日 日曜日 祝日				土曜日 日曜日 祝日		
インドネシア共和国	30.00	30.00	30.00	30.00	5.40	5.40	5.40	5.40
ミャンマー連邦	50.00	50.00	50.00	50.00	10.50	10.50	10.50	10.50
ベトナム社会主義共和国	26.00	26.00	26.00	26.00	4.50	4.50	4.50	4.50
カンボジア王国	48.00	48.00	48.00	48.00	8.30	8.30	8.30	8.30
マレーシア	19.00	19.00	19.00	19.00	2.50	2.50	2.50	2.50
モンゴル国	24.00	24.00	24.00	24.00	4.50	4.50	4.50	4.50
ラオス人民民主共和国	24.00	24.00	24.00	24.00	4.50	4.50	4.50	4.50

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成25年9月6日VV販第300204号）
（実施期日）

1 この改正規定は、平成25年10月1日から実施します。
（経過措置）

2 削除

上記の料金表にかかわらず、次表に掲げる地域については、毎水曜日、次表に規定する料金を適用します。

(単位：円)

料金額 地域	最初の12秒まで			最初の12秒経過後 12秒までごとに		
	昼間	夜間	深夜 ・ 早朝	昼間	夜間	深夜 ・ 早朝
インドネシア共和国	12. 00	30. 00	30. 00	3. 60	5. 40	5. 40
ミャンマー連邦	20. 50	50. 00	50. 00	5. 40	10. 50	10. 50
ベトナム社会主義共和国	8. 00	26. 00	26. 00	2. 75	4. 50	4. 50
カンボジア王国	20. 00	48. 00	48. 00	4. 75	8. 30	8. 30
モンゴル国	8. 00	24. 00	24. 00	2. 75	4. 50	4. 50
ラオス人民民主共和国	8. 00	24. 00	24. 00	2. 75	4. 50	4. 50

② 携帯電話・自動車電話設備に係る第1種国際カード通話について次表に規定する料金を適用します。

(単位：円)

料金額 地域	最初の12秒まで			最初の12秒経過後 12秒までごとに		
	昼間	夜間	深夜 ・ 早朝	昼間	夜間	深夜 ・ 早朝
	土曜日 日曜日 祝日			土曜日 日曜日 祝日		
インドネシア共和国	34. 50	34. 50	34. 50	7. 10	7. 10	7. 10
ミャンマー連邦	83. 00	83. 00	83. 00	13. 50	13. 50	13. 50
ベトナム社会主義共和国	40. 00	40. 00	40. 00	7. 00	7. 00	7. 00
カンボジア王国	76. 00	76. 00	76. 00	12. 00	12. 00	12. 00
マレーシア	65. 00	65. 00	65. 00	5. 80	5. 80	5. 80
モンゴル国	33. 00	33. 00	33. 00	10. 00	10. 00	10. 00
ラオス人民民主共和国	33. 00	33. 00	33. 00	10. 00	10. 00	10. 00

上記の料金表にかかわらず、次表に掲げる地域については、毎水曜日、次表に規定する料金を適用します。

(単位：円)

料金額 地域	最初の12秒まで			最初の12秒経過後 12秒までごとに		
	昼間	夜間	深夜 ・ 早朝	昼間	夜間	深夜 ・ 早朝
インドネシア共和国	15. 50	34. 50	34. 50	5. 05	7. 10	7. 10

ミャンマー連邦	37.00	83.00	83.00	7.00	13.50	13.50
ベトナム社会主義共和国	15.00	40.00	40.00	5.50	7.00	7.00
カンボジア王国	37.00	76.00	76.00	7.00	12.00	12.00
モンゴル国	15.00	33.00	33.00	5.50	10.00	10.00
ラオス人民民主共和国	15.00	33.00	33.00	5.50	10.00	10.00

③ 削除

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成25年12月 2 日 V V 販第300350号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年12月20日から実施します。
（経過措置）
- 2 [平成25年12月20日から平成26年 6 月19日までの間について料金表に規定する料金にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。](#)
[第1表第2（通話に関する料金）2－2－3\(1\)イ](#)
[① 加入電話等設備等に係る第1種国際カード通話について次表に規定する料金額を適用します。](#)

[（単位：円）](#)

料金額 地域	最初の60秒まで				最初の60秒経過後 60秒までごとに			
	昼間	夜間	深夜		昼間	夜間	深夜	
	土曜日 日曜日 祝日		・ 早朝		土曜日 日曜日 祝日		・ 早朝	
中華人民共和国	22	22	22	22	6.39	6.39	6.39	6.39

[② 携帯電話・自動車電話設備に係る第1種国際カード通話について次表に規定する料金額を適用します。](#)

[（単位：円）](#)

料金額

- 3 この改正規定適用前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定適用前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の扱いについては、なお従前のとおりとします。

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成25年12月 2 日 V V 販第300350号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年12月20日から実施します。
（経過措置）
- 2 [削除](#)

- 3 この改正規定適用前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定適用前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の扱いについては、なお従前のとおりとします。

- 附 則（平成25年12月27日 V V サ第300561-1号）
（実施期日）
- この改正規定は、平成26年 1 月10日から実施します。
（その他）
 - [V V サ第300561号（平成25年11月 8 日）の附則中、「平成26年 1 月31日まで」を「平成26年 3 月31日まで」に改めます。](#)
 - この改定規定実施前に支払または支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - この改定規則実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

- 附 則（平成26年 1 月24日 V V サ第300737号）
（実施期日）
- この改正規定は、平成26年 2 月 1 日から実施します。
（経過措置）
 - [この改正規定実施の際現に、改正前の規定により利用期間に基づく通話料金の月極割引の実績割引の申出があった場合、年間累計額にかかわらず、次表に規定する割引を適用します。](#)

割引額
1の利用回線に係る通話に関する料金の月間累計額に0.01を乗じて得た額

- この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

- 附 則（平成26年 4 月24日 V V 版第400004-1号）
（実施期日）
- この改正規定は、平成26年 4 月25日から実施します。
（経過措置）
 - [平成26年 4 月25日から平成26年10月19日までの間について料金表に規定する料金額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。](#)
[第 1 表第 2（通話に関する料金） 2－2－3 \(1\) ア](#)
[① 加入電話等設備等に係る第 1 種国際カード通話について次表に規定する料金を適用します。](#)（単位：円）

料金額 地域	最初の60秒まで 6秒までごとに				最初の60秒経過後 6秒までごとに			
	昼間		夜間	深夜	昼間		夜間	深夜
	土曜日 日曜日 祝日			・ 早朝	土曜日 日曜日 祝日			・ 早朝
フィリピン共和国	4.50	4.50	4.50	4.50	2.50	2.50	2.50	2.50
香港	7.60	7.60	7.60	7.60	4.30	4.30	4.30	4.30
アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）	5.80	5.80	5.80	5.80	2.80	2.80	2.80	2.80

- [② 携帯・自動車電話設備に係る第 1 種国際カード通話について次表に規定する料金を適用します。](#)（単位：円）

料金額	最初の60秒まで 6秒までごとに			最初の60秒経過後 6秒までごとに		
	昼間	夜間	深夜	昼間	夜間	深夜

- 附 則（平成25年12月27日 V V サ第300561-1号）
（実施期日）
- この改正規定は、平成26年 1 月10日から実施します。
（その他）
 - [削除](#)
 - この改定規定実施前に支払または支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - この改定規則実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

- 附 則（平成26年 1 月24日 V V サ第300737号）
（実施期日）
- この改正規定は、平成26年 2 月 1 日から実施します。
（経過措置）
 - [削除](#)

- この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

- 附 則（平成26年 4 月24日 V V 版第400004-1号）
（実施期日）
- この改正規定は、平成26年 4 月25日から実施します。
（経過措置）
 - [削除](#)

地域		土曜日 日曜日 祝日		・ 早朝		土曜日 日曜日 祝日		・ 早朝
フィリピン共和国	11.10	11.10	11.10	11.10	3.40	3.40	3.40	3.40
香港	8.60	8.60	8.60	8.60	5.70	5.70	5.70	5.70
アメリカ合衆国（ハ ワイを除きます。）	12.00	12.00	12.00	12.00	3.90	3.90	3.90	3.90

- 3この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の扱いについては、なお従前のとおりとします。

- 3この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成26年 4 月24日 V V 販第400004-1号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年 5 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 平成26年 5 月 1 日から平成26年10月26日までの間について料金表に規定する料金額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。
料金表第 1 表第 2（通話に関する料金） 2－2－3 (1) エ
① 加入電話等設備等に係る第 1 種国際カード通話について次表に規定する料金を適用します。（単位：円）

料金額 地域	最初の12秒まで				最初の12秒経過後 12秒までごとに			
	昼間		夜間	深夜 ・ 早朝	昼間		夜間	深夜 ・ 早朝
	土曜日 日曜日 祝日				土曜日 日曜日 祝日			
<u>インドネシア共和国</u>	<u>30. 00</u>	<u>30. 00</u>	<u>30. 00</u>	<u>30. 00</u>	<u>5. 40</u>	<u>5. 40</u>	<u>5. 40</u>	<u>5. 40</u>
<u>ミャンマー連邦</u>	<u>50. 00</u>	<u>50. 00</u>	<u>50. 00</u>	<u>50. 00</u>	<u>10. 50</u>	<u>10. 50</u>	<u>10. 50</u>	<u>10. 50</u>
<u>ベトナム社会主義共和国</u>	<u>26. 00</u>	<u>26. 00</u>	<u>26. 00</u>	<u>26. 00</u>	<u>4. 50</u>	<u>4. 50</u>	<u>4. 50</u>	<u>4. 50</u>
<u>マレーシア</u>	<u>19. 00</u>	<u>19. 00</u>	<u>19. 00</u>	<u>19. 00</u>	<u>2. 50</u>	<u>2. 50</u>	<u>2. 50</u>	<u>2. 50</u>

上記の料金表にかかわらず、次表に掲げる地域については、毎水曜日、次表に規定する料金を適用します。

料金額 地域	最初の12秒まで			最初の12秒経過後 12秒までごとに		
	昼間	夜間	深夜 ・ 早朝	昼間	夜間	深夜 ・ 早朝
<u>インドネシア共和国</u>	<u>12. 00</u>	<u>30. 00</u>	<u>30. 00</u>	<u>3. 60</u>	<u>5. 40</u>	<u>5. 40</u>
<u>ミャンマー連邦</u>	<u>20. 50</u>	<u>50. 00</u>	<u>50. 00</u>	<u>5. 40</u>	<u>10. 50</u>	<u>10. 50</u>
<u>ベトナム社会主義共和国</u>	<u>8. 00</u>	<u>26. 00</u>	<u>26. 00</u>	<u>2. 75</u>	<u>4. 50</u>	<u>4. 50</u>

- ② 携帯・自動車電話設備に係る第 1 種国際カード通話について次表に規定する料金を適用します。（単位：円）

料金額 地域	最初の12秒まで				最初の12秒経過後 12秒までごとに			
	昼間		夜間	深夜 ・ 早朝	昼間		夜間	深夜 ・ 早朝
	土曜日 日曜日 祝日				土曜日 日曜日 祝日			
<u>インドネシア共和国</u>	<u>34. 50</u>	<u>34. 50</u>	<u>34. 50</u>	<u>34. 50</u>	<u>7. 10</u>	<u>7. 10</u>	<u>7. 10</u>	<u>7. 10</u>
<u>ミャンマー連邦</u>	<u>83. 00</u>	<u>83. 00</u>	<u>83. 00</u>	<u>83. 00</u>	<u>13. 50</u>	<u>13. 50</u>	<u>13. 50</u>	<u>13. 50</u>
<u>ベトナム社会主義共和国</u>	<u>40. 00</u>	<u>40. 00</u>	<u>40. 00</u>	<u>40. 00</u>	<u>7. 00</u>	<u>7. 00</u>	<u>7. 00</u>	<u>7. 00</u>
<u>マレーシア</u>	<u>65. 00</u>	<u>65. 00</u>	<u>65. 00</u>	<u>65. 00</u>	<u>5. 80</u>	<u>5. 80</u>	<u>5. 80</u>	<u>5. 80</u>

上記の料金表にかかわらず、次表に掲げる地域については、毎水曜日、次表に規定する料金を適用します。

附 則（平成26年 4 月24日 V V 販第400004-1号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年 5 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 2 削除

料金額 地域	最初の12秒まで			最初の12秒経過後 12秒までごとに		
	昼間	夜間	深夜・ 早朝	昼間	夜間	深夜・ 早朝
インドネシア共和国	15.50	34.50	34.50	5.05	7.10	7.10
ミャンマー連邦	37.00	83.00	83.00	7.00	13.50	13.50
ベトナム社会主義共和国	15.00	40.00	40.00	5.50	7.00	7.00

- 3この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成26年6月6日VV販400088号）
（実施期日）

- 1この改正規定は、平成26年6月20日から実施します。
（経過措置）
- 2平成26年6月20日から平成26年10月26日までの間について料金表に規定する料金額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。
第1表第2（通話に関する料金）2－2－3扉イ
① 加入電話等設備等に係る第1種国際カード通話について次表に規定する料金を適用します。

（単位：円）

料金額 地域		最初の60秒まで				最初の60秒経過後 60秒までごとに			
		昼間		夜間	深夜・ 早朝	昼間		夜間	深夜・ 早朝
		土曜日 日曜日 祝日	土曜日 日曜日 祝日						
中華人民共和国		22	22	22	22	6.39	6.39	6.39	6.39
台湾	携帯電話に着信する場合	34	34	34	34	16.50	16.50	16.50	16.50
	上記以外の場合	18.28	18.28	18.28	18.28	8.80	8.80	8.80	8.80

- ② 携帯・自動車電話設備に係る第1種国際カード通話について次表に規定する料金を適用します。

（単位：円）

料金額 地域		最初の60秒まで				最初の60秒経過後 60秒までごとに			
		昼間		夜間	深夜・ 早朝	昼間		夜間	深夜・ 早朝
		土曜日 日曜日 祝日	土曜日 日曜日 祝日						
中華人民共和国		58	58	58	58	24	24	24	24
台湾	携帯電話に着信する場合	105.40	105.40	105.40	105.40	36.10	36.10	36.10	36.10

- 3この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成26年6月6日VV販400088号）
（実施期日）

- 1この改正規定は、平成26年6月20日から実施します。
（経過措置）
- 2削除

	上記以外の場合	73.06	73.06	73.06	73.06	31.80	31.80	31.80	31.80

- 3この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年 1 月28日 V V サ第00013515号）
（実施期日）

1この改正規定は、平成28年 4 月 1 日から実施します。
（経過措置）

2この改正規定実施の際現に、[第14条の 5 第 1 項第 6 号に係る選択制の長期割引を適用されている専用アクセス契約者については、第53条の 2 の規定に関わらず、この改正規定実施の日以降において、その解約金を適用しません。](#)
[但し、その専用アクセス契約者から、適用を希望する旨の別段の申出があった場合は、なお従前のとおりとします。](#)

3この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年 3 月29日 V V 販第00023728号）
（実施期日）

1この改正規定は、平成28年 4 月 1 日から実施します。
（経過措置）

2[当社は、国際プリペイドカードについて、資金決済に関する法律（平成21年 6 月24 日法律第59号）第20条第 1 項に基づき払戻しを行います。この場合において、その払戻しを行う期間については、前払式支払手段に関する内閣府令（平成22年 3 月 1 日内閣府令第 3 号）第41条の規定に基づき周知します。](#)

3[当社は、この附則 2 に規定する払戻しを行うにあたっては、プリペイドカードの保有者から払戻し請求があった場合\(次に掲げるときを除きます。\)に払戻しを行います。](#)
[ア 当社がプリペイドカードに記載する有効期限の末日がこの改正規定実施の日より前の日であるとき](#)
[イ そのプリペイドカード（そのプリペイドカードに付随する金銭的価値等を含みます。）が当社が試供等を目的として無償で提供したものであるとき](#)
[ウ その者が、当社が別に定める額を超える額の払戻しを請求する場合であって、当社が別に定める法令の趣旨に鑑みた当社所定の手続きに応じないとき](#)

4この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

[（注 1）この附則 3 のウの当社が別に定める額は、10万円及び1,000万円とします。](#)

[（注 2）この附則 3 のウの当社が別に定める法令は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月15日法律第77号）、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年 3 月31日法律第22号）及び国際連合安全保障理事会決議第1167号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）とします。](#)

- 3この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年 1 月28日 V V サ第00013515号）
（実施期日）

1この改正規定は、平成28年 4 月 1 日から実施します。
（経過措置）

2削除

3この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年 3 月29日 V V 販第00023728号）
（実施期日）

1この改正規定は、平成28年 4 月 1 日から実施します。
（経過措置）

2削除

3削除

4この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成30年 3 月22 日　　V V サ第00319949号）
（実施期日）

- 1　この改正規定は、平成30年 4 月 2 日から実施します。
- 2　附則（V V サ第00124132号（平成28年12月16日））「75　同一の加入者共用回線を単位とする定額時間による通話料金の月極割引」の「(エ) 加入者共用回線に係る専用アクセス設備からの国際通話」に規定する料金額に次表を追加して適用します。

<u>地　　　　域</u>	<u>料金額(円)</u>
	<u>1 分ごとに</u>
<u>コソボ共和国</u>	<u>119</u>

附 則（令和 2 年 7 月29 日　　A P S 1 サ第00674648号）
（実施期日）

- 1　この改正規定は、令和 2 年 8 月 3 日から実施します。
- （経過措置）
- 2　附則（V V サ第00323680号（平成30年 3 月27 日））及び附則（V V サ第00626545号（令和 2 年 3 月25 日））における改正前の規定により提供している専用アクセスサービスに関する料金その他取扱いについて、料金表第 1 表第 2（通話に関する料金）の 2－2－2「国際通話に関する料金額」(2)「専用アクセス設備からの国際通話」に規定する料金額に次表を追加して適用します。

（単位：円）

料金額 地域	<u>最初の 1 分まで</u> <u>6 秒までごとに</u>				<u>最初の 1 分経過後</u> <u>6 秒までごとに</u>			
	<u>昼間</u>	<u>土曜日</u> <u>日曜日</u> <u>祝日</u>	<u>夜間</u>	<u>深夜</u> <u>・</u> <u>早朝</u>	<u>昼間</u>	<u>土曜日</u> <u>日曜日</u> <u>祝日</u>	<u>夜間</u>	<u>深夜</u> <u>・</u> <u>早朝</u>
<u>インマルサット A e</u> <u>r o</u>	<u>101</u>	<u>101</u>	<u>101</u>	<u>101</u>	<u>101</u>	<u>101</u>	<u>101</u>	<u>101</u>

附 則（令和 4 年 6 月 8 日　PS事推第00928389号）
（実施期日）

- 1　この改正規定は、令和 4 年 7 月 1 日から実施します。
- （経過措置）
- 2　この改正規定実施前の通話料金別表（選択制による通話料金の月極割引）の「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅰ（シャベリッチ）」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅱ（シャベリッチプラス）」、「全時間帯の国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ（ホーム・オフィス割引）」、及び「全時間帯の国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ（ホーム・オフィス割引プラス）」の「O C N特別適用」及び「O C N追加割引」に係る「定義等」及び「承諾」の規定については、なお従前のとおりとします。
- 3　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成30年 3 月22 日　　V V サ第00319949号）
（実施期日）

- 1　この改正規定は、平成30年 4 月 2 日から実施します。
- 2　削除

附 則（令和 2 年 7 月29 日　　A P S 1 サ第00674648号）
（実施期日）

- 1　この改正規定は、令和 2 年 8 月 3 日から実施します。
- （経過措置）
- 2　削除

附 則（令和 4 年 6 月 8 日　PS事推第00928389号）
（実施期日）

- 1　この改正規定は、令和 4 年 7 月 1 日から実施します。
- （経過措置）
- 2　削除
- 3　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和 5 年12月20 日　　C A S 1 サ第000400002793-01号）
（実施期日）

- 1　この改正規定は、令和 6 年 1 月31日から実施します。
- （経過措置）
- 2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3　この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取

扱いについては、なお従前のとおりとします。

(その他)

4 次に掲げる附則を令和 6 年 1 月31日をもって削除します。

(1) 平成11年7月1日の附則の 第 2 条のうち、着信用電話契約、支店代行電話契約、接続電話契約及び共同電話に係る契約に係る規定、第 3 条、第 5 条、第 8 条、第 9 条

(2) 経企第844号（平成11年12月16日）の附則 2

(3) 経企第1118号（平成12年 2 月21日）の附則 2、 3

(4) 経企第1375号（平成12年 3 月27日）の附則 1 のただし書き

(5) 経企第912号（平成12年8月28日）の附則 2

(6) 経企第1311号（平成12年10月24日）の附則 2、 3、 4

(7) 経企第1371号（平成12年10月31日）の附則のただし書き

(8) 経企第2003号（平成13年 1 月22日）の附則 2、 3、 4、 5

(9) 経企第2004号（平成13年 1 月22日）の附則 1 ただし書き、 2

(10) 経企第2265号（平成13年 2 月21日）の附則 1 ただし書き、 2、 3

(11) 経企第2280号（平成13年 2 月22日）の附則 1 ただし書き

(12) 経企第2545号（平成13年 3 月23日）の附則 3、 4

(13) 経企第2627号（平成13年 3 月30日）の附則 1 ただし書き

(14) 経企第221号（平成13年 4 月23日）の附則 2

(15) 経企第241号（平成13年 4 月24日）の附則 1 ただし書き

(16) 経企第635号（平成13年 6 月27日）の附則 2

(17) 経企第1002号（平成14年10月31日）の附則 1 ただし書き

(18) 経企第1063号（平成14年11月21日）の附則 1 ただし書き

(19) 経企第1107号（平成14年12月 9 日）の附則 1 ただし書き

(20) 経企第1330号（平成15年 2 月21日）の附則 2

(21) 経企第826号（平成15年12月26日）の附則 1 ただし書き

(22) コボ第100号（平成16年 4 月26日）の附則 2、 3

(23) コボ第671号（平成16年 7 月26日）の附則 2、 3

(24) コボ第1, 133号（平成16年10月12日）の附則 1、 2

(25) コボ第1, 243号（平成16年11月1日）の附則 2

(26) コボ第1, 612号（平成17年 1 月 6 日）の附則 1、 2

(27) コボM600071号（平成18年 4 月27日）の附則 2

(28) コボ第M600130号（平成18年 5 月15日）の附則 2

(29) NV第600208号（平成18年 9 月28日）の附則 2

(30) NV第600584号（平成18年12月15日）の附則 2

(31) NV第901197号（平成22年 3 月29日）の附則 2、 3

(32) NV第000668号（平成22年11月25日）の附則 2

(33) VV第200004号（平成24年 4 月 4 日）の附則 2、 5

(34) VV販第300068号（平成25年 6 月11日）の附則 2

(35) VV販第300204号（平成25年 9 月 6 日）の附則 2

(36) VV販第300350号（平成25年12月 2 日）の附則 2

(37) VVサ第300561-1号（平成25年12月27日）の附則 2

(38) V V サ第300737号（平成26年 1 月24日）の附則 2

(39) VV販第400004-1号（平成26年 4 月24日）の附則 2

(40) VV販400088号（平成26年 6 月 6 日）の附則 2

(41) V V サ第00013515号（平成28年 1 月28日）の附則 2

(42) VV販第00023728号（平成28年 3 月29日）の附則 2、 3、（注 1）、（注 2）

(43) VVサ第00319949号（平成30年 3 月22日）の附則 2

(44) APS 1 サ第00674648号（令和 2 年 7 月29日）の附則 2

(45) PS事推第00928389号（令和 4 年 6 月 8 日）の附則 2